

嵐山町議会令和3年第2回定例会会議録

目 次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (6月4日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
本会議に出席した事務局職員	4
説明のための出席者	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	6
行政報告	7
常任委員会所管事務調査報告	8
議案第35号の上程、説明、質疑	20
第6次総合振興計画審査特別委員会の設置、委員会付託	31
第6次総合振興計画審査特別委員会委員の選任	31
第6次総合振興計画審査特別委員会正副委員長の互選結果報告	32
議案第37号の上程、説明、質疑、委員会付託	32
請願の委員会付託について	35
休会の議決	36
散会の宣告	36

第 2 号 (6月9日)

議事日程	37
------	----

出席議員	38
欠席議員	38
本会議に出席した事務局職員	38
説明のための出席者	38
開議の宣告	39
諸般の報告	39
一般質問	39
2番 山田良秋議員	39
11番 松本美子議員	48
発言の訂正	58
発言の訂正	72
3番 狩守勝義議員	75
8番 長島邦夫議員	88
散会の宣告	108

第 3 号 (6月10日)

議事日程	109
出席議員	110
欠席議員	110
本会議に出席した事務局職員	110
説明のための出席者	110
開議の宣告	111
諸般の報告	111
一般質問	111
1番 小林智議員	111
9番 青柳賢治議員	127
7番 畠山美幸議員	145
12番 渋谷登美子議員	155
発言の訂正	184
散会の宣告	190

第 4 号 (6月11日)

議事日程	191
出席議員	192
欠席議員	192
本会議に出席した事務局職員	192
説明のための出席者	192
開議の宣告	193
諸般の報告	193
一般質問	193
4番 藤野和美議員	193
10番 川口浩史議員	223
休会の議決	255
散会の宣告	255

第 5 号 (6月17日)

議事日程	257
出席議員	259
欠席議員	259
本会議に出席した事務局職員	259
説明のための出席者	259
開議の宣告	261
諸般の報告	261
報告第1号の上程、説明、質疑	262
報告第2号の上程、説明、質疑	263
報告第3号の上程、説明、質疑	264
承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	267
諮問第1号の上程、説明、質疑、採決	272
同意第2号の上程、説明、質疑、採決	275
議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決	276

議案第 26 号の修正案の提出	295
議案第 27 号の上程、説明、質疑、討論、採決	299
議案第 28 号の上程、説明、質疑、討論、採決	300
議案第 29 号の上程、説明、質疑、討論、採決	302
議案第 30 号の上程、説明、質疑、討論、採決	304
議案第 31 号の上程、説明、質疑、討論、採決	307
議案第 32 号の上程、説明、質疑、討論、採決	309
議案第 33 号の上程、説明、質疑、討論、採決	311
議案第 34 号の上程、説明、質疑、討論、採決	313
議案第 35 号の委員長報告、質疑、討論、採決	339
議案第 36 号の上程、説明、質疑、討論、採決	352
会議時間の延長	355
延会の宣告	361

第 6 号 (6月18日)

議事日程	363
出席議員	364
欠席議員	364
本会議に出席した事務局職員	364
説明のための出席者	364
開議の宣告	367
諸般の報告	367
議案第 36 号の質疑、討論、採決	367
議案第 37 号の委員長報告、質疑、討論、採決	383
請願第 1 号、発委第 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決	384
発委第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	395
閉会中の継続調査(所管事務)の申し出について	397
発議第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	397
発議第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	400
発議第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	404

町長挨拶	4 0 7
議長挨拶	4 0 8
閉会の宣告	4 0 9
署名議員	4 1 1

◎ 招 集 告 示

嵐山町告示第169号

令和3年第2回嵐山町議会定例会を次のとおり招集する。

令和3年5月21日

嵐山町長 佐久間 孝 光

1. 期 日 令和3年6月4日

2. 場 所 嵐山町議会議場

◎ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

○ 応 招 議 員 (1 2 名)

1 番	小 林	智	議 員	2 番	山 田	良 秋	議 員
3 番	狛 守	勝 義	議 員	4 番	藤 野	和 美	議 員
6 番	大 野	敏 行	議 員	7 番	畠 山	美 幸	議 員
8 番	長 島	邦 夫	議 員	9 番	青 柳	賢 治	議 員
1 0 番	川 口	浩 史	議 員	1 1 番	松 本	美 子	議 員
1 2 番	渋谷	登 美 子	議 員	1 3 番	森	一 人	議 員

○ 不 応 招 議 員 (な し)

○出席議員（12名）

1番	小林	智	議員	2番	山田	良秋	議員
3番	狩守	勝義	議員	4番	藤野	和美	議員
6番	大野	敏行	議員	7番	畠山	美幸	議員
8番	長島	邦夫	議員	9番	青柳	賢治	議員
10番	川口	浩史	議員	11番	松本	美子	議員
12番	渋谷	登美子	議員	13番	森	一人	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅	原	浩	行
書	記	安	在	洋	子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町	長
高橋	兼次	副町	長
福嶋	啓太	技	監
青木	務	参事兼総務課	長
馬橋	透	地域支援課	長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課	長
奥田	定男	教	育 長

◎開会の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和3年第2回嵐山町議会定例会第1日は成立いたしました。

これより開会いたします。

なお、今定例会も新型コロナウイルス感染防止対策を万全に取っての定例会運営を考えておりますので、議員各位並びに執行の皆様にはご協力をお願いいたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○森 一人議長 直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

◎会議録署名議員の指名

○森 一人議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第8番 長 島 邦 夫 議員

第9番 青 柳 賢 治 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○森 一人議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、さきに議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

川口議会運営委員長。

○川口浩史議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第2回定例会を前にして、5月28日に議会運営委員会を開催いたしました。当日の

出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として森議長に、出席要求に基づく出席者として佐久間町長、高橋副町長、青木参事兼総務課長にご出席をいただき、提出されます議案について説明を求めました。

長提出議案については、報告3件、承認1件、諮問1件、人事1件、条例8件、予算1件、その他3件の計18件ということでございます。このほか、議員提出議案も予定されております。

その後、委員会では慎重に協議した結果、第2回定例会は本日6月4日から18日までの15日間とすることに決定いたしました。

会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

また、一般質問は受付順として、6月9日に1番の山田良秋議員から4番の長島邦夫議員、6月10日に5番の小林智議員から8番の渋谷登美子議員、6月11日に9番の藤野和美議員から10番の私、川口といたします。

以上、議会運営委員会から決定いたしましたことをご報告いたします。

○森 一人議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日6月4日から18日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から6月18日までの15日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○森 一人議長 日程第3、諸般の報告をいたします。

初めに、今定例会中の予定及び本日の議事日程をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案、報告3件、承認1件、諮問1件、人事1件、条例8件、予算1件及びその他3件の計18件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、委員会提出議案が提出されましたので、報告いたします。発委第1号 嵐山町議会会議規則の一部を改正する規則の提出についての1件であります。お手元に配

付しておきましたので、ご了承願います。

なお、このほか議員提出議案も予定されております。

次に、今定例会に説明員として出席通知のありました者の職、氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から現金出納検査結果の報告がありました。お手元にその写しを配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、2月から5月までの間の議会活動状況につきましては、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本職宛て提出のありました請願第1号 再生可能エネルギーの割合を高めるエネルギー基本計画の改定に関する請願の写し、陳情第2号 県内農産物と地域経済、消費者の食を守る条例制定に向け意見書の提出を求める陳情書の写しをお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で議長よりの諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○森 一人議長 日程第4、行政報告を行います。

まず、町長に報告を求めます。なお、町長から行政報告に併せて本定例会招集の挨拶を求められておりますので、この際これを許可いたします。

それでは、挨拶、行政報告の順でお願いいたします。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議長のお許しをいただきましたので、挨拶並びに行政報告を申し上げますと思います。

さて、本日ここに令和3年嵐山町議会第2回定例会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中、ご健勝にてご参会を賜り、当面する諸案件につきましてご審議賜りますことは、町政進展のため誠に感謝に堪えないところでございます。

本議会に提案いたします議案は、報告3件、承認1件、諮問1件、人事1件、条例8件、予算1件、その他3件、計18件であります。各議案の提案理由並びに説明につきましては、日程に従いましてその都度申し述べる予定であります。何とぞご慎重なるご審議を賜り、原案のとおり可決、ご決定賜りますことをお願い申し上げます。

次に、令和3年2月から令和3年4月までの主要な施策に関しましては、地方自治法第122条の規定による事務に関する説明書でご報告申し上げましたので、ご高覧願いたいと思います。

新型コロナウイルスワクチン接種につきまして、65歳以上の方を対象に、5月18日より予約受付を、そして6月1日より個別接種、翌2日より集団接種を開始いたしました。議員各位をはじめ、町民の皆様のご理解とご協力の下、これまでのところ大きな混乱もなく順調に進められております。引き続き、安全かつ確実に接種できるよう万全を期してまいります。

今後とも議員各位のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げまして、挨拶並びに行政報告を終わらせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

次に、教育委員会に関する報告を教育長に求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 教育委員会から報告させていただきます。

地方自治法第122条による事務に関する報告につきましては、お手元の資料33から40ページをご高覧いただきたいと存じます。

なお、資料に3点ほど付け加えさせていただきます。1点目は、4月5日現在の町内小中学校の児童生徒数、学級数ですが、小学校は前年比プラス6人、中学校はマイナス20人で総数1,057人です。学級数につきましては1学級増の52学級でスタートいたしました。また、新採用教員は菅谷小学校に1名配置してございます。

2点目は、国のGIGAスクール構想により、本町でも全児童生徒にタブレットが配付貸与されました。教職員への研修も終了し、いよいよ授業での活用が始まります。

3点目は、杉山城跡ですが、NHKテレビ「日本最強の城」、テレビ東京「アド街ック天国」で取り上げられて以来、来場者が急増し、5月の連休に把握できているだけで1,755人の来場者がありました。

以上、教育委員会の行政報告とさせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

以上で、行政報告を終わります。

◎常任委員会所管事務調査報告

○森 一人議長 日程第5、常任委員会所管事務調査報告を行います。

初めに、総務経済常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

青柳総務経済常任委員長。

○青柳賢治総務経済常任委員長 ご指名いただきましたので、朗読させていただきます。

令和3年6月4日

嵐山町議会議長 森 一人 様

総務経済常任委員長 青柳 賢治

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

1 調査事項

「DMOについて」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について3月18日、4月9日及び5月10日に委員会を開会し、調査研究を行った。

3月18日の委員会について

当日は「DMOについて」本島観光協会事務局長、藤永企業支援課長に出席を求め意見交換を行った。

【委員よりの意見と答】

(意見) DMOの申請の進捗と従来 of 事務もある中で事務局長の役割分担は

(答) 推進室で、候補法人となる申請を進めている。候補法人になった後、登録法人の申請となるが、報告書の作成がかなりハードルの高い作業となり、慎重に進めていく。事業は観光協会主体で進めていただき、関係するところと協力していく。

(意見) 観光資源の把握と有効な情報発信が大事ではないか

(答) 外部目線は必要で重要と思い、アンケートなども考えていく。情報発信も重要と考えている。LINE (ライン: SNSアプリ) を立ち上げ、嵐山に関係する情報を発信したい。地域づくりに協力していただける団体との関係を深めたい。

(意見) DMOと観光協会のめり張りや比企広域の連携は

(答) 観光で来ていただいた皆様に嵐山町のよさを知っていただき、情報発信をしていただく事業を進めたい。そのためにも観光資源を知り、町のことについても研究

したい。広域な連携は今後のNHKの大河ドラマなどをいきっかけにして、城巡りなども考える。

(意見) 事務局長から委員へ

(答) お休み場所が嵐山町は少ないと考えている。大型バスの駐車場を活用したい。また、商工会に登録されているキッチンカーの団体とも協力をしながら盛り上げを考えたい。点と点を線で結ぶ企画も作っていく。

(意見) バーベキュー場の収入は

(答) 売上げの拡大を考えている。協会の収入となる。

今回は「千年の苑ラベンダー園」の現状と今後の対策についての説明と、観光協会に対して委員会として臨むことを取りまとめることにして委員会を閉じた。

4月9日の委員会について

当日は「千年の苑ラベンダー園」の現状と今後の対策について杉田農政課長、藤永企業支援課長に出席を求め説明を受けた。

(1) 「千年の苑ラベンダー園」の現状と今後の対策について

約4ヘクタールの適地に7種類の植付けを行い、5月の連休明けから開花する富良野ブルーなど1万4,000本を暑さや湿気対策を施して管理している。その他のゾーンについては、約1.5ヘクタールをシャーレポピー、3ヘクタールをお土産用の乾麺に小麦農林61号の植付けをした。道路上のバス停待機所として路側帯の整備も進める。いつからいつまでの期間開園とするか、収穫物のある圃場にするのか、見せる圃場にするのかについても検討している。

説明後の主な質疑です。

(問1) マイラベンダークラブ(試験圃場)への植付けは

(答) 体験型農業としての摘み取りのできる果樹園にするのか、花だけ見せるのか、スタッフの人員なども含め検討中。

(問2) マイラベンダークラブの現状とこれからの展開は

(答) 町内個人、事業所を中心に会員は49人と5団体。今後は利活用して楽しむ方向に。蒸留体験などの講座も予定する。

(問3) バスの待機所となる部分は土側溝である、土木事務所と何か対策は

(答) 柵渠で埋まっているので、観光協会や土地改良区と相談し、一定の時期に堀さらいが必要になるかもしれない。

(問4) ラベンダーの株が枯れているが、どのように状態を評価している

(答) これまでのラベンダー被害を踏まえ、下へ水が抜ける対策を取り根腐れの防止、土壌改良としてもみ殻燻炭を入れ、排水対策のため傾斜をつけ、より早く通路に水が流せるように排水整備をした。昨年の反省点は、剪定が遅くなり株が大きくなり弱ってしまった。富良野や玉原でも2割程度の株が駄目になってしまうようで、株の性質上仕方ないことと思いますが、極力そういったことのないよう剪定をする。

(問5) 来年のラベンダーまつりのスケジュール、お金を使っていたく仕組み、バーベキュー場の使い方は

(答) 年内に大まかな方向性を出す。バーベキュー場では駐車場料金をいただき、手芸施設ではお土産の販売もできないか考えたい。純利益の上がる運営を考える。

(問6) 今までの観光協会の理事だった方の活動は、引き継いで支援団体としてやっていくのか

(答) DMO委員会として、意見を聞く場をつくっていく予定でしたが、今のところ手を挙げていただく方はいないので、杉山城保存会や先賢顕彰会、また観光ボランティアにも協力いただきながら支援団体を増やしていく。

(2) 委員より観光協会へ意見

ア 町全体でDMOを盛り上げていく仕組みづくりを考え、ボランティアを巻き込み、町の観光資源は住民全体で守っていくという共有の意識を醸成していく。

イ 稼ぐということは町が活性化し、地域にお金が循環することによって経済的豊かさにつながることで、町民の稼ぐ力のお手伝いをするのもDMOの重要な仕事である。

ウ 年間を通して嵐山町の魅力を発掘し、メディアを通じた発信。

エ 広域な連携もつなげ、考えてみる。

次回の委員会は観光協会事務所と嵐なびへの視察をすることを決めて委員会を終了した。

5月10日の委員会について

当日は新たに移転した嵐山町観光協会事務所と嵐なびへの視察を実施。会長(高橋副町長)、本島事務局長他職員1名、及び藤永企業支援課長から説明を受けた。

(1) 新年度の観光協会の営業状況について

新年度4月における営業状況は、コロナ禍にありながら学校橋での入込客数は

2019年比で約700名増の5,000名。5月ゴールデンウィークに至っては、5日間で約5,000名、2019年5月は1か月で7,000名なので、既に7割の来客数となり、順調な滑り出しとなった。バーベキュー場においては、5月のゴールデンウィークは約5,000名、2019年5月の1か月分が1万1,000名であった。嵐なび売店4月上高は、2019年比約3倍の64万円となった。

(2) 観光協会のホームページの進捗について

バーベキュー場の予約ウェブシステムが稼働し、集計等の効率化、現場とのオンラインにより野外炉などの貸出状況の把握が瞬時にできるようになった。4月24日からのアクセス数は284件に及ぶ。生情報の発信についてはSNS、インスタグラムによるものをホームページに掲載していく。

(3) 「嵐なび」の視察について

このところのメディアの影響もあり、連日多くの来店客がある。リニューアルした売店で一番の売れ筋は御城印とのこと。売上状況は直接事務所とオンラインになっている。商品の展示、貸し自転車の配置も職員の工夫と努力で、買いやすく、手にしたくなるような展示がされていた。2階は就労相談の職員が駅利用者に対する案内などの機会が増えているとの説明だった。

(4) 視察後の各委員の意見や感想

ア 業務の改善が進み、スムーズな移行ができています。ホームページに新鮮な情報が随時掲載できるように協力員やサポーター制度の仕組みをつくっていけるといいのではないかと。

イ 御城印などの売行きが相当あり、杉山城への観光客も多い。杉山城隣接のトイレが相当老朽化しているので、修繕は緊急性を要する。

ウ 予約システムは先々、宿泊などを含む予約システムに進んでいく。職員、顧客全般に優しい対応をお願いします。

オ 今後、観光情報なら観光協会のホームページと言えるように、一元的管理ができるといい。「嵐なび」1階、2階は有機的につながるように駅利用者、観光客への誘導や動線も含めて分かりやすい案内にする。

カ 「嵐なび」などでの販売商品も含めて、どんなときも町民の協力を仰ぐ姿勢をもって運営に当たってほしい。

今後、杉山城など北部の観光拠点への視察及び予約システム、LINEなどICT

の活用状況を調査して、DMOについての最終提言をまとめる。

以上、中間報告といたします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 3ページの5月10日の（1）でいっぱい人が来たということで報告があるわけですが、人数が来るというのは観光協会としてはいいのでしょうけれども、このコロナ禍の中でいっぱい来るというのは、ちょっとこんなに来過ぎてはまずいのではないかなと思うのですが、委員会としては何か規制をある程度の人数でなければいけないという意見は出なかったのかどうか、ちょっと伺いたいと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青柳総務経済常任委員長。

○青柳賢治総務経済常任委員長 これは、あくまでも事務局側の営業状況の報告でございました。それで、事務局、行っていただくと分かりますけども、非常に手狭で結構いろんな機器が置いてありました。なかなか話を聞くことも精いっぱいございましたけれども、いい滑り出しだねということが総務経済常任委員会委員のほぼ同じ考えでございまして、今の川口議員のことについては、委員会としては一切出ておりません。

○森 一人議長 ほかに。

第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） まず、1ページのところに観光資源の把握と有効な情報発信ということで、ラインを立ち上げということが書いてあるのですが、こちらはラインのみの立ち上げというお考えでよろしいのでしょうか。フェイスブックですとかツイッターですとかありますけれども、ライン一本でこちらはやっていくというお考えなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青柳総務経済常任委員長。

○青柳賢治総務経済常任委員長 今事務局では、予約システムを含めてラインでのいわゆる受付を行っているということでございまして、今開発しているものはラインだけ

だというような感じで、そのほかのものについては説明はありませんでした。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 情報発信だけではなく、ラインを使っでの予約システムが入るといことなののでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青柳総務経済常任委員長。

○青柳賢治総務経済常任委員長 この3ページのところの観光協会のホームページの進捗についてのところ、ちょっと書いてあるのですが、バーベキュー場の予約システムがいよいよ、メーカーの名前ちょっと忘れてしまいましたけれども、ラインの受付になっているということで、その後いろいろSNS、インスタグラムだとか、そういったホームページに掲載していく情報もいろいろなものがありますが、インスタグラムだとかいろんなものがあるので、それは段階段階によって事務局でもお願いして、その情報を送ってくれる人がいなくてはいけませんので、そういったところにも今後広げていきたいというような話でした。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 4ページのところには、今後、杉山城など北部の観光拠点への視察及び予約システム、ラインなど書いてあるので、今後も広げていくのかなとは思ったところではございますが、承知しました。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 ないようですので、総務経済常任委員会の調査報告を終了します。ご苦労さまでした。

次に、文教厚生常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

○畠山美幸文教厚生常任委員長 それでは、議長のご指名がございましたので、朗読をもって報告させていただきたいと思えます。

令和3年6月4日

嵐山町議会議長 森 一人様

文教厚生常任委員長 畠山美幸

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告いたします。

記

1 調査事項

「太陽光発電について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として上記調査事項について3月30日、4月13日及び5月12日に委員会を開会し、調査研究を行った。

3月30日の委員会について

(1) 議会だより第182号パブリックコメントの掲載について

パブリックコメント募集を冒頭に入れ、条例案全文を掲載することとした。

(2) 太陽光発電設置に関する条例について

9月議会で条例を上程する予定で進めるため、パブリックコメントの期間は、5月10日から5月31日と決めた。経過措置については川島町等を参考にし、施行期日については、公布日との意見が出されたが、周知期間等について4月13日の委員会で担当課長の意向を聴取して協議することを決めて委員会を終了した。

4月13日の委員会について

(1) 施行期日について

藤原環境課長に出席を求め意見交換を行った。担当課としては、町民、事業者、その他関係者は十分な周知期間を取ること、事務執行体制の準備として、マニュアルを整備し、遺漏のないように事務を進めるため、準備期間がある程度必要とのことであった。

問 周知期間と事務執行体制をつくる期間はどのくらいと考えるか。

答 事務執行体制は最低でも半年いただきたい。

問 5月末にパブリックコメントが終わってからの半年で11月までに執行できるか。

答 公布から半年はいただきたい。

委員からなるべく早い時期の施行をお願いしたいとの意見が多くあり、環境課においても再検討を願い、次回協議することとした。

(2) 経過措置について

既存施設について、協定締結を入れるべきとの意見が出た。協定締結までの手続を

フローチャートにし、次回の委員会で検討することとした。

5月12日の委員会について

(1) 施行期日について

藤原環境課長に出席を求め委員会を行い、施行期日について、町民、事業者、その他関係者への周知期間と事務執行体制の準備期間が必要であり、4月1日としたい旨の説明を受けた。

問 準備期間については、吉見町や川島町はもっと短い期間でできている。嵐山町が1月1日からやるためにはどうやったらできるか。

答 執行体制として、届出があった後の工事等技術的な面がある。現在、担当課内に技師がおらず、他課の技術職員の協力を得ながら処理していくことになる。先行している吉見町や川島町がどのように事務を処理しているのか、よく調査研究したいと思う。ほかに、ガイドラインと比べて細かいところが増え、協定も町と事業者で結ばなくてはならないので、もろもろを考えると半年程度期間をいただきたい。

委員からの意見としては

- ・周知すると業者が動く、もっと早い施行をしたほうがよい。
- ・1月1日施行は無理か。
- ・準備は遺漏なく行うことが必要、4月1日がよい。
- ・業者は地元の要望を酌むことが必要である。地元の人が無関心であってはならない。
- ・環境に対して問題意識が低い。環境課に対して体制が弱い。

など様々な意見が出たが、結論として、条例施行は令和4年4月1日とすることに決めた。

(2) 太陽光発電設備設置事業着手フローチャートについて

環境課から条例(案)に基づくフローチャートが示され、協定締結は既存事業に適用しないことを確認した。上下水道課は、県と技術職員の派遣協定を締結し、県からの職員が月1回町に来てアドバイスを受けている。町の技術職員が不足していることが問題なので、今後、町へ太陽光発電事業に関する条例の施行に係る県に対する技術的支援の協議等、技術的事務の充実を求める要望書を委員会として町長に提出し、将来的には広域的処理についての協議も要望していくなど意見が出た。要望書については今後検討することとし、委員会を終了した。

以上、中間報告といたします。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 2ページのところなのですが、なかなか町の状況というのは委員の皆さんお聞きになっているわけなのですが、これほどまでに条例が早く施行というようなことで動かなくてはならない、その根拠となるものは何なのか、委員会では。

○森 一人議長 答弁を求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

○畠山美幸文教厚生常任委員長 数ちょっと確実に覚えておりませんが、まだ未稼働になっているところが嵐山町は72か所だったかな、70か所程度ございます。そういうことでこの条例ができると聞きつけた場合に、動いてしまう方がいるのではないかということで、なるべく早く早くというお話でした。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 条例の趣旨からすると、やはりそこに参画をする事業者がいたり、土地の所有者がいたり、それをある程度指導する町の立場もあるのでしょうか。どうもちょっと受け止め方が、70幾つあるとしても、そこまである程度地権者との同意ができていたりするものなので、何らかの制約がかかることができるのだろうかというのが私疑問なのですが、町としても。

○森 一人議長 答弁を求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

○畠山美幸文教厚生常任委員長 もう地主の方が太陽光発電をそこに建ててもいいよという締結を結んでいる住民の方はいらっしゃると思います。そういう中で、建設はしたけれども、あとは業者はほったらかしで知らないよということになってしまいますと、やはり自然破壊にもつながりますので、そういうところをしっかりとっていく条例にもなっておりますので、そういう業者さんとの協定をしっかりと結んでいくということが求められている内容になっております。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 ないようですので、文教厚生常任委員会の調査報告を終了します。ご苦勞さまでした。

最後に、広報広聴常任委員会の調査報告を委員長に求めます。

長島広報広聴常任委員長。

○長島邦夫広報広聴委員長 指名されました長島です。委員会報告を行います。

令和3年6月4日

嵐山町議会議長 森 一人 様

広報広聴常任委員長 長 島 邦 夫

所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり中間報告します。

記

1 調査事項

「広報広聴について」

2 調査結果

本委員会は、閉会中の特定事件として「広報広聴について」を調査するため、3月26日、3月29日、4月7日、4月15日及び5月7日に委員会を開会し、調査研究を行った。

(1) 広報広聴常任委員会（全体会）

①議会報告会概要決定について（3月26日）

第18回議会報告会の開催決定は同意されているが、前回同様にコロナ禍の開催になることを踏まえ、安全を最優先にマニュアル協議を進める。

・開催日は5月15日（土）、リハーサルを5月7日（金）に決定する。

・報告内容は3月定例会議案審議内容、予算特別委員会の報告ほか、各常任委員会報告等とする。

・意見交換テーマは町の学校適正規模等の推進事業の見直し表明について、町民がどのように受け止め、どのように考えているか、住民との意見交換が必要との意見一致となり、テーマを「学校編成をどう考えますか」に決定。

・実施に当たっての役割分担が決定する。

（その他の協議について）

・ICTの活用について議員個人の所有物を利用することは同意をいただいている

が、活用については議会運営委員会の審議結果を基に広聴委員会で進めることとなる。

・動画配信のサンプル作成について委員会提言がされ、3月議会の動画から調査研究することが確認をされる。

②議会報告会のリハーサル（5月7日）

リハーサルに入る前に、町内コロナ感染状況について変化があることから、再度実施可否について意見を問う。主な意見として、

- ・町内感染者数が増えている状況であり、開催するのは不適當。
- ・感染悪化の状況であり中止の選択がよい。

ほかにも中止されるべきとの意見が多く、中止の判断がされる。

・中止の広報についてはホームページで行い、依頼者、依頼団体には中止のご案内に伺う。郵送での参加依頼団体については中止案内を送付する。

・出来上がった説明資料は、事務局、ふれあい交流センター、図書館、ホームページで閲覧できるようにするほか、区長宅及び訪問依頼者、団体には送付をする。

（その他の協議について）

- ・議員個々のWi-Fiの設置状況、ネット設定の再確認がされる。
- ・広聴委員会より本会議動画配信の調査状況が説明され、了解される。

（2）広報部会（議会だより182号の発行について）

今号は第3回定例会を主な内容とした掲載であり、3月29日入稿、4月7日初校、15日再校、16日再々校、5月1日発行予定で準備を進める。主には定例会予算審議の内容、補正予算、一般質問、各常任委員会の報告、文教厚生常任委員会においては嵐山町太陽光発電設備設置に関する条例の制定に向けてのパブリックコメントのお願い及び条例案の掲載、一部事務組合の報告、表紙には元気に登校する中学生の自転車通学状況の全28ページの掲載となる。

（3）広聴委員会について（4月7日）

①第18回議会報告会の運営マニュアル、報告書案再確認について

・報告会に関する質問は意見交換会の冒頭に5分程度実施、それ以上については質問表に記載を願い、報告会報告書の中で回答することが確認される。

・意見交換の方法については、テーマに沿った意見交換を前提とし、他の意見についても発言者の一方通行にならないような進行することが再確認される。

・意見交換は最大50名を想定とした場合、203、204会議室を15名に、他を町民ホー

ルで対応（35名）することが提案される。

- ・休憩時間は1時間に10分程度とする。
- ・自己紹介は氏名、住所程度とし、最初の発言どきをお願いする。
- ・説明資料にデザイン変更の提案があったが、本報告書については統一性を持たせるため、次号より協議することとなる。

以上、報告書の協議は全会一致となり、運営マニュアル及び報告書案が完成する。

（その他の主な協議）

・議会内でのICT使用基準については、議会運営委員会の審議経過が説明される。委員よりもWi-Fiを利用しての活用は様々考えられることができ、使用基準についても協議されるべきの提言があり、同意される。

・本会議動画配信においては発信量により有料も推測される。経費をかけない前提とすれば、自らの編集作業で発信量削減も必要の説明がされた。

・町民からの配信要望であり、前向きの調査を進めることが同意される。

以上、中間報告といたします。

以上です。

○森 一人議長 ただいまの委員長報告につきまして、何かお尋ねしたいことはございますか。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 2ページの（2）、今号は第3回定例会とありますが、第1回の誤りではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○長島邦夫広報広聴委員長 訂正をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 今、訂正の申出がございましたので、訂正していただきたいと思えます。

ほかにございますか。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 ないようですので、広報広聴常任委員会の調査報告を終了します。ご苦労さまでした。

以上で、常任委員会所管事務調査報告を終わります。

◎議案第35号の上程、説明、質疑

○森 一人議長 日程第6、議案第35号 第6次嵐山町総合振興計画を策定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第35号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第35号は、第6次嵐山町総合振興計画を策定することについての件でございます。

第6次嵐山町総合振興計画の策定について、嵐山町議会基本条例第11条第1号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、議案第35号の細部につきましてご説明申し上げます。

第6次嵐山町総合振興計画の策定に当たりまして、基本的な考え方が3点ございます。

1点目は、分かりやすさでございます。総合振興計画は、町の最上位計画であり、誰にでも分かりやすい計画である必要があります。まちづくりは、そこに住む人のためのものであり、町民と町とが共通した目標を持つことが重要になります。また、目標達成がどのような状態なのかを明確にするため指標化し、毎年検証してまいります。

2点目は、計画の公開でございます。総合振興計画は、町民と共に作成しなければなりません。しかし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により会議が開催できない状況でございました。そのため住民意識調査や若者、小学4年生の保護者へのアンケートを実施するなど、より多くの方の意見を聞く機会を設けられるよう努めました。また、審議会は公開し、パブリックコメントを実施するなど広く情報を提供し、策定いたしました。

3点目は、個別計画との整合性でございます。町では現在、総合振興計画以外にも各種計画が策定されております。こうした既存計画との整合を図り計画を策定していくことといたしました。

以上の3点が計画を策定していく上での基本的な考え方でございます。

続きまして、現在までの策定の経緯につきましてご説明いたします。

参考資料の最後のページ、資料ナンバー3、第6次嵐山町総合振興計画策定までの経緯を御覧ください。

令和元年12月9日から12月26日まで、18歳以上の町民の方2,000人を対象とした住民意識調査を実施いたしました。回収数は958件で、回収率は47.9%でした。

令和2年2月1日から2月28日まで、総合振興計画審議会委員を募集し、1名の方が応募されました。その後、新型コロナウイルスの感染拡大により策定業務を休止せざるを得ない状況となりました。

しばらくの期間が空きまして、令和2年7月27日から8月5日まで、職員アンケートを実施しました。回答数は137件で、回答率は66.5%でした。

令和2年7月29日から8月21日まで、町立小学校に在籍する4年生全員の保護者に対するアンケートを実施しました。回答数は60件で、回答率は51.7%でした。

令和2年9月8日から9月22日まで、若者ということで女性を含む消防団員に対するアンケートを実施しました。回答数は42件で、回答率は44.2%でした。

令和2年9月23日、第1回の総合振興計画審議会を開催いたしました。17名の委員の皆様には、令和3年4月27日の第5回最終審議会まで活発かつ慎重に審議を重ねていただきました。

令和3年2月1日、2月10日、3月24日、4月23日に計画会議を開催いたしました。

裏面を御覧ください。令和3年3月25日から4月15日までパブリックコメントを実施いたしました。結果、意見提出をいただいた方は1名で、意見項目は2項目でございました。意見内容、回答につきましては、参考資料のナンバー1、パブリックコメントの実施結果についてのとおりでございます。

令和3年4月27日、第6次総合振興計画（案）の答申書を会長、副会長より町長へ手渡していただきました。答申書につきましては、参考資料ナンバー2として添付させていただきます。

以上がこれまでの策定経緯でございます。

それでは、第6次嵐山町総合振興計画（案）を御覧ください。1枚めくっていただきまして、目次でございます。第6次総合振興計画は、第1章から第4章で構成しております。第1章は序論、第2章はまちの将来像、第3章は重点プロジェクトとして

3つのプロジェクトを定めております。第4章は基本施策となっており、第1節から第6節までの6つの施策を定め、計画的な行政運営を進めることといたしました。

2ページを御覧ください。第1章、序論でございます。1、計画策定の趣旨と改定の経緯でございますが、平成23年4月からスタートいたしました第5次嵐山町総合振興計画が令和2年度で終了となりました。この間、少子高齢化や人口減少の問題は深刻化し、さらに激甚化する災害や新たな感染症への対応など課題も山積しております。町では、駅周辺や都市計画道路の整備、工業団地の拡張や川島地区における産業系土地利用の推進、小中学校の規模や配置の在り方等の検討結果などにより、人の流れや生活環境が変化していくことが予想されます。今後も予想を超えるスピードで変化する社会情勢に対応し、町民との信頼関係を築きながら「住んでよかった、これからも住み続けたい」と感じられるまちづくりを進めていくための指針として、第6次総合振興計画を策定するものでございます。

3ページを御覧ください。2、計画の性格でございます。ご承知のとおり、総合振興計画は、町の最上位計画に位置づけられ、10年後の将来像を示し、まちづくりを総合的かつ計画的に推進するための計画です。第6次総合振興計画は、計画期間を令和3年度から令和12年度までの10年間とし、毎年検証を行うこととしております。また、計画期間が長期であることを踏まえ、中間年の令和7年度に見直すものとしておりますが、さらに社会経済情勢の変化が著しい場合は、見直しの期間を柔軟に変更していくこととしております。

4ページからは、3、計画策定の背景となっております。1、嵐山町の概要につきましては、ご高覧いただきたいと存じます。

6ページを御覧ください。2、時代潮流でございます。1、人口減少と人口構造の変化には、人口減少の克服について地域の実情に応じた取組が求められていること。2、災害の激甚化・国土強靱化には、あらゆる自然災害にも対応できる防災対策が必要であること。3、令和時代の新たな教育への対応には、子どもたちが急激に変化する社会で生きていくために、その資質と能力を育成すること。4、デジタル化の加速には、社会全体のデジタルトランスフォーメーションを推進すること。5、持続可能な取組には、各種計画や施策にSDGsを取り入れていくこと。など、町の現状や課題、取り組むべき姿勢を記載しております。

続きまして次ページからは、3、嵐山町を取り巻く社会状況でございます。人口と

世帯数の推移、人口動態の推移、昼夜間人口指数の推移、産業別就業人口、事業所の推移について記載させていただいております。町の人口は、平成12年をピークに減少が進んでおり、高齢化も進んでおります。

2、人口動態の推移についてですが、平成25年以降、社会増減につきましてはプラスが多くなっており、平成27年、30年では人口が増加に転じております。これは、新たな企業の誘致や既存企業の拡張等による外国籍の方を含む雇用の確保、平沢土地区画整理事業による良好な住宅整備が進んだことなどが要因として考えられます。

10ページ、11ページを御覧ください。4、近隣市町の状況でございます。人口、農業、工業、商業の状況について、比企地域と嵐山町の推移を表しています。1、人口の状況を見ますと、唯一滑川町だけが増加していることが分かります。2、農業の状況ですが、農業産出額は全体的に減少が続いております。3、工業の状況ですが、様々な要因により製造品出荷額について全体的に増加が進んでおります。4、商業の状況では、年間商品販売額について全体では増加が続いておりますが、嵐山町は緩やかな減少が続いていることが分かります。

12ページを御覧ください。4、住民意識調査等の結果でございます。先ほど施策の経緯でご説明いたしましたが、第6次総合振興計画を策定するに当たりまして、無作為に抽出した18歳以上の町民2,000人に対しアンケート調査を行い、958人の方から回答をいただきました。回収率は47.9%となっておりますが、76.8%の方が「住みよい」、「ある程度住みよい」、また78.3%の方が「一生住みたい」、「今後もある程度住みたい」と回答していただいております。一方、「住みにくい」、「移転したい」と回答した方は、それぞれ3.3%、8.4%となっており、移転したい理由として、「交通が不便」が34.9%、「人情が薄く不親切」及び「買い物に不便」が8.1%となっております。

次ページの生活環境の満足度では、自然環境については満足度が高く、防犯・安全面や医療体制などは不満が高いという結果になりました。満足度の高い項目については、「身近な緑の豊かさなど自然環境保全」が74.4%、次いで「空気のきれいさの保障」が74.2%、逆に不満度が高いものについては、「夜道の安全や防犯体制の強化」が48%で最も高く、次いで「買い物の利便性の確保」が40.4%となっております。

14ページを御覧ください。今後のまちづくりについて重点的に取り組むべき課題ですが、医療体制の充実、公共交通の整備が重点課題と捉えられています。全体では「医療体制の充実」が最も多く38.6%、次いで「公共交通の整備」が30.9%、「高齢者福

社の推進」が30%となっています。年代別では、20代から30代では「子育て支援体制の充実」、50代以降は「高齢者福祉の推進」が高くなっております。

次ページを御覧ください。分野ごとのまちづくりについてですが、住民意識調査の満足度と職員意識調査での重要度を重ねたCS分析を行い、町の優先課題を分類いたしました。CS分析は、満足度と重要度の回答を点数化することにより、改善する項目と優先順位を明らかにするものです。第1象限に位置する道路等の安全性や防犯面、幼児教育や子育て、医療体制などが改善すべき項目となっており、特に保健・医療・福祉分野での課題が多くなっております。これらを満足度が高く、重要度が高い第2象限へ移行するための取組が重要となってきます。

18ページ、19ページを御覧ください。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで1時間たちましたので、暫時休憩といたします。

再開時間を11時20分といたします。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時22分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

馬橋課長から説明をお願いいたします。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、18ページ、19ページを御覧ください。第2章、まちの将来像でございます。1、将来像でございます。町民一人一人が、町の魅力であり、幸せを感じられる瞬間を与えてくれる「ひと しぜん 暮らし」を大切に、人との交わりの中で学び育み、未来へつないでいく。そして、10年後も住む人にとって嵐山町が「住んでよかった、これからも住み続けたい」と感じられるまちとなるよう、将来像を「未来へつなぐ ひと しぜん 暮らし とともに学び育むまち らんざん」といたしました。この将来像は、住民意識調査、各種アンケート結果、町長へのヒアリング結果を基に審議会でご意見をいただき作成しております。

続きまして、20ページ、21ページを御覧ください。2、土地利用構想でございます。将来像の実現を目指し、社会情勢や財政状況を勘案しながら、計画的な土地利用を図ってまいります。平成27年度の第5次総合振興計画の改訂版を基本とし、修正と追加をさせていただきました。農業系と森林系を田園地域に、商業系と工業系、インター

関連開発を産業地域とするなど、市街地、田園地域、自然保全地域、産業地域の4つのエリアとして作成しております。

また、21ページの土地利用構想図の上部になりますが、計画道路としてありました吉田から深谷市川本地区へ抜ける道路について、明戸橋建設促進研究会の活動が平成30年に休止したことから削除いたしました。

22ページを御覧ください。3、人口推計でございます。町では、平成12年をピークに減少傾向が続いております。令和12年の目標人口としています1万6,340人は、平成27年度に策定しました嵐山町人口ビジョンの推計値となっております。その人口ビジョンの令和2年の推計値1万7,510人に対して、実際の令和2年の人口は1万7,890人となっており、目標人口を上回っておりますが、令和元年度の合計特殊出生率が0.87となっておりますので、引き続き人口減少の抑制を図っていくことが求められます。

24ページを御覧ください。第3章、重点プロジェクトでございます。重点プロジェクトは、第6次総合振興計画で新たに設けたもので、横断的かつ重点的・優先的に事業を進めるために位置づけるものがございます。駅周辺の整備、花見台工業団地の拡張や川島地区における産業系土地利用の推進、都市計画道路の整備など、今後予定されている計画や小中学校の規模や配置の在り方等の検討など、人の流れや生活環境、地域の在り方などに大きな影響を及ぼすことが予想される事業や、15ページのCS分析において改善すべき項目と示された事業を主に重点プロジェクトとして位置づけており、今回の計画の核となっております。

第6次総合振興計画では、子どものびのび成長プロジェクト、みんなわくわく活躍プロジェクト、地域いきいき安心プロジェクトの3つのプロジェクトがあります。

子どものびのび成長プロジェクトでは、「子育て世代が安心して子どもを産み・育てる環境をつくります」、「子どもたちが多様性を認め合い、個性を発揮して学び・育つ教育体制をつくります」、「家庭・学校・地域とが交流することで子どもたちに文化・伝統を継承します」、「関係機関と連携し、国際感覚や郷土愛を育みます」を目指す姿としております。

みんなわくわく活躍プロジェクトでは、「雇用を確保し、就職・結婚などのライフステージの変化による人口の流出を防ぎます」、「地元で働く世代が新たに挑戦することができる環境をつくります」、「企業活動を支える基盤づくりを推進します」、「嵐山

町の認知度を上げ、より多くの人が町を訪れることでビジネスチャンスを広げます」を目指す姿としております。

地域いきいき安心プロジェクトでは、「自主組織や消防団と地域や学校などが交流することにより、防犯・防災意識を高めます」、「犯罪を防ぎ、災害に強いまちをつくれます」、「生きがいを持って暮らしを楽しめる場をつくれます」、「誰もが健康を維持しながら、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくれます」を目指す姿としております。

28ページをお開きください。ここからは、第4章、基本施策でございます。第1節から第6節まで6つの施策を定めております。

第1節は、協同のまちづくりでございます。1、コミュニティ・協同でございますが、地域コミュニティの活性化を図るため、地域や町民の活動支援、SNSなどを活用した情報共有を図り、町民とともに協同のまちづくりを推進します。本計画では「協同」という言葉を「心を合わせ、共に助け合って行動する」という意味で表現しております。2、人権・平和でございます。人権を尊重する地域社会や男女共同参画社会の実現、女性の活躍支援に努めるとともに、平和意識の醸成、町民の国際意識や国際理解の醸成に努めてまいります。

第2節、ひとを育み、学び楽しむまちづくりでございます。1、子育て支援でございますが、子どもの視点に立った子どもの最善の利益を実現するまちを目指し、子育て支援を推進いたします。2、学校教育でございますが、「学校教育なら嵐山町」を目指し、小中学校の連携、特色ある教育の推進、ICTを活用した教育など、児童生徒の発達状況に応じた支援に取り組みます。3、社会教育・文化・スポーツ活動でございます。生涯学習活動、文化・芸術活動、スポーツ活動を推進するとともに、町の文化財の適切な保存・管理に努めます。

次ページを御覧ください。まず、第3節、健康で互いに支えあうまちづくりでございます。1、健康づくり・医療でございますが、運動習慣、食育など、健康づくりとともに新たな感染症対策に取り組みます。また、母子の健康づくり、地域医療の充実に努めてまいります。2、地域福祉・社会保障でございます。地域福祉に対する意識啓発や支援とともに、地域ボランティアの育成に努め、全ての町民が、地域の中で自立した生活が送れるよう「支え合いのまちづくり」を促進します。3、高齢者福祉でございます。生きがいづくりを通して健康長寿を目指すとともに、高齢者が住み慣れ

た地域で安心して生活できるよう地域と一体となった支援に取り組みます。4、障害者福祉でございます。障害のある方の就労支援、地域との交流促進等に努めるとともに、地域の中で安心して暮らせるよう、情報提供や専門的・継続的な支援に取り組みます。

次に、第4節、自然とともに生きるまちづくりでございます。1、自然環境と公園・緑地でございますが、里山や森林、貴重な動植物の保全や誰もが親しめる河川空間の創出、緑や花であふれるまちを目指し、ボランティア活動の支援や魅力的な公園整備を推進いたします。2、持続可能な循環型社会でございます。快適で美しく清潔な住環境の創出、低炭素で災害に強い新たなエネルギーの導入や低炭素ライフスタイルの検討など、人と地球に優しい暮らしを实践するまちを目指します。

30ページを御覧ください。3、上下水道でございます。嵐山町第2次地域水道ビジョンに基づき、合理的・効率的な水道事業を推進します。また、生活排水の適正な処理と公共水域の水質向上に努めてまいります。

第5節、安全・安心で活力あるまちづくりでございます。1、安全・安心のまちづくりでございますが、交通安全、防犯対策、消費生活、消防・防災対策の充実・強化を図り、町民が安心して暮らせるまちづくりを進めます。2、計画的なまちづくりでございます。地域の特性を生かした都市形成の推進、幹線道路の計画的な整備や都市計画道路の整備の推進や町民の多様なニーズに合った総合的な公共交通の在り方やICTの活用を検討いたします。3、産業でございます。農業の6次産業化、地域商業の振興、企業誘致などによる工業の活性化など、地域産業の発展につながる支援に努めてまいります。また、地域資源・観光資源を生かした観光事業の充実を図ってまいります。

第6節、推進方策でございます。行財政運営でございますが、持続可能な行政運営を目指した行政サービスの改善、電子自治体の構築、自治体SDGsの取組の支援、人材育成と人員の適正配置を図ってまいります。

以上が施策の体系でございます。

32ページから122ページまでが、第1節から第6節までの各施策の詳細となっております。各施策の現況と課題、基本的な方針、目指す指標、施策の内容を記述した構成としておりまして、合計で40施策でございます。

各施策の詳細につきましては、ご高覧いただきたいと存じますが、毎年度検証を行

い、効果的・効率的な行政運営を推進するための目指す指標につきまして、第5次総合振興計画から見直し、追加等を行った部分につきましてご説明申し上げます。

33ページを御覧ください。地域コミュニティ・ボランティア活動の指標ですが、2段目の嵐山まもり隊登録人数を追加し、一番下段の町政モニター登録数につきましては、前回の住民参画の満足度から変更いたしました。

続きまして、36ページを御覧ください。定住促進の指標ですが、一番下段の合計特殊出生率は前回の出生数から変更いたしました。

続きまして、43ページを御覧ください。平和と国際化の指標ですが、前回の外国人向け情報媒体の作成を削除し、日本語教室開催数を追加いたしました。

続きまして、47ページを御覧ください。子育て支援・保育サービスの指標の中段に子育て世代包括支援センターの利用者数を追加いたしました。

続きまして、49ページを御覧ください。幼児教育の指標ですが、前回の町立幼稚園の園庭等の開放による年間利用者数と町立幼稚園ボランティア数を削除し、保育参加とボランティア・外部人材活用を追加いたしました。

次ページを御覧ください。確かな学力・豊かな心・健やかな体の指標ですが、一番上段の学力を伸ばした児童生徒の割合は、前回の学力の達成率から変更いたしました。その他の指標につきましても表現は変わっておりますが、内容につきましては変更ありません。

1枚めくっていただき、学校教育環境の指標ですが、前回の小中学校の耐震化率を削除し、中段の学校における教育の情報化の実態等に関する調査とGIGAスクール構想の確実な更新、それから一番下段の親の学習の参加率を追加いたしました。

続きまして、63ページを御覧ください。健康づくりの指標でございます。一番下段の健康マイレージらんらんポイント参加者数を追加いたしました。

続きまして、69ページを御覧ください。地域福祉活動の指標ですが、前回のボランティア登録団体数・登録者数を削除し、重層的支援体制整備を追加いたしました。

続きまして、72ページを御覧ください。高齢者の生きがいづくりの指標ですが、前回の高齢者のボランティア登録数を削除し、中段以降の高齢者見守り（ミマモリ）協力事業者数と高齢者生活支援サポーター数、それから認知症サポーター養成講座参加者数を追加いたしました。

1枚めくっていただきまして、介護保険制度の指標ですが、前回の介護予防教室へ

の参加率を削除し、介護保険要介護・要支援認定率を追加いたしました。

続きまして、86ページを御覧ください。ごみの適正管理の指標でございます。こちらは、まずごみの種類を事業系と家庭系に分類し、家庭系につきましては、年間当たりの処理量を1日当たりの処理量へ変更しております。一番下段の生ごみ処理機設置補助金交付件数は追加いたしました。

1枚めくっていただきまして、公害防止対策の指標ですが、BODを追加いたしました。

続きまして、100ページを御覧ください。消防・防災の指標でございます。前回の消火栓・防火水槽の設置数を削除し、災害協定締結数を追加いたしました。

1枚めくっていただきまして、地域の個性あるまちづくりの指標ですが、前回の一般住宅の耐震化率と武蔵嵐山駅での放置車両の台数を削除し、武蔵嵐山駅の乗降客数と西口駅前広場の整備率を追加いたしました。

次のページをお願いいたします。道路整備の指標ですが、幹線道路の整備延長から計画道路の整備延長へ変更いたしました。

1枚めくっていただき、公共交通の指標でございます。前回のバス便と路線網に対する満足度を削除し、公共交通に対する不満足度と移転したいと思う人の理由として交通が不便と答える人の割合を追加いたしました。

109ページを御覧ください。農林業の指標です。中段の農作物直売所における売上高ですが、直売所全体から農業者へ変更しております。その下の小麦農林61号協賛店数と農業参入した企業及び新規就農者の数を追加いたしました。

112ページを御覧ください。工業の指標ですが、前回の企業との共同事業を削除し、製造品出荷額等を追加いたしました。

続きまして、119ページを御覧ください。行政サービスの指標にオンライン申請を活用した手続数を追加いたしました。

最後になります。122ページをお開きください。健全な財政基盤の指標ですが、一番下段の財政調整基金比率を追加いたしました。

以上が目指す指標の主な変更点でございます。

なお、今後、言い回しや文言など軽微な変更を行う場合がございます。また、完成品には写真や挿絵などが挿入され、レイアウトが変更される場合がございますので、ご了承いただきたいと存じます。

以上で、第6次総合振興計画（案）の細部説明を終わらせていただきます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

◎第6次総合振興計画審査特別委員会の設置、委員会付託

○森 一人議長 お諮りいたします。

本件の審査に当たっては、委員会条例第5条並びに会議規則第39条の規定により、11人の委員をもって構成する第6次総合振興計画審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件は、11人の委員をもって構成する第6次総合振興計画審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま第6次総合振興計画審査特別委員会に付託いたしました議案第35号 第6次嵐山町総合振興計画を策定することについての件につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにいたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎第6次総合振興計画審査特別委員会委員の選任

○森 一人議長 続いて、お諮りいたします。

ただいま設置されました第6次総合振興計画審査特別委員の選任につきましては、委員会条例第7条第4項の規定により、議長が指名いたします。第6次総合振興計画審査特別委員は、お手元に配付いたしました名簿のとおり指名いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、第6次総合振興計画審査特別委員会の委員は、お手元に配付の名簿のとおり選任することに決しました。

委員長、副委員長の互選のため、この際暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時52分

再 開 午後 零時04分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎第6次総合振興計画審査特別委員会正副委員長の互選結果報告

○森 一人議長 休憩中に先ほど設置されました第6次総合振興計画審査特別委員会の委員長及び副委員長が決定いたしましたので、報告いたします。

委員長、大野敏行議員、副委員長、藤野和美議員が互選されました。

この際、第6次総合振興計画審査特別委員会委員長より就任のご挨拶をお願いいたします。

○大野敏行第6次総合振興計画審査特別委員長 このたび審査特別委員会委員長にご推薦いただきました大野敏行でございます。藤野和美副委員長共に皆さんの力を合わせて、議会として話をまとめていきたいというふうに思います。どうぞよろしく願い申し上げます。

○森 一人議長 ありがとうございます。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、委員会付託

○森 一人議長 日程第7、議案第37号 町道路線を廃止することについて（公共用地 払下申請）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第37号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第37号は、町道路線を廃止することについて（公共用地払下申請）の件でございます。

公共用地払下げ申請に伴い、道路法第10条第1項の規定に基づき、町道路線を廃止

するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長に細部説明を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、議案第37号につきまして細部説明をさせていただきます。

議案第37号は、公共用地払下げ申請に伴う町道路線の廃止についてでございます。

町道路線廃止調書を御覧ください。廃止する路線は、町道鎌形110号線、町道鎌形112号線、町道鎌形393号線の3路線でございます。ときがわ町に立地しております工場が、本道路を含めて一体的に資材置場として利用する計画を持たれ、払下げ申請書が提出されました。今回の道路に主として接する土地を当該企業が買収し、本道路を接道とする権利者がいなくなったため払下げを行うものでございます。

廃止する路線の延長及び幅員につきましては、鎌形110号線が延長138メートル、幅員1.70から1.84メートル、鎌形112号線が延長90.76メートル、幅員1.72から1.86メートル、鎌形393号線が延長79.66メートル、幅員1.99から2.03メートルでございます。

次のページの参考図面である廃止路線図を御覧ください。場所につきましては、鎌形野球場の南側、鳩山町に向かう道路、町道2-27号の西側の地域でございます。

なお、鎌形110号線につきましては、平成20年3月に廃止し、一部再認定を行いました。しかし、再認定するに当たり、鎌形112号線を含めて認定してしまい、現在重複している状態でございます。誠に申し訳ございません。なお、先ほどご説明いたしました鎌形110号線の幅員につきましても、誤って設定しておりました。こちらも申し訳ございません。今回、払下げを行うに当たり、誠に申し訳ございませんが、重複した路線を含めて廃止させていただきたくお願い申し上げます。

先ほど申し上げましたが、ときがわ町に立地している工場につきましては、今回廃止をお願いする道路部分の西側部分まで既に工場として使用しております。今回は、これとは別に、今回廃止をお願いする道路を含め町道2-27号に接するまでの敷地を資材置場、トレーラー待機所として使用するため、払下げ申請書が提出されたものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。どうぞよろしく申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 再認定をしたということは、利用があるということでしたのだと思うのです。その点で地元の方との了解を取っているのかお聞きしたいのと、あと払下げ金額、1平米、坪でもいいですけれども、幾らで売る予定なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 先ほど申しあげましたのは、平成20年3月に一旦この110号線、こちらにつきましては112号線の始点からもっと南側にあったものについて、本来であれば112号線までのところを認定すべきでございましたけれども、それを誤って112号線も含めて認定したというものでございます。ですから、本来であれば、この110号線はこの始点から112号線の始点までを認定すべきでございましたけれども、誤って112号線も含めてしてしまったという経緯でございます。払下げの値段につきましては、こちらにつきまして総務課で行う予定でございまして、金額につきましては、払下げ申請を行う業者と今交渉中でありまして、この会社がほかの土地を購入しておりますので、その価格を参考に今後詰めていくという予定になっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 再認定の関係なのですが、いずれにしても地元の利用があるというふうな見込みで認定しているのだと思うのです。そこが企業に売ってしまうわけですから、地元の方は困らないのかということがちょっと心配なのですけれども、その点を伺いたいのと、あと金額が、そうすると分からないというわけなのですか。極端に、普通あれでやる金額より安く売ってしまうということも考えられるわけです。ですから、ちょっと心配なのでお聞きしているのです、何でしたっけ、売る検定ではない、すみません、思い出せなくて。ちょっとその点でお答えをお願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

こちらの道路につきましては、先ほど申しあげましたとおり、ここに接道する方な

ど、権利者が全てこの買収する企業になりましたので、利用される方がなくなったこと、また払下げ申請におきましては区長の同意を求めておりまして、区長の同意もありますことから、今回払下げ申請を受けて、廃道、路線の廃止をお願いするものでございます。

払下げ単価につきましては、町の内規でございますけれども、様々な規定、さっき言った内規が特にあるわけではなくて、状況によって払下げの単価を決めさせていただくということでございます。ちなみに、こちらの宅地評価額は9,000円でございます。通常その3割の2,700円というのがある一定の基準になろうと思います。実際の払下げ単価につきましては、今後検討していくこととなりますけれども、これ下がることはないと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第37号につきましては、会議規則39条の規定により、総務経済常任委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、総務経済常任委員会に付託することに決しました。

なお、お諮りいたします。ただいま総務経済常任委員会に付託いたしました議案第37号につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わらせるよう期限をつけることにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎請願の委員会付託について

○森 一人議長 日程第8、請願の件を議題とします。

本職宛て提出されました請願第1号 再生可能エネルギーの割合を高めるエネルギー

一基本計画の改定に関する請願については、文教厚生常任委員会に会議規則第92条第1項及び第95条の規定により付託いたしたいので、ご了承願います。

なお、お諮りいたします。請願第1号 再生可能エネルギーの割合を高めるエネルギー基本計画の改定に関する請願の審査につきましては、会議規則第46条の規定により、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることにいたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

請願第1号 再生可能エネルギーの割合を高めるエネルギー基本計画の改定に関する請願の審査につきましては、今会期中に審査を終わるよう期限をつけることに決しました。

◎休会の議決

○森 一人議長 お諮りいたします。

議事の都合により、6月7日、8日は休会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、6月7日、8日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 零時14分)

令和3年第2回嵐山町議会定例会

議事日程（第2号）

6月9日（水）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第2番議員 山田良秋 議員

第11番議員 松本美子 議員

第3番議員 狛守勝義 議員

第8番議員 長島邦夫 議員

○出席議員（12名）

1番	小林	智	議員	2番	山田	良秋	議員
3番	狩守	勝義	議員	4番	藤野	和美	議員
6番	大野	敏行	議員	7番	畠山	美幸	議員
8番	長島	邦夫	議員	9番	青柳	賢治	議員
10番	川口	浩史	議員	11番	松本	美子	議員
12番	渋谷	登美子	議員	13番	森	一人	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅原	浩行
書	記	安在	洋子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町	長
高橋	兼次	副町	長
福嶋	啓太	技	監
青木	務	参事兼総務課	長
馬橋	透	地域支援課	長
村田	朗	税務課	長
萩原	政則	健康いきいき課	長
近藤	久代	長寿生きがい課	長
藤原	実	環境課	長
杉田	哲男	農政課	長
大島	行代	企業支援課	副課長
奥田	定男	教育	長
村上	伸二	教育委員会事務局	長
杉田	哲男	農業委員会事務局	長
		農政課	長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和3年第2回嵐山町議会定例会第6日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、藤永企業支援課長は、都合により本日の会議を欠席いたしております。藤永企業支援課長の代理として、企業支援課商工・観光担当大島副課長が出席しておりますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

一般質問は通告に従い順次行います。

なお、お一人の持ち時間は、質問、答弁及び反問を含め100分以内となっております。

◇ 山 田 良 秋 議 員

○森 一人議長 それでは、本日最初の一般質問は、受付番号1番、議席番号2番、山田良秋議員。

初めに、質問事項1のごみ収集についてからです。どうぞ。

○2番(山田良秋議員) 議席番号2番、山田良秋。議長の許可が出ましたので、質問させていただきます。着座にて失礼します。

大きなナンバー1、質問事項、ごみの収集について。

質問要旨朗読をいたします。

ごみ処理の問題、宇宙規模でも課題山積です。

日本では、古くから、何でも直したり再利用したりするリサイクル社会でした。しかし、技術が発達し、便利になった分、耐久消費財の頻繁な買換え、過剰包装、使い捨て商品の増加、食品ロスも増加し、ごみの量が多くなりました。

日本のごみは、一般廃棄物だけでも年間4,272トン、東京ドーム115杯分、2020年度発表です。さらに、世界に目を向けると、毎年21億トンのごみが排出されるそうです。ごみ全体のリサイクルは16%程度ようです。

ごみの埋立地も有限です。二酸化炭素による地球温暖化の問題もあります。山や川、海的环境破壊もあります。直近の新型コロナ対策同様、ごみの対策は、人類の大きな課題となっています。

さて、足元です。嵐山町では、毎日必ず出る家庭の各種ごみは、月曜日から金曜日までの5日間、指定されたごみ集積所に運ばれます。

我家では、生ごみは畑に設置したコンポストに入れ、肥料として活用します。よい土がうまい野菜を育てます。循環型です。他のごみは、私のノルマとして、5日間集積所に運んでいます。今日は瓶を運んできました。

集積所には、たくさんのごみが集まりますが、地区の皆さんは実に整然と集積所にごみを分別して入れています。集積所のごみの状態は、地域の暗黙の交流を表しているようです。他地区の知人は「集積所を通りすがりの人が勝手にごみを入れるので、大変迷惑」と言っておりました。ここには違反者の対応の問題もあると思います。

現在、町環境課では、ごみ収集カレンダーを各家庭に配布し、ごみの減量化、分別化、再利用化に努めています。

以下、質問します。

(1)、町の各種ごみの量は、人口規模が同じような他市町村、町村と比べ多いか少ないか。

(2)、アルミ缶、新聞紙等の町の年間収入はどの程度か。また、増加傾向にあるのか。

(3)、過去、町からごみ袋の提供があったと聞かすが、なくなった経緯は。

(4)、生ごみ処理機の設置補助制度の内容と利用状況は。

(5)、各家庭や町内企業のごみを減らす啓蒙を町としてどのように行っているのか。

以上、お願いします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(5)の答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、大項目1、小項目、質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

令和元年度の嵐山町(同年度の人口1万7,906人)のごみ収集量は、生活系ごみ3,644トン、事業系ごみ1,484トン、合計5,128トンでございまして、以下同規模の自治体では、滑川町(人口1万9,220人)、生活系ごみ3,638トン、事業系1,313トン、合計4,951トン、川島町(人口2万54人)、生活系ごみ5,462トン、事業系ごみ1,489トン、合計6,951トン、吉見町(人口1万8,991人)、生活系ごみ4,628トン、事業系ごみ1,155トン、合計5,783トン、鳩山町(人口1万3,506人)、生活系ごみ3,776トン、事業系ごみ719トン、合計4,495トンとなっております。

ごみ収集量を人口で割り、1日当たりのごみ収集量を比較いたしますと、嵐山町が780グラム、滑川町が700グラム、川島町が950グラム、吉見町が830グラム、鳩山町が910グラムとなり、嵐山町はおおむね少ないと言えます。

続きまして、小項目(2)、アルミ缶、新聞紙等の町の年間収入はどの程度か。また、増加傾向にあるかについてお答えいたします。

嵐山町の過去3年間の収入は、平成30年度のアルミ缶が146万2,750円、紙・布類が436万5,213円、合計582万7,963円、令和元年度、アルミ缶113万7,980円、紙・布類331万9,173円、合計445万7,153円、前年度比137万810円の減であります。

令和2年度のアルミ缶119万6,460円、紙・布類197万7,612円、合計317万4,072円で、前年度比128万3,081円の減となっており、増加傾向にはございません。

続きまして、小項目(3)につきましてお答えいたします。

町からのごみ袋の提供につきましては、他市町村から嵐山町に転入された方が町民課で転入手続を取っていただいた際に、環境課職員がごみカレンダーの説明とともに小川地区衛生組合指定ごみ袋の可燃(小)をお渡ししておりました。しかし、当該ごみ袋が昨年度廃盤となってしまったために、購入済みの提供終了に伴い、提供を終了させていただいたところです。

続きまして、質問項目1、(4)につきましてお答えいたします。

生ごみ処理機器補助金につきましては、補助対象者を町内に住所を有し居住している方で、機器の設置場所を確保し、良好な維持管理ができる人、また堆肥化、減量化された生ごみを適正に処理できる人とさせていただいております。対象品目は、発酵式生ごみ処理機（コンポスト等容器）が1家庭2基まで、電気式生ごみ処理機が1家庭1基までとなっており、補助額は設置に係る金額の2分の1で、3万円を上限としております。

過去3年間の補助金利用状況について申し上げますと、平成30年度がコンポスト2基、電気式2基で6万700円、令和元年度がコンポスト5基、電気式5基で9万9,000円、令和2年度がコンポスト12基、電気式3基で9万8,100円の補助金を支給しております。

続きまして、質問項目1の(5)につきましてお答えいたします。

ごみの減量化の周知につきましては、各家庭に配布するごみカレンダーによる周知をはじめとして、町広報紙上において、ごみの減量化、分別化、再資源化に関する記事を令和元年度は8回、令和2年度は11回の記事を掲載して周知啓発を図っております。また、町ホームページ上も同様の記事を掲載しており、状況に合わせて逐一更新をさせていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番（山田良秋議員） どうもありがとうございます。

質問の1ですけれども、人口規模と比較して嵐山町はちょっと少ないという状況と言えるということで、いいことかなと思っております。

それから、(2)につきましては、少し減っている状況であるというような回答を得ました。

それぞれ再質問させていただきます。可燃ごみの処理が来年4月から寄居の民間施設のオリックスに移行される。この間5月17日に協定したというお知らせを受けました。方向性が示されたわけですけれども、各家庭等から出るごみを可能な限り住民の努力で減らすということが必要だと思うのです。そういう観点から再質問させていただきます。

(1)につきましては、今お話ししたようにあまり変わらない、嵐山町が少し少な

ということ、いいことだと思います。

(2)につかましてなのですからけれども、予算の組入れというのはどんなふうに行っているわけですかということで再質問させていただきます。よろしくお願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

こちらの資源物の収入につかましては、歳出のほうでは、ごみ減量化に伴う費用に充てている状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番(山田良秋議員) 3に関係してです。ごみ袋の提供というのは、これは復活の考えというのはございますかということで。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

こちらのごみ袋の提供は、答弁書にも書かせていただきましたとおり、ご説明のときにある分だけお配りしていただいておりますけれども、小のほかに大もございますけれども、今のところ窓口説明での配付というのは考えておりません。

以上でございます。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番(山田良秋議員) 分かりました。

それから、(4)に関してですけれども、補助制度の拡大の啓蒙というのはどんなふうに行っていく予定ですかという質問です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

予算を、ここ例年9万9,000円組んでいるわけですからけれども、今のところ予算を増額するという予定がちょっと立っていない状況でございます。今後、この補助申請の問合せ等の町民の皆様の反応を見守りながら、もしそういったニーズが高ければ、そちらの方向に考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番（山田良秋議員） 町民の反応を見つつ、変化もあるということですね。分かりました。

それから、次は（5）、再質問ですけれども、嵐山町は市街地を除き畑等が多くあります。市街地の住民も空いている畑を活用し、野菜作りを楽しんでいる光景もございます。コンポストを設置している人も多いです。休耕地の利用で本当によいことだと思っています。多くの町民が休耕地、できれば無料で、うちはちょっと金払っているのですけれども、借りられ、こんなふうにできれば、ごみ処理、それから生活の充実で一石二鳥だと考えます。

さらには、休耕地の雑草等の問題が解決されると思います。町では、休耕地提供者を募って、借料が無料の農地バンクみたいなのをつくるような考えはございますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、お答えさせていただきます。

コンポストで肥料化したものの再利用という観点から、今、町内の志賀地区で市民農園という制度で、ご自身で野菜を作ってという方につきましては、こういった利用ができるのかなというふうには考えてございます。

コンポストでお作りをした肥料、特殊肥料になるのか普通肥料になるのか、分類はちょっと定かではございませんけれども、そういったものの第三者に譲り渡して使っていただくという行為については、肥料取締法という法律の中でちょっと制限がございますので、今現在コンポストの堆肥化したものについては自己消費、自分の庭であったりだとか市民農園の中でお使いいただくと、そういうものを広めていくということに関しましては、ごみの減量化には有意義ではあるのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番（山田良秋議員） どうもありがとうございます。

それでは、大きな2番のほうに移らせていただきます。教育センターの設置についてということです。

質問は、教育の内容・方法、これは踏み込むべきではないと思っていますので、施設の面です。教育は国家百年の大計と言われます。嵐山町の学校教育、社会教育の充実・振興は、町の将来の発展の鍵を握ると言っても過言ではありません。したがって、実績を積んだ前永島教育長に続き、有力な奥田新教育長が佐久間町政の下、手腕を発揮することが期待されます。

私自身も奥田教育長と埼玉県教育委員会でご一緒させていただきました。あと、体育指導員でもずっと一緒にやっていました。過去、現在を知る身でありますので、今後の活躍を確信しております。

そこで、嵐山町の教育の充実の一つとして、教育センターの設置が考えられます。西部教育事務所管内では、入間市、川越市、狭山市、所沢市、飯能市、日高市、坂戸市、鶴ヶ島市、そして町単位では毛呂山町が教育センターを設置しております。

各教育センターでは、教職員の会議や研修が行われます。また、臨時採用の市負担の教員を常駐させ、小中学校の教職員の急な短期の休みに対して派遣しています。さらに、教職員の長期にわたる休みに対して、県から制度に基づく代替が決まる前日まで、市負担の臨採で対応し、児童生徒の自習を避けています。

したがって、教職員も安心して休みを取得できます。教員は、児童生徒相手のため、自分が欠けたとき、同僚に負担がかかるので、心身両面で無理をして働くことが少なくありません。

人間は、休むときはしっかり休んで、元気回復する必要があります。

教職員が安心して働くことができる町は、教職員の異動希望地の有力な候補地となることでしょう。

以下、質問させていただきます。

(1)、令和2年度中に町立幼稚園、小中学校で1か月以上病気やけが等の理由で休んだ教職員は何人いますか。また、全教職員の何%に当たりますか。さらに、役場等の行政職と比較し、多いですか。

(2)、町内の幼稚園・小中学校で、教職員が急に短期に休む場合、どのような対応をしていますか。

(3)、町の教育センター設置について、検討は無理でも、今後研究はできますか。

なお、箱物は学校の空き教室、スチール製の机も余っているはずですが。臨時教員の採用は費用がかかるとすれば、町内外の登録制度にすればよいと思います。職員は、

給食センター所長さん同様、退職校長さん一人でも対応できます。

以上です。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目（１）、（２）、（３）の答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 質問項目２の（１）につきましてお答えをいたします。

令和２年度中に町立幼稚園、小中学校で１か月以上病気やけがの理由で休んだ教職員はおりませんでした。

小項目（２）、質問項目２の（２）につきましてお答えします。

幼稚園につきましては、年少組、年長組とも、それぞれ会計年度任用職員を配置していただいておりますので、必要な時間、または日、副担任となっている会計年度任用職員が保育に当たっております。

小中学校につきましては、教職員が４週間以上の病気休暇に入り、かつ代員の任用期間が１０日以上ある場合には県費で任用しておりますが、突然の数日の休暇等に関しては、代員の措置はできませんので、校内で教務主任や教頭など担任をしていない職員でやりくりしていただいている状況でございます。

続きまして、質問項目２の（３）、教育センター設置についてのご質問にお答えします。

大変有意義なご提言をいただきました。西部教育事務所管内において、議員ご指摘のとおり、多くの市で教育センターが設置されており、教職員の研修等に大きな成果を上げていることは承知しております。

しかしながら、本町の規模で設置することについては、課題が大きいと考えております。ご提言にあるような空き教室、机等を使つての財政的に無理のない形でのセンター機能を持たせる工夫をしながら学校施設等を利用し、不登校児童生徒並びに保護者の相談などについての機能を持たせる中で、学校を支援できるような仕組みについても、今後研究してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第２番、山田良秋議員。

○２番（山田良秋議員） 教育センターの設置について、検討は無理でも、研究してまいりたいというお言葉いただきました。ありがとうございます。

再質問させていただきます。私自身、過去、奥田教育長さんと同様、川越市内の中

学校で3年間教員していました。その後、職場結婚でここに移ったわけなのですが、小学校や中学校では1日の授業の持ち時間というのは、6時間中4時間から5時間でした。当時は教員が欠けても、生徒にはその時間やることを指示しただけで自習で可能だったのです、当時は。しかし、今の時代はそうはいかないです。何かあったら大変なことになる場合が多いからです。これは、あまり今の時代のいいところだと思いません。

したがって、今は誰か教員の監督が必要になります、教員が休んだ場合は。教員というのは授業がありますから、五、六分程度職員室で休んで、一日中授業なっています。これでは、よい授業ができるはずはありません。ぜひとも市町村、ほかの市町村とも協力してもいいのですけれども、教育センターのようなものを、先ほど研究していただくということをいただきましたので、研究したいと切に願っております。

先行投資で教育に金をかけるという町の明るいビジョンもあると思います。こういった面で、町長さん、教育者でもありますので、ちょっとお考えを伺いたいと思いますけれども、よろしくお願ひします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今、山田議員のほうから登録制度とか、あるいは学校の空き教室を使ったらどうかという、もう本当に具体的なご提案をいただきました。この教育センターの設置に関しては、もう十分その価値はあるだろうなというふうに私も認識をいたしております。

ただ、教育長の答弁の中にもありましたけれども、今後、嵐山町においては、公務のシステムですとか、あるいは学校再編に関する方向性によっては大変大きな予算が必要になってくる、これはもう明らかになっておりますけれども。ただ、山田議員さんがおっしゃったとおり、教育は国家大計の百年の計であると。元の関根昭二町長もご挨拶の中で「一年の計は元旦にあり、十年の計は植樹にあり、百年の計は教育にあり」、非常に私この言葉が耳に残って、やはり教育はそれほど重要なものだというような認識がありますので、必要最低限にピンポイント的に絞った形で最大限の効果を上げられるような教育センター、あるいは嵐山版教育センター、そういったものを設置することができれば、それはもう価値があるだろうなということでもありますので、奥田教育長ともしっかりと検討を重ねる中で実現を目指して頑張っていきたいと思ひ

ます。

以上です。

○森 一人議長 第2番、山田良秋議員。

○2番（山田良秋議員） ありがとうございます。

結びに、こんな話もさせていただきます。地元の杉山城の見学者がマスクミ効果で増えています。過日、家内と見学者の様子を視察しました。見学者が利用するトイレは、玉ノ岡中学校のトイレを利用してもらっています。案内板もしっかりあります。駐車場内のトイレの設置は費用も維持費もかかります。既存のものを活用することというのは非常によい発想だと思っています。従来学校施設の目的外使用というのは、制度上、非常に面倒くさかったのです、堅かったのです。今は緩和されています。同様に既存の学校施設を利用し、活用し、嵐山町の教育の発展のために教育センター的なものをぜひとも研究して、今後いただきたいと思います。それを切に願い、私の質問を終了させていただきます。どうもありがとうございます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 松 本 美 子 議 員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号2番、議席番号11番、松本美子議員。

初めに、質問事項1の終息の見えないコロナウイルスについてからです。どうぞ。

○11番（松本美子議員） 議長の指名がございましたので、11番議員、松本美子でございますけれども、一般質問を大きく分けまして3項目させていただきます。

まず、終息の見えないコロナウイルスの件についてでございますけれども、新型コロナウイルスの変異種陽性者が急激に増加いたしまして、町民は身の引き締まる毎日を過ごしているのではないかと考えております。不要不急の外出自粛、時間短縮要請等、経済活動の不安な1年が過ぎたわけではありますが、的確な対応で一日も早い終息を迎え、平穏な日常生活に戻ることを願うものであります。

以下につきまして、質問をさせていただきます。

(1)ですけれども、65歳以上の方へワクチン接種に関する通知が届きまして、接種に伴う計画、調整、円滑な接種に向けての準備といたしまして、5月15日には交流センターにてシミュレーションを実施しました。一部の報道では、課題もあるという

報道がありましたが、一人でも多くの町民対応を願います。シミュレーションの中で
の課題や問題点、あるいは改善点を伺います。また、実施しての状況を伺わせていた
だきます。

(2) ですが、町内で感染者が大変増えておりまして、危機感を感じている
と思います。学校あるいは高齢者施設、若者へのさらなる対応を伺います。

(3)、公共施設の利用について、可否をどのように区別しているのか伺います。
お願いいたします。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(2)について、萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 質問項目1、(1)についてお答えいたします。

集団接種会場で計画どおりに接種をしていくためには、業務に携わる職員一人一人
が被接種者の安全を第一に、スムーズな会場運営を行っていくことが大変重要である
と考えております。そこで、5月15日にふれあい交流センターで行った集団接種シ
ミュレーションにおいては、被接種者が滞りなくスムーズに接種をできるように職員を
配置し実施しましたが、実際には想定した時間よりも多くの時間がかかるという結果
でありました。

その大きな原因は、配置する職員の人員不足があると考えておりますので、本番で
は計画どおりスムーズに接種を実施できるよう職員配置表の見直しを行いました。

また、実施しての状況でございますが、議員の皆様にご協力をいただきシミュレ
ーションを行ったことにより、スムーズに実施することができました。ご協力をいた
だいた議員の皆様には心より感謝申し上げます。誠にありがとうございました。なお、
接種後の経過観察室において、経過観察が30分間の方もございましたので、部屋のス
ペースを増やさなければならないという状況がございました。このことについては、終
了後、会場のレイアウトを変更することで改善を行いました。

質問項目1、(2)についてお答えします。

現在、コロナウイルスの感染状況等については、広報、ホームページ、防災無線、
あんしんメールにより町民へ周知を行っています。多くの方に予防接種を受けていた
だき、一刻も早く収束できるよう、本事業に取り組んでいきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(2)、(3)について、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目1の(2)のうち、学校におけるさらなる対応につきましてお答えいたします。

学校においては、感染リスクの低減が図られるよう、引き続き感染防止対策を徹底しております。具体的には児童生徒や教職員に発熱の風邪の症状がある場合等には登校、出勤しないこと、屋外においても十分な感染症対策を講じての教育活動を図っております。また、これまでの感染症対策を徹底することに加え、パーティションの追加購入、手指用消毒液の追加設置、水泳用マスクの着用等、衛生環境を整え、今後とも一層の対策を講じてまいります。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。

現在、新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン等を参考に、公共施設ごとに貸出し基準を設けております。交流センターは、人と人との間隔が2メートルを取れるよう、部屋の大きさに応じて最大利用人数を定めています。また、町内団体として登録されている、もしくは町内在住、在勤の方で構成されている未登録団体(個人)に限り貸出しを行っています。参加者が特定できないことから、不特定の人が参加するイベント等での利用は認めておりません。

体育施設は、町内外問わず登録団体の利用を認めていますが、県境を越えての移動が自粛要請されていることから、県外在住者(県内在勤、在学は除く)については、利用を認めておりません。また、練習試合を含めた大会等を開催する際は、あらかじめ感染予防対策を定めた開催要領等を教育委員会へ提出いただき、審査の上、開催を認めています。なお、参加者が特定できないことから、不特定の人が参加するイベントは開催を認めておりません。以上のような基準に基づき利用の可否を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(2)について、近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 質問項目4、(2)のうち、高齢者施設への対応につきましてお答えいたします。

ご承知のとおり、高齢者施設等の入所者は重症化リスクが高く、クラスターが発生すると入所者の方々や施設運営に深刻な影響が生じることから、さらなる感染防止対策の徹底を図ることが必要です。町では、昨年度に引き続き、県からの支援で、使い捨て手袋等物品の配布を行っております。また、県はさらなる感染拡大防止対策とし

て、令和3年2月より、高齢者施設職員及び新規入所者を対象とした定期的なPCR検査を開始しました。これらの支援に加え、施設の感染防止対策の徹底により、町内の高齢者施設におきましては、クラスターの発生を未然に防止できていると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、再質問をさせていただきます。

（1）でございますけれども、シミュレーションの関係ですけれども、全体的には職員さん、議員の方も一応参加をしておりましたけれども、人数的にはどのくらいの人数でシミュレーションが最初から最後までできたのでしょうか。

それから、一部大変だったというようなことも……

○森 一人議長 松本議員、一問一答でお願いしたいと思います。

○11番（松本美子議員） はい。

○森 一人議長 人数についてです。答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 シミュレーションは、お手伝いしているスタッフ全員に出してもらいました。実際に今会場で行っている人数ですが、全員で21名の方に会場に入らせていただいています。内訳としまして、21名のうち、医師が2名、看護師が6名、残り13名が役場の職員及び会計年度任用職員でございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、シミュレーションですから、このとおりの形で現在は接種をしているわけでございますけれども、実施をなさっていると、そういう考えでよろしいですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 シミュレーションの結果、時間がかかるなって感じたのが、まず初めの検温の部分でございます。あと接種の部分、あと最後の接種済み交付の部分でございます。初めのシミュレーションのときから人数を増やしたのが、初めの検温の部分に1人、あと接種済みのところに1人多くしました。間の接種ですけれ

ども、接種は広報等で肩の出切る服装で来てくださいということも周知しましたので、その部分は増やしておりません。シミュレーションをはじめ、この人数でいこうと考えたところから2名増で今スタートしております。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、現在、このシミュレーション後ですけれども、その前に接種券の配布されまして、申込みというようなものが届いておりまして、かなりのコールセンターそのものが混み合ったというようなふうにも、なかなかかからなかったとかという、いろんなことも伺っております。その辺についてちょっとお伺いしたいのですけれども、状況的には5本だったかの専門のセンターの中には電話等があったかなというふうに思っていますけれども、まず個別と、それから集団というふうに分かれていたと思うのですが、そのところはある面ではどのような割り振りで希望なされた方が多かったのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 予約ですけれども、接種日がスタートが6月1日です。予約を空けたのが、第2回目が打てる7月12日までの予約を開放しました。7月13日につきましては第1回目になりますので、2回目が8月になってしまいますので、65歳以上につきましては国のほうで7月末までに終わりにするよとということで、嵐山町で開放したのは6月1日から7月12日までの6週間分を空けました。初めの3週間につきましては第1回目、4週から6週につきましては第2回目ということで、枠を空けたのが7月12日でございます。7月末までですけれども、7月13日につきましては3週間後が8月になっていきますので、13日以降のまず枠の開放はしておりません。クリニックさん、あと集団接種の状況、枠の状況ですけれども、合わせて8,236回分、人数にしますと4,118人分を開放しました。そのうちに集団接種ですけれども、1回目が6回ありますので、1回当たり240人で6回ですから、1,440人分を開放しております。残りはクリニックさんの申込みとなっております。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、現在、スムーズに改善するべきところは改善

をしながらワクチン接種が行われていると、そういうようなご答弁だったというふう
に思いますけれども、その予約する時点では、まずは行けるだろうということで予約
はするわけですけれども、中にはキャンセルというようなこと、あるいは人数的に満
杯なので予約が取れなかったとか、そんなような方もいたようですけれども、現状は
どうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 お答えします。

約1週間で予約枠は全て埋まりました。4,118人分が埋まったわけですが、65歳以
上、64歳以上って言ったほうがいいかな、高齢者は6,000人以上いますので、取れな
かった方が、その後電話がかかっている方が昨日までで428人の方から、取れませ
んかという連絡が来ております。その人たちにつきましては、キャンセル待ちというこ
とで今現在対応しております。昨日まででキャンセル待ちが24人出ております。全て
キャンセル待ちの人の早く電話が入った方から順番に電話をして、今処理している
ところでございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番(松本美子議員) そうしますと、徐々にですけれども、取れなかった方もキャン
セルがあるために進んできているということのようですが、国で言っているように
7月中には何とかこの残った方たちも接種が可能にするような努力というか、可能で
すかというか、その辺のご努力はどうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 お答えします。

もう既に病院、クリニックさんの分は枠は全て埋まっていますので、そこを増やす
ことはできません。集団接種会場の回数を増やしたいということで、比企の医師会の
ほうに現在お願いをしていて、まだ確定ではないですけれども、内示という形で6月
の26日と7月17日の1セット及び7月9日と7月30日の1セット、7月10日と7月
31日の1セットを今お願いをしております、7月9日については1日先生が付き添
えそうもないので、午後だけならば何とかかなりそうだとということで、今現在、その3

回を新たな枠として考えております。人数的には、初めの日が240人、次が半分ですから120人、3日目が240人ということで、600人の枠が新たに取れますので、今取れていない400人の方については、全て予約が入るといふふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 全員の方に、希望ですけれども、受けていただいて、コロナの感染が徐々にですけれども、静まっていくというような方向性であれば、それぞれが元気になって元の生活に戻れるというようなことにもつながってくるのだと思います。

そこで、約600人近い方たちを再度、場所をお聞きしたかったのですけれども、集団の接種ということで、場所をどこ、まだ決定はしていないから、もし答弁できないですか、それともこの辺というところまででも結構ですけれども、答弁できたら。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 お答えします。

初めの6月26日につきましては、その週は菅谷のふれあい交流センターで行っていますので、ふれあい交流センターを考えております。続いて、7月9日と7月10日ですが、その週は北部交流センターで実施しておりますので、同じくその2回につきましては北部交流センターで実施する予定でございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、ここは答弁がいただけるかちょっと分からないですけれども、現在、嵐山町でも陽性者の方がかなり増えてきております。そういった中で、陽性者人数といいたいまいしょうか、ホームページあるいは新聞等でも報告は出ていますけれども、できましたら大ざっぱで結構ですが、高齢者あるいは子ども、外国人さんというような、そこら辺のところまでご答弁がいただけますか。無理でしたら結構です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 町内の感染者の状況ですが、合計で75名の方が感染して

おります。一番最後に感染が分かったのが5月7日ですので、ここ約1か月は感染者は出ておらない状況です。4月、5月の状況を申し上げますと、20代の方が多く感染しているという状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 分かりました。

それでは、次に移らせていただきます。（2）ですけれども、答弁をいただいておりますけれども、学校関係あるいは高齢者施設ということで質問し、答弁もいただきました。具体的には児童生徒とか教職員に発熱とか風邪の防止対策というようなことがこちらのほうに、登校や出勤はしないと、これは当たり前のことだろうというふうに思っておりますけれども、答弁の中にこのようなことが書いてあります。これは、保護者そのものにしっかりと連絡等が取っており、自宅を出るときには、特に生徒ですけれども、測ったり、あるいは風邪ぎみだとか、そのようなところの把握はどんなふうになっているのかお尋ねをさせていただきます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 マチコミメール等で保護者と学校のほう連携取り合っております。学校のほうからのお願いという形で、体調が優れない、発熱だけでなく、そういうときは無理して登校しない。出席停止扱いという形で行っておりますので、児童生徒ご本人だけでなく、家庭内でご家族で体調が悪い方がいた場合でも同じような形で対応していただくようにしていただいております。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、家庭でもしっかりとというようなことのですけれども、現在までにこういった形で学校はお休みということにはならないと、出席の関係扱いでしょうけれども、何名かいらっしゃったのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

昨年度からの累計でいきますと、もう全ての小中学校を合わせますと1,000名を、

要は1人1日休めばというカウントでいくと1,000を超える数になります。この辺は、ただの本当の発熱とか体調不良の場合もありますし、既にコロナの感染の発症が始まってからもう1年以上たっております。児童生徒の発症はございませんでしたが、ご家族等でPCR検査を受けたり濃厚接触者になったという方もたくさんおられます、実際には。そうした中で、そういった状況を学校でも把握し、また保護者、PTAでもそういったことを考慮して無理して学校に来ないで、出席停止という扱いにしますので、ご自宅で療養してくださいという形でお願いしております。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番(松本美子議員) そうなりますと、現状では全体的なものでは今までが1,000人前後のというふうな答弁でしたけれども、現時点ではどうなのでしょう。まだコロナもずっと収束はしたりしていないようですので、ちょっと伺わせてください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 やはりコロナウイルス自体がまだこういった状況でございますので、そんなに大きく伸びたり減ったりということはないのですけれども、現在でも体調不良ということで欠席しますという児童生徒の皆さんは、昨年と変わらずいらっしゃるのが現状です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番(松本美子議員) まず、これから、今日あたりも相当外が真夏のごとく暑いというような予報でございましたけれども、登校のときは朝のうちですから、まあまあ大丈夫のかなというふうに思います。あるいは下校の関係なのですけれども、かなり暑い中を下校していくわけです。マスクは自由ですよというような、前にお話も出たかなというふうに思いますが、うちのところ、県道ですけれども、そこが結構マスクをかけたなりなんかして自転車で帰る人も多いように見受けられますけれども、学校の指導ではその辺は自由だという、マスクは帰りは自由ですよというふうな形を取っているのか、かけてくださいというか、どんなふうに指導なさっているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 自由ということではなく、全国的には過日も運動中に

子どもさんが亡くなったというのが、マスクを顎にかけていたかどうか、その辺ははっきりしないというのもございましたけれども、昨年状況からも、登下校についても、まずそんなに子どもたちでしゃべったりしない、また周りに人がいない状況であればマスクは外すように、また自転車についてもずっと運動をしていることとなりますので、やはりできるだけマスクはしないように、そういった危険性は除くような形で学校のほうで児童生徒、小学校も中学校も指導しております。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） この下校の関係と、それから屋外の関係の感染対策は十分に講じているというようなことですが、これが屋外というようなことに入っていますけれども、このほかでは体育の時間とか、そういうこともあるのだと思うのですけれども、そのときはどうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 体育の授業等で運動する場合は、やはりマスクはしない形でできるように。そうしますと、当然児童生徒の間隔を空けたりですとか、向き合わないような形で授業を行ったりですとか、そういう工夫をして子どもたちに負担にかからないような形で屋外の授業等も行っております。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、次に移らせていただきます。

（3）に移らせていただきますけれども、公共施設の利用に関しましてですが、まずは何か所もありますけれども、大きなところだと北部あるいは、現在は交流センターはコロナのワクチンの関係で利用しているから、あまり利用できないのかなというふうにも思いますけれども、この答弁書を頂きまして、間隔等いろんなものを取れば人数制限等を定めてですか、町内の団体さんであれば、登録されている団体さんであれば利用できますよということですが、こちらは現状といたしましては、何団体ぐらいが週何回ぐらい、分かる範囲内で結構ですが、北部でも鎌形でも南部でも構いません。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

ふれあい交流センターの4月、5月の使用状況でちょっとお答えさせていただきたいと思いますけれども、全体の使用の団体が226団体ございます。そのうち、10人以下が165団体、11人から20人で使われる方は40団体、21人以上が21団体という形でございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、人数あるいは距離を取りながらの利用であればお貸しているというようなことのようにですが、そうしますと、あちらをお借りするには利用料というような、使用料ですか、それがかかるわけです。その辺のところは、人数制限をしても1つのお部屋でお幾らというような形の利用ですから、料金ですから、そんな形で取っているのでしょうか、あるいは少し差が規定よりもあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 交流センターでの利用料ですが、利用人数、先ほど答弁させていただきましたけれども、交流センターで言えば一番大きな部屋で206、ここでの最大が34人という形にしておりまして、実質各団体のその時々に使われる中で、人数制限にかからないような部屋をご利用いただいて、通常と変わらぬ活動をほぼほぼほしていただいている状況ですので、利用料については決められた額をいただいております。

以上です。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を11時15分といたします。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前11時15分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○森 一人議長 初めに、答弁の訂正を求められておりますので、順次これを許可した

と思います。

初めに、藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 山田議員さん、一般質問、質問項目1、(2)における再質問で、アルミ缶、新聞紙等の町の収入の財源充当先の問いに対しまして、ごみ減量化事業と答弁をいたしました。正しくはごみ資源収集運搬事業、ごみ集積所のごみを収集運搬して回る業者の委託料でございました。おわびして訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○森 一人議長 続いて、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 私のほうも訂正させていただきたいと思います。松本議員の大項目1の(2)、学校での対策との状況の再質問の中で、嵐山町においては児童生徒で発症者が出ていないというふうに答弁させていただきましたが、詳細についてはお答えできませんが、これまでに1名発症者がございますので、訂正させていただきたいと思います。失礼いたしました。

○森 一人議長 それでは、第11番、松本美子議員からの再質問となります。どうぞ。

○11番(松本美子議員) それでは、公共施設の関係を少し再質問させていただきますけれども、先ほどの答弁ですと、交流センターの関係ですが、最大限の人数は定めていますと、ですけれども、利用料金については同じですよというような答弁だったと思いますが、現在、北部交流センターはどんなふうになっているのですか。ここもお使いになれるのですか、現状としては。それを聞きます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

集団接種を行っております関係で、その期間については当然利用できない状況になっております。それ以外については、利用はできるという形にしております。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番(松本美子議員) すみません。接種日という意味ですか、今の答弁は。それともその期間中は使えませんか、そういう答弁でしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 基本的には期間中、当然準備ですとか、机とかいろんな配置がございますので、消毒等もございます。基本的には期間中を使用していただかないという形を取っております。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 人数とかは決めた以内のところでは何かちょうどうまくいっているというか、人数がそれよりオーバーしていないというか、そんなような答弁だったかなと思って、それは分かりました。

それから、登録団体の関係なのですけれども、登録団体には、もちろん町内、あるいは在住勤務の方で構成されている人たち、登録ができていない人へはお貸しすると、それ以外の町内あるいは、ここが聞きたいのですが、町内に在住勤務の方で構成されていて未登録団体、この方たちにも貸出しを行っていますということなのですが、こちらの未登録団体の団体ってかなりの団体数があるのですか。あるいは町のほうで把握していなくても、人数とか決まりを守っていただければお貸ししていると、そういうことでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

それと、先ほど北部の交流センターにつきまして、接種期間中は貸出しを行っていないというふうにお答えさせていただきましたけれども、大ホール以外は貸出しは行って大丈夫という形で、大ホールは期間中貸し出さないという形になります。

それと、未登録団体でございますけれども、通常体育施設もそうですし、交流センター等もそうなのですが、団体登録という形で事前予約を行っていただいているわけなのですが、そうでなく単発で使われたり、そういった未登録で団体で使いたいという方があった場合、名簿等も出していただいて、利用者の所在なりが連絡先等が分かる範囲で、当然登録団体のほうが前月から予約ができますので、使いたいというときにそこが空いているのであれば、ここが利用できますよという方で、町内在住、在勤の未登録団体の方にもお貸しをしているという状況になります。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、2番のほうに移らせていただきます。

農林業の取組についてということでお尋ねをさせていただきます。まず、豊かな自然が広がる町内ですけれども、年間を通じて自然を感じ楽しむことができていると思います。歴史と文化のある嵐山溪谷、あるいは国蝶、あるいは蛍の住む里山、動植物の保全と管理が行われており、他町の方も多く訪れるのではないかと考えています。

しかし、人間関係の難しさ、あるいは人口減少、少子化、あるいは高齢化の進む中、地域コミュニティの低下がますます多いかたと、増えているというふうな難しさが大変現状となつてはいるのではないかと考えています。

農業で見ますと、農業従事者の減少、あるいは荒廃農地、谷津田の適正管理の遅れが最も重要になっているのではないかと考えています。

まず、そこで以下につきましてお伺いをいたします。

(1) ですが、2市5町で以前構成がされておりました比企丘陵農業遺産推進協議会で取り組まれておりました谷津田農業遺産の登録には残念ながら至らなかったわけですが、今後の方向性はどんなふうにご検討されているのかお尋ねをさせていただきます。

(2) ですが、谷津田の田園風景は、保全、管理が非常に難しく対策が遅れております。早急な対応が必要です。農業従事者の現状と優良農地、耕作放棄地への今後の取組は。また、農業者集団の集約、それから企業参入についても伺います。

(3) ですが、農地バンク制度は、管理のできない農地が生じないようにするための登録制度であります。農業委員会が農地利用状況調査等により、管理や指導を実施していると思いますが、後継者不足、高齢化による耕作困難者が多くなっている現状、貸手あるいは借手の状況と今後の方向性はどうかお伺いいたします。

(4) ですが、山林は里地里山づくり条例に基づきまして、適切な管理を実施していることと思われまふ。山林の荒廃がある面では進み、手がつけられないのが状況かと思っております。所有者への指導と今後の方向性は、どんなふうな考え方をお持ちなのかお伺いをさせていただきます。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(4)の答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、順次答弁をさせていただきたいと思ひます。

質問項目2の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

比企地域農業遺産推進協議会は、滑川町を中心に3市5町2JAで構成され、関係する団体等を賛助会員として協力を仰ぎながら、この地域に多く点在するため池を活用した稲作農業について、日本農業遺産の登録を目指し、令和2年7月に認定申請を行い、一次申請を経て、11月の現地調査及び令和3年1月の二次審査のほうを受けましたが、残念ながら認定には至りませんでした。今年度になりまして、推進協議会幹事会において協議した結果、農業遺産等専門家会議からの審査における指摘事項、こちらを再度検討し直しながら、日本農業遺産の登録に向けて活動を継続することとなりました。

続きまして、質問項目2の(2)につきましてお答えをさせていただきます。

農業従事者の現状でございますが、販売農家数は減少傾向にあり、農地を担い手に集約することにより、作業の効率化と規模拡大が図られ、農業者全体の平均年齢の高齢化は進んでおりますが、農業の担い手の中心であります認定農業者数は増加傾向にあり、令和2年4月現在の平均年齢につきましては、60.3歳と若干若くなっている傾向が見られます。耕作放棄地への取組は、11月に農業委員会のほうで行ってごきます農地利用状況調査の結果により、再生可能な農地につきましては、利用促進を促し、農地の集積につきましては、稲作等の転作調整を行ってごきますブロック毎に実施してごきますけれども、そちらの担い手調整会議等によりまして調整を図りながら、必要に応じて農林公社等で実施している中間管理事業等を取り入れながら推進を図っているのが現状でございます。

企業参入につきましては、県等からの紹介や地元企業からの要望でもあれば、地域での促進を促しながらあっせんを行っているという状況でございます。

続きまして、質問項目2の(3)につきましてお答えさせていただきます。

農地バンクの登録状況につきましては、89筆、9万538平米であり、貸付けの状況が14筆、1万6,471平米であります。登録された後に、農業委員会の調査会において現地調査を行い、隣地の農家や地域の担い手につなげることを行っております。登録地の立地条件等により借手が見つかるまでは所有者の方に管理をお願いしてごきます。今後も登録地が増えることが予想されますが、耕作者となる地域の担い手をいかに育成していくか、そちらも課題の一つというふうにごきます。

続きまして、質問項目(4)につきましてお答えさせていただきます。

町では、平成27年度より、町の事業で県より補助金をいただきながら、里山平地林事業を実施し、竹林化した山林等の整備、その後において協定により5年間の維持管理をお願いしているところでございますが、所有者の高齢化等により、手の行き届かない山林も見られます。所有者からの問合せがあった場合につきましては、埼玉県中央部森林組合であったり、シルバー人材センターなど、草刈りのできる団体を紹介してございます。林業の担い手が少ない中で、今後の管理方法も含めて調査研究が必要かというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それでは、順次質問をさせていただきます。

まず、（1）でございますけれども、こちらにつきましては谷津田の関係で、残念ながら登録はかなわなかったということでございますけれども、なるべくそういうところがきちっと登録ができて、整備されながら、できれば農地のためにも、観光のためにもなるのではないかなと思ったので、もう一度質問をさせていただきましたが、今後とも引き続きというような考えをお持ちのようでございますので、よろしく願いたいというふうに、こちらは思って、結構です。ありがとうございます。

それから、（2）に移らせていただきますが、谷津田の田園風景の関係なのですが、こちらは今はなかなか谷津田の風景がいいとは決して言えないほどの農地、あるいは山林につきましても、荒れ放題と言ったら言葉が過ぎるかも分かりませんが、少し荒れています。そういった中で、これを管理していくということは非常に難しいのでしょうかというふうに思います。まずは、地権者というものがおりますから、やたらなことはできません。地権者の考え方がどんなふうな考えを持っているのか、まずこのことにつきまして、地権者の考え方を伺ったことがあるのか、あるいはそれほどのような方法だったのか、もしありましたら伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきたいと思えます。

なかなか谷津田のエリアというところでは、的はちょっと絞れない状況でございますけれども、先ほどの答弁をさせていただいた中の農地利用状況調査、こういった中でお話をさせていただきますと、営農思考というもので、今後の農業の担い手、また

所有者の方々がどう考えていくのか、そういう調査項目がございます。そちらのほうをちょっとお話をさせていただきますと、全体の中で規模拡大ということでのご回答をいただいている方につきましては、町内で2%の方しかないというところが現状でございます。おおむねの方が現状でできる範囲でやっていくというふうな形での現状維持、こちらが45%、規模縮小が18%、離農が15%という状況でございますので、なかなか規模拡大される方というのも少なくなってきたのは現状かなと。ただ、やはり若い担い手の方をいかに育てていくか、またその谷津田の、先ほど農業遺産の中でも答弁をさせていただきましたけれども、ため池を含む周辺環境、そういったものを地域とともにご相談をさせていただきながら、どういう形で保全がしていけるのか。当然土地改良事業をやって、基盤整備を行っている地域もございますので、改良区、また農業委員、地域の方々、そういった方々も含めて今後の利用状況、そういったものもご相談ができればなというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） これは相手もあり、高齢化もあり、いろいろなことが重なっているわけですから、なかなか保全をしてくださいといっても難しいなというふうにも、常日頃感じているわけでございますけれども、そういった中で、農業者の関係で、何か団体の関係が嵐山町には7団体あって、そのうちの一つになって大きくやっているのがらんざん営農さんだというふうに伺っておりますけれども、この辺のことが集約というのですか、規模を大きくして小さいところがなかなか維持できないというようなことで、そんなような動き的なものもあるというふうに伺っていますけれども、その辺はどんなふうな考え方と、それから地権者の方もそのような方向性で考えて、まだそこまでは進んでいないということだったら結構ですけれども、分かる範囲内で、すみません。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきたいと思います。

谷津田の周辺の耕作農地の利用状況につきましては、やはり今担い手に土地を集約する、そういった条件の中で、どうしても谷津田にある農地というものが、区画が小さくなってまいりますので、耕作条件が非常に悪くなっていくところがございます。

ます。担い手さんのほうにつきましても、地主の方の意向等も踏まえまして、やはり条件のいいところと悪いところも併せてお借りをさせていただきながら、その地域の農地を保全しているということが今の現状かなというふうに考えてございます。

議員ご指摘の過去に七郷地域におきまして、町内全域に営農集団ということで、土地改良事業を実施したエリアにつきましては、機械化集団をつくりまして、地域の担い手さんで運営をしていただいたというふうな経緯がございます。なかなか時代の流れとともに地域の担い手不足、そういったものから、組織の体力強化という意味で、七郷地域等に存在してございました7集団のうち、6集団を合併をさせていただきまして、今現在の法人が立ち上がったという経緯がございます。これが平成16年だったと思いますけれども、そういった中でこの法人化をいたしましたけれども、その法人につきましても、やはり担い手の不足、オペレーターの不足、また高齢化、そういったものがございまして、平成16年当時には36名程度の方々がいらっしゃったわけでございますけれども、今現在は15～6名というふうに聞いてございます。そういった中で、今現在、効率の非常によくない農地等につきましては、今取扱いに苦慮しているというところが現状でございます。

ただ、やはりやみくもにお返しをするということではなくて、圃場の区画につきましてはもう限定されるものでございますので、用水の関係であったり、担い手が、オペレーターが少ない部分につきましては、除草管理等につきましてはどういうふうにしていくのか、そういったものを含めまして、地域とやはり懇談会を持たせていただきまして、らんざん営農が担える部分、また地域でどういう形で、地域がどういうふうなお手伝いができるのか、そういったものも調整をさせていただきながら、今現在は耕作を続けている地域もございますので、今後はそういった地域の座談会、そういったものも含めて地域と一緒に、担い手と併せて検討させていただければなというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） なかなか苦労しているなというふうにも思います。そういう中で、地主そのものも今までは地域の担い手として、営農さん以外でも大手の方がやっていたらっしゃると、現状でもいると思います。そういう方たちも借りてやっていたいたわけでしょう。ですけれども、今言うとおりの、なかなか働く方たちももう

年も取っている、貸しているほうも年も取っているという、いろんなそういう苦勞等がありまして、ある面ではやはり人も使っていますから、働いていく以上は給料も払わなくてはならないです。そういった面で、谷津田だとどうしても手間ばかりかかってしまってなかなか上がりのほうが少ないのだと、そういうことで現状ではお返しをしているというような方向だということなのですけれども、まだそんなにこれが始まったところとか、そういうぐらいでしょうから、ある面では縮小が、どのくらい役場のほうで把握しているか分かりませんが、もし把握が幾らかでもあったら教えていただければというふうに思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきたいと思います。

主に今らんざん営農さん等がそういった形でお話をさせていただいている地主の方につきましては、43筆あったかなというふうには把握をさせていただいてございます。ただ、検討している段階ということでございますので、ある地域につきましては、地域座談会の中で地域の方々のご協力をいただきながら、今年については作付を行っているエリア、そういったものもございますので、当然そういったことでお話がいただいている箇所につきましては、町としても地域と法人と併せまして、調整会議とか、座談会を開かせていただいて、検討させていただいているというふうな状況でございます。

いずれにいたしましても、法人のほうの人材確保、そちらも急務だとは考えてございます。特に米麦、主穀を新規参入する場合につきましては、やはりイニシャルコスト、設備投資がいずれにしてもかかってまいります。そういったものをクリアしていく部分については、今法人がそういった担い手を育成していく部分につきましては、国の補助事業の中で農の雇用事業というものがございます。法人がそういった担い手育成をする研修期間として受入れをして、その方が縁あって嵐山町に就農していただければ、法人としてもある一定のエリアを機械を含めて貸出すとか、そういった形で就農しやすい環境を整えていく、そういったものも我々の役目かなというふうには考えてございますので、そういった方面も含めまして、調査研究をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） その土地の地主にしましても、お借りしていた方たちにしましても、非常に今が大変な時期かなというふうに思っています。今、町のほうの方向性も伺いましたので、ぜひともそんな方向性が一日も早く方向づけられますように、お願いしたいというふうに思っています。

では、次に移らせていただきますけれども、すみません、その前にちょっと戻らせてもらってよろしいですか。（2）ですけれども、引き続き、今団体のことを聞いたのですけれども、企業参入の形、前は企業参入が根岸のほうですか、あちらのほうにあったというようなこともあったかと思いますが、その後はこういった嵐山町に企業のほうから参入してきてやりたいというか、できればと、そういうような申入れというか、町からの働きかけというか、そういうものもあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 企業参入の関係でございますけれども、ちょっと過去に戻りますと、2015年にあるスーパーからやはり野菜の生産拠点としてということで、これは県の農業政策課のほうから、随時希望が市町村からあれば取りまとめていただいている状況でございます。そういった情報をこちらで把握をさせていただきまして、希望地につきましては手を挙げているという状況でございます。残念ながら、平成15年以降、4件のそういった紹介がございましたので、嵐山町のほうで手を挙げさせていただきましたけれども、古里地区の法人、2017年に法人としての就農があったわけでございますけれども、こちらの箇所につきましては、法人は撤退をされましたけれども、そこで従事していた担い手さんにつきましては、嵐山町のほうに就農させていただいたという経緯がございます。ほかの2件につきましては、他の市町村との競合によりまして、ちょっと残念な結果になっている状況でございますけれども、大蔵地域に町内の法人が立ち上げていただいている施設栽培の担い手につきましては、就農状況にあるというところでございます。町といたしましては、県からの紹介には随時手を挙げさせていただきまして、ご紹介をさせていただいているという状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それと、農地バンクの関係なのでございますけれども、（3）ですが、

なかなか荒れているところを優良農地に戻していくということは、非常に今の段階では難しいというふうに、私そのものも、自分のうちの農地もそんなふうなところもありますので、大変だなというふうに思っています。

その中で農業委員さん、これはしっかりとちょっとごめんなさい、把握ができていなかったものですから、農地を見回りをしながら優良農地に変えられるところと、それから無理だろうとか、そういつて先ほどの答弁の中にもちょこっとありましたけれども、その辺の調査というか、そういうものはどの程度ぐらい町内をやっているのでしょうか、まずそれをお聞きいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 農地のほうの利用状況調査の中で、11月に農業委員、農地最適化推進員16名で4班に分けて、約4日から8日間程度実施をさせていただいている状況でございます。そういった中で、再生が可能な荒廃農地であるか、またもう困難な農地であるか、そういった分類をさせていただきまして、県のほうに報告をしているという状況でございます。当然可能な農地につきましては、再生についてどういった方向で行くのか、地域の担い手さんのほうに橋渡しができる条件の土地なのかどうか、そういったものを含めて、再生に向けた調査、研究、担い手への橋渡しを行っているというふうな状況でございます。

状況でお話をさせていただきますと、A分類といたしまして、令和2年の状況でございますけれども、町内全域で347筆、28万3,000平米でございます。B農地といたしまして、再生困難という状況でございますけれども、そちらにつきましては310筆、25万6,000平米、ちょっと1,000未満は切捨てをさせていただいてございますけれども、そういった状況で……失礼いたしました。町内全域で、A分類といたしまして558筆、40万5,000平米、B分類といたしまして885筆、70万9,000平米でございます。こちらが今現在といたしまして、利用状況の中で耕作可能な荒廃農地なのか、また困難な農地なのか、B分類としての分類として把握している状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 数字に表すと随分な広大な面積なのだというふうに感じております。こういった中で、少しでも優良農地だというふうな形で見極めたところに

つきまして、現実的にそちらで耕作が何か作ったり、あるいは貸したりというか、地主様が作るか、あるいは貸して作るか、その辺のところはどのくらいの割合で復活できているものなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

令和元年から2年にかけて、こちらの耕作放棄地が解消された筆といたしまして、5筆、8,489平米ございます。こういったものに関しましては、自然農法であったり、そういった方がやはりちょっとエリアを限定して耕作をしたいという方がやられた農地というふうに把握させていただいてございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） ありがとうございます。

(4)に移らせていただきます。山林の関係なのですけれども、こちらにつきましては、里地里山条例というものができております。27年というふうな答弁もいただいておりますけれども、そちらのほうで管理指定のなるところは管理をしているというようなことでございますが、それと同時に、今年はないですけれども、竹林の関係で県のほうの補助金か何かをいただいて、かなりの面積を町の中を伐採をしたという経緯がありましたけれども、これは今は予算書にも載っておりませんから、ないのですけれども、そういうものを大いに活用していただいて、もう少し、先ほどは農地のことを言いましたけれども、山のほうも何とかきれいになっていければ、大切な水の関係も農地のほうからにも助かるでしょうし、各家庭でも助かっていくというようなことになってくるのだというふうに思っていますけれども、その辺の取組は、今の段階ではまだその次の段階というのでしょうか、何か山林に対する補助金というか、そういうものは出てきていないのでしょうか。竹の伐採の後、手を挙げたけれども、残念ながらということもあったかもしれませんし、どうだったのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきたいと思えます。

里山平地林整備事業につきましては、県の10割補助ということで、嵐山町といたし

ましても、非常に有効な財源といたしまして、平成27年度から昨年度まで実施をさせていただきます。そちらのほうの面積につきましては、下草刈りであったり、枯損木の伐採であったりということで、町内全域で延べ130ヘクタールほど実施をさせていただきます状況でございます。

県といたしましては、今森林環境譲与税というものが国から町のほうに財源が下りてきているというところもございますので、里山平地林事業を実施する場合につきましては、2分の1は町のその財源を担保して実施をしていただきたいというふうな要綱の整理がございましたので、令和3年度からにつきましては、ちょっと今そちらのほうの事業を取り入れることは見合わせている状況でございます。森林環境譲与税につきましては、一部遠山道であったり、道路等の枯損木が交通に支障を来すようなエリアを限定をさせていただきます、昨年度も約100万円の予算を、令和3年度につきましても100万円の予算を計上させていただいている状況でございますけれども、残りのものにつきましては、今現在基金として、公共施設等もこれから改修等も実施していく中で木質化も検討をしていただきたいということで、基金に積立てをさせていただいている状況でございます。森林の林業行政のほうを行っていく中では、そちらのほうの財源をいかに活用していくかというものは、今後調査をさせていただきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） それと、材木を利用いたしまして、これは嵐山町のヒノキという木だそうでございますけれども、これが食事をするときのお箸に製品化がされて、これが完成しまして、販売の方向へと進んでいくということのようではございますけれども、この辺につきましては、担当課といたしましてはどのようなふうに思っているというか、まだまだこれは林業組合でやっているのか、そこまではちょっと私のほうも調べがなかったものですから、すみませんが、分かりませんが、ある材木店の方がということで、すみません、分かりましたらお答えください。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 今、嵐山町に林家と言われる方につきましては、農業センサスの中で4名いらっしゃるということで把握をさせていただいております。当然もう杉、

ヒノキ、そういった資源が伐期齢を迎えているものが大半でございますので、そういう貴重な資源を利活用できる、林業の6次産業化ともいいましょうか、そういったものでやれる方という方がいらっしゃれば、町のほうでもご相談をさせていただきまして、林業の分野で支援をしていくのか、企業として商工の部分で支援をしていくのか、そういったものを含めてご相談させていただければなというふうに考えてございます。当然貴重な資源でございますので、有効活用していただくことは非常に喜ばしいことなのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） なかなか今材木を利用していろんなものを作るところまでは、どちらの地主様もできないというのが現状ですけれども、こういったことが可能になったということであれば、こちらはできる限り応援をしていっていただき、町のヒノキの木でお箸が作れましたということで、一つのまちおこしにもなってくるのかなというふうにも思いますので、ご相談がありましたらというか、ぜひともお話し合いに乗っていただきたいというふうにも考えますので、お願いいたします。

それでは、次に移らせていただきます。3番でしょうか、大項目の、お願いいたします。ラベンダー園の整備について伺いますけれども、全体の面積は10ヘクタールだということで、今年につきましては2ヘクタールは小麦を作付したということでございますけれども、ラベンダーを中心とした、あそこは花園というような観光名所になってくるのだというふうに感じておりますが、その整備と多くの町民のまずは参加というものを考えていただきまして、私から思いますと、町の木の花、あるいは町の花、ツツジをもう少し町民あるいは町民外の方にもPRが少し足りないから、町の花も何なのかというような言葉もかなり伺っております。そういったことも加味しながら、いろいろな記念の、町でも感謝状とか、あるいは表彰状とかいろんなものを出しておりますけれども、そういった方、あるいは卒業生、あるいは誕生のさっと生まれた方、そういう何でも結構ですけれども、そういった記念の植樹を、町の木、花をしていく方向性を私はやったらいかがですか、あるいは植えればまた花も咲きますし、実も取れますし、いろんな分野でラベンダーと一体になって、1区画がそのような方向性でできていけるかいけないかを伺わせていただきます。

以上です。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

大島企業支援課副課長。

○大島行代企業支援課副課長 それでは、質問項目3につきましてお答えいたします。

ラベンダー園につきましては、令和2年度から令和4年度の3年間、地方創生推進交付金の補助を受けながら整備することになっております。交付金の補助を受ける令和4年度までは、ラベンダーを主に整備をしていく予定です。

その後につきましては、ラベンダーの生育状況に応じた対応をしていくようになりますが、どのように整備していくかは、観光協会理事会でも検討していくことになっているところでございます。

議員さんの提案につきましては、今後の検討内容の一つとさせていただければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 松本議員に確認させていただきますが、まだ再質問はございますね。

再質問あるということですのでよろしいですね。

○11番（松本美子議員） はい。ちょっと1点だけ。

○森 一人議長 1点だけ。

それでは、一度ここで休憩とさせていただきたいと思います。

再開時間を1時30分といたします。

休 憩 午前11時57分

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎発言の訂正

○森 一人議長 先に答弁の訂正を求められておりますので、この際、これを許可いたします。

順次訂正をお願いしたいと思います。

先に、萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 松本議員さんの質問事項1、(1)の再質問の中で、町の感染状況の質問をいただきました。それに対し、現在までに75名の方が感染し、5

月7日以降の感染者はいませんと回答しましたが、76名で、5月8日以降の感染者は
いませんにおわびし、訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

○森 一人議長 次に、杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 私のほうから、松本議員の大項目2、(1)の農業遺産の関係で、
比企農業地域農業遺産推進協議会の構成メンバーでございますけれども、3市5町2
J Aとお答えさせていただきましたけれども、途中1市脱退してございまして、申請
時点では2市5町2 J Aのほうになってございます。おわびして訂正を申し上げます。
よろしく願いいたします。

○森 一人議長 それでは、大項目3の松本議員の再質問からになります。どうぞ。

○11番(松本美子議員) それでは、再質問させていただきます。

まず、(3)ですから、ラベンダーの関係なのですけれども、現在、ラベンダーの
お祭りは都合によって中止だということが決定いたしておりますけれども、昨日の8
日から20日まではあそこは開園をし、自由に見ることはできると。それから、手芸教
室のほうでは、付加価値をつけたものを販売をしているというのが、私が見る範囲
内の状況なのかなというふうに思っておりますけれども、ラベンダーの植栽の関係
はどのくらいまでどんなふうに進んで、8日から20日まで開園だというふうな方向性
を取ったのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

大島企業支援課副課長。

○大島行代企業支援課副課長 お答えさせていただきます。

現在、ラベンダー園におきましては、甦れラベンダー応援WEEKS2021と題しま
して、6月8日から20日9時から16時の間、見学通路を設けまして、駐車料金は取る
のですけれども、コロナ対応に注意しながら無料開放を行っているところでございま
す。ラベンダーの摘み取りは、花の育成状況等を考慮し行っておりません。花穂の販
売のみでございます。ほかにラベンダーの精油やマスクスプレー、農林61号を使用し
た乾麺などの販売を手芸施設のほうでお土産として販売しております。

花の育成状況なのですけれども、植栽箇所、マイラベンダークラブ合せまして約4
ヘクタールほどの範囲で行っておりまして、そのほかにもシャーレーポピーが約1.4ヘ
クタールぐらいの広さで、今ご見学をいただいている、可能となっているところでご

ざいます。花の育成状況につきましては、小ぶりながら、農場長をはじめ、現地の現場のスタッフの皆様方の大変な努力によりまして、きれいな花を咲かせております。小ぶりながら咲いております。

ちなみに、昨日のオープンで、6月8日の段階で35台の車が駐車されて、約100人程度ご見学されているということでございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 現状では、最初にも申し上げましたけれども、小麦の関係を200ヘクタールほど作って、現在いるわけですが、付加価値をつけてこれから販売もしているということだと思いますけれども、今後の考えとしては、あそこはラベンダー園の10ヘクタールだということによってやってきているわけです。それで、2ヘクタールは小麦だということですが、この小麦につきましては、引き続き来年度もというのでしょうか、作付はしていく見通しなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 作付の関係でございますので、ちょっと農政課のほうから答弁させていただきます。

この約10.5ヘクタールのエリアの中で、今副課長のほうがお話をさせていただきましたラベンダー、またシャーレーポピーということで、暫定的にシャーレーポピーであったり、小麦農林61号ということで、めんこ61事業の中で、地方創生の中で一体としてやってございましたので、乾麺のお土産品のほうの開発であったり、そういったものもらんざん営農さんのほうのご協力をいただきながら作付をしている状況でございます。新作物の導入の検討も含めまして、どんな形でこの10.5ヘクタールのところをこれからいかに管理費を抑えながら見ていただく、または商品になるような作物ができるのかということにつきましては、観光協会のほうと協議をさせていただきながらやっていきたいというふうには考えてございます。幸いにめんこ61事業のお土産品、乾麺のほうも販売のほうに至りましたので、小麦のほうのニーズも非常に高い状況でございますので、状況を見据えながら調査研究をさせていただきたいというふうを考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） そうしますと、今後の話で、観光協会の理事会でも検討というようにこのようですけれども、2年から3年、4年と、3年間の地方創生の交付金の事業でラベンダー園そのものを再生していくのだという話の中の一環でしたけれども、もしラベンダーの生育の状況があまりよくないという、これは可能性のことになってしまいますけれども、そんなことが起きては困りますが、そういった場合には、またいろいろ観光協会の理事会でも検討していくのだというようにご答弁等もありましたけれども、そういった中に、多くの町民が、私が質問している中にも入っていますけれども、町の花だとか町の木だとか、そういうものも知らないで通ってきている人たちがかなりおります。ですから、嵐山町は何の木なのですか、どこの市町村にも全部あるわけです、何の花なのですかといった場合には、あそこにも一部分のそういうものもしっかりと記念というふうな形で、それぞれ人間には記念をする年というか、その時々何かがあるわけです。ですから、そういった人たちにだけでも記念樹として植えていき、そこがいっぱいになるまで、1区画というのは分かりませんが、やっけて、PRをもっとしていったほうがラベンダーとともにいいのではないかなと。それで、また記念樹ということになれば、梅はちょうどラベンダーと同様な形で咲いて、もうちょっと早いぐらいで咲きます。それで、今はもぎ取りの時期になってきておりますけれども、そういった面でも、自分の木となれば少しは関心も強くなって、時には見にも行くでしょうし、花も咲けば見る、実もなれば取ると、そういったような形の方向性もいいのかなと思って、ぜひとも観光協会の理事会の中で検討の中には検討課題として入れていただければというふうに思います。これは要望みたいな形になりますけれども、その辺でお願いしたいというふうに思っております。

これで終わります。ありがとうございました。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 狛 守 勝 義 議 員

○森 一人議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号3番、議席番号3番、狛守勝義議員。

初めに、質問事項1のイーグルバスの運行についてからです。どうぞ。

○3番（狛守勝義議員） 議席番号3番、狛守勝義でございます。議長のご指名をいた

だきましたので、ただいまから通告書に沿いまして質問させていただきたいと思
います。私の質問は、大項目で3問でございます。そのうちの1番のイーグルバスの運
行について質問させていただきたいと思います。

令和元年12月に実施した住民意識調査の報告書によりますと、今後のまちづくりに
ついて重点的に取り組む課題として最も多いのが医療体制の充実、そして次が公共交
通の整備ということでございます。今よりもさらに住みよいまちづくりを目指すた
めには、当然ながらこれらの課題を少しでも改善し、町民福祉をいかに充実させてい
くかということが大切になってくると思えます。そこで、町民の方からも要望があつた
イーグルバスの運行について、次のことをお聞きしたいと思えます。

(1)、嵐山町を運行しているイーグルバスのと01系統と、それからと02系統とい
うのがときがわ町路線バスという位置づけになっていて、ときがわ町が主導している
ように私は感じています。ときがわ町と嵐山町間を運行するようになった経緯と、そ
の当初の目的はどのようなものだったのか伺いたいと思えます。

次に、(2)番として、運行するに当たっての負担金というのがどうなっているの
か、そして現在、嵐山町の負担金はどのぐらいの金額で、ときがわ町との負担金割合
はどうなっているのか伺います。

(3)番として、町は、年間乗車利用者数としてどのぐらいの人数を見込み、実際
の乗車利用者数は年平均何人ぐらいになっているのか伺いたいと思えます。

そして、(4)番です。これは、町民の方からちょっと要望があつたということで、
この大項目1番としては一番重要な質問になるかと思えますが、と01系統の路線を少
し変更して、武蔵嵐山病院を經由してほしいという要望がありました。実現すればと
きがわ町にもメリットがあり、嵐山町の課題でもある医療体制の充実、公共交通の整
備の点で少しは前進が見られるのではないかと、そのように私は考えます。また、路
線変更することで遠回りになり、距離は延びると思うのですが、学校橋から大蔵に抜
ける1車線の狭い道路を通らなくて済むので、交通事故の危険性も減ると思えます。
予算や周辺自治体との協議など、ハードルは高いと思えますが、武蔵嵐山病院經由と
いう路線変更を積極的に進めてほしいと思っておりますが、その考えを伺いたいと思
います。お願いいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(4)の答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、質問項目につきまして順次お答えさせていただきます。

まず、質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

後期の第4次総合振興計画策定に伴うアンケート結果で、バスの便と路線網に対する不満度が49.6%あったことや、福祉循環バスの老朽化が進んでいたことに伴い、平成17年度嵐山町、都幾川村、玉川村より、路線バスの運行についてイーグルバス株式会社へ相談したことから検討が始まっております。平成21年度にときがわ町地域公共交通活性化協議会が発足し、大幅な増便をしてからは、ときがわ町主導となっております。当初の目的としては、町民の交通手段の確保とときがわ町との広域連携による駅周辺の活性化がありました。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。

当初は3路線あり、それぞれの運行に際し収支の損失が生じた場合、距離案分により負担金を決定しておりました。嵐山町、ときがわ町間の路線の負担割合はほぼ半々でしたが、現在はときがわ町のバス路線増便に伴い、嵐山町分の負担金は300万円の定額となっており、令和2年度の負担割合は13.7%となっております。

続きまして、質問項目1の(3)につきましてお答えいたします。

町民のみの利用者数を把握できないため、年間乗車利用者見込数は特に設定しておりません。乗車利用者数につきましては、ときがわ町を含めた路線全体となりますが、直近5年間の年平均が約7万5,600人となっております。

続きまして、質問項目1の(4)につきましてお答えいたします。

以前運行しておりました福祉循環バス、イーグルバス株式会社の町内循環バスとも、運行開始前に行ったアンケートや要望等を勘案し、ルートを設定いたしました。しかしながら、利用者数の低迷により廃止となった経緯がございます。第6次嵐山町総合振興計画を策定するに当たり実施した住民意識調査では、路線バスの総合評価は「やや不満」、「不満」を合わせると22.7%と前回よりも低くなっており、自由意見では、武蔵嵐山病院までの延長を望む声も少数でした。また、路線変更についてイーグルバス株式会社に相談したところ、武蔵嵐山病院経由にする場合は、つきのわ駅、または森林公園駅が終点になる可能性が高いこと、運転手の確保が難しいことから路線増設は困難であること、負担金の増額は避けられないこと等の意見をいただいております。

以上のことから、路線変更は難しい状況にあります。町の地域公共交通の在り方

等については、今後予定されているプロジェクトの最終報告等も参考にして検討してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） （1）から（3）番は、ちょっと関連性が高いので、一括で質問させていただきたいと思うのですが。私がまず最初の（1）番質問したのは、やはりその状況状況に応じていろいろ検討する課題というのが出てくるだろうと、そう思ったときに公共交通、すなわちこのイーグルバスの運行については、現在、ときがわ町さんとの往復運行みたいな形になっているわけですから、何かこちらで考えたことをお互い協議するに当たって、やっぱり主導的な立場がどっちかということは非常に大事なのかなというふうに、そしてまた当然負担金とか補助金とか、そういうものの負担の割合についても、やはり対等の立場で交渉できるような形であるのかどうかということで、私は（1）とか（2）とか（3）を質問させてもらったわけです。

ですから、そういった意味で考えたときに、（4）にも多少つながってくると思うのですが、今の時点ではときがわさん中心のということになっています。嵐山町は嵐山町でやっぱり公共交通というのは、これから将来的には避けて通れないような課題になるのだろうと思うのです。ですから、そういった意味でできれば対等に交渉をし、イーグルバスとも熱心に交渉しながら、少しでも町民の利便性というものをまず第一に考えた形で、費用対効果ということだけではなく、そういったことを考えていただくという形でお願いできないのかということなのですが、その辺はどうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 ただいまのご質問ですけれども、ときがわ町が主導という形になっているということなのですが、こちらにつきましては、1回目の答弁書にも書かせていただきましたが、ときがわ町の地域公共交通活性化協議会、こちらのほうが発足して検討して、路線変更ですとか増便ですとか本数を増やすとか、そういったところはその協議会のほうで全て進めて、そちらのほうに負担金とか補助金とかが回ってくるような仕組みになっておりますので、どうしてもときがわ町、この協議会が中心ということになります。ですので、今の現状でいいますと、嵐山町は通過し

ているだけというのも変なのですけれども、ときがわ町のほうでその協議会で協議をして、その結果が嵐山町のほうにこういった結果になりましたという形で伝えられるという状況なのです。

ですので、最初の増便になったときも、その300万円になったというところなのですけれども、それにつきまして今限度額という形で協定を結ばせてもらっているのですけれども、嵐山町のほうでは利用者数が少ないということで、イーグルバスのほうから当初本数を減らしたいという要望があったようです。本数を減らすに当たっては、実際乗っていないのであれば、本数を減らすのはしようがないということで、町のほうもそれをのみまして、その代わりに負担金のほうは300万円上限でお願いしますという、そういった経緯があったようです。その後、ときがわ町のこの協議会発足しまして、それだとときがわ町のほうが困るというようなこともあったのではないのでしょうか。これはちょっと想像なのですけれども、ときがわ町のほうでその協議会のほうで本数も増やして、今現在7路線、ときがわ町のほうございます。7路線プラスデマンドバスみたいなのもやっていますので、そういった形でときがわ町のほうは充実した形に今しているわけなのですけれども、嵐山町につきましては、その7路線あるうちの2路線が嵐山町を通過して嵐山町の駅まで来ているという状況なのです。ですので、議員さん対等という言葉をおっしゃいましたけれども、どうしてもそこに嵐山町がときがわ町の協議会に対等に意見を言えるような状況ではないという形になっています。なおかつイーグルバスのほうも営利企業ですので、当然営業努力はするわけなのですけれども、その場合に、どうしたらお客さんが乗っていただけるかというところで調査等もいろいろしていますし、そういったところを加味して、今の状態になっているという形になっています。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 負担金が300万ということで考えたときに、先ほどもお話をしたようにときがわの路線バスという位置づけで、主導的なものがときがわ町だと。では、この300万円を嵐山町が要するに負担をし、その嵐山町の人たちがどの程度利用しているかというのが把握できていないという状況で、この300万という金額というのは、はっきり言いまして、この路線バスがなくなると困るというふうに私自身も思っていますけれども、この費用対効果として嵐山町にとってはいいものなのです

か、その辺はどうですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 先ほど答弁させていただきましたが、実際に嵐山町の方がどの程度利用しているかということなのですけれども、平成26年度にイーグルバスのほうで行った調査の結果というものが示されているのですけれども、嵐山町の方が乗っている形跡というのが大分少ない状況です。ですので、費用対効果ということで考えますと、一言で言うと少しそれでも高いのかなというふうな印象は受けます。ただし、昨年度、令和2年度なのですけれども、赤字分を補てんするという意味で、赤字額が約5,380万円ぐらい赤字になっているようです。そのうちの距離だけで計算すると、嵐山町の負担というのは990万円になっています。ただし、限度額を300万円に設定していますので、嵐山町は300万円だけ払って済んでいるという状況です。ですので、ときがわ町からすれば、距離案分で行くと嵐山町の負担はもうちょっと増やしてほしいというところは当然あるかと思うのですけれども、嵐山町のほうはイーグルバスとの協定で300万円、一番乗車数が少ないときに、本数が少ないときに設定した金額をそのまま使わせていただいていますので、300万円で済んでいるという状況です。ただし、その300万円の費用対効果ということで考えると、まだまだかなというふうに考えています。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） 分かりました。

では、4番のほうの再質問も含めて、また質問したいと思います。町民の立場、これは私も考えても、例えば武蔵嵐山病院が嵐山町から移転をしたところへいっても、非常に嵐山町に近い場所にあるわけです。ですから、本当に素人目、町民の方から考えれば、これからまたますますこの高齢化が進んでいくという状況になったときに、病院に通院するという手段として、例えば今あるものをもう少し工夫すれば有効に活用できるのではないかというふうに考えるのは、これは自然なイメージなのだろうと思うのです。全然ない形から、ゼロからいろんな形で整備していくよりも、今の状況をもう少し工夫して便利に利便性を高めてやっていくというような考え方があっていいような気がするのです。ですから、そういった意味で考えたときに、先ほどの300万

の負担金、嵐山町の方の利用が少なそうだと、それをもっと高めていくというふうなことも含めて、もう一度要するにこれを再考することはできないのかなということと、私が直接町民の方からお話を聞いたときに、病院に行くということではなくて、その近くまでいいということです。要するにバイパスを東松山方面に行きます。そうしますと、ケーヨーデイツーから月輪のヤオコーに入る左側と、それから右に行けば上唐子から大蔵に抜ける、それでときがわ町のほうに行くという道があると思うのですが、それは何路線というふうになんとなく私分かりませんが、ですから、要するにバイパスを通して東松山のほうに向かっていったときに、そのところの交差点を右に入ったところに、例えば止まる状態であっても、少しでも近くにそういう状況ができればそこから歩いていけると、そのくらいのことは言っているわけです。そうすれば、先ほど私が一番最初のほうに話したように、大蔵のほうの狭い道を抜けていくというようなことがしなくても、多少遠回りになっても、距離的にどのくらい延びるのでしょうか。私は、それが要するに町民の感覚だと思うのです。

ですから、そういったこと、これは全然ないものをゼロからやるとすれば、それはもう莫大な金額を用意しなければならないと思うのです。今あるものをちょっとした工夫、そういったこと感覚で進めることによって、将来の例えば公共交通の充実を少しでも図っていくことができる。当然要するに嵐山町から大きい病院が1つなくなつた。でも、そういうことをすることによって、そこに通院する一つの利便性が高まると、そう考えていったときに、少しもう一度考えてもらえないのかなというように、これはちょっと時間的に多少かかっても、要するに粘り強くいろんな形で交渉しながら、そういうふうなことを考えていくのも、これは行政の役目ではないのかなというふうには私は思っているのですが、いかがでしょうか。また、できれば町長からもお話を伺いたいと思いますけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 今の議員さんのお考えというか、そちらのほうは単なる少し路線を変えるということです。その件につきましても、嵐山町のほうで主張して、はい、そうですかというわけにもいきませんので、当然ときがわ町の協議会のほうに諮らなければいけないというところで、イーグルバスとの話合いもありますし、その辺のところは話を持ちかけることは可能かとは思いますが、ただし、協議会に諮るとい

うところを考えると、路線変更につきましては、イーグルバスに相談したときに、2年ぐらい見てほしいというような回答は伺っていますので、早くても今のことが実現するには、ちょっと2年ぐらいかかってしまうかなというふうに考えています。そうなると大分先になってしまいますので、それも並行に考えながら、地域公共交通については、改めてプロジェクトの結果も出ますので、そういったものを参考にしながら、町としても考えていきたいと思っています。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

この交通の便というのでしょうか、交通弱者の方々に対する措置というのは、もう本当に大変重要なことであろうというふうには認識しております。今までの経緯も含めて、今までお話がありましたけれども、昔は東口のほうもずっとバスが通っていました。しかし、いろいろな企業努力をしてもらったのだけれども、どうしてももう運営は経営的に難しいと。その頃言われたのが、北部の人たち、バス停はあるのだけれども、バス停まで歩いていけないのだという、そういうケースも結構あったのです。ですから、本当に今狹守議員さんのほうがちょっとというふうに言われましたけれども、このちょっとが、例えば簡単に嵐山病院のほうにルートをちょっと変える、では2,000万かかりますよと、多分そういう単位になると思います。だから、本当に対象となる方は何人の方がいるのか、1,000人いるかと、多分そうではないと思うのです。ほとんどの方は車で行ける。本当の僅かな方になる可能性もありますので、その辺のところは本当に我々としても歯がゆい部分があるのは事実であります。

また、今課長のほうからもお話したようにプロジェクト、今そういった交通のことも検討している最中でもありますので、よりそういった方々にご不便をおかけしないようなシステムをつくれればなというふうに思っています。

あともう一つは、今年から高齢者の外出支援タクシー、この件は今まで少しお金を払ったり、なかなかその精算も難しかったのですけれども、今年度から、大野議員の指摘なんかもありまして、もう自由に使えると、要するに1回片道3,000円かけたら3,000円分を払えばちゃんと使うことができるというような形で、使い勝手もよくなりましたので、当面はまずそういった形の中で、どうしても交通の足がないという方は、

そういう形で少し様子を見ていただきたいと。

それから、あとはこういった交通面に関しては、日進月歩ではないですけれども、どんどん、どんどん技術も進んでいる。地域によっては、限定的に小さなカートみたいなのでロボットが運んでいってくれる。あるいはまたは無人のバスの運行を試しているところもある。ですから、そういった技術的なことが現実的な予算の中で可能であれば、もちろん導入をしていきたいと思っておりますけれども、いずれにしても、今のところはそういった形でぜひご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) ありがとうございます。私は、公共交通というのはやっぱり広域性が一番大事だろうと思っているのです。ですから、これは私の暴論、極論ということになろうかと思うのですけれども、町民の方からすれば、例えば東松山が市内循環バスしています。これは、当然要するに東松山で運営しているものを嵐山に持ってくるということとはできないことは承知しています。でも、将来これから広く広域的にこの交通の面とか、医療体制の面とかというのは考えていくことだろうと思うのです。やっぱり一つの町だけとか、そういうところだけで要するにできるようなものではないということです。

ですから、そういった意味では、自治体の垣根を乗り越えた形で広域的に、もうこれからプロジェクトで検討するということでもありますので、そういうことを踏まえて、これから先の10年、20年後の公共交通というものをしっかり構築していくような形で考えていただきたいと、そういうように思います。それをお話しして、この件につきましては終わりにします。

次に、大項目2番です。この大項目の2番が、嵐山町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画についてということでございます。

それでは、質問させていただきます。嵐山町における女性職員の活躍の推進に関する特定事業主行動計画が本年4月1日から後期計画としてスタートしたことを町のホームページで知りました。町がこのような行動計画を出し、具体的な目標に向かって役場の職場環境を改善していくことは、女性職員のみならず、職員の福利厚生の上や町内各所等に対して範を示すことにもなり、ジェンダー不平等改善の一助にもなるものと考えています。そこで、この行動計画について、次のことをお聞きしたいと思

います。

(1)、この行動計画は、こういった趣旨の内容なのか伺いたいと思います。

(2)、資料の男女別の育児休業取得率及び取得期間の分布状況によると、令和2年中の取得状況は、女性については正規職員及び任期付職員ともに、本人の希望する休業期間が取得できているという一方、男子職員、このときは対象者が4人だったようですが、取得率が0%ということになっていました。また、男性職員の配偶者出産休暇及び育児休暇参加のための休暇取得率は、配偶者の出産休暇の取得率は62.5%、育児参加のための休暇の取得率は0.1%ということで、男性職員の育児参加のための休暇取得率は、極めて低い結果となっています。この理由を伺いたいと思います。

そして、(3)番です。町は、行動計画の具体的な目標として、令和7年度までに取得率100%を目指すとし、取組内容としては、各種両立支援制度（育児休業とか配偶者出産休暇、育児参加のための休暇等）の周知及び活用促進を行うとしています。周知というのは分かります。ただ、活用促進策というのは、どういうことを具体的に考えているのか伺いたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)、(3)の答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

日本における働く女性の現状としては、就業を希望しながらも働いていない女性が約237万人に上り、出産、育児を理由に離職する女性が依然として多く、非正規労働者の割合も高いなど、女性の力が十分に発揮できているとは言えない状況にあります。

このような状況を踏まえ、平成28年4月に、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律、いわゆる女性活躍推進法でございます。この法が施行され、特定事業主と位置づけられる地方公共団体においても、計画の策定、公表が義務づけられたところであります。

町におきましては、採用、昇進等の機会の積極的な提供と活用、仕事と家庭の円滑かつ継続的な両立を可能とする環境の整備、本人の意思の尊重という女性活躍推進法の基本原則に基づき、嵐山町における女性の活躍の推進に関する特定事業主行動計画を策定し、女性の個性と能力が十分に発揮される環境整備に取り組むものであります。

次に、(2)につまましてお答えをさせていただきます。

男性職員の育児休暇の取得について考えられるのは、業務の都合や、場合によっては性別による固定的な役割意識を意識してのことなど挙げられますが、年次有給休暇や子の看護休暇制度を利用し、休暇を取得するケースもあると考えられます。男性職員の育児参画の促進は、男性職員自身のワーク・ライフ・バランスの実現のみならず、女性活躍推進の観点からも重要でありますので、対象となる職員に声がけするなど周知を図り、また取得しやすい環境を整えていくことが必要であると考えております。

次に、(3)につまましてお答えをさせていただきます。

計画における目標は、制度上では配偶者の出産の際の特別休暇は2日間、育児参加のための休暇は5日間の取得ができることとなっており、それぞれ令和7年度までに対象職員の取得率を100%とするものであります。先ほどの答弁でも申し上げましたとおり、育児休暇を利用せずに年次有給休暇等を取得しているケースもありますので、制度の周知を図ることも重要であります。

また、制度が浸透し、社会にしっかりと認知されるまでには時間もかかると考えられます。今後は、働き方改革の一環と捉え、職場において休暇が取得しやすい環境を整え、周囲の理解も得られるような環境づくりに取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) (1)と(2)は、これは一括ということで質問させていただきたいと思います。

私は、男性の方が育児のための休暇取得という形が取りにくい理由というのは、確かに今ここで答弁のあったようなことも十分考えられるだろうということは理解しています。ただ、もっと根本的な問題があるのではないのかなというふうに思っているのが、一つは職員の定員というのですか、要するに人数です。例えばちょっと私調べてみましたら、平成18年に定員適正計画というものを立てまして、そして平成17年に職員数が168人だったのです。5年間の計画ということで、平成22年には152人になっていまして、それから毎年少しずつ減って、令和2年、今年も同じなのでしょう、139人と。ですから、平成17年の168人からは随分、その当時は職員の数が多いというような指摘が多かったのかも分かりませんが、今のこの町の業務数を考えて、

この139人というのが適正な定員なのかなと、そういうふうにはちょっと思えないような形で私は考えているのです。というのは、これは昨年だったかなと思うのですけれども、町のほうからも要するにぎりぎりの人数で、1人の職員の方が2つも3つも例えば掛け持ちをして、それで基本的にはもうぎりぎりの状態で今業務をやっているのだというようなことをちょっとお話ししたことがあると思うのです。

そういった状況の中で、例えばこの前6月の3日でしたか、国会のほうでも基本的には育休の意思確認を義務化をすることかという法案が通りました。そういう形で、こういう制度があるので取りませんか、取ったらどうですか、いつ取るのですかと、こう言っても、その自分がやっている業務、要するに当然そういうぎりぎりの状態でやっていったらなかなか取れるものではないのではないかと、私はそういうふうに思っているのです。ですから、確かに年次休暇ではなくてこういう形の休暇もあるから、こっちで取ってというような勤めるといふこと、また周知するといふことは、これは重要なことだろうと思うのですけれども、まず根本的にもう少し業務内容に合ったような人員の整備といふもの、これも必要なのではないのかなといふふうに、私はまず思ったのです。その点はどうなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

今回の一般質問の中では、渋谷議員さんからも今ご質問のような内容のご質問をいただいております。今の平成18年168人と、これは適正化という計画の中で削減してきたというお話をいただきました。この定員適正化計画につきましても、ただ単に人数を減らしてきたというわけではございません。当然町の業務の見直しをすると、効率化を図る、あるいは外部に委託できるものは委託をしていくと、そうした様々なことを行う中で職員数を削減してきた、これは行革の一環といふことでございます。これは、嵐山町だけが行ってきたといふことではなくて、国が主導してこうした計画を地方の自治体に対して求めていったといふことで策定をし、取り組んできたといふところでございます。

現状の人数がどうかというお話もいただきました。人口であるとか産業構造であるとか、そうしたものを全国の自治体の中で同じような規模の団体を類似団体といふふうに言っておるのですけれども、そうした類似団体を見た場合に、確かに多いほうで

はありません。ただ、嵐山町よりもさらに少ない人数でこうした行政を遂行していると、そういった自治体も多々ございます。

また、今回の質問の趣旨でございます育児休暇、休業です。なかなか育児休業については、まだ社会がそこまで追いついていないというところも実際あるかと思えます。あとは、この組織のやはり特性というのでしょうか、例えば1人の職員が1つの担当を1人で持っている、こうした職場も多々あります。そうしたことから、なかなか自身が休むと直接業務に影響が出ると、そうしたこともあろうかと思えます。ただ、そうした中であっても、配偶者の出産という大きなことを受けて、その子育てに対して夫としてすべきこと、こうしたものについては、やはり多くの職員が認識をしておると思うのです。そうしたことを多くの職員が、当人だけではなくて周りも理解して、そうしたものを応援をしていくのだと、こうした雰囲気や醸成をしていくと、そうしたことがまずは必要ではないかなというふうを考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番（狛守勝義議員） そのとおりだと思います。

当然、要するに女性職員の活躍ということ考えたときには、そこだけに視点を当てるのではなくて、これは周りの環境の整備、当然男性職員のそういった取りやすい環境の整備をするということがあって、女性職員の方も活躍の機会がどんどん増えていくのだらうと、そういうふうに思っていますので、その環境の中に例えばもっとある意味では余裕を持った人員というのも少し考えてもいいのかなというふうに私自身は思ったところでございます。

そういったことですので、これからもそういった方向でこの行動計画を確実に目標が達成できるようにやっていただきたいと、そういうふうに思います。この件に関しては以上です。

次に、大項目の3番のコロナ禍の児童生徒の学びの状況について質問させていただきたいと思えます。コロナ禍の中、この1年の児童生徒の学びの状況について、次のことをお聞きします。

(1)、報道によると、新型コロナウイルスの感染拡大による昨年春の臨時休校が、県内の小学生の学力の低下に影響した可能性があるとのことでした。嵐山町の子どもの状況はどうだったのか伺いたいと思えます。

(2)、昨年の休校解除後もコロナウイルス感染が不安等の理由で、自主休校を選ばざるを得ない児童生徒がいたと聞いております。その人数は何人いたのか、また自主休校の期間はどのくらい続いたのか、そして自主休校期間中の学習のサポートはどのように行っていたのか伺いたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目3の(1)につきましてお答えいたします。

令和2年度の教育活動の成果が嵐山町の子どもたちの学力にどのような影響を及ぼしたのかという点につきましては、正直申し上げます、現段階では明確にお答えをする材料を持ち合わせておりません。令和3年5月11日に実施した埼玉県学力・学習状況調査の結果が令和2年度の学力・学習状況を示すデータとなりますので、多角的に考察し、一斉及び個別に必要な対策を講じてまいります。

続きまして、質問項目2の(2)につきましてお答えいたします。

休校解除後に自主休校した児童生徒はおりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第3番、狛守勝義議員。

○3番(狛守勝義議員) そうでしたか。ちょっと昨年聞いたときに、休んでいた生徒がいるというふう聞いたような気がしたのですが、いないのですね、ゼロだったのですね。そうですか。では分かりました。これは再質問のしようがないので、では私の質問はこれで以上にします。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 長 島 邦 夫 議 員

○森 一人議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号4番、議席番号8番、長島邦夫議員。

初めに、質問事項1の新型コロナウイルスワクチン接種についてからです。どうぞ。

○8番(長島邦夫議員) 指名をいただきました長島邦夫でございます。一般質問を行います。今回の質問は、大項目で3問でございます。よろしく答弁のほどをお願い申

上げます。

それでは、質問に入りますが、よろしく願いいたします。最初に、新型コロナウイルスワクチンの接種について、大きな観点から伺いたいというふうに思います。

ヨーロッパ住民の25%は、ワクチン接種に不安や懐疑から消極的と報道がされています。また、ワクチンの有効性、安全性に説得力、情報の不足からだということではないでしょうか。そういうこともあるのではないのでしょうかとありました。また、持病から打てない人も存在するだろうと。今後、国内においても任意接種であり、マスク不要論、ワクチンパスポートなどを導入する国もあることから、様々な議論が起こると推察をいたします。下記について、嵐山町の状況についてお伺いをいたします。

(1)として、ワクチン接種の予約状況について伺います。

2番目としまして、変異ウイルスの出現により、若者でも重症化する例の報道もあり、状況が大きく変化しています。また、副反応もあるとされており、任意接種での自己判断が難しくなっている。高齢者に続き基礎疾患患者、若者においても接種が始まることから、情報提供がさらに重要だというふうに考えます。町の現状、考え方を伺いたいと思います。

(3)として、今後、感染者数の減少により、町の中の開催のイベント等が復活することは、今はほとんど中止になっておりますので、復活に期待もするが、コロナ前と同様に開催できるのか、難しい答弁になるかなと思いますが、町の見解をお伺いをいたします。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(2)について、萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 それでは、質問項目1、(1)についてお答えします。

ワクチン接種の予約については、65歳以上の高齢者の方を対象に5月18日火曜日より受付を開始しました。7月末までに2回接種が完了する分として受付を開始し、町受付分6,706回、町内クリニック受付分1,530回の合計8,236回、人数にして4,118人分が5月24日月曜日に全て満員となりました。

続きまして、質問項目1、(2)についてお答えします。

新型コロナウイルスワクチン接種に関する情報提供は、町ホームページや広報、テレビデータ報道等で発信しているところでございます。また、該当者へ接種券を送る際に予約方法や接種会場等の詳細を記載した通知文書を作成し、同封しております。

今後、接種券をお送りする64歳以下の方々につきましても、同様に情報提供をしていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（3）について、青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、質問項目1の（3）につきましてお答えをさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の猛威ははまだ衰えることなく、社会的な行動制限を繰り返しながらも、収束のめどが見えない状況にあります。さらに、感染力の強い変異株の感染拡大も懸念され、第5波の可能性も指摘をされています。今後、ワクチン接種が順調に進んだとしても、この効果が現れるには一定の期間を要するため、現状においてコロナ前と同様にイベントなどが開催できるという判断を行うのは大変難しいと考えます。しかしながら、実施の内容や対象者、時期を工夫し、新しい生活様式に基づく基本的な感染防止対策を徹底し、開催が可能なイベント等も考えています。

いずれといたしましても、優先すべきことは町民の皆様の安全であり、迅速かつ的確に情報を捉えて、イベント等の開催の可否を適切かつ総合的に判断をまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を2時45分といたします。

休 憩 午後 2時30分

再 開 午後 2時45分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

長島議員の再質問からになります。どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） それでは、再質問をさせていただきます。若干込み入った質問の仕方もするかもしれませんが、よろしく願いいたします。

1番と2番は関連がありますので、なるべく順序よくやりたいと思いますが、よろしく願いしたいと思います。

先ほど質問がもう既に前の議員さんに、コロナについて質問がありましたから、そ

の答弁も含めてお聞きをしますが、私の答弁書にも4,118人の方がもう既に申込みをしていて、その数、先ほど午前中では600人ぐらいの方がキャンセル待ちであったというふうに聞きます。それで、6月の10日から予約の再開をするということについては、高齢者約6,000何名ぐらいいらっしゃるわけですから、その方たちに、対象となる方に、接種券が配られている方、その方の予約を受け付けるのだというふうに思いますが、そうなりますと、そこで高齢者の予約については、10日から幾日までやるかわかりませんが、今回で一応打ち切るということで予約を受け付けるということだというふうに思いますが、それでよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 お答えします。

ワクチン接種の優先順位ですが、第1位が医療従事者でございます。第2位が高齢者65歳以上の方でございます。第3番目が基礎疾患を有する方及び高齢者施設で従事する方、4番目がその他の一般の方というふうになっております。

今回、第2番目の65歳以上の高齢者ですが、もし申込みがまだしていなくて、任意接種ですので、今後やっぱり受けようとなったときに、次の高齢者施設に従事する方や基礎疾患のところ、そこでももちろん申込みはできます。その下の一般の方になっても、その時期にやはりみんなが受けているし、自分も受けようとなれば、その時点で申込みができますので、終わりということとはございません。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） それで、一応高齢者の方については、国のほうの希望等が新聞で流れています。町長の説明の中にも、7月いっぱいには何とか終わらせたいのだと、だから6月10日以降に予約を受ける方についても、7月いっぱいぐらいをめどというふうに動いているのだというふうに思いますが、それは可能なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 今回、医師会のほうでお願いして、集団接種会場を3回増やしてもらっています。6月26日と7月17日の一つのセット、ここは240人枠になっております。続いて7月9日、3週間後の7月30日、こちらが午前中先生の医師の

派遣がいなかったものですから、午後のみということで120人の予約を入れられるようになっております。そして、3つ目ですが、7月10日と7月31日、こちらは午前、午後、先生2名ずつ来ていただきますので、240人の予約枠が取れております。合わせて600人分、全て2回目が7月末までに終われる600人分というふうになっております。

先ほどキャンセル待ちの話ですが、申込みいっぱいになった後に、昨日の末で428人の人が予約を取れないで、コールセンターに電話をいただいている人が428人いました。その人たちには、急なキャンセル等対応できますかって聞いておきまして、対応できる方についてキャンセル待ちをお願いしておきまして、現在、24人の方がキャンセル待ちでもう既に接種した、もしくは接種待ちの方がいますので、約400の方がキャンセル待ちの状況となっています。医師会のほうに600人枠をお願いしていますので、この400人は予約のほうに入れられるというふうに考えております。

率でございますが、まず初めの当初予約枠を開放したときですが、4,118人分の予約枠を空け、全て満員になりましたので、64歳以上の4月1日の人口が6,208人でございます。64歳と申し上げたのは、65歳以上が対象になるのですけれども、今年度65歳になる方が高齢者ということで対象になりますので、4月1日現在で64歳以上の方6,208人に対して、今回予約を受付している形でございます。

あと、高齢者施設で入居している方につきましては、既に全ての町内の高齢者施設に調査を行いました。全て施設で接種する、嘱託医が接種していただけるということになっておきまして、380の方が予約を入れずに施設のほうで打てますので、先ほど申しました4,118人と380人を足しまして、65歳以上の人口6,208で割りますと、72.45%の方が既に予約済みというふうになっております。

そして、今回比企の医師会のほうをお願いしまして、600人枠を追加しておりますので、それを考慮しますと82.12%の方が予約できる状況となっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） その部分において、キャンセル待ちの方はあくまでもキャンセル待ち、6月10日以降に予約する方のほうが早い接種になる可能性があるわけなのですか。そういうふうな考え方でよろしいのでしょうか。キャンセル待ちはいくまでもキャンセル待ちなので、空きができたときをお願いをするという方で、それでお待

ちをするというふうな考え方なのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 キャンセル待ちについて、考え方をお話しさせていただきます。

今現在、400人のうち、約9割ぐらいの方が急なキャンセルでもいいですよと言ってもらっています。その方については、明日、枠が新しく開放されますので、全ての人が予約が入れられる状況になると思います。そうしますと、予約があった人についてはキャンセル待ちの取消しを行いますので、ここで明日以降については、キャンセル待ちがゼロのなるというふうを考えております。

では、明日以降、キャンセル出たときにどういうふうに対応しますかということなのですが、今現在、役場の職員が集団接種会場のほうにお手伝いいただいております。第1週から第6週までのお手伝いいただける方には、医療従事者扱いということでもう既に接種をさせていただきました。第7週から第12週、次のクールのお手伝いいただける方、今集計を各課からいただいております。この方々をキャンセル待ちとして、急なキャンセルが出たときに対応したいというふうに、まず考えております。

今後ですけれども、今月末に新たに64歳以下の方に接種券を送ります。その時点でもキャンセル待ちの予約をお願いしたいと思いますけれども、接種券がある方で予約を入れてない方はキャンセル待ちに登録ができます。ただし、その人が本人の正規な予約を入れたときは、キャンセル待ちの取消しをさせていただくという形で手続きをしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） そのところについてはよく分かりました。

それと、今高齢者施設にいる方については、その施設のほうでやっていただけるということで了解は取れているということでございますけれども、自宅で介護をしている場合の方なんかは、それで動けない方なんかについては、希望すれば訪問して接種をするあれについても考えはあるのだというような話を、ある情報を得たのですが、その点はどういうふうになるのでしょうか。

○森 一人議長 萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 お答えします。

巡回医さんというのか、回っている先生が接種していただけるというふう聞いておりますので、巡回している先生に接種可能かどうかということをご直接聞いてもらって、巡回医さんのほうに接種をしていただきたいというふうにご考えております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 大体在宅の場合は、訪問してくれる先生方がいらっしゃるから、そういう方がついているということは、介護の場合であればケアマネジャー等がいるから、そういうふうなところで連携をしながら、希望があれば町のほうでやってくださるというようなことで了解をしました。

ほかにいろいろ聞きたいことまだあるのですが、よくこの後高齢者が終わった後、先ほども説明がありましたけれども、基礎疾患のある方、または保育園の先生だとか、学校の先生だとか、そういうものについては柔軟的に町で考えて対応してもらっても構わないのだという国の方針があるらしいですけれども、町とすると基礎疾患の方と併せて、そういう方についても考えはあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 国で示されている第3番目の順位が、先ほど申しました高齢者施設に従事する方、基礎疾患を有する方、これが3番目でございます。その次が一般ということで、そこについては市町村の考え方で優先順位を決めていいというふうになっておりますので、その時期になりましたら、町の中で検討して優先順位を決めて、予約の受付をしたいというふうにご考えております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 教育ということだけでないですけれども、いろいろな方に対応しなくてはならない方というのは、やはり十分注意をして日々行動をしているのではないかなというふうに思いますが、保育園に勤務される方たちとか、教職にある方というのは、それに準ずるような考え方を持ってもいいのではないかなというふうに思いますので、前向きに検討していただきたいというふうな、これからお考えになる

ということですから、考えていただいたほうがいいのではないかなというふうに思います。ここについてのご答弁は結構です。

そして、その後、今言った説明があるように、64歳以下の方、そしてその後については一般の方の募集もあるのだと、国のほうは早く早くということではいろんな考え方を示しておりますが、何か7月いっぱいだとか、6月いっぱいぐらいにできるものだったら接種券だとか、その接種をする場合のローテーション等も示すのがいいのではないかなというふうなことですけれども、今町で考えているやり方というのはどんな感じでしょうか。よその自治体では、ワクチンがうちは余裕があるから、そちらのほうのことも考えていますというふうなことが出ていますが、嵐山町の場合についても、最初の希望者をどのくらいに想定をしたか分かりませんが、多少なりとも目いっぱいのワクチンの量は、国のほうに要望はしているのではないかなというふうに思います。そこで、80何%というふうなことになりますと、そうそう余裕があるわけでもございませんが、そういう余ったものというか、余裕のあるものがあるのであれば、早めの接種の体制ができるのかななんて思ったりなんかするのですけれども、そこら辺はどうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 お答えします。

国は、高齢者の次の段階ですが、空白期間が起らないよう市町村で計画を立てて、次の基礎疾患がある方等に接種券を配布し、受付を開始するようになっております。町では、次の64歳以下の人の接種券の印刷をお願いしておりまして、6月末までには接種券が届く予定となっております。6月末から7月の頭に残りの方に接種券を送りたいと思っております。先ほど申したように、今開放している枠が6月1日からの6週間分、6月1日から7月12日までの予約枠がもういっぱいとなっております。というのは、ちょっと分かりやすく説明すると、ファイザー製のワクチンは3週間後に2回目の接種をしますのです、6月1日から3週間は1回目の接種となります。6月1日から3週間後になります6月22日は、6月1日に接種した人の3週間後が6月22日になりますので、6月22日から7月12日まで、この3週間が2回目の接種となっております。したがって、7月13日からの接種については、まだ予約が入っておりません。7月13日の3週間後になりますと、8月3日になってしまいますので、そこは高

齢者に接種すると、国は7月末までというお話をしていますので、7月13日以降の枠につきましては、次の基礎疾患がある方等に開放していきたいというふうに考えております。7月の頭に接種券を送れば7月13日以降の予約枠も入れることができますので、今のところ計画どおりに進んでいると考えております。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） それであっても、高齢者以外、基礎疾患の方に今度入っていく中においても、全体の例えば今16歳からというふうになっていますから、一遍に送るというわけではなくて、やはり60歳から64歳ですか、そういうふうに区切って、10歳単位ぐらいで順次接種券というのは配布をするとか、お送りするという体制なのかなと思うのですが、そういうことの考え方でよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 お答えします。

初めは、長島議員さんが申したように、当初は60歳からまず64歳の人に送る。その次は、50歳代の人に送るというふうに考えていたのですが、国のほうから接種券はできるだけ同時に送れという今指示が来ています。どういうことかと申しますと、基礎疾患のある方につきましては、20代の方も30代の方も基礎疾患の方はいらっしゃいます。また、これから職域で接種が可能になっていきますので、大学で接種するとか、同じ職場で接種するとなると、接種券が必要になりますので、その方はどの年齢に入っているかも分かりませんので、今の考えでは町のほうは全て一緒に送ると、ただし、受付の期間を例えば基礎疾患がある方は接種券が届いたときから予約ができますよと、次の例えば60歳以上の方はいつから受付が開始できます、何歳以上の方はいつから受付を開始しますという形で、受付期間を分けてスムーズに予約、接種ができるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 非常に分かりやすく、これが広報等で説明させていただければスムーズな、当初に、一番最初に予約が始まったときみたいな混乱は起きないかなというふうに思うので、なるべく分かりやすく説明していただいて、住民の方が安心してワクチン接種が希望する方は待てるようお願いしたいなというふうに思いま

す。

そして最後に、この1、2番の中でもう一点お聞きをしたいのですが、自由な接種で構わないわけです。ですから、非常に考えるのが、その情報はそれはメディアの情報であろうと、または厚生労働省から出した情報であろうと、そういうものを見て自分で判断をしなくてはならない。また副反応もある、またかかったときの、コロナに感染したときのこの後遺症とか、そういうことを全部ひっくるめてその方は考えなくてはならないかというふうに、誰もそうですけれども、そういうふうなことで判断をするわけです。

そういう判断基準というのが、町の接種券を私も頂いたときに厚生労働省の注意書き等が書かれていました。そういうものを見て判断をするのでしょうかけれども、やっぱりそういう心配というのは、直接町のほうにお電話でもかかってくるかなと、または厚生労働省のコールセンターみたいなところで疑問にお答えしますよというふうなこともあります。併せて町のほうの何か対応というのは考えておるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 お答えいたします。

初めの回答でも申しましたように、広報、ホームページ等でワクチンを受けるとこういう副反応が起きますよと、そういうこともお知らせをしております。あと、予約のピークのときは、コールセンターは電話かかりづらいですけれども、心配な人はコールセンターのほうに電話をしていただければ、看護師等も置いてありますので、細かい説明もできるかと思えます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番(長島邦夫議員) それでは、3番の再質問に入らせていただきたいと思えます。

町の行事においても、地域の小さな行事においても3密を防ぐのだよと、そういう観点から、ちょっとうちのあれについては厳しいから中止にしましょうよと、町会であれば書面議決にしましょうよと、そういうふうな連絡がもうこの1年間ずっと続いています。ですけれども、このワクチン接種が始まってから、やはり集団免疫ということを考えるのでしょうか。だけれども、皆さん集団免疫といたって、まだ高齢者が始まった部分だけですと、でもそうではなくて町が順番によくやっていただけれ

ば、そういう方がだんだん増えてくるのだから、明るい見通しが出てくるよねと、そういうことを言われます。

そういう中から、正常化するというのが、判断というのが、なかなか難しいかなというふうに思うのですけれども、やはりそういうことも考えて町の態勢は、いつまでも何回でも、何でも3密を防ぐのだということで中止するのだ、それは一般論だけではなくて、こういう対策をすれば可能でしょうだとか、ああいう対策をすれば可能ですよと、皆さんも守ってくださいよと、そういうことの中から今回については、こういうものについては考えていきますと、そういうふうな町の中の検討する機関というのも、多少なり動き等があってもいいような気がするのですが、まだまだ無理かなというふうな感じは持ちますけれども、秋に向かっていけば、また町の行事等々もあります。そういうところの判断の中に、どのように町のほうは対応していくのか、もう一点再質問でお答えいただきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木 参事兼総務課長。

○青木 務 参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

埼玉県においては、当初5月末までまん延防止等重点措置ということでございましたが、現在、6月の20日まで延長がなされているということは周知のところだというふうに思います。埼玉県の対応としましては、県が主催するイベント、こちらについては原則中止と、この期間中中止という形で措置を取っていると。またその一方、民間等々が行うイベントに関しては、人数制限をかける、あるいは収容率に制限をかける、こうしたことを行って開催を認めているということもあるというふうに聞いております。この先が、今議員さんのお話のとおり、ワクチン接種が順調に進んでいき、本当に幅広い年代の方がワクチン接種をし、抗体を皆さんがきちんと持つということが進んでくれば、元のようなというのでしょうか、以前のような日常が戻すことも可能ではないかなというふうには考えております。

ただ、先ほどもご答弁申し上げましたが、今回のコロナについては完全に終息ということにはなかなかできずに、やはり増えて減って、増えて減ってと、こうしたことを繰り返しているというような状況がございます。第5波というものも心配がされているという中でございますので、今後の状況、こうしたものを見据えながら、町とすれば国の動向、県の動向、そうしたものを見据えて判断をしていくことが必要ではない

かなというふうに思います。

ただ、例えば今議員さんが地域の行事というようなお話がございました。地域の行事であれば、そこに参加される皆さんというものは特定ができるのだというふうに思います。特定ができるということは、参加者の行動をきちんと管理をすることができるということでございます。3密を防ぐ感染防止対策をきちんと取り、行動管理を行っていくと、そうしたしっかりした対応が取れるのであれば、ある程度は実施をしても、大きな問題は起こらない可能性も多いのかなというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 最後にご説明していただいた地域の小さい単位のことについても、やはり町で3密を防がなくてはいけないのだよと、長に立つとやっぱり今回も中止にしようかと、それが横並びになってしまっているような状況で、もうちょっとしっかり考えて、対策というものを考えれば可能なのだからというのをある程度私なんか言うし、そういう示しがあれば、やはり考える部分もあるのかなというふうに思うのです。ですから、そういうことが可能となるようなときには、町全体でこの対策等を考えた基準にのっとってできるようにしないと、地域のコミュニティはもうこのままで終わってしまうような気がします。楽ですから、やらなくて。やっぱりそういうものではなくて、やらなくてはならないものというのものもあるわけなのですけれども、やはり怖い、そういうふうなことで私の責任になっては嫌だから、今回も中止にしよう、先に考えるのはそういうことなのではないかなというふうに思います。そういう考え方が打ち消せるような町の対策というものをこれからやっていっていただくような感じにしなければならぬかなというふうに思うのですが、町長、私はそういう小さなコミュニティについて、かなり危険性を持って考えているのですが、お考えがあったらお願いできますでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えをさせていただきます。

今、長島議員がご指摘のように、小さなこのコミュニティを大切に継続していく、こういった観点は本当に大切かなというふうに私も思っております。ただ、今このコロナの状況、世界中、日本国中、誰一人として、どうなるのかというのが分からない

状態なのです。多分こういう方向性であればいい方向性に行くだろうということで、みんな世界中で模索している段階ですので、そういう中で町が率先して、これはいい、あれはいいと、これを今の段階で示すというのは大変難しいかなというふうに私は思います。ですから、あくまでも一つ一つの団体さん、個人一人一人しっかりと判断をしていただく中で判断をしていくというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番(長島邦夫議員) 将来的にわたっては、そういうときも来るわけでしょうから、そのときは町全体で盛り上げていって、元の状態に戻せるような努力をしていただきたいという希望でございますので、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それでは、大項目2番のほうに移らせていただきます。

○森 一人議長 どうぞ。

○8番(長島邦夫議員) 町内の企業の状況についてお伺いをいたします。

多くの企業が3月の決算期を済ませ、公表が相次いでいるというふうに思います。コロナ禍でも収益を上げている企業、下がる企業、様々であります。嵐山町の財源に影響を与える企業の状況をお伺いをしたいというふうに思います。

1としまして、3月期決算の企業が多いと推察いたしますが、決算状況、分かる範囲だけでいいですから、お話ししてください。

2番目として、コロナ禍において町内の飲食店業界は非常に厳しい経営状況だと推察をいたします。国、県からも今までもいろいろな支援がございました。町からのこれからの支援の状況についてお伺いをいたします。

3番目として、コロナ禍において失業する方が多いと聞いております。再就職の支援、町に頼る体制があったらお聞きをしたいと思います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)について、村田税務課長。

○村田 朗税務課長 質問項目2の(1)につきましてお答えさせていただきます。

3月期決算の法人町民税につきましては、申告書の提出が例年4月から6月にかけて提出されておりますので、今年度はまだ集計はできておりません。令和2年度の比較的多い決算月と比較いたしますと、9月決算では令和元年度が671万4,600円に対し

て、令和2年度は232万3,900円と、マイナス439万700円と大きく落ち込みましたが、12月決算では令和元年が418万8,500円に対して、令和2年度が371万円と、マイナス47万8,500円となりました。9月決算より12月決算のほうがマイナス幅は少なくなっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目(2)、(3)について、大島企業支援課副課長。

○大島行代企業支援課副課長 では、質問項目2の(2)についてお答えいたします。

町内における支援体制は、昨年度に引き続き、地方創生臨時交付金により、今議会の補正予算においてご審議をいただきますが、売上げの減少に応じて給付金の支給を予定しております。なお、国の月次支援金、県の埼玉県感染防止対策協力金の対象となる事業者は対象外とさせていただきます予定であります。

続きまして、質問項目2の(3)につきましてお答えいたします。

町では、ハローワーク求人のオンライン提供を利用した相談を受け付けており、企業支援課及び嵐なび就労相談室で行っております。現在、相談件数は数件で、専門的知識を持った職員もいないため、相談後はハローワーク東松山をはじめとした関係機関への誘導を行っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番(長島邦夫議員) それでは、最初から質問をさせていただきます。

3月決算というのは非常に大きいと思います。町の中でも半分以上は3月決算なのかなと、そんなことは思っておりますが、今答弁書のほうにもいただきましたけれども、まだ集計はできていないというようなことでございます。今、やっと5月末までに出せばいいということでございますから、3月決算については、出したばかりで企業とすればほっとしているところかなと、そんな状況ではないかなというふうに思います。

ですけれども、いろいろなところの話を聞くと、町内の嵐山町の中ではやっぱり大きな企業さんもありますが、当然小さい企業さんもございます。そういう全ての方の決算がそこに上がってくるわけなので、総体的にはやはり大きいところより、減少の方向が鮮明になっているのかなという、そんな感じを持ったものですから、この質問をさせていただきました。集計は出てないということでございますので、もうこれで

上は申し上げませんが、ですけれども、この答弁書によると、昨年9月決算よりは12月決算のほうが改善はしているということなので、これは9月、12月というと、特定の方が多いです。3月決算が一番多いと思うので、その前の前年度の場合の3月決算については、もうもちろんコロナの状況に入っていましたから、ちょっと私も記憶はないのですが、分かるのであれば、どんな状況になったか教えていただければと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

令和元年の3月決算の数字ですけれども、5,140万7,400円という数字になっております。参考までに今年5月末の令和2年と令和3年の比較なのですけれども、この歳入の比較、これは3月決算も入っていますし、1月、2月も入っていますし、あるいは9月決算の企業の半年後の予定申告、こちらも入っている数字ですけれども、令和2年度が7,562万1,900円、令和3年度が6,970万5,300円、比較いたしますと今年度はマイナス7.82%ということになっております。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） ありがとうございます。

それでは、状況は分かりましたので、移らせていただきます。やはり昨年、その前の年についても、今年度予定している、昨年なんかにおいても小規模事業者等の応援給付金、これについてはもう昨年分は終わっていますよということで、中小企業の経営継続応援金、こういうものについても本年度予定しているということですので、確かに補正予算書の中等には載っていますので、計画をしているのだろうなというふうに思うのですが、予算規模等についても前年なんか比べても、そう少なくなっているわけではありませんので、いいかなというふうに思っているのですが、やっぱり昨年場合はコロナが始まって間もないときであり、今年はまだ完全に1年間かぶっているような状況なので、相当多いかなというふうに思うのですけれども、町の中ではどういうところからこういう数字等をはじめ出したのか、それとも国のほうのある程度の予算の中から、これだけなのですよというふうな感じなのか、そこら辺をちょっとお聞きできればなというふうに思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

大島企業支援課副課長。

○大島行代企業支援課副課長 お答え申し上げます。

この件数につきましては、商工会のほうといろいろ情報共有をしながらいただいた数字でございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 補正予算に載っていることですから、このくらいにさせていただきたいと思います。

○森 一人議長 はい、よろしくお願いいたします。

○8番（長島邦夫議員） それでは、その次に3番目に移らせていただきたいと思います。

失業をする方も非常に多いというふうに聞いています。ですけれども、以前からの質問をすると、ハローワークの対応で町は対応させていただいておられますというようなことですが、嵐山には高齢者、独自に採用等を行っているシルバー人材センター等もございます。そういうふうなところのシルバー人材というのを、今まで新たに申込みをすると、財団のほうに。高齢者事業団ですから、かなり年齢の方だけのあれでございますけれども、どういう状況だけ把握しておりますでしょうか。

○森 一人議長 把握していますか。長寿ではなくて大丈夫ですか。長寿生きがい課ではないと、企業支援課では把握していればあれですが、していませんか。

○8番（長島邦夫議員） してないと。

○森 一人議長 はい。

○8番（長島邦夫議員） 分かりました。支援体制、ハローワークについては、従前たるハローワークから回ってきたものをお示しをすると、そういうふうなやり方なのかなというふうに思いますが、そのほかに問合せ等があった場合に、何か特別な対応をしているかどうかお聞きをしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

大島企業支援課副課長。

○大島行代企業支援課副課長 お答え申し上げます。

現状につきましては、全てハローワーク様のほうにご紹介をするような形で行って

ございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） それでは、次に行かせていただきたいと思います。

3番の樹木の被害についてお伺いいたします。カシノナガキクイムシ、通常キクイムシ、キクイムシというのですが、その中でも特別な部分の生木に入り込むキクイムシのことでございますが、樹木が被害を受けている。通称ナラ枯れと言われ、キクイムシの被害であります。嵐山町周辺では、飯能市、三芳町等に被害が公表されているが、幾分嵐山からは距離が離れています。であります、将来的には広がる可能性があります。4月から6月にかけて成虫しています。今、本当に通常の枯れ木についても、今飛び立っているところです。新しい樹木に広がる危険性がございます。現在、コナラ、クヌギに被害が多いと言われておりますが、嵐山町の状況をまずお聞きをしたいと思っております。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、質問項目3につきましてお答えいたします。

カシノナガキクイムシは、北海道を除く全国に分布する在来種の昆虫で、体長5ミリ程度と小さく、赤褐色の細長い形をしています。コナラ等の木の樹皮に小さな穴を空けて掘り進み、その虫が空けた穴からフラスと呼ばれる白い木くずが大量に出るのが特徴でございます。寄生した木の中にナラ菌という菌を植え付け、この菌が樹木に寄生すると水を吸い上げる機能が低下し、枯れてしまうことがあります。この虫の発生が原因となり、コナラやクヌギなどの森林を構成するブナ科の広葉樹が枯死する被害について、埼玉県内では令和元年度に新座市、所沢市の2市で確認され、令和2年度には県南東部を中心とした11市町、さいたま市や三芳町などの雑木林などに被害が拡大し、県森づくり課では、市町村担当者に対して被害対策等に関する研修会を開催しています。嵐山町の状況は、令和3年5月末現在でナラ枯れの発生等の情報はなく、被害は出ていないものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） あったとしても、気づかない場合もあるのかなというふうに

は思います。非常に最近の樹木、倒れたものとか伐採したものについては、芯まで本当にしっかりしている木というのは少ないです。大体が中がおかしくなっている。だから製材するなんてことはできない、ほとんど捨てるような材木ばかりになってしまっています。定期的に環境課のほうでこの山林というか、嵐山町の中にパトロールしているというようなこともあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

環境課のほうでは、嵐山町に3号トラスト地というのがございまして、そちらのほうではさいたま緑のトラスト協会の支部の皆さんがボランティアでそれぞれ下草刈りとか枯損木間伐をしていただいて、定期的にそのような保全活動、整備活動をしていただいております。

先日、その支部の代表の方にお聞きしたところ、幸いなことに、まだそのような兆候は現れていないという報告を受けております。また、町内の農協さんの関係者の方にもお伺いをしましたけれども、そういう情報は得られていないのでというお話を聞いております。ですので、今現在、嵐山町では被害はないものと認識しておる状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 山林の中に入る人でなければ、当然見かけるわけではないわけですから、さらに言って、最近では山林の荒廃、原野の荒廃というのが叫ばれておりますので、中に入る方というのはほとんどいないのです、目的がないと。ですから、山林の武蔵野の森を守るというふうな考え方でいくと、整備されているオオムラサキの森等では、誰もたくさん入りますから分かるでしょうけれども。昨日、総務経済のほうで、道路の改廃のところにいる林の中でも保護樹林というのがありますけれども、非常に大木です、今は切らないですから。ああいうものが中へ入っていかないと分からない。たまたま昨日は、道路認定でございますから中に入ることができましたから、ここにもこんな大きな木があるのだというふうなことで気づきますけれども、やはり定期的に可能な限りは、一年中見るということではないですから、これから今4月から6月にかけては、これは成虫が違う木に移っていくわけです。ですから、嵐山町に

成虫がないということであれば別ですけれども、やっぱり飛んできます。車に乗ってそれで移動する場合もあるし、いろいろなことが想定できるわけですから、今のところはまだ飯能だとか三芳とか、川越もそうですけれども、離れていますので、でも一旦ここに来てしまうと大変なことなので、県のほうも非常に警戒していますので、ぜひある程度は関心を持って回って見ていただきたいと思います。なるとなると大変な話ですから。集中して枯れてしまいますし、この嵐山町のトラスト地であろうと、その小千代山であろうと、被害が入ったらもう食い止めることはできませんので、やっぱりある程度は見るということも必要だと思うので、これが山林のパトロール、原野のパトロールになるのだと思うのです。いろいろな部分に見て回らなければ対応できないことなので、この道路の落ちている不法投棄なんかについても回っているわけですから、併せてこういうところのあれもしていただきたいと思います。お考えはどうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおり、このカシノナガキクイムシが発生するのを抑えるということは、普段からの心構え、防止に対する活動、そういった姿勢が大変重要だと私どもも認識しております。このカシノナガキクイムシというのは、体長が大分小さくて、飛行距離も1キロぐらいというふうな文献もございますけれども、風に乗ればまたそれ以上飛んでしまいますし、議員さんおっしゃるように車に乗って拡散すると、そういう危険性もございますので、毎月不法投棄の夜間パトロール等もやっておりますけれども、機会を捉えてそういった注意を持って監視をするとともに、埼玉県緑のトラスト協会でも、今年の2月にその対策の説明会というのが、トラスト協会の会員向けの説明会をやっているわけですが、その中ではやり予防措置、防除の方法等を説明会の中で説明をされていて、資料も県の環境部のみどり自然課から、こちらのほうにも情報提供が来ておりますので、簡易の個体採取の簡単な装置みたいなものを作る方法も、その中で紹介されておりますので、そのようなものを蝶の里公園、あそこは農面道路が真ん中に通ってしまっていて、見通しがいいところなんですけれども、カシノナガキクイムシというのは見通しのいいところを好んで飛行するという文献もございましたので、あちらの農面道路沿いにTWTという、トランク・ウインドウ・

トラップという簡易の個体採取の装置を試験的につけてみまして、普段からのそういった監視活動もやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 通常倒木ですとか伐採したものについては、もうククイムシは、このククイムシだけではなくて、通常ククイムシは何種類もいますから、もう全然入り込んでしまうのです。それで、いざ自分でまきを割ったりなんかするときには、もう当然虫がいるものです。そのククイムシというのはそれだけポピュラーというか、そんな特別なものではないのです。ですから、この特殊なククイムシがどうかというのは、この特殊なククイムシは立ち枯れをさせるということであれですけれども、通常のククイムシは倒木したとか倒れたものについてすみ着くわけですから、それはそんなに害があるわけではないのですけれども、大変な被害になるわけです。

それで、何か私も森づくり課に、県に聞きましたら、6月、今日か明日、研修があるのだということです。嵐山町も参加するのだというふうに思うのですが、もう終わったのですか、これからですか、農政課長さんに聞きますが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

初め5月の下旬に予定されていたものが、やはりコロナ禍で延期になりまして、6月4日がその延期の日であったのですけれども、こちらもちよっと延期になってしまひまして、嵐山町からは農政課と環境課の職員一人ずつ申込みをしておりますので、その日時が決まればまた積極的に参加して、そのような知見を集めてカシノナガククイムシの防除に努められるように努力していきたいと思っております。

以上でございます。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） まだ確認はされていないということですから、幸いなわけです。でも嵐山町は、三芳町と同じようなコナラの林がたくさんあるわけです。そういうところがやられてしまったら、嵐山町の景観はもう台なしになってしまいますから、ぜひ注意深い観察といいますか、それにもしなった場合には早急に退治できるような万全を整えておいていただきたいというふうにとおもいます。

これについてあまり、私はいつもそういうことをやっているから関心があるのですが、けれども、通常山林なんかはもうどうでもいいという方が非常に多いですから、山の中にも入りません。所有者については、危険性がありますというふうな広報等も十分必要かなというふうに思うのですが、そのところはどうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

カシノナガキクイムシの広報、周知におきましても、長島議員さんから質問をいただいたというのもあるのですけれども、5月の下旬に注意喚起のホームページ載せさせていただきました。

それと、今後また対応方針、防除方法、最新の方法が逐一更新されていくと思いますので、そういった情報を得られましたら、逐一そういうホームページ、広報紙等積極的に載せて、広報、啓蒙を図っていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） ご答弁いただいてありがとうございます。

以上で終わらせていただきます。ありがとうございます。

○森 一人議長 ご苦労さまです。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

（午後 3時42分）

令和3年第2回嵐山町議会定例会

議事日程（第3号）

6月10日（木）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第1番議員 小林 智 議員

第9番議員 青柳 賢治 議員

第7番議員 畠山 美幸 議員

第12番議員 渋谷 登美子 議員

○出席議員（12名）

1番	小林	智	議員	2番	山田	良秋	議員
3番	狩守	勝義	議員	4番	藤野	和美	議員
6番	大野	敏行	議員	7番	畠山	美幸	議員
8番	長島	邦夫	議員	9番	青柳	賢治	議員
10番	川口	浩史	議員	11番	松本	美子	議員
12番	渋谷	登美子	議員	13番	森	一人	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局長	菅原浩行
書記	安在洋子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町長
高橋	兼次	副町長
福嶋	啓太	技監
青木	務	参事兼総務課長
馬橋	透	地域支援課長
前田	宗利	福祉課長
萩原	政則	健康いきいき課長
藤原	実	環境課長
杉田	哲男	農政課長
大島	行代	企業支援課副課長
奥田	定男	教育長
村上	伸二	教育委員会事務局長
杉田	哲男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和3年第2回嵐山町議会定例会第7日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

なお、1件、皆様をお願いをいたします。今、コロナ感染防止対策でマスクを装着していただいておりますが、1つご指摘がございまして、鼻と口がしっかりと覆われるようにマスクを装着していただきますようご協力をお願いいたします。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、藤永企業支援課長は、都合により本日の会議を欠席いたしております。藤永企業支援課長の代理として、企業支援課商工・観光担当、大島副課長が出席しておりますので、ご了承願います。

以上で、報告を終わります。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 小 林 智 議 員

○森 一人議長 本日、最初の一般質問は、受付番号5番、議席番号1番、小林智議員。質問事項1の里地里山づくりの活動の状況と推進についてです。どうぞ。

○1番(小林 智議員) 議席番号1番、小林智です。ただいま議長のご指名がありましたので、一般質問を通告書に従ってさせていただきたいと思っております。

本日の私の質問は、1項目です。質問事項といたしましては、里地里山づくりの活

動の状況とその推進についてということでお伺いしたいと思います。

質問要旨。嵐山町民憲章では、その最初に、「自然を守り、環境をととのえ緑と清流のまちをつくりましょう」と定めて、比企丘陵の豊かな自然の中での暮らしをまちづくりの基本としています。また、その精神を踏まえて、町では、嵐山町里地里山づくり条例を定め、里地里山の保全と活用を図るとしています。

一方で、現在の町の里地里山は、生活や産業としての山の利活用がほとんど見られなくなり、緑と清流のまちの基となる山林の利用価値が低下し、多くは荒れているのが現状であります。

そのような中で、山林等の保全、整備、活用を図り、豊かな里山を取り戻すことを目的に制定されたのが里地里山づくり条例であると認識しております。この条例の活用状況と今後の取組についてお伺いします。

(1)、活動団体とその活動地域、活動内容及び現在の活動状況。

続いて、(2)、保全地域の指定を行った地域とその管理、活用の状況。

(3)、今後の里地里山づくりへの取組方針と具体的な取組。

よろしくお願ひいたします。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)、(3)の答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

質問項目1の(1)につきまして、まずお答えいたします。嵐山町里地里山づくり条例によります活動団体は1団体で、活動地域は広野地区に2か所あります。その活動内容は、里山を再生、保全、整備し、町民が憩う里山公園として活用し、多様な生物の生息する自然環境の保護と、次世代に里山の自然を継承することを目的に活動しています。現在の活動状況は、落ち葉かきや倒木整理、シノダケ刈り取り、植栽等をしていただいております。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。嵐山町里地里山づくり条例によります保全地域の指定を行った地域は、千手堂、勝田、広野、平沢地区に合計5か所あります。その管理は、ボランティアで活動する団体が雑木林の間伐、下草刈り、落ち葉かきにより観察道の整備やシイタケの植菌、整備や植樹等の実施を行っていただいております。また、その活用につきましては、シイタケの植菌、活動団体のうち児童を中心とした団体が、栗拾い等の自然体験事業を実施していただいております。

おります。

続きまして、質問項目1の(3)につきましてお答えいたします。嵐山町里地里山づくり条例では、積極的、主体的な活動団体に対して活動地域を指定し、保全地域の指定においても、積極的、主体的な使用許可団体により、里地里山の保全整備を行っていただいている状況です。したがって、その管理においても、ボランティアで活動する団体が雑木林の間伐、下草刈り、落ち葉かきにより、観察道の整備や植樹等の実施を行っていただいております。町は、それに対する支援を行っていく、今後もこのような取組方針をしていく考えでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。

再質問に入る前に、少しこの経緯についてお話をさせていただきたいと思います。今般、里地里山づくり条例について質問させていただいたわけですが、この趣旨というのは、例えば嵐山町の役場の入り口を入ると、床に航空写真の嵐山町の全体の衛星写真がきれいにディスプレイされております。中に町民が来られる方が、皆さんがあそこで、我が家はどの辺だろうとか、この辺はどうだろうと、皆さん見ているのをよく散見させていただきます。

その衛星写真を見て分かりますとおり、全体が緑色で、これらは丘陵地帯の山林、いわゆる里地里山が面積の多くを占めているのではないかと考えております。嵐山町のウェブサイトでも、嵐山町を取り巻く里地里山環境、このことについて多く触れておりまして、里地里山づくり条例を制定したいきさつについても記述されています。

その中から、ウェブページの中なのですが、2013年10月18日に最初、これは編集日でしょうか、ウェブサイトの。その中の一文をちょっと一部ご紹介いたします。ウェブサイトの文面ですが、里地里山環境が、「これまで管理を行ってきた人々の高齢化により、十分な管理が行き届かずに衰退しつつあるのが現状です。かつて薪炭林として活用されていた雑木林は放置されて篠やぶとなり、谷津田の奥にある水田は耕作放棄地として荒れ、外来植物等が繁茂しており、ため池も土砂の流入等で浅くなり、かつての面影はなく、次第に里山自体が崩壊しつつあります。早急に保全対策を取らなければなりません」とあります。

これは、ホームページのをそのまま読んだのですけれども、恐らく編集の日付が冒頭にありまして、これが2013年10月18日が恐らくウェブサイトの編集日なので、その頃に書かれたものなのではないかと考えられます。私が、この経緯についてくどくど申し上げるよりも、今から約7年前に書かれたこのウェブサイトの文書、ここに実際に里地里山を取り巻く課題と条例制定の目的が端的に表記されていたので、引用させていただきました。

これと、現在の状況を見比べて、状況はほとんど変わっておりません。というか、7年たっていますから、山の木も育ち、篠もまた育ち、そんな状況かと思えます。つい先日、本議会中に道路廃止の認定に当たりまして、委員会で現地視察させていただきました。鎌形地区の場所ですけれども、そのところも人の背丈の2倍はある篠林で、刈らなければ全然入れないような状態になっている。それが、ここで先ほど読み上げたそのような状態がまさにそこにもありまして、全くこういう状況、全てとは言いませんけれども、そういう状況になっているのだなというのを実感したところであります。

その中で、北部地域では現在、太陽光発電の計画がめじろ押しになっています。太陽光発電については、議会文教厚生委員会にて太陽光発電設置条例が検討されておりますが、山林を利用した太陽光発電の開発については、計画によっては土砂災害の危険、ため池を中心とした水利の問題、景観への影響、これらが懸念されております。

特に、景観への影響については、緑豊かな田園風景を一変させることも考えられます。もちろん、山林等については、地権者の土地活用の権利も当然大事なことであり、私権の制限については慎重に取り扱うべきと考えますけれども、地元の農業あるいは生活者の視点からは、豊かな里山の保全是直面する課題であります。このような中で里地里山条例の活用はできないものかと、そんな思いがあります。

少し長くなりましたが、これを踏まえて再質問をさせていただきます。(1)、(2)、(3)についてはそれぞれ関連がありますので、一括して再質問させていただきます。

まず最初に、1番の活動団体についてお答えをいただきました。今の活動団体は1団体、現状活動している団体ですね、1団体。それで2か所ということでございます。この1団体2か所については、団体名と地名は、場所というのはお答えいただけますでしょうか、お願いいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

1 団体の名称は、里山を活かす会という団体さんでございます。場所につきましては、里地里山づくり条例、すみません、ちょっとご説明が前後しますけれども、活動地域と保全地域と二本立てで地域指定をすることになっておりまして、この質問項目 1 では、活動地域についてお答えをさせていただいているのですけれども、その活動 1 号として広野の 811 の 4 番地というところであります。あと、活動 2 号として、広野の 1222 の 4 番地、併せて広野の金皿山という地区にある活動地域となっております。以上でございます。

○森 一人議長 第 1 番、小林智議員。

○1 番（小林 智議員） ありがとうございます。

広野の金皿山での活動につきましては、広野 2 区里山を活かす会、この方たちのボランティアの皆さんが、大変な努力によって雑木林を整備し、保たれていると。これは大変すばらしいことで、ボランティアの皆さんの日頃の活動に大変感謝申し上げるところでございます。

この 1 団体 2 か所ということの実績なのですけれども、この条例制定から 13 年がもうそろそろ経過するのだと思うのですが、この活動団体が 1 団体、活動地域 2 か所ということで、先ほども読み上げさせていただきましたホームページでも、早急に保全対策を取らねばならないとあるにしては、いささか少ないのではないかと感じております。これまでのこの評価についてはどうお考えでしょうか、お答え願います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

先ほども里地里山条例の立てつけで、活動地域と保全地域とございますというご説明をさせていただきましたけれども、活動地域につきましては、確かに 1 団体 2 か所ということでございますけれども、それに保全地域というものがございまして、そちらのほうの指定が全部で 5 か所ございます。それぞれ保全地域につきましては、1 号のところは千手堂の小千代山というところがございます。嵐山のモウモウ緑の少年団というところで活動していただいております。

保全 2 号につきましては、勝田にございます猿田林の竹林というところございま

を町のほうで団体さんにさせていただくと、そのような流れになっております。そのような形でボランティア団体さんには、それぞれの活動地域、保全地域について活動をしていただいていると、そういうふうな状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。

条例を読ませていただいて、またホームページも読ませていただいて、この中でも2つの指定制度があると。今のお話はそのことだと。1つは、町民が自主的に取り組むものであって、もう一つが、行政が主体になって保全すべき地域を指定していくのだと。この2通りの柱があるのですよという条例の中の組立てになっていると。そういうお話の中で、先ほどの嵐山モウモウ緑の少年団は、指定地域を町がしたから、そこの活動許可として嵐山モウモウ緑の少年団の方にご利用いただいて、活動していただいている。実質的にはこちらもボランティアによる保全管理と、そういうふう理解してよろしいですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） 分かりました。ありがとうございました。

私は、その2団体が活躍しているのかなと当初思っていたものですから、立てつけがちょっと違うのかなと。実質的には2団体が一生懸命やっただけだということと、嵐山モウモウ少年団の皆さん、ボランティアの皆さんについても大変ご尽力いただいているということで、感謝申し上げたいと思います。

それで、もう一つ、今の小千代山のところなのですが、小千代山地区ですか、こちらについては、町の保全地域としていますが、こちらの扱いは町有地なのでしょうか、それとも民地なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

こちらのほうは保全地域に指定する前に、町のほうで町制40周年記念の記念事業として、里地里山で重要な地域であると。そのような判断から、町のほうが購入させていただいた町有地ということでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。

今が町有地ということですね。ちょっとホームページを見ていたら、借受けしているというふうな表現があったものですから、あれ、そうだったっけかと、ちょっと考えたものですから確認させていただきました。

これは町有地になっていて、かつ、この場所というのは、都市計画法の特別緑地保全地区になっているということで伺っているのですけれども、嵐山町として保全地区として定めてきちんと管理しているのに、さらに特別緑地保全地区とすることのメリットというのはどういうところにあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

まず、こちらの条例上からの意義と申しますか、そちらのほうは、町が嵐山町のために残すべき里地里山で、大変重要であるというふうな判断の下に指定をさせていただく地域でございます。

それに対しまして、特別緑地保全地区に指定させていただいているわけですが、こちらのほうは都市緑地法というものによりまして、都市における良好な自然的環境となる緑地において、建築行為等の一定の行為の制限などにより、現状凍結的に保全する地区として、都市計画法の特別保全地区として都市計画決定されたものという意味合いで、都市計画法上の都市決定としてなされているものということでございます。こちらのほうの指定をすることによって、先ほども申し上げましたけれども、一定の制限等がかかると、そのような作用が発生すると、そのような状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1 番（小林 智議員） ありがとうございます。

私も知識が浅薄なもので、ちょっとあれだったのですけれども、そもそも町有林として町が主体というか、権利者としてもちゃんと管理できているのに、なおかつ県の、これは埼玉県ですね。県の事業というのですか、そちらの特別緑地保全地区というのをするというのは、制限が加わるだけで、本来の目的は、そもそも保全地区だけでも達成できるのではないかということも、先般ちょっとそう考えたものですから、その辺のメリットがどういうところを見いだしてしたのかなというのがちょっとあったものですから、お伺いしました。

一般に特別緑地保全地区というものは、民地の場合に、そこをどうしても緑地として守りたい。そういった場合に、その税制優遇を行うから、ここはやっぱり協定をさせてくれとか、緑地として指定させてくれとか、そういうものではないかなというふうに、私も本当にざっぱく知識で申し訳ないのですけれども、そんなように理解していたものですから、一般には固定資産税の優遇であるとか、一番大きいのは、恐らく相続税の優遇ですか。都市の近くの山林とすれば、かなりの金額になってしまうので、それを優遇するというのは大変な価値がある。所有者にとっても価値があることなので、そういうことなのかなというふうに理解していたものですから、これを町有林なのに、このことをなぜしたのかなというのがちょっと疑問だったものですから、これについて積極的な理由がある。

特別緑地の保全地区に指定することによって、もちろん町民の見る目、町外の人が見る目がまた変わってきますから、それはそういうメリットはあるのかなというふうに私も理解しておりますので、その辺については、これ以上質問する必要はございませんので、そんな理解をさせていただいております。

そして、続いて活動団体への具体的な支援についてお伺いしたいと思います。先日、金皿山の活動団体の代表の方にお会いすることができました。現地を一緒に歩かせていただきまして、大変きれいに整地されております。これは広野2区の上の山です。そちらが本当にきれいに整備されていて、立派な活動だなど、本当に感じたものがありますけれども、そんな中で、見させていただいた最後に、現在、お困りなことはありませんかとか、課題はありませんかというふうなお尋ねしたところ、ボランティア自体は自発的、積極的に参加いただいております、大きな課題というのは、特にボランティア内部の方は別にして、申し上げるようなものはないということですが、実際に

あそこは助成金、これは具体的には宝くじの助成金ですか、そちらで備えた機械を持っているのです。機械を持っていて、それは具体的にはチップパーと言われる枝を粉碎する機械、こういったものを助成金で整備させていただいたと。それが大変役に立っているということでございます。

ただ、活動する中で、この刃が1年半、かなり頻繁に使っていますから、1年半ぐらいでやっぱり研磨する必要が出てくるというふうに言っておりました。その研磨代、そんなに大金とも思えないですけども、それでもやっぱりボランティア団体としては負担になる金額になっているのだというお話も聞きました。当然、その後、大きな機械ですから燃料費もばかにならないというような状況があると。ボランティアの方たちも、あそこは町有林の一部になっていますので、町有林も含めて一生懸命整備されておるので、せめて実費程度の補助は、これはいただけないものかというご指摘もありましたので、その辺のお考えについてちょっとお尋ねしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

確かに議員さんのご指摘のとおり、積極的、主体的に取り組んでいただいている団体さんがそのような機械をお使いいただいて、それで効率よく保全整備をしていただくというのは大変意義のある重要な活動で、町としても、そういったことはぜひ後押しはさせていただきたいのですけれども、町には提案型の事業費補助金という制度もございまして、実際には小千代山で活動していただいています嵐山モウモウ緑の少年団さんなんかにも、そのような補助金を活用していただいておりますので、また議員さんご指摘いただきましたので、里山を活かす会さんとまたよくお話をさせていただいて、その辺何か活用できる道がないか、よくこちらのほうでも調べて、前向きに検討させていただきたいと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。前向きなご答弁をいただきましてありがとうございます。

町では、いろんな形でのボランティアが進んでおります。このほかにも、この里地里山条例だけでなく、まもり隊ですか、こちらの活動も活発にボランティアとし

で行われている。一様に問題になっているのが、そういった運営経費といえますか、別にこれに日当を払うわけではないですから、実際にかかる経費、このものについては、やっぱり町としても本来であれば、予算が潤沢にあるのであればボランティアに頼らずとも、町有林は町で整備できるという前提が、もちろんかつてはあったのではないかと思うのです。

ただ、こういう時代ですし、やっぱりボランティアの力、町民の力を利用しなければ、町自体がそういう里山も管理できていかないと。これが現状だと思いますので、せめて実費程度については、そういったご負担をいただけるような制度設計がぜひいただければありがたいと思いますので、今後ともよろしくお願ひしたい。

さて、最後に2点だけ、これはできれば町長、また副町長にお答えいただきたいのですけれども、よろしくお願ひしたいと思います。まず、里地里山条例の保全地域の考え方なのですけれども、山林の中には、町民ではない町外の大手企業がかなり長期間活用されずに所有されている、そんな場所も多くあります。町のホームページでは、保全地域とは、行政が主体となって保全すべき地域を指定していくものと書かれておりますし、これらについて、例えばこれらの長期間活用されずに所有されている山林について、企業側に積極的に保全地域の設定を呼びかけるとか、こういうお考えはないでしょうか。

今は、企業もいわゆる社会的責任、CSRと呼ばれるもので、そういうものが求められております。一方で、またCO₂削減にも貢献できる環境CSRとしての森づくりなども全国ではあるということなので、そういった提案ができるのではないかとも思えるわけです。これは私見でもありますけれども、林地、林のところの無秩序な開発を抑止するには、やっぱり太陽光発電のような、これは再生可能エネルギーですから、立派な事業なのだけれども、やはり無秩序な開発、これは抑止していかなければ。

冒頭申し上げましたとおり、文教厚生常任委員会でも、こちらについては条例を検討中ということをございますけれども、やっぱり抑止というのは、待っていないで、むしろ保全を前提として地域計画を立てて、山林の長期保有者に積極的に呼びかけて賛同していただく。こちらから先手を打って、町の姿勢、考え方を発信していくと、こういうことが重要なのではないかというふうに思います。これについてちょっとお考えをお聞きしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えさせていただきます。

嵐山町に花見台の工業団地の裏のところに、こちら町有地でございますけれども、「嵐山森林（もり）づくり協定」と題しまして、こちらのほうはNPO法人でございますけれども、今現在はNPO法人とこういった協定を結びまして、積極的に保全整備活動を行っていただいております。それ以前は、損保ジャパンとか東京の遊技組合団体さんと協定を結びまして、こちらのほうも保全整備活動を行わせていただいております。

そういった機会を捉えまして、保全整備活動のほうは、これからも積極的にやっていきたいと考えておりますけれども、今、議員さんもおっしゃいましたけれども、土地の所有権の問題で、面的な網かけをするのがとても難しい状況でございます。こちらのほう、少し間違えると、近隣でも太陽光の関係で訴訟が起きておりますけれども、こちらのほうの訴訟リスク、それによって嵐山町が多大な債務を抱えると、そういうことにもなりかねないという事情もございまして、こちらのほうは里地里山づくりというような面的な網かけをするには、よほどの合理的、公平公正な妥当性のある理由がないと、なかなかちょっと網かけはできないという事情もございまして。

ですので、今、文教厚生委員の皆様にも活発に議論をいただいて、条例のほうを検討、制定するようにご議論いただいておりますけれども、その中で地元と町の中で調和が保てる、共存共栄ができる、そのような形で乱開発の一部を抑制する。農地の維持管理をきちんとさせる。そのような方向で、町のほうも積極的にその辺の抑止を考えていきたいと考えておりますので、どうかご理解をいただければと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ご担当からお答えいただきました。ご担当のご苦労とかお考えは大変よく分かりました。

ただ、この問題は、私最後にこのこと言いたいのは、やはり嵐山町は緑と清流の町なのだ。これの保全管理に大変注力しているのだ。こういうことを町として積極的に発信して行って、ああそうか、嵐山町に広大な土地をある企業が持っているけれども、嵐山町はこういう考え方があるのだなということであれば、そこはそれに沿った活用の仕方もきちんとしていこうという姿勢が出てくるのではないか。これは、

そうあってほしいという願いでもあるのですけれども、そういうことで、ぜひそういった町の姿勢を考えたときに、積極的に発信する方法、具体的に積極的に発信する方法をぜひお考えいただきたいと思うのですが、ただいま担当課長からご答弁いただきましたけれども、これは町長、いかがでしょうか、その辺。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今、小林議員さんのほうから大変重要な考え方、その考え方に対しては、全くそのとおりでありまして、否定するところは本当にないかなというふうに考えております。

担当課のほうからもお話がありましたように、条例によっては、活動地域、それから保全地域、この2つがあると。それで、保全地域の場合には、行政、町が中心となって、どうしてもこのところは必要だからという中で指定をしていって、責任を持って管理をしていくと。管理するに当たっても、そこのところに主体的になって活動してくれる団体がいれば、そういった方をお願いをしてやっていただいているということでもあります。

そして、もう一つの活動地域に関しましては、その地域のボランティアの方々、あるいは地域の方々、ここはぜひ我々に使わせてもらいたい。我々が保全で汗を流していただきたいというような形の中で、それだったら地主さんと、それから活動団体と、そこのところを取り持つように、町のほうでもいろんな便宜を図りましょうというような形の中でスタートをしているということでもあります。

それで、先ほど担当課のほうからもお話がありました里山を活かす会、これは私も参加させていただいて、現地も見させていただきましたし、本当にすばらしく管理をしていただいている。そしてまた、管理するだけではなくて、大変な苦勞と先ほど言いましたけれども、皆さんがコミュニティになって一杯会をやったり、そういうところにも私呼んでいただいて、本当にすばらしいコミュニケーションを取っていただいております。町の条例が目指しているのは、まさにそういうことだと思います。

ですから、一つの方向性としては、例えば保全地域を指定していくような、行政が主導するということは、これ以上の地域をやっていくというのは、非常に可能性としては、私ははっきり言って少ないと思います。むしろ活動地域、つまりこのところは我々に任せていただきたい、我々がぜひこのところは保全をしていきたいのだと

いう形の中で、それだったら町としてどんな応援ができるだろうか、そういったことに関して検討をして、そしてつなげていくと。そして、そういうことが一つの方向性になろうかなと思います。

もちろん、玄関のところの航空の写真の話も見ました。相当なところが嵐山町は山林になるわけですから、これを町が中心になって、とてもではないですけども、それをやるということは、私は現実問題としては難しいと思います。だから、まずは所有者がどう考えているのか、そしてまた、その地域の人がどう考えているのか。そして、ボランティアの人がどういう意気込みでやるのか。そういったことを捉えて一つ一つ丁寧にやっていく。やっぱり、考え方としては、本当にそのとおりでと思うのです。

しかし、現実問題としては、どれだけの平米数があるのか、こういったこともしっかりと見極める中で選択をして、いろんな例えば今日は出ていませんけれども、谷津田の問題だとか、同じ谷津田だって、一つの言葉の中にだって、山林化してしまっている谷津田もあれば、ちょっと手をかければ、非常に素晴らしい景観がよみがえるのではないかと谷津田もある。だから、その一言の中に相当いろいろなものが含まれておりますので、町としては基本的な考え方は変わりませんが、現実もしっかりと直視をしながら、そして先ほど言った文化村の方々がやっているような活動は大いに参考にさせていただいて、ほかの地域でも、そういったグループが生まれてくることをぜひ願っています。

先日、小林議員さんに私も連れて行っていただいて、幾つか見させていただきました。とてもいい活動をやっているところなんかもありますので、ぜひそういったことをもうちょっと具体化していただいて、どんなメンバーでどんな活動をやっている。このところは足りないので、町のほうではどうにかならないかなと。そんなことで打合せができれば、さらにいい方向性になるかなというふうに思いますので、基本的な考え方に関しましては、そのとおりでと思います。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) ありがとうございます。

町長のお立場としては、現実の政策の問題もありますから、当然大きな課題の中で考えていかなければいけないというのはよく分かりました。

ただ、私の申し上げていたのは町の姿勢、積極的に打って出るというのは、やっぱり発信を何度も何度も、嵐山町はこういうふう尽力しているのですよという形を、ここだけということではなくて、町の姿勢はこうなのですよ。緑を保全したいのですよということを積極的に訴えていくと。例えば、一つの地権者に対してどうこうするということだけでなく、全体としてそういう訴えていく力と、それが大事なのではないかなというふうに申し上げたいと一つは思います。

もう一点は、先ほどの活動団体についてもなのですが、これは町民が、今町長がおっしゃられたとおり、自発的に、積極的にやっていきたいというふうに言うことなのだというふうにおっしゃいましたけれども、これについても担当行政としては、13年間で今活動団体が1団体、2団体というのは、いかにもちょっと寂しい。むしろ積極的に後押しするような、促すような活動、そういう団体を育むような活動、こういうことも求められているのではないかと思いますので、その辺にもご尽力いただければと思います。

最後に、もう一点だけご質問させていただきます。里地里山の保全、これは今回は里山条例を例にいろいろ考えをお伺いしましたけれども、里地里山の保全については、この条例に限らず、例えば土地改良区を中心とした環境保全会であるとか、嵐山町まもり隊であるとか、いろんな活動の形で町全体の里地里山の保全が行われていると。この条例だけのことではありません。先ほど町長のお話があったとおり、この里地里山条例では、保全地域と活動地域、こういうことで制限、限られているのです。

ですから、これだけではなくて、もっと全体的に、先ほど申し上げた環境保全会であるとか、まもり隊だとか、そのほかの活動なども含めた、そういった全体を見通す分析だとか、計画だとか、そういったものをつくっていく。全体計画といいますか、緑と清流を守る全体計画でもなのでも結構ですから、そういったものを俯瞰して全体を見る。

いろいろ条例等も調べていくと、皆どれも帯に短したすきに長しみたい状態が出てくるのです。例えば、先ほどの里山条例については、条件が厳しい面もあって、ボランティアの自発的発言ということで条例の適用に限られている。一方で、土地改良区を中心の環境保全会では、あくまで土地改良区なので、農地が中心になっていると。山林はできないとか、いろんな課題がそれぞれにあるわけです。そういったものを全体を見渡す。そういったものを見渡して分析して、計画とまでいかなくても、それ全

体を調整していくと。そういったことを作成する、あるいは考えていく、そういったことはいかがでしょうか。それはどちらからでも結構です。よろしくお願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

小林議員のほうのお気持ちも分らなくはないのですが、やはりそのところには所有者がいて、そしてその地域の方がいる。この方たちのご理解と行動力がなければ、向こう側を向いている人を町のほうで説得してこうしてください。これは、とてもそこまでの労力を割くことは、多分私はできないと思います。

それから、対象となる地域だって広大な面積になります。例えば、駅の西口の今整備を行っています。あそこもあれだけの整備を行うのに、何十年というその期間があるわけです。そこには住まっている人、商売している人、それから親の代からずっと住み続けていろんな思いがある人、いろんな形がありますので、あの小さな区画だけをまとめるに当たっても、それだけの多くの人たちの理解と、それからお金と、それからあとは期間がかかるということ。

そういうことから考えると、町全体の里地里山の全体計画をつくって云々というのは、とても嵐山町の財政力からいっても、あるいは財政力だけではなくて、この山一つにしたって、全部所有者がいるわけです。所有者の状況も違う。本当に所有者の人が、こういう形で残したいのだというふうに考える人もいれば、いや、そんなこと関係ない、もうお荷物だから売ってしまいたいのだよ、そういう考えの方もいる。いろんな方がいますので、ですからそういったことを、向こう側を向いている人をこっち側に向けるところまで町のほうで介入をしていくということは、私は非現実的かな。

むしろ、先ほど言ったように、文化村の方たちが本当に楽しそうなコミュニティを築きながら、そしてまたプラスアルファとして、そういった整備を行っている。そして、整備を中心になって行っている人に話を聞くと、本当に大変だからとか、そんなことでなく、本当にこうして、こうして、こうなると。こここのところうまくいかないから、今度こうしようと思っているのだ。非常に前向きです。それで、集まっている人たちも、本当に和気あいあいとしている。ぜひそういったコミュニティをこっちでも、こっちでも、やっぱり地域によって全部必要なものが違ってきますので、ですからそういった団体が1つ、2つ、3つ、こちらでも、こちらでも、増えていくこと

を私は願っています。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） ありがとうございます。

ちょっと私の質問の仕方が違っていたのかもしれませんが、今町長にお答えいただいたのは、先般のこの質問と同じ内容です。やっぱりいろんな私権の制限であるとか、考え方が違うので、実際その利用できているのは、町有地にしないと、今回のこの条例も出来上がらなかった。金皿山にしても、千手堂の地区にしても、最終的には町有地にしないと、そういうことが実現できないと。これは一つの大きなネックだと思いますので、それはそれで、先ほどのご答弁のほうは分かりました。

ここでお聞きしたかったのは、そういった里地里山というキーワードにして、これを全体の見る目線をどこか、例えば環境課さんの中でやっていただくとか、そういったところ。この条例はこういうところをカバーしているな、この条例はこういうところをカバーしているなとか、足りないのはどこだとか、あるいはボランティア団体の活動はこういう形で運営されているとか、そういったような全体を見る目線が必要なのではないかということをお話し申し上げたので、ちょっと視点が違ったかなとも思うのですが、これについてはやっぱりそういった視点をぜひ環境課さんのほうでも、あるいは農政課さんのほうでも、そういう課を、あるいはこの場合は課を超えてかもしれませんが、そういった目線をぜひ持っていただきたいと思います。

最後になりましたけれども、こういった形で里地里山の保全というのは、大きなこれから先の問題の一つでありますから、ぜひ積極的にいろんな形で取り組んでいただければありがたいと思います。それを切に希望しまして、一般質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 青 柳 賢 治 議 員

○森 一人議長 続いて、本日2番目の一般質問は、受付番号6番、議席番号9番、青柳賢治議員。

初めに、質問事項1の教育のデジタル化についてです。どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 9番議員の青柳賢治でございます。議長の指名をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

1点目の教育のデジタル化についてでございます。小中学校学習用タブレット端末は、令和3年3月までに納品をされ、その後、教員の研修を経て生徒全員に配備され、利用となるというふう聞いております。

そこで、以下のことについて質問させていただきます。

(1)、保護者への説明や案内はできているのでしょうか。

(2)、5月までの端末の利用状況をお聞きいたします。

(3)、教員への支援体制は十分なのでしょうか。

(4)、導入時点で課題となっていました通信環境のない家庭への対処についてはいかがでございますか。

(5)といたしまして、今後デジタルツールの活用方法、これが一番肝腎になってくると思います。その点についてお聞きしたいと思います。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(5)の答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。

小中学校の学習用タブレット端末の利用に関して、今年5月に学習用タブレットの導入と貸与について保護者へ通知をいたしました。ICTを活用した新たな学びを進めるために、1人1台タブレットを利用し学習すること。そして、今後タブレットをご家庭へ持ち帰り学習することへ、保護者の方の理解を得られるようにしております。

また、学習用タブレット端末の利用について、保護者の方の同意書を提出していただいております。

続きまして、(2)につきましてお答えいたします。嵐山町小中学校学習用タブレットは、令和3年3月に納品されましたが、児童生徒が利用するためのアカウント初期設定、機器の更新、教職員の研修等に時間を要しました。そのため、児童生徒が授業で利用し始めたのは、早い学校で5月中旬となっております。どの学校においても、まずはタブレットに慣れることを目的とし、ログインの方法やインターネットへのアクセス等からタブレットの操作を進めております。

続きまして、(3)につきましてお答えいたします。まず、5月に全ての学校の全

教職員を対象とした操作研修を行いました。導入したシステム企業より講師を招き、教職員一人一人が実際に研修を行いました。また、ICT支援員が積極的に携わり、教職員が抵抗感なくICTが活用できるよう、サポート体制を取っております。

続きまして、(4)につきましてお答えいたします。基本的には、ご家庭で通信環境を整えていただくこととしておりますが、再度通信環境の有無のアンケートを保護者に取りを予定しており、その結果、どうしても家庭で用意ができない場合は、通信環境の必要のない課題を出していくなど、学校側で配慮していくことを考えております。このような取組によって、全ての児童生徒が、家庭においても機器を利用した学習ができるよう考えております。

続きまして、(5)につきましてお答えいたします。学習用タブレットにはマイクロソフトのオフィス365、スカイメニュー、eライブラリー等が導入されました。これまで利用していたアプリケーションと同一のアプリケーションも多いため、児童生徒だけでなく、教職員も抵抗感なく活用することができます。

活用方法としては、双方向オンライン授業、課題の提示や提出、児童生徒と教材や作品の共有、児童生徒が互いの意見をまとめる、考えの変化を視覚化するなどがあり、加えて、ドリル学習等のアプリケーションも掲載しております。今後も引き続き教職員の研修の充実を図り、活用を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩とさせていただきます。

再開時間を11時10分といたします。

休 憩 午前10時55分

再 開 午前11時10分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

青柳賢治議員の再質問からです。どうぞ。

○9番(青柳賢治議員) (1)、お尋ねしますけれども、この案内のようなものが、5月にその通知が出たということで、私も小学生のやつでしたけれども、見せてもらいました。それで、私、ここが、嵐山町の場合は通信環境を含めたり、タブレットを含めて、かなり今まで先進的に進んできているのだろうというふうに思っているところがあります。ですけれども、このGIGAスクール構想が3年前倒して進んだとい

うことは、タブレットだけですけれども、現場に渡されたというような状況でもあるわけです。そうすると、ここの部分をやっぱり親御さんにもしっかり理解しておいてもらわないと、非常に何なのだろうと、何ていうのか、混乱とか、それから不安とか、そういったようなのを招くことにもなるのではないのかなと。

私、子ども向けに出ている学校の通知を見させてもらったのですけれども、学習用タブレット端末の利用についてということから、それから使用に関するお願いというようなものまで、さらに同意書。私も、年度が替わってからあまりタブレットの話が出ていなかったのも、実際学校現場どうなっているのかなと。コロナ禍ではありましたけれども、この質問をさせてもらったのですけれども、この入り口のところは、嵐山にとっても、いわゆるデジタル元年といえますか、捉え方としてはできるのかなと。そうすると、今、嵐山の小学校、中学校の子どもたちは、全ての子どもたちがタブレットを手にして、それを見ることができるという状況になったわけですし、非常に前教育長あたりはセキュリティーのことをかなり心配しておりました。

それで、私、この中で1点、情報モラルというようなことを一番最初に書かれてありました。今でもSNSを通じたり、いろんなことが起こっている今日、毎日でございます。そこで、やっぱりしっかりと、子どもたちにもそのモラルというものを、もう一度現場を含めて教え込むと。それと、その部分も保護者であるお父さんやお母さんにも理解をしてもらうということが、かなりこれからの日本の先々にも、また嵐山町の先々にも重要なこととなってくるのではないかというように考えております。その辺についていかがでございますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えをさせていただきます。

この情報モラルにつきましては、1人1台のタブレット導入以前から、特に中学生はスマホですとか携帯に関する事で、警察の方に来ていただいてお話ししたりしていました。このGIGAスクール構想によって、それこそ小学校1年生から1人1台、そういった機器を持つ形になります。当然、写真を撮る機能もありますし、個人の情報の取扱いなり、本人が意図していなくても、そういった危険性も当然、今後想定されることがあると思いますので、そういったことも含めて、ただ使うだけではなくて、これをよりよいものとして使えるように、当然、そういったセキュリティー

一なりポリシーなりというものは、教員ももちろんそうですけれども、子どもたちに分かりやすく伝えるように、この機器の扱ただけでなく、同時並行でやっていきたいというふうに考えております。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今、課長の答弁ですと、中学生ぐらいになれば、かなりそういった知識含めてあるということですので安心してはいますが、新たにそれを持つ1年生からは、やはり基本となるべきことでございます。十分な現場を含めて、保護者の皆さんにも使い勝手を含めて、よろしいですね。ご案内というか、分かりやすいような案内をしていただきたいというふうに思います。

（2）に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） この5月までの状況ですけれども、実際になかなか対面が中心な授業だったわけですので、早い学校で5月中旬となったというような説明でございました。タブレットに慣れる。そして、インターネットへのアクセスというようなことですけれども、中学生ぐらいになれば、当然自分の調べ事だったり、いろんなゲームを通じたりしてやっていることでしょうけれども、その辺の低学年になる、初めてその機械に触る1年生あたりについては、どのような状況にあったのでしょうか。まだ全くそこまで行っているような状況に、嵐山の場合はないのかどうかということです。いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

青柳議員おっしゃるとおり、中には初めてタブレットに触るといふか、見るというか、そういう児童もおりますので、1人1台ずつ渡して作業するだけでなく、グループで作業したり、まず慣れること。これを使って何かをするというのは、やはり高学年ですとか、これまでの3人に1人ぐらいの形で使っていたものから1人1台になると。

特におっしゃるとおり、低学年のほうは、それほど今までもタブレットを使った、それをメインとしたような授業展開というのは行っておりませんでしたので、低学年については、それこそまず慣れるという形から入っているのです、実際の本当に低学年

の子どもたちがタブレットを使って学習という、それが効果として現れるような形の使い方になるのは、実際には来年とか、そういった形で、また当然子どもたちの様子を見ながら、学校ごと、クラスごと、教員ごとで、どういう使い方がいいのかというのは構築していく必要があるかと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番(青柳賢治議員) 今、課長が説明していただいたように、3人で1つのものを使っていたものが、今度1人1台ぐらい使えると。ましてや1年生の子は、初めて自分のものになって使えるというような状況だと。そこに、いろいろと子どもなりにわくわく感だったり、楽しいな、そういったようなものが、やっぱり一番大事なのだろうと。そこから関心が深まっていくというようなことが大事だと思いますので、ぜひ現場で教える先生のほうが疲れないように、しっかりと子どもたちを指導して、いろいろなこれから前後することもあるでしょうけれども、前を向いて進んでいっていただきたいというように思います。

(3)に入ります。

○森 一人議長 はい。

○9番(青柳賢治議員) そこで、教員さん、先生の支援体制なのですけれども、前回、私、12月にこの質問をしたときには、もう少し早く教員の先生にも何とのか、1回の一つの研修というのですか、終わってどうなのかなと思っていましたけれども、その辺のところも、今ここにICT支援員が積極的に携わり、抵抗感なくサポート体制を取っているということをございますけれども、まず全般的にそれを指導に携わっていかれる先生方については、大体一通り子どもさんたちに向けて指導していけるというような状況のところにあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

最初の答弁のほうでもさせていただきましたけれども、ICT支援員だけでなく、導入業者のほうにも来ていただいて、ただ機器がこういう機器というだけでなく、それこそ学習用として、例えば国語だったらこういう使い方ができる、技術家庭だったらこういう使い方ができる、理科だったら、そういったところまで踏み込んで先生方

に研修を行っていただいております。

そうした中で、先生方のほうからも、こういうときはどうなのだろうとか、こういう使い方できるのだろうかということは、ICT支援員が大体月に2回ぐらい学校のほうに訪問していただいているのですけれども、それ以外でも連絡を取り合って、いろいろお聞きするような形になっております。

また同時に、先生方の中にもIT機器に詳しい先生もいらっしゃれば、なかなかそうではない方もいらっしゃると思いますので、そこは学校間なり教科間で、またICT推進の委員が各校におります。その集まりもごございますので、そうした中で情報共有をしながら、よりよい使い方をやっていけるようにというふうな形を日々進めております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番(青柳賢治議員) それで、いわゆるリコーの会社のほうから入ったわけですが、その納品した先の会社の方の説明など、それからICTの支援員さんなど含めて、その辺の人材の支援制度というのですか、嵐山町の教育委員会もそうでしょうけれども、使えるものは全部使ってやっていらっしゃるというような理解でよろしいですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 できる限り使えるものは有効に使えるように、ズームにしても、チームスにしても、そういった個別の利用、またはグループワーク、そういうので一つの先生方ができるようになったら、これをこうすれば、こういう使い方ができますよということを、本当に情報共有を各校で、小学校、中学校で行っておりますので、それをより具体的にいい形でできるように、本当に日々、これをこうしたらこうなるのかなとか、こういう機器があるとこれができるのだけれども、どうでしょうかみたいな問合せを、教育委員会のほうに先生方のほうからいただくこともあります。それに対して対応できるものは対応したりしながら、よりよい活用方法を進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番(青柳賢治議員) 私なども、どちらかというとパソコンは不慣れなほうですの

で、ああだこうだ言えるほうではありませんけれども、授業での実際に、私これは原稿、新聞の記事ですけれども、実際に授業が進み出したときに機器がトラブルになったというようなケースの場合には、非常に先生もそんなに処置が、有能な方、まだ慣れていないでしょうから、いろいろとそういった不安な面なんかもあるように聞きます。

そういった点に対しては、やはり今言った課長の答弁ですと、支援員とか、今、月2回と言ったかな。その程度ぐらいのものとかで間に合うのかなと。私はそれを心配をするところなのです、その辺のところは。ですから、それを即座にトラブルを子どもたちに時間を待たせないで、すぐ先に進んでいけるようなとか、そういったのは、これからいろいろと出てくるのではないのかなというように思うところでございますが、その辺についていかがでございますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

今、青柳議員ご指摘のようなトラブル、既にもう何度も起きております。突然フリーズしてしまったりというのもございますので。それについては、各校のその実際にトラブルがあった状況の際のその学校での使用量ですとか、何をどれだけ使ったかとか、その辺を全部提出していただいた上で、支援員が来る前に、すぐ電話で、こういう状況で、こういうトラブルがあったということをサポートセンターのほうに連絡して、どういう解決策があるか、どういう問題があるかということは、これも本当に日々連絡を取り合いながら、学校現場にできるだけそういったトラブルが起きないようにするよう、リコー等の企業のほうとも連絡を取り合う体制はできております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 現場でその利用を考えて進めていかななくてはならない先生方になると、大変ご苦労だと思えますけれども、今答弁いただいたように、支援員さんが来る前にある程度そういったレポートを作って、それを即座に次の機会に生かしていけるというような対応をなさっていただいているみたいですので、なかなか手の数というのですか、手間がかかるというICT化にもなるわけですがけれども、そこは一つの乗り越えどころで、ぜひ先生方にも、その辺のところを乗り越えどころだという

ようなことで、子どもたちと一緒に進んでいってほしいというふうに思います。

次に移ります。

○森 一人議長 はい。

○9番（青柳賢治議員） この導入時点で説明を受けていたのは、大体そういう環境を整えられていないというような家庭は約2割近くかな、あったよという報告は受けていましたけれども、今これでいくと、非常に前にもモバイルか何かのことに付いて、畠山議員が12台だとかあって、それを無償貸与するとか何か話もありましたけれども、その辺のいわゆるそういった設備のない、環境がない家庭の子どもたちと、片方では、ある環境の子どもたちということになってくると、やはり格差自体のものが生まれてきますよね。せっかくいいタブレットや、そういったICT化、デジタル化というのが入ったことによって格差が出てしまうというようなことになると、本末転倒みたいなところもあるわけですし、その辺のところについては、さらに何か予算措置とか、そういったようなことも必要なのかなというように私なりに思っていますけれども、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

これまでも答弁させていただきましたけれども、やはり家庭でオンラインでの活用となりますと、議員ご指摘のようにWi-Fiなりインターネットの環境が必要になります。以前の調査ですと、インターネットはできるといってもスマホでできるとか、そういうご家庭が結構多くて、実際Wi-Fiの環境が家庭内で整っているというご家庭は、恐らく先ほど2割という、ご質問の中でありましたけれども、それ以上になるかと思われま。

そうしたときに、モバイルルーターの貸与ということで、昨年度の予算では、要保護世帯分のは臨時交付金の中で購入させていただきましたけれども、さらにそこで問題になるのが、通信料が各家庭でかかってしまうと。この辺もどのように、その辺も含めて、機器の活用だけではなくて、機器を活用することに関しては、こういうことも発生しますというのは、やはり保護者の方にもご理解いただく必要があるかなというふうに考えております。

当然、そういうことを想定しておりますので、今回のG I G Aスクール構想のタブレット、嵐山町の中では学習コンテンツも同時にパッケージの中に入れておりますので、1人1台のアカウントで、その人が、その児童生徒が一人一人こういう使い方をするとというのが記録される状況の中で、オフラインでタブレットの中に内蔵されている学習コンテンツを使って、それを累積していくような形での活用はできるかなというふうに考えておりますので、そういった形をよりよい形で構築していくように、今、事務局も学校現場サイドでも考えております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 今の課長答弁してもらったように、オフライン、その使い勝手というのは相当あるのではないのかなと。やはり何かそれが平均的と言ってはおかしいのですけれども、一人一人の児童、子どもたちの個別最適化というのですか、につながっていくのだらうと思いますけれども、一人一人を大事にしたタブレット学習になって、そしてその一人一人がよりよく成長していくというような状況になってもらわないと困ります。

通信環境については、今、課長が答えていただいたようなところが、これから文科省のほうでも、当然このG I G Aスクールを進めていく上では、予算的なものも含めた考え方が出てくるのではないかと思いますので、もう少し見守って、これについては推移を見ていきたいと思います。

5番目に移ります。

○森 一人議長 はい。

○9番（青柳賢治議員） この学習コンテンツというのも、なかなかいろいろありまして、これから2014年ぐらいからは、要するに学習のコンテンツ、前回、渋谷さんが質問していましたけれども、ああいったようなものの導入も図られていくのだと思います。

こういったようなコンテンツというのは、今までもG I G Aスクール構想をする前のところからのいろんなアプリケーションとかいったものも相当あって、それをかなり今回の一人一人のタブレットの中に入れ込んでいくというような形になるものなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

1人1台になったことで、例えばこれまで学年費で買っていたドリルですとか、紙のですね、そういったものが、このタブレットの中に1人1台、その子のものとして入っておりますので、そういった活用ですとか、さらに慣れるためのそれこそ初期のタイピングの練習から何から、そういうのも入っておりますので、そういった活用を有効にすることで、学年費等の保護者負担のほうも軽減を図れるというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この構想が3年も前倒して進んだということ自体は、すばらしいことだろうと私は評価するのですが、ただ現場に任されている先生方は本当に大変だと思います。これが嵐山町の2つの中学校、それから3つの小学校、やはり十分に生かされて、そして一人一人の生徒が伸びていくということが求められていくのだと思います。

たまたま昨日、ある新聞に学校ICTを活用した授業というので、中央教育審議会会長の渡邊光一郎氏のズームの会議の中のもの載っていたのです。その中で、例えば体育の跳び箱の授業が載っていたのですが、個性を重視し過ぎると、6段跳べる人、5段の人、4段の人と分かれてしまうのです。そうすると、ある学校では、跳べる子とできない子どものグループを組むわけです。そして、タブレットの端末を使って跳び方を撮影したり、比べたり、みんなで話し合ったりして、跳べない子を後押ししているという、こういう姿が、一つのこのタブレットの持つ大事な意義なのだろうということをおっしゃっていました。

まさに、だから自分が6段跳べるという一つのもので、ちっとも跳び箱跳べねえやと、突き指しておっかなくて駄目だという子どももいるだろう。ですけれども、そのやはり6段跳べる子も跳べない子も、タブレットを見ることによって、ああなるほど、こういう姿になっているのだな、こういうものになっているのだなと、自分を正しく見るということ、それがやっぱりできるということだと思っております。

さらに、このデジタル革新というものを進めつつ、人間を中心に創造力というのは、物を創り出していく創造力、そして思い出す想像力、この築き上げる社会がやってく

る。間もなくやってくるのです。この渡邊さんが言うには、そう言っています。そして、そこには知であったり、徳であったり、体、嵐山町の知、徳、体ですよ。これの一体性のある人材が求められるだろうというふうにおっしゃっていました。

まさに、私は今、嵐山町の教育が知、徳、体を基本にしながら、そしてそこにタブレットという新しいデジタル化を加え、今までの対面の授業に含めて、そしてそれにデジタル化を加えていくという、新しいまさに教育指導が始まっていくのだと思います。ぜひ、私は希望を持って支援をしていきたいと思ひますし、子どもたち一人一人がさらに伸びていくような嵐山町になってほしいと思ひますので、ぜひ期待しておりますので、先生方にも十分に慣れていただいて、子どもに教わることもあるだろう、そういう形で前へ進んでいただきたいということを申し上げておきたいと思ひます。

以上、この質問は終わります。ありがとうございました。

次に移ります。

○森 一人議長 はい、どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） コロナ禍で加速する無子化社会について。

日本だけでなく、世界的なコロナ禍の状況におきましては、妊娠、出産をためらう傾向は世界的であり、若い皆さんの思いも理解できますと云って、この現状をただただ看過するわけにもいきません。日本も、この嵐山町もしっかりと受け止めて、いろいろな立場に立って考えなくてはならない難問だと思ひます。未来へつながる出産応援金のような町独自の施策もあっていいのかなと思うところでございます。町の考え方についてお聞きいたします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、質問項目2につきましてお答えいたします。

町では、昨年度、新型コロナウイルス感染症の発生に伴う影響に鑑み、町民の出産後の経済的な支援及び子どもの健やかな成長の応援をするため、地方創生臨時交付金を活用し、嵐山町安心子育て特別給付金給付事業を実施いたしました。令和2年4月28日から令和3年3月31日までに生まれたお子さんを対象に、各世帯10万円、計630万円の給付金を支給いたしました。

今年度は、町独自の給付事業を実施しておりませんが、子育て支援につきましては、各関係課においても、安心して出産、子育てができるよう、様々な事業を展開してお

ります。今後の支援対策につきましては、財政面や社会状況等を考慮し、現在の事業を充実させるなど関係課と連携し推進してまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） この質問を出した後から、いろいろと2020年の人口動向が発表されてまいりました。そうしますと、6月4日の新聞ですと、この2020年の生まれた子どもたちというのは84万人になって、1.34だということで、非常にコロナの影響を受けているのだろうということは推察されるところであります。

そして、私がここで「無子化」という言葉を使ってしまいましたけれども、非常に日本人は少子化と言っているような状況ではないのだと。あるところのまちに行きますと、その子どもたちは日本人でないのだというまちもあるらしいと。全部ではないですけれども。ですけれども、私がこれを今回、特に町長にしっかり申し上げておきたいと思うところがあるのです。

あえて町民課のほうから資料を頂きました。嵐山町の出生者数だけ報告しますけれども、平成28年が118人、平成29年が90人、2018年が、平成30年だね、87人。そして、ここからはちょっと心配な数字になってくるのです。平成31年ですから、令和元年ですけれども、73人。そして、2020年、令和2年です。74人。そうすると、大体嵐山町の人口といいますと、日本の全国で生まれる子どもたちが84万人だとすると、そこから10万人引くのです。その数字をさらに割りつけたやつが、嵐山町の今の出生数なのです。

そうすると、令和2年といいますと、コロナ禍がもう進んでいる中ですが、令和元年の令和ブームの子どもさんたちもいるわけですし、そう心配なかったのだと思いますけれども、この間の122条報告の中で、これが今度2021年になりまして、令和3年に移ります。今は5月までの統計をいただきました。1月が6人、2月が5人、3月が3人、4月はゼロ、5月は6人です。そうすると、この5月までで今のところ20人なのです。今までにないような、これは、いやコロナだから、なかなか密にできないからと言っているようなものでは、性質が違うのではないかというふうに言っている専門家もいます。私は、そののところに着目をして、佐久間町長が一丁目一番地としている出生率の向上なのです。これがまさに牙をむいて、コロナと一緒にあって嵐山町に襲いかかっている。まして嵐山町だけではないですよ。アメリカだって同じ

ことでございます。

そういう中で、なかなか今課長が答弁してくれたように、いろいろな多岐にわたる担当する課でそれぞれが知恵を出し合って、この状況を乗り越えていくと、打開していくということが求められるのは当然でございますけれども、ここの部分に佐久間新町長が今年の予算の質疑の中で、第2子、第3子の子どもさんたちの給食費の無償化をしました。補助ですね、補助。それと国民健康保険の云々、それからあとは18歳ということをやられましたけれども、今回、臨時交付金のこの10万の給付があったといっても、これはここに生まれた人たちだけなのです。むしろ、これから先の人たちには何もない。

私は、むしろこのかなりのリスクが心配される、コロナ禍だという中で、この今20人産んでくれた人たち、該当した方もいるのかもしれませんが。これからはどうか分かりませんが、非常に安心できない数字になっていくのかなということが、薄々想像がつかます、素人でも。そうしたときに、この子どもの出生率よりも、嵐山のこれからの将来、いろんな経済的なこと、それから町民のコミュニティのこと含めて考えていきますと、今まさにここで嵐山町が、そこに小さなまちだと言いつつ、しっかりとそれを受け止めて、それに対して何ができるのかということを考えなくてはならない、この時期ではないかというふうに私は考えますけれども、まずその辺、町長はどういうふうに捉えていらっしゃいますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えをさせていただきます。

今、青柳議員のほうから、コロナ禍ということで無子化社会が加速をしていると。これは全くそのとおりであるかなと思います。このコロナ禍でというのが、当然人流を止める。要するに人との接触がなくなる。そういう中で恋愛だとか、そういうことも相当影響を受けますから、そういうところから結婚も影響を受け、出産も影響を受け。ですから、今までの少子化が、さらに少子化の方向性に社会全体として動いてしまっている。その究極の姿が、無子化社会ということに多分なろうかと思えます。

そして、今、少子化のことで平成31年とか、令和のことをお話ししていただきましたけれども、この少子化の根本となるのは、もう10年前、15年前から、そこからスタートしているのです。例えば、日本全体の人口減少、これだって20年前、30年前から

分かっているわけです。これを今度は、今一生懸命やったとしても、これはどんなにいろんな対策をやったとしても、ここから人口が回復していくには、20年後か30年後か、これは統計上出ていますので。

ですから、そのギャップを、下がり方をいかに食い止めていくかということで、今、各自自治体あるいは国を挙げて取り組んでいる。政府のほうでは、今度、こども庁の創設ということもうたってきているわけであります。実際にどうか分かりませんが、でもそういう話が出るぐらい国を挙げて深刻な問題というふうに、私は受け止めているのかなと思います。

そういうことを踏まえる中で、昨年度から給食費の問題にしても、今まで何人の議員の方々が一般質問の中で取り上げたか分かりませんが、多くの方が取り上げているにもかかわらず、ここは一切手がつけなかった。しかし、そういう時代ではないだろうということで、昨年度からスタートさせていただきました。たまたまコロナの一環として、そういった活用ができるものがありましたからあれですけれども、今年度も継続してそれはやっていく。

それから、今年の10月からは18歳まで医療費を無料にすると。これも今まで何人かの方たちが提案してきましたけれども、手つかずでいましたけれども、このところで実現をしていく。また、先ほど議員のほうからもご案内があった国保の第3子以降の減免、こういったことも併せてやってきているということであります。

コロナに関して言えば、町として特別にぽんとやるという財政力はない。これは、昨年第3回の定例会において、代表監査がここのところで皆さんに、どれだけ嵐山町の財政が厳しいかというお話があったと思います。こういうときに使うのが財調なわけです。しかし、財調はどうですか、埼玉県の中でも、日本全国の中でも、けつから何番目という、そういうような状態にあるということ。ですから、そういったことを同時並行で立て直しをしていかなければならないという判断の中で、でもできない中で最大限の努力をしていったということであります。

ですから、例えばそういう対策を打ったから、では来年からぽんと出生率が、そんな単純なものではありません。こういうものをどんどん、どんどん積み重ねることによって、3年後、5年後、10年後、振り返ってみると、ああ、少し改善をされてきた。今、下がっていますけれども、下がっているところをストップかけるだけだって大変なことです。ですから、そういったことを踏まえてやる。

あともう一つは、今議員のほうから提案をしていただいた出産した方に対する応援の祝金です、そういったことも大変重要な視点かなというふうには思いますけれども、もう既にそれである程度打ってありますので、今度はそれと同時に精神的な支えというのでしょうか、支柱、支援というか、こういったことも大変重要な要素に多分なってくるかなと思います。

国のほうでも、男性の人たちの例えば出産だとか、あるいは子育て、そういったものに対する休暇をしっかりと取りましょうということで、どんどん、どんどん法制化も進んでいます。昨日は、狛守議員のほうからもそんな質問が出ました。ここのところは大変重要なことだと私は認識をいたしております。なぜか。休んだ日にちだけ助かるのではなくて、統計上によると、いろんな調査によると、女性から見て男性が子育てに加わってくる。そうすると、これだけ大変なことを毎日やってくれているのだなと。これもやっているのか、あれもやっているのか、そういうことを理解してくれる。では、俺は家庭の中では、この家事はやるよ。子育ては、ここのところでやってくれよと。こういうような形になっていくと、女性も安心をして、よし、では子育てにもっと意欲的に、あるいはまた1人のお子さんの場合には2人目をつくろうと、2人いる人は3人目も考えようと、そういう形になっていく。つまり、男性がどれだけ家事に対して、あるいは子育てに対して時間を費やしているか、そこのあれによって出生率も変わってくる。

それで、これはお金ではなくて、これはアメリカのほうですけれども、家庭に対する予算というのは非常に小さいのです。しかし、アメリカの場合には出生率が非常に高いものをキープする。これはアメリカの男性がそういった家事だとか、子育て支援に非常に時間を使っている。日本人男性は非常に少ないのです。逆に、今度はヨーロッパのほうに行くと、お金をジャブジャブではないですけども、相当かけて、それから法律的にも婚姻の形、こういうケースもこういうケースもいろんなケースも幅広く受け入れてあげる。そういう中で出生率をキープしている、そういう状況もあります。

嵐山町を考えると、財政的にそんなにお金をかけるということではできませんので、ですからそういった面においては、第2段階としては、私はこういった男性の子育ての意識、あるいは社会全体、調査はもちろんですけども、そういったことに向けての発信をしていく段階に来ているかなというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 町長の考え方は大体理解して分かりました。

確かに、令和2年4月から3年3月までに家庭に10万ということの、感染症の関係で630万という給付金が出たということは、まあまあ本当にコロナ禍でもいいこととか、やれることを町もやってもらったかなというふうに思います。

ただですよ、ただ、やはり私は、これが急激にあれするようなことではないのではないのかなと。ちょっと何ていうか、消極的な取り方なのですけども、ある程度何ていいますか、嵐山町が取組として少子化、子どもさんの数が少なくなっていく危機感を持って対応するという、一つのその表し方として、まだ今緊急事態、いわゆる蔓延防止法が今動いていますが、埼玉県にも。私は、このところを、嵐山町は本当に子どもさんを出産してくれる、そういった人たちの、言葉はちょっとよくないかもしれないけれども、味方だよ、応援者だよというような一つのメッセージ性、そういったようなものをここでひとつ打ち出すことも大事なのかなと。

それは、金額は幾らということではなくてもいいのですよ。私は、これをある程度、この630万が使われた、この後続くもの、第2弾的なことを考えていらっしゃるというけれども、私はそれは時限的でもいいと思うのです。緊急事態が何月から何月まで発出しますと。その中で嵐山町で出産をしてくれたお母さん方、生まれた子どもさんたちに、この大変な中でよく生まれてきてくれたよというようなものを一つ示す。あったもいいような気がします。

それについて、町長から聞いてあれしますけれども、結局この新型コロナというものをきっかけにして、もっと子育て世代だとか、子どもたち自身を主役にした支援の在り方というもの、その将来世代を育むことということ、これを嵐山町全体、社会全体、日本全体がそういったまなざしを向けるということについて、考え直さなくてはならぬと。少子化は前から言われていることだと。それはそのとおりのだけけれども、今まさにそのとおりで、それだけでは駄目なのだぞと。やっぱり若い世代が望む新しい社会の在り方というものを提案したり、住みやすいようにしてあげるということも、町の役目ではないかなというふうに考えて、私は提案させていただいたところがございます。いかがでございますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

青柳議員が今おっしゃっていただきましたけれども、基本的な考えは、私は全く同じであります。なるべくそういったことを一生懸命サポートしていく。当然、例えば理想の子どもの数、うちは3人欲しいのだと。でも、現実には1人しかいない、2人しかいないとかいうその現実と、それから理想の数。このデータの中で、何でそれでは2人欲しいのに1人なのですか、3人欲しいのに何で2人なのですかという第一の原因は経済です。これははっきりしています。

ですから、そういった面からいくと、今青柳議員がおっしゃったとおりでありますし、またそういった青柳議員がおっしゃったことにのっとり、そして給食費のことにしても、医療費にしても、できることはどんどんやっていきたいと思います。苦しい財政状況の中でもやっていきたいと思います。さらに、嵐山は、ありがたいことに多額の寄附を昨年度はいただいて、1,000万円の寄附ですよ。これも独り親の方々に漏れなく届けさせていただきました。本当に皆さんが、そういった面においては何が大切なのか、こういうふうにみんなで盛り上げていこうではないか、そういった方たちが多いというのは本当にありがたいことだと思えます。

ですから、子育ての面においても、経済というのは大変重要であるという私も認識は持っておりますので、またしっかりと財政規律をにらみながら、そしてできることはしっかりと実践をしまいたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 町長のほうから、このコロナ禍でもしっかりと子育てを支援していくのだという答弁いただきましたので、ぜひ我々も一緒になってまちづくりの中に、微力ですけども、努力させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時55分

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 畠 山 美 幸 議 員

○森 一人議長 続いて、本日3番目の一般質問は、受付番号7番、議席番号7番、畠山美幸議員。

初めに、質問事項1の住民生活の基盤となる業務の委託契約の在り方についてからです。どうぞ。

○7番(畠山美幸議員) それでは、議長のご指名がございましたので、議席番号7番、畠山美幸、通告書に基づいて質問させていただきます。今回の質問は大項目2点でございます。

まず1番目、住民生活の基盤となる業務の委託契約の在り方についてでございます。近年、突然の豪雨災害や感染症の流行など、住民の安全と安心を守るために自治体の担う様々な業務に対しても、迅速かつ適切な対応が求められます。ここで、行政では、住民の生活を維持するために、様々な業務を民間の事業者に委託しているのが現状でございます。このような現状において、緊急時の課題に的確に対処するためには、行政と事業者の連携体制の強化が必要です。

一方で、行政と事業者の間には、適正に契約を結ぶための公平性や透明性が求められます。実際、ごみの収集等の業務において、地元の事業者であれば、豪雨災害への迅速な対応や感染症の感染拡大防止への連携が適切に進められるものと思います。

一方で、このごみの収集等の業務は、競争入札で費用がより安くなる事業者に委託することになっており、場合によっては、遠方の自治体に本社を置く事業者が業務を請け負っているケースもあります。

ここで、ごみ収集等の環境管理業務のように、警察や消防に匹敵する重要な社会基盤を維持する業務については、地元の事業者との連携体制の強化が必要と考えます。このような業務については、地域の社会資本としての位置づけの下での継続的な委託契約の推進も有意義かと思えます。ここで重要なことは、契約の公平性や透明性を確保することです。そこで、適切な委託契約を実現するためには、車両等の維持管理経費、人件費、燃料代、地域対策費などを適正に積算し、業務の委託費用の透明性を確保した上での契約の在り方について検討すべきと考えます。

このように嵐山方式の積算モデルを整備し、事業予算を適正に決め、適切な予算の下で地元に着した事業者との継続的な委託契約を実現し、地域を支える人材の育成や確保を着実に進めながら、住民の生活の基盤となる業務の品質の確保並びに緊急時の迅速な対応を可能にすることも大変に重要と考えますが、町のお考えを伺います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、質問項目1につきましてお答えをさせていただきます。

地元に着した事業者と継続的な委託契約を行い、地域人材の育成や確保、緊急時の迅速な対応等を可能にするために、契約の在り方について検討すべきではないかとのお尋ねでございます。

現在、町においては、複数年にわたって役務の提供を受ける業務で、翌年度以降、契約内容の変更により契約金額の変更が生じない業務につきまして、継続的な委託契約を行っています。質問でございますごみの収集業務につきましては、毎年契約金額を見直すため、単年で契約を行っており、継続的に契約を行うことは難しいと考えております。

また、議員ご指摘のとおり、地域に着した事業者との連携を強化し、地域を支える人材の育成や確保、業務の品質の確保、災害時などの緊急時の迅速な対応は非常に重要なことであります。町といたしましては、入札契約制度の基本的な方針として、町内業者でできるものは町内業者でと定めており、地元企業の積極的な入札参加を促進し、活用を図ることにより、町内業者の人材育成や確保、業務品質の向上を図っていきたくと考えております。

また、災害などの緊急時の迅速な対応につきましては、地方創生に係る包括連携に関する協定を締結している嵐山町建設水道事業協同組合と連携体制の強化を図り、対応していきたくと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) 今、課長のほうからご答弁いただきました。

地元の業者の方を優先的に契約をしているということで、先日、課長のほうから令和3年度嵐山町の入札契約制度の基本的な考えということで要旨をいただきまして、

その中に地元企業の積極的な入札参加を促進することについてということで、町では「町内業者でできるものは町内業者で」を基本理念として指名等を行っていますということで、安心しているところでございます。

本当に町内には優秀な清掃会社さんがありますので、ずっとこの期間、そちらにお任せはしていると思うのですが、今後、やはりまたいろんな業者さんが入ってきたときに、町内にある、また本社はここではないけれども、その事業者の支店がこちらに来たときにどうなるのかなと思ひまして、できることなら継続的に今やっていただいている方が、続けてやっていけるのがいいなと思っているところなのですけれども、そうすると公平性、透明性というところに問題が出てきてしまうので。

ちょっと資料をいろいろ見ておりましたら、2009年のものにはなってしまうのですけれども、木村彰方さんという、こちら大学の助教授の方の論文というか、レポートというかが載ってございまして、そちらには、「一般廃棄物収集運搬業務の場合、住民と直接的に接する業務であり、住民の生活環境や環境保全の維持からは、地域から排出されるごみの収集形態や収集運搬経路などを熟知しておくことが、迅速かつ円滑な収集ができることにつながるものである。そのためには、受注業者が、その地域のこと、あるいは住民のことをどの程度把握できるかという熟練技を兼ね備えておく必要があると言える。日々、各家庭や事業所から排出されるごみを定期的に決まった時間に収集しなければならないなど、一般廃棄物収集運搬には経験と実績が必要である」ということが書いてありまして、本町におかれましても、文化村はちゃんとごみ集積所がしっかりしたものがございまして、大体8時までには出しましょうということにはなっておりますが、大体見ていると10時前後に運搬車が来て、ごみを持っていくてくれております。

地域によっては、地産団地などはごみ集積所がないために、歩道のところにごみを出して、うちのほうもそうなのですけれども、1週間に1遍ごみ当番というのがございまして、地産団地の中は道路の端にごみを集積しているということもございまして、働いているお母さん方も大変多く、8時には来てくださいね、うちの地域はということにはなっているというお話も伺っております。そうすると、そういう細かいことに今現に対応していただいているから、問題なくスムーズに進んでいるのだなと思っているのですけれども、そういうことがここに書いてあります。

そこに加えて、「地域住民の参加と協働によるごみ行政を推進していくためには、

従来の経験や実績から、地域住民のことを熟知している収集業者を随意契約の相手方として選定することも必要かもしれない」という、ここに書いてあります。

最後のところには、「阪神淡路大震災や中越沖地震、洪水の被害などの災害が発生した場合においても、地域のごみの諸問題が発生するため、競争入札による経済性を重視するあまり、一般廃棄物の収集運搬だけを行うことでは、かえって住民の生活環境や環境保全の維持を確保することができず、行政としての責務を果たすことができないかもしれない。契約方法を競争入札あるいは随意契約を選択するのは、各地方公共団体の裁量であるが、ごみ行政をどのように進めていくかを考えると、ここに随意契約のメリットがあると言えるのかもしれない」というようなある助教授のレポートがあったものですから、やはりこういうことが自治体の裁量でできるのであれば、そういう方法でやっていくのもありではないのかなと思いました。

来年から10年間、オリックスのほうでゴミを受け入れることが決定しておりますので、こういう機会ですから、今回こういう考え方はいかがでしょうかということでお話ししたところではございますが、今回、副町長のほうに答弁をいただきたいと書いてあるのですけれども、副町長、どのようにお考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、お答え申し上げます。

今、総務課長が答えたとおりでございます。幸いごみの関係で2社が町内におられますので、過去ずっとお願いをしてきております。ただ、契約はいろいろ事情があって単年度契約になっておりますので、今議員おっしゃるように、10年とかの随意契約ができるかどうかというのは、私どもまだ承知しておりません。したがって、今後の課題としていきたいと思っております。格段今のままでもそんなに支障がなく、一生懸命やっております。

先ほど課長から答弁がありましたように、今度建設水道事業組合というのが新たに発足しまして、そこと協定を結んでおります。したがって、何か災害のときには、その辺を十分発揮できるよう、それには日頃の付き合いが一番大事だというふうに考えておりますので、町民生活に支障がないような形で今後も考えていきたいというふうに基本的には考えております。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ご答弁にもありましたけれども、町内業者の育成と雇用が生まれるようなそういう体制を取っていただければと思いますので、昨日の山田議員のお言葉ではないですけれども、調査研究をしていただいて、いい方向に進むようお願いしたいと思います。以上です。

2番目に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○7番（畠山美幸議員） 「蘇る杉山城址」プロジェクト。

いよいよ来年からNHK大河ドラマ「鎌倉殿の13人」が始まります。嵐山町には、歴史的価値のある杉山城址があります。NHK等と連携し、情報発信することで、町の活性化につながれると考えますが、以下について伺います。

(1)、長野県上田城を見本にスマートフォンによるVRを活用する。

(2)、民間企業と連携し、商品開発をする。

以上です。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

(1)、(2)につきまして、大島企業支援課副課長。

○大島行代企業支援課副課長 それでは、質問項目2の(1)についてお答えいたします。

杉山城の見学は、実際に来訪いただき、戦国時代の城づくりの技法やスケールを体感いただいております。議員がご指摘のようなVRを活用することにより、現地に行かなくとも身近な場所でその臨場感を感じることができ、遠方の方や幅広い世代の方にも杉山城の魅力を実感していただけたと思います。

現在、町では、今後の杉山城をどのように活用すべきかということ、杉山城跡整備計画基本構想及び基本計画の中で検討しております。その中でも、ARやVR技術を用いた遺構の復元展示についても検討されております。

しかし、杉山城は、これまで5次にわたる発掘調査を実施し、年代や使われ方については把握できておりますが、城全体からすると、ほんの一部の調査であり、全貌の解明ができていないわけではありません。VR等による遺構の復元をするためには、そのための調査も必要と考えられます。AR、VR技術を使ったデジタルコンテンツの導入は多額の導入費用が想定されますが、杉山城跡の将来的に有効な活用を図る上で検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、質問項目2の(2)につきましてお答えいたします。現在、杉山城に関する商品としては、御城印帳があります。最近では、NHKで紹介されたこともあり、販売状況は良好な状態だと考えております。そのほかの商品については、どういった商品であれば売れるか、担当課及び観光協会事務局と検討しているところでございます。今後も、ほかの城に関する商品を参考に検討していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) 再質問、(1)から行います。

私も費用のことを調べてはいないのですけれども、ここにAR、VRということで、ARというのが以前、あるカレンダーだったのですけれども、カレンダーにARのアプリがついておりまして、スマホをそこから入って、ARのQRコードではないのですけれども、コードがあるのです。そこから入ると、例えばカレンダーにカッパドキアの写真が載っていました。そうすると、そこに紹介する方が現れて、スマホ上ですよ。スマホの中からカッパドキアはという説明を、その女性の方がお話ししてくれるのです。

今、杉山城にも案内文がちゃんと看板で、何のくるわとか何か書いてあるところに掲示板があって、一応説明は、絵と説明文は書いてあるのだけれども、その場で文字を読むのはいいのですけれども、リアルにそういうふうを紹介してくれるというのが、音声で聞こえるというのが、すごくやはり皆さんにとっては好都合かなと思っております。

2016年の「真田丸」の上田城に、ちょうどNHK大河ドラマのときに訪問する機会があったものですから、行きましたら、あそこもお城はないではないですか。あの周りの何ていうのかな、粹というのか、私、ちょっと分かりませんが、一応入るところにQRコードがありまして、そこをパチッとやると、上田城の原形というのですか、そういうのが見られて、何か説明が入ったりとか、1分ぐらいなものだったと思うのですけれども、そういうのがありながら中に入っていくと、また何かQRコードがあってというような感じでリアルに紹介してくれる。そういうものを体感したものだから。

今回、「アド街ック天国」ですとか、NHKの番組とかで、杉山城がどんどん紹介されて、この間も町長のほうからでしたか、誰からでしたか、1,500人ぐらいのお客

様が来たのですよというような、教育長だったかな、お話がございましたけれども、今そういうブームのときですから、このタイムリーなときを逃さずに、いち早く、また来年から大河ドラマも始まりますので、このタイムリーなときに少しでも予算をかけない方法を見つけていただきまして、そういうリアルで見られるAR、VRをぜひとも調査研究してもらいたいのですけれども、いかがでしょうか。これは副課長に聞いたほうがいいのか、それとも副課長では厳しかったら、ほかのお答えできる方にお聞きしたいのですけれども。厳しくないかしら。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 答えさせていただきます。

AR、VR、実はこれは結構高額な予算がかかります。大体1,500万から2,000万というお金がかかります。文化庁の補助等ですと補助率が低いので、負担が大きい。それと、先ほど大島副課長のほうで答弁いたしましたように、杉山城の復元をする際に、学術的な根拠というのが、まだ結構足りない部分があります。ですので、文化庁サイドのほうでのAR、VRの活用というのは、ちょっと厳しいところがあるかと思うのですけれども、観光庁、こちらの補助でありますと、歴史的な学問的な裏づけというのが多少なくても、まちおこしといいますか、地域活性化の中で、観光ですとか、町の紹介という意味で、このAR、VRを使った補助というのが、これはかなり補助率の高い、上限1,500万ですとか、そういうものがあるようです。

ですので、どちらにしてもかなり高額なものになりますし、ほとんどの場合がプロポーザルで、皆さん、自治体ですとか観光協会がVR、ARの作成を行っているようです。その辺のノウハウも少し観光協会等も、企業支援課のほうでも研究していただいて、どういう形がいいのかというのを、今後進めていければいいのではないかなというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ぜひそういう方向で観光庁に問い合わせ、いち早く来年の大河に、大河と杉山城が関連しているか、ちょっと私もそこまで読んでいないので分かりませんが、ぜひこのタイムリーなときに、一歩でも二歩でも進めるように頑張ってくださいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。お金のか

かることだから、あまり言いません、これ以上は。

次に、(2)に移ります。

○森 一人議長 はい。

○○7番(畠山美幸議員) ご答弁が何だっけ。お城に関する商品開発ということですが、今回、私の質問には、民間の企業を活用してということで書いたのですが、町内にはラーメンを作っている企業だとか、あと和菓子を作っている企業ですとか、いろんな企業さんいらっしゃいます。卵を作っているところとか。そういうところとタイアップして、何かこういうまちおこしの商品化をしたという経緯って、今まであったのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

大島企業支援課副課長。

○大島行代企業支援課副課長 お答え申し上げます。

町内業者に限りますと、過去に民間企業と連携して販売された商品については、皆さんご存知かと思うのですが、「嵐丸焼き」や地酒「おおむらさき」などがございます。直近では、ちょうど今の時点ですけれども、ラベンダーオイルや乾麺、肉汁うどんなどと、失礼いたしました。町内企業で、もう一度訂正させていただきます。町内企業で言うと、「嵐丸焼き」でございます。近隣の町外になってしまいますけれども、地酒「おおむらさき」も一緒に連携して開発された商品でございます。

今申し上げましたラベンダーオイルや肉汁うどんは、ラベンダーオイルは、直接関わっているのが都内の業者でございますし、乾麺につきましては、販売は加須なので、すけれども、製麺は群馬とか、そういったところで、ちょっと町内とはかけ離れてしまっている状態でございます。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) 町内業者だけで厳しかったら、この比企管内でもいいのですが、真田のときのどんなものを売っていたのだらうと、お土産のリストがありますので、後で企業支援課に差し上げようと思いますけれども、172種類、何かいろいろありました。小物からお酒からお菓子から、あとその他の加工品ということで、172アイテム用意されていたようです。

ただ、今回、男の子の名前何だっけ、中川大志さんが畠山重忠役をやっていただけ

るわけですが、でも、「畠山重忠」という名前を使うのは、やはり難しいのでしょうかね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

大島企業支援課副課長。

○大島行代企業支援課副課長 お答え申し上げます。

聞いた話で大変恐縮なのですが、直接、その「畠山重忠」という名前を使うのは無理だということで伺っております。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) 真田丸のときも、やっぱり「真田丸」という言葉は何も出てなくて、真田丸はあるのだ。六文銭とか何か、そういう関連した名前を使って商品化していました。だから、「杉山城」という言葉は使っているのでしょうか、もう一個。「杉山城」という言葉は商品化にできるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

大島企業支援課副課長。

○大島行代企業支援課副課長 お答え申し上げます。

「杉山城」の名前を使うことは、問題ないと思われま。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番(畠山美幸議員) やはり、嵐山を売っていくためには、嵐山の中にあるそういう名前を使っていかないと意味がないと思いますので、ぜひこの「杉山城」というような、お城はないですが、全景の写真があるではないですか、ああいうものを使いながら商品にしていくとか、ラーメン工場の方はタイアップしてくれるか分かりませんが、嵐山だけで売ろうと思うと、例えばロット数が10万食となったら、嵐山町では全然飽和してしまいますから、例えばこの管内で売れるぐらいの何か商品開発をしてくれるかとか、そういうお問合せはできるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

大島企業支援課副課長。

○大島行代企業支援課副課長 お答え申し上げます。

過去にスナック菓子を、嵐山溪谷バーベキュー場にちなんだバーベキューの味でコラボレーションしようとした試みがございました。こちらにつきましては、条件面が

そろわず断念しております。

また、ご当地グルメと総菜パンをコラボレーションする応募もございまして、辛モツ焼きそばで提案しましたが、こちらも採用には至りませんでした。そういったチャンネルというのは、幾つか探せば出てくるかと思いますので、ちょっと敏感になりまして、今後検討していけたらと思っております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） なかなか商品化すると、ロット数が多いものですから、これだけ売ってくれるのならと協力してくれるのでしょうか、そこがやっぱりネックだと思うのです。私も、あとは和菓子屋さんが平沢辺りにあったりするから、ああいうところにも、「杉山城」というようなカスタラなりおまんじゅうなり協力してくれないかとか、あと卵のところ、今、プリンを作っていますけれども、そのときだけは「杉山城プリン」とか何かそういう名前で売るとか、嵐丸君をつけながら。何かそういうふうにとんどん商品開発を進めていって、上田城のときが172アイテムですけども、何とかかんとか100アイテムまでいろんなことを考えていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

大島企業支援課副課長。

○大島行代企業支援課副課長 お答え申し上げます。

議員さんおっしゃられたとおりに、杉山城、今まさにブームで、これからだと思いますので、そういったことを敏感にどンドン、どンドンこちらも積極的にいきたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ぜひ嵐山町をこの機会を逃さず、隣の深谷町に負けるなという思いで、深谷町もすごいですよ。岡部のこの間道の駅へ行きましたけれども、何だっけ、名前度忘れしてしまった。渋沢栄一さんの「渋沢栄一翁」とか、いろんな商品がいっぱい並んでおりましたので、あれを見本に負けないで頑張っていたきたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◇ 渋谷 登美子 議員

○森 一人議長 続いて、本日最後の一般質問は、受付番号8番、議席番号12番、渋谷登美子議員。

初めに、質問事項1のオリンピック聖火リレーについてからです。どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） それでは、1番から質問していきます。

オリンピック聖火リレーについて。オリンピック聖火リレーは、7月8日午後1時45分、ヌエックスタートで、4人が聖火を持って走り、2時15分につきのわ駅に到着予定である。その準備対応について、職員側の準備対応について伺います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目1につきましてお答えいたします。

聖火リレーは、7月8日、県内第3日目の第4区間を本町の国立女性教育会館をスタート地点として、国道254号線バイパスを東松山市方向に向かい、滑川町のつきのわ駅までの12スロットで12人のランナーが聖火をつなぎます。

ご質問の準備対応とのことですが、現在、埼玉県聖火リレー実行委員会と協議を重ねるとともに、同一区間である東松山市、滑川町及び警察等関係機関と最終調整を行い実施計画を策定し、各種物資等の手配や各種許可申請等の準備を行っているところです。

また、嵐山町スポーツ協会など各種団体から警備等に63人の協力をいただくこととなっており、説明会を6月中旬に行う予定です。今後は、関係機関とさらに連携を密にし、実施に万全を期すよう準備を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今朝ですけれども、埼玉県のホームページを見ていて、大野知事は、6月22日に無観客かどうかのある程度の決定をすると。6月28日は最終決定になっていくということが出ておりましたが、その点についての協議というのはあるのかどうか。そして、無観客になった場合はどうなるのかということをお伺いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 聖火リレーをどのように行うかという最終的な判断は、6月29日の火曜日というふうに報告を受けております。それに関して、例えば嵐山町、東松山市、滑川町が協議という形ではなくて、あくまでも埼玉県実行委員会が状況を決定し、それに基づいて各自治体の中で行っていただくという形になっております。現在は、基本的には当初予定していたミニセレブレーションを又エックの玄関のところで行いまして、その後、254バイパスのほうにランナーたちが出ていく形を想定して準備をしておりますが、最終的な判断によって、現在、全国でも公道を走らないトーチキスだけの聖火リレーというような形も行ってありますが、最終的にそうなった場合には、公道を走らずに又エックの中だけで簡単なミニセレブレーションと、トーチキス等の形で実行するのではないかなというふうに現在想定しております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 聖火ランナーだけでなく、30台車が伴走しますよね。コカ・コーラ社から始まってN T T、あと新聞社が5社、私全部覚えていないのですけれども。そういったものは、この自動車の部分は、やはり今のところの状況で、国道を走るとしてもそれは続いていくのか。

それから、無観客になった場合どうしていくのか、これはどんな形でやっていくのか。今のところ、又エックは使わないということでしたけれども、30台の車はスタートのときにどこに行くのかなというのが、私は非常に気になるところなのですが、どこから始まっていくのか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

又エックの玄関に入って右側ですか、通常の一般の利用者が止めているあの広い駐車場、あそこを一般には貸し出さずに、あそこに全てスポンサーのトラック等が入る形になっております。実際、ランナーがスタートするのは、渋谷議員おっしゃったように1時45分なのですけれども、交通規制はもう既にその前の段階から行ってありまして、実際ランナーがスタートする前に、渋谷議員がおっしゃったスポンサーの大きなトラックなんかは、全部合わせると約1キロぐらいになってしまうのです。それは、

ある程度前半の部分はスタート前に、254バイパスのほうに交通規制をかけているところに並べてしまう。それが先にスタートして、最後にランナーが行くような形という形で、今は行うという形で聞いております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すみません。これは、私、町長に答弁者というふうにしておいたのですけれども、全て今は町長は関係なく、関係課だけでやっていくという形なのですか。

それと、先ほどの501キロメートルと聞いたのだけれども、501メートルですよ。聞こえたのですけれども、伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 すみません。車列のほうは、約1キロ弱ぐらいになります。

町長等がその決定等に関わるかということでございますが、こちらのほうは全て埼玉県の実行委員会のほうで決定をいたしますので、嵐山町長、滑川町長、東松山市長等がそれらの決定に関わるということはありません。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 無観客になった場合のお知らせというのは、どういうふうな形にしていくのか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 先ほども答弁させていただきましたけれども、最終的な決定が6月29日、直前でございます。ですので、広報という形にはいきませんが、防災無線がいいのか、その他どういう形でお知らせできるのか、その辺も検討しなくてはいけないところなのですが、今のところは予定どおりの準備をしつつも、そういった最悪と伺いますか、公道を走れない状況も想定されますので、間もなく、1か月をもう切っておりますけれども、交通規制の看板等は、この後、最終決定より前に既につけ始めます。そうした中で中止が決定した場合には、そういった対応もしていけ

ればというふうを考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） すぐそばには、菅谷小学校と菅谷中学校と、それからこども心のケアハウスの子どもたちがいるわけですが、そういった形の人たちを観客の中に連れていくというふうな予定はあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えいたします。

最初に決定した時点では、菅谷小中学校や大妻ですとか、また希望があれば、七小にしても志賀小にしても、バス等で見学をとすることを想定しておりました。ただ、コロナが、ウイルスの感染症がこれだけ拡大したということを見ましまして、学校の観客という形での参加は、教育委員会としては見合わせるというふうな形になっております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 次に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 2番目は、包括的な性教育の実施についてなのですが、この質問をつくるに当たって、最初に一番問題になったのは、この近辺の東上線沿線の女性議員の集まりがあるのですが、そこで性教育に関して、高橋幸子さんという埼玉医大の先生が性教育を実施したのです。

ところが、その中に1つ、「セクシャルデビュー」という言葉が出てきたのです。セクシャルデビューの前に子宮頸がんワクチンを接種しようというのがあったのです。これはちょっとと思って、セクシャルデビューというのは、まずどういうことなのかというふうなことを始めまして、高橋幸子（ゆきこ）さん、幸子（さちこ）さんと呼ぶのですかね。埼玉医大の先生の性教育に関して、私はすごくいいなと思って見ていたのですが、そこにおまけがついてしまったものです。それで性教育についての勉強を始めて、実際に嵐山町はどういうふうな性教育をしているかということとをずっと読んでいたのですが、そうしましたら、性交を教えないのに性感染

症を教えるとか、それってどうやってやっていくのだろうかというのが私の中ではすごく大きな疑問になりまして、包括的な性教育という言葉にたどり着きまして、この質問になったというわけです。

では、質問いたします。

(1)、学校における性に関する指導では、本年4月より生命の安全教育として、子どもを性犯罪の当事者にしないための授業を段階的に始めるという。その中で、国際基準でもある包括的な性教育はどのように進めるのか。

(2)、保健の教科書には、受精と妊娠については記してあるが、性交については記していない。どのようにして取り組むか難しいが、性暴力への対応、避妊、性感染症を含め、性交について正しい知識を子どもたちに伝える必要がある。考え方を聞く。国際的な調査結果では、適切な性教育は性行動を活発化させないという実証結果が出ている。むしろ性交が始まるのが遅くなるという結果が出ているのです。

(3)、性感染症については、教科書には、エイズ、淋菌、性器ウイルス感染症などの情報提供がされている。しかし、子宮頸がんや肛門がんなどに病変するHPV感染症は知らされていない。HPV感染症についても性感染症であることを知らせるべきであるが、方向を伺う。

(4)です。LGBTなどの性多様性について知ることは、基本的人権の一つとして必要である。その相談体制の整備について伺います。これなのですけれども、昨年の12月だったと思うのですけれども、LGBTについてということで質問したと思うのです。そうすると、嵐山町では、中学校の教育相談で2件あったというふうに伺ったのです。これだけ具体的に教育委員会のほうにLGBTの相談が来ていることというのは、LGBTの人たちの中でも、相談体制が整っているということは珍しいくらい、嵐山町はそこに関して相談体制がある程度できているのだそうです。その点について、もっとしっかりどういうふうな形になっているのか伺いたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)から(4)の答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 質問項目2の(1)につきましてお答えをします。

令和2年6月に、性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議から出されました性犯罪・性暴力対策の強化の方針では、子どもたちが性暴力の加害者、被害者、傍観

者にならないよう命の安全教育を推進することとされ、令和3年度から4年度にかけて、地域の実情に応じて段階的に教育の現場に取り入れることとされておりま
す。

本町といたしましては、文部科学省と内閣府が協力して作成した教材や啓発資料、
手引書等を活用し、関係機関、家庭の協力もいただきながら、学校等の実情に応じて、
まさに包括的、段階的に進めてまいります。

質問項目2の(2)につきましてお答えをさせていただきます。中学校学習指導要
領では、性交についての指導は含まれておりません。現在、使用している中学校保健
体育の教科書でも、性感染症の予防という視点では、性的接触という表現で指導して
おります。具体的には、性感染症は性的接触によって感染する疾病であること。性感
染症は、自然に治ることはほとんどなく、不妊症や子宮外妊娠、流産や早産などの原
因になることもあること。性感染症の予防には、性的接触を避ける、コンドームを使
用するなど、感染のリスクを軽減する効果的な予防方法を身につけることが重要であ
ること等を学習指導要領に沿った指導をしてまいります。

続きまして、質問項目2の(3)につきましてお答えします。HPVウイルスにつ
いては、子宮がんをはじめ、肛門がん、膣がんなど多くの病気の発生に関わっている
ことが分かっているようですが、教科書では触れられておりませんので、保健の授業
で義務づけることはできませんが、中学校で実施しております性教育の集中講義等で
指導をいただくことは可能だと考えております。

質問項目2の(4)につきましてお答えします。ある統計によりますと、20人に1
人はいると言われるLGBT、いわゆるセクシャルマイノリティーに関する人権を尊
重することは、全ての人の人権を尊重する社会の実現に向けて重要な課題であること
は認識しております。しかし、同性婚など現行法の下では認められていないなどの課
題も多く、現在、国会に上程されております法案をはじめ、国や社会の動向に鑑みた
対応が必要であると考えます。

そのような中で、人権尊重の立場から、議員ご指摘のような相談体制については、
今後研究していかなければならないと考えておりますが、現状では、国や県の相談窓
口を紹介させていただくことでの対応をしてまいりたいと考えております。

なお、議員お話にありました町の子どもたちからの相談ということでは、男の子で
スカートをはきたいとか、そういうような内容の相談があったようでございます。子

どもの教育に関わっての相談があった場合については、プライバシーにも配慮しながら、個別に学校と連携して対応してまいりたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 1番で、これですね、性の手引書というのが出てきたというのですか。私、すごく気になっているのですけれども、性暴力とか性犯罪については、どういうことを性犯罪と言うか、性暴力と言うかということ子どもたちに教えないければ、子どもたちはこれが性犯罪、これが性暴力ということは分からないし、特に父親や関係者からの性暴力ということは、性犯罪ですよ。性犯罪については、何が起きているのか分からないということが大きく、それは性交を教えない。手引書は、今、日本の教育の中では、性犯罪、性暴力を防ぐという形になっていますけれども、性交を教えないのです。教科書にも教えない、出ていないから。

だから、教員も教えることができないので、今、埼玉医大の高橋幸子さんですか、私も持ってきているかな。こういった本があって、これでやっているわけですけれども、嵐山町は玉ノ岡中と菅谷中は先生たちに、中学校3年生の子どもたちに対して、それを先生の力を借りてやっているのですけれども、実際には大学の先生ですから、子どもの年代に沿ったものというのか、そこまでもいかなくて、多分1時間だけだと思ふのです。

これは、なかなかテレビでも有名な方なのだそうです。この本自体見ると、私はいいなと思ふのです。セクシャルデビューなんて、すごい言葉を今は使うのだなと思つて聞いていて、あなたはセクシャルデビューはいつですか、中学生ですか、高校生ですかなんて、書いてあったりしたら、私のような年代の者はどきっとするのですけれども、でもその後が続いていくのが、セクシャルデビューの前に子宮頸がんワクチンをしましょうというのは、これは駄目だなと思つているのですけれども。

基本的に、学校で中学校の3年生の子どもたちに教えることに対して、内容については、嵐山町の教育委員会も学校も把握していなかったのです。これは、私、たまたまほかのところで見たものが、こう書いてある。これはみんな問題だなというふうな形で言っているのですけれども、今現在、こういうふうな形でないと、性交については教えることができないのです。1になっているのですけれども、1と2と同じ問題なので、そのことを伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 たしか昨年だったか、東京都で中学校で高校の内容に踏み込んだいわゆる性の授業をして、都議会で問題になったことがあったことを、ちょっと私も新聞等で耳にしました。基本的に、今、学習指導要領にないことを踏み込んで指導することは、教育委員会としても適当ではないというふうに考えております。

議員さんおっしゃるように、性交のことを教えたほうが、かえってご質問にいただいたような性体験を早めることがないというような統計もあると、そういうことも私も読んだことがございますけれども、実際の指導という点では、やはり学習指導要領にのっとった指導をしていくしかないというふうに現時点では考えておりますので、ご理解いただければと思います。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） それって、2003年にあった七生養護学校の問題なのですが、養護学校では、特に知的な遅れがある方というのは、自分が女の子は何をされているか分からないので、しっかり教えるのです。そうでないと、後になって妊娠してしまったりとか、そういう事態が起きるので、それをしっかりやっていって、それは2003年だったと思うです。

それが問題になって、日本では性教育がすごく遅れていて、子どもたちは実際にメディアなんかで性の問題というのはいろいろ知っているのですけれども、本当の問題というのですか、どうしたら妊娠するか、どうやったら妊娠しないかということ自体が教わっていないので、逆に中学生での妊娠とか、割と早めの妊娠、それから早めの性感染症が起きるということがあって、それで今、ここのところが境目なのだと思っているのは、お医者さんをお願いして、そして性教育をしていくというのは、私は一つのやり方で、ぎりぎりのところで菅谷中学校と玉ノ岡中学校は高橋幸子さんに来てもらって、そしてやっていただいて、私もこの人の授業を実際に聞いてみたいなと思っているのですけれども、そういうふうな形でしか今できないのだったら、それでもいいのですけれども、その前に学校の教員と保健の先生と高橋幸子さんとが話し合っ、て、どういうことを展開していくかということを知っていて、それをやっていくことは必要だなと思っているのです。

これに関して、私は資料が欲しいと言ったのですけれども、資料も全部パワーポイ

ントとか、持ってこられた動画でやっているのですが、内容が分からないというふうなお答えいただいてしまったのです。やっぱり、すごく性教育って人権教育の最初なものですから、そこのところはしっかりしておかないといけないというふうに思っています。

そして、日本の性教育は歯止め教育といって、寝た子を起こすな教育なのですけれども、今の世界的な潮流としていくと、必ず性教育では避妊とか、それから避妊しないで妊娠してしまったら中絶になるとか、そういうふうなところまで入っていくわけなのです。そうでないと子どもの体を守れないわけです。嵐山の場合は、特に中学しかないから、そこのところ、ある程度のところはやっておかななくてはいけないと思うのですが、その点についてはどうなのでしょう、伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 議員さんおっしゃるように、私もその現在の学習指導要領では、教員が直接的に性交とか、そういう指導要領にない部分を授業で教えることは基本的にできません。したがって、その補完するものとして、いわゆる性教育の学習を、教科外の学習として学校としてプログラムしているわけで、そこで教えていただくことは、その意味で補完することになると思います。

その際に、議員おっしゃるように、丸投げでなくて、どんな内容でどういうことを指導してもらいたいのか、その辺については、やはり十分事前に講師の先生と打合せをというのは、私もそのとおりだと思います。そのように指導してまいりたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を2時40分といたします。

休 憩 午後 2時25分

再 開 午後 2時40分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

渋谷登美子議員の再質問からです。どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 教育委員会では、文部省の指導要領では、性交は教えない

ということになっているということですが、これは保健体育では、性交を教えることができないのだからと思うのですが、生命の安全教育については、道徳でも教えることができるのですよね。その場合、やはり性交というのを教えていかないと、性犯罪とか性虐待、それに結びつかないので、それをどこかでやっていかなくてはいけないのですが、これはやっぱり外部指導者でないと難しいとお考えですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 結論的に言えば、やはり学校の先生が学習指導要領にない事柄を教えるということは、基本的には不可能だと思います。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私、今、高橋幸子さんというのが、割といい性教育をしているなというのでご紹介したのですが、この先生の前、たしか渡辺産婦人科の先生が子どもたちに対してやっていらしたと思うのです。私は、地域の方が、そういった形でお話をしていらっしゃるということも必要なのではないかなと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 渡辺先生にお願いしたときもありました。したがって、どなたに講師をお願いするかということは、町内各校の養護教諭と相談しながら、教育委員会のほうでお願いしていきたいというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 性感染症に関しては、保健の時間の中でも、HPVに関しては、子宮頸がんや肛門がんのもとになるHPV感染症については、教えることができます。そして、その部分については、これは教科書に出ていないのに、実際には子どもたちの接種対象になっているので、教えていくべきだと思うのですが、それについては問題はないということですよね。そうすると、指導要領の中に入っていないか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 性感染症については、性器クラミジア感染症、淋菌感染症、梅毒、性器ヘルペス感染症などについて、教科書に記載されています。

したがいまして、子宮頸がんとか膣がんとか、そういう原因になるHPVウイルスについては記載はありませんけれども、感染症のもとにした病気の原因としての中で教える、教えるといいますか、それぞれの感染症についてのウイルスということで、取り上げることはできるかというふうに思います。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、ぜひそうしていただきまして、それで4番目なのですけれども、LGBTについてなのですが、これはまだ国会がおかしな状況になっていますので、法律整備ができないわけですが、実際には必要なことで、そして私が一番中学生で問題になってくるのかなと思っているのは、更衣室とか、それからトイレ、それをどういうふうにしていくかということが問題になってくるのかなと。あと、制服ですね。制服の問題などもあると思うのですが、その点について、どのようにお考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 それについてはおっしゃるとおりで、今回統合を考えている場合にも、制服については、その問題も十分検討して、セーラー服にするのか、ブレザータイプにするのか、その辺も考慮する際の大きな判断材料になると考えております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これは別に制服ですから、ほかのことがなくても、何とていうか、セーラー服の下にスラックスをはくとか、そういうことはできるわけです。詰め襟でなければ、制服ですから、個人の持ち物になりますから、そういったことは割と簡単にできるものではないかなと思うのですけれども、その点についてはどのような考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 確かに制服については、セーラー服にズボンというのもできないことはないと思いますが、やはり一般的に考えてどちらが自然かということで、大まかに一般的に認知される方法を、やはり選択していくのが妥当ではないかというふうに考

えております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 一番問題なのが、トイレと更衣室なのですけれども、トイレと更衣室に関しては、ある程度私は嵐山町のトイレは早急に、学校のトイレは早急に改修しなくてはいけないなと思っているのですけれども、その点について行きますと、男性、男の子の側のトイレも個室化する、女の子の側のトイレも個室化するという形で、少し改善できるのかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 その辺につきましても、やはり国の方針といたしますか、公共施設全体に係ってきますので、今、国会で上程されていますけれども、あの法案とか、いろんな社会的なそういうコンセンサスがある程度できた段階での施設の改修、その段階でそれが妥当であるということになれば、男子の個室だけにするとか、そういう選択もあり得るかと思いますが、現段階ではそこまでは考えておりません。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 分かりました。

それでは、教育体制として4番なのですけれども、相談体制として、こういった相談があったらば、そういったことは別にプライベートな問題ではないので、相談があったということだけは、どこかで統計的に出していただけるようにすると、割とほかの今まで相談できなかったような子どもさんたちも、相談できるのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 具体的な相談件数とか、プライベートに関わらない中で公表することは、もちろんできるというふうに考えています。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 次に行きます。

○森 一人議長 はい。

○12番（渋谷登美子議員） 子宮頸がん予防ワクチンの接種のお知らせについてです。

令和2年11月、令和3年4月に、子宮頸がん予防ワクチン接種のお知らせを郵送していますが、それぞれ郵送した数、問合せのあった件数、実際に接種した件数を伺います。

副反応被害者がいる横浜市では、このお知らせは郵送されていないと聞いています。99.95%の人には、重篤な副反応被害はないのですが、0.05%の人は重篤な副反応被害で苦しんでいます。子宮頸がん予防ワクチンの事実を伝える名称は、HPV感染症予防ワクチンとなります。正しいHPVワクチンについてのリスクと効果と無償接種期間を情報提供するのでありますならば、厚労省のリーフレットのみではなく、副反応被害者の深刻さと副反応の治療法がないこと、ワクチンの効果、接種後の効力期間、HPV感染症のワクチン以外の予防等についての情報提供を行ってこそ、行政の責任を果たすと言えますが、考えを伺います。

○森 一人議長 それでは、小項目（1）、（2）の答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 質問項目3の（1）についてお答えいたします。

昨年11月の発送数は、高校1年生相当の女子を対象に79通、問合せは7件、接種は6人でした。今年4月の発送数は、小学6年生から高校1年生の対象者に302通、問合せ11件、接種は4月末時点で2名です。

続きまして、質問項目3の（2）についてお答えします。厚生労働省からの通知に基づき、昨年11月及び本年4月に、厚労省のリーフレットを同封してお知らせの通知をいたしました。ご指摘のように副反応等のリスクとワクチン接種の効果について直接ご説明するため、あえて予診票を同封せずに、健康増進センターの窓口で直接お渡しし、医師にも十分相談の上、接種の判断をしていただくよう情報提供をいたしました。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 11月の段階では79件で、問合せが7件あって、6人が接種したということです。高校1年生ですね。

私がすごく問題だなと思っているのは、高校1年生は無償期間が切れるということがあって、慌てて接種するという方も結構いらっしゃるのですけれども、実際にその副反応は、まだ副反応というか、出てくる状況ではないのですよね。

そして、4月に関しては302通で、問合せが11件で、接種した方は2人ということですが、それぞれの方も全て6か月ぐらいで終わるので、接種が終わった状況なのかどうか、まず伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 お答えします。

まず、高校1年生につきましては、高校1年生まで受けられるということですので、もう既に終わっているというふうに判断しています。今年の4月の発送分で、4月現在で2人受けているということですので、このワクチンについては3回、半年から1年をかけて3回打ちますので、2人については1回打ったということ、あと2回接種が残っていると考えております。

以上です。

○12番（渋谷登美子議員） この副反応の……

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 失礼しました。子宮頸がんワクチンの厚生省のリーフレットは、非常に問題が多くて、皆さんに資料としてお配りしているものなのですが、1ページ目は、私が子宮頸がんワクチンの死亡者、それから罹患数を調べたものです。

問題なのは、リーフレットが2ページから3ページなのですが、特に2ページの一番下のほうにあります、1万人当たり132人が罹患数という形なのですが、1万人当たり30人が子宮頸がんで亡くなる人というふうな形になっていまして、高校生か中学生の女の子の制服を着た形になっているのですが、1万人当たり亡くなる人の図がこれなのですが、一番ここの部分で、そしてちっちゃい字になってしまっているのですが、子宮頸がんで亡くなる人というのが2,921人で、零って書いてありますよね。零%になっているのですが、0.3%、0.03かな、という形の数字なのです。それをこんな形でわざわざこういうふうにして大きくしているのです。

この亡くなった方たちというのは、どういう年代なのかというのが、下のほうの死亡比較数という形になっているのですが、死亡者というのは、ほとんど60代以上の方なのです。子宮頸がんワクチンで死亡する方というのは、若い子で死亡する方

というのは非常に少ないのですけれども、それをわざわざこの形にしてやっています。

これは、私が言うのはあれですけれども、そして罹患者数というのが、子宮頸がんワクチンの厚労省の2ページ目の高校生の女の子がついている、そして1万人当たり132人が罹患するだろうというふうな形のものなのですけれども、これはどうやって計算するのだろうかというふうに調べたのですけれども、6,000万人掛ける80年人が生きるとして、それ掛けるのそれぞれの罹患者数を足して行って、そしてそれで分母でやると、大体132人になるという形、1万人当たり132人ぐらいになるという数字だということが分かったのです。

ですけれども、実際にこれはこの子宮頸がんの罹患者数というのを見て、これは私が作ったグラフなのですけれども、これはがん統計のほうから持ってきたのをグラフにしています。これを見ますと、実際に罹患する人というのは、15歳というのはほとんどいない。15歳から19歳、ほとんどいないのです。20歳から24歳、29歳からというもの本当に少ないのです。なのに、これをこういうふうな形で高校生の子どもの絵をつけていて、1万人に132人、2クラスに1人くらいというふうな形で出ていて、これ自身がとても大きな問題であるというふうに、子宮頸がんワクチンの場合は言われています。

そして、さらにここなのですけれども、その上ですよ。ウイルス感染で起こる子宮頸がんとなっていますけれども、このウイルス感染は性感染症ではないと起こらないということが書いていないのです。それで、そんなものを出して、子どもたちに、99.95%の人は普通になるのですけれども、0.05%の人は非常に大きな副反応がある。その副反応に関しては、ここに厚労省のリーフレットに関して言えば、ここにHPVワクチンのリスクというふうに書いてあるのですけれども、こんなリスクではないのです。とても大きなリスクで、例えば全然治療法がないのです。自分の前にお母さんがいても、その人がお母さんだということが認識できなくなってしまうのです。

そして、今、原告団という形で子宮頸がんは訴訟しているのですけれども、厚労省と製薬会社に対して。その原告団の代表の人というのは、埼玉県の人なのですが、その人は自分の痛みを抑えるために、症状を抑えるために、年に数回、鹿児島大学まで行っているのですよ。鹿児島大の病院。そのぐらい治療法がないのです。

だけれども、これに関しては、この子宮頸がんワクチンのリーフレットに関して言いますと、そのことは全然書いていないのです。そのことが書いていなくて、これを

そのまま子どもたちというか、嵐山町の町民の方にお渡しして、そして0.05%の副反応率ですから、どんな状況の方が副反応になるか分からないのですけれども、そのときに嵐山町はどんなふうな責任を取るのでしょうか、それを伺いたいです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 まず、町がどういう責任を取るかという、今、問合せですけれども、国の定期接種になっていますので、町はその方に対しては責任の取りようがございません。国が、今回のコロナのワクチンもそうですが、国の救済制度に基づいて手続を取るだけであって、町がその方に対して責任を取るということはないと考えております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） これに関して言いますと、まず副反応だという、被害者だということを認定しないのです、ほとんどが。認定されないために、市町村で条例を制定して、それに関しての同じような、少なくとも同じ程度のものを補償していくのですけれども、そういった制度は後になってつくるものなのか。今、こういった状況の中でやっていくのはいかがなのかなと思うのですけれども、それはどういうふうにお考えになるのでしょうか。被害者が出てからつくるものなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 お答えします。

ワクチンを打った後に、何かそういう状況になったと。そのワクチンが原因かどうかということが分からない限り、補償というのは難しいというふうに考えておりますので、町で先にそういう要綱なり条例を設定して公費で負担するということも、それが原因だったかどうか分からないのに、それを認定してというのはできないと考えております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） このHPVワクチンというのは、非常に難しい副反応でして、3回やって、1回目ですぐ出てくる人もいるけれども、3回やって、1か月ぐらいたって出てくる人もいるし、2年かかって、どういうふうな状況で免疫反応があるか分からないのですけれども、そういうふうな形になってきています。

それで、12月25日に、今、副反応被害者の人たちが訴訟していますので、それで厚労省が非常におかしなことをやっているという形で、10月15日ですか、全国市町村長に宛てて、HPVワクチンに関する要請というのを出しているのです。それについては、現状と情報提供があって、新しい厚労省のリーフレットによって、被害が拡大する危険性があるということを、明らかに市町村長宛てに送っているのです。

ですから、これに関しては、補償と支援の措置をしてからというふうな形で書いていると思うのですが、そしてまず被害者の実情を知ってくださいという形で、この次のこの中に資料としてつけておりますワクチン副作用の救済の認定の頻度というのと、ワクチンの副反応の、ほかのワクチンと比べてみると、どの程度大きいかと、被害が多いかということと一緒にお知らせして、各市町村長に送っているのです。

それにもかかわらず、送っていて、予防接種でこれだけの原告団ができてくるというのは、非常に大きな問題だと思っているのです。それをそのまま何も知らずに皆さんのところに送っていくというのは、私は問題が大きいかなと思っています。

この資料のところにありますけれども、「子宮頸がんHPVワクチンが私たちの世界を変えた」というのが、被害者の方たちがどういうふうな状況になっているか、このチラシと申しますか、イラストのついた絵なのですけれども、これは私は知っている限りでは、すごく簡易に書いていて、本当に厳しい状況であることがなかなか伝わりにくいのかなというふうに思っているのですけれども、こういったものをご存じだったでしょうか、伺います。

○森 一人議長 渋谷議員に確認します。課長がということですか。

○12番（渋谷登美子議員） 課長。市町村長宛てですけれども、これは実際には担当課が知っていなくてはいけないことだし、市町村長として、市町村長宛てに来ているのですから、それについて伺いたいと思います。どちらで答えられてもいいのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 10月16日付の要請書でございますが、今日、渋谷議員さんから、こういうのが届いているのを知っているかいということで、初めて見させていただきました。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうしますと、予防接種に関して、ワクチンに関しては、もし厚労省のほうから、こういったワクチンがありますよというふうなことをお知らせしなさいというふうな通知が来たとします。実際には、今までは子宮頸がん、今もそうなのですが、子宮頸がんワクチンというか、HPVワクチンに関しては、積極的な勧奨を中止しているのです。それなのに、ホームページからはそれが除かれているのです。

それも併せて書いて初めて、そしてこういうふうな状況ですよという形を書いて、そして各子どもさんですか、今ですと、小学校6年生から高1の方に送る場合には、まだいいかと思うのですけれども、そういった状況を嵐山町自体でつくっていかないで、単純にいろいろリスクとあれを考えてというふうな形のお知らせにはなっていますが、状況的には子どもたちというか、保護者と、それから子どもさんにとっては分かりにくい。一体受けたらいいのだろうか、受けてはいけなのだろうかというふうな感じの方がいて、2回、11人の問合せがあって、2人の方が接種したということですが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 渋谷議員さんの資料、概略版という形で皆さんに配っておりますが、これと同じものを、町のほうも6年生から高1の方に送らせていただいております。

これは概略版ですので、この中には予診票等を入れておりません。これが来たからって、病院に行って接種ができるものではございません。接種をするためには予診票が必要ですので、健康増進センターのほうに来てもらって、予診票をもらうわけですが、このとき職員が概略版ではなく、詳細のものを説明をして、リスクと効果両方説明して、それでも受けますか、お子さんと保護者の方によく考えてもらって、検討してもらって受けてもらっている形です。

また、病院でも、それを持ってきたからといっていきなり接種するのではなく、先生のほうからも、もう一度効果と副反応を説明してもらって、それで納得して接種してもらっているという形ですので、今回お送りしたパンフレットは、定期接種なのに、

何も知らずに小学校6年生から高1までの期間を、受けるべき期間を過ぎてしまって、受ければよかったなということにならないようお知らせをしたもので、詳細については、直接増進センターに来たときに細かい説明をさせてもらっています。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私も詳細版も見ているのですけれども、詳細版も決して正しい情報を伝えているものではないなというふうに思っていますし、特に副反応の被害がどんな状況になっているか。そして、治療法がないこと。そして、年金があったとしても、多分病院に通院するまでの年金にはならないだろうというふうに考えています。今の状況で見ますと。

それなので、治療法がないということはお知らせしているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 増進センターのほうの来たときの職員で、その話はしております。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今、4月に、多分1年に1回郵送すればいいのだろうなと思っているのですけれども、小学校6年生から高校1年生の女性の方全員に送っているわけですが、これは小学校6年生の子どもさんが、中学校3年生の性感染症を学んでから送るので十分ではないかと思うのです。この年齢の方、1回だけで十分ではないかと思うのですけれども、毎年毎年こんな子宮頸がんワクチンがありますよというふうに言われると、保護者の方もどうしたらいいのだろうというふうに悩むと思うのです。

子宮頸がん自身は、治療法があるのですけれども、0.05%、多分0.05%以上はいると思うのですけれども、副反応の方が。それについては、嵐山町でいつ副反応が、どんな状況の方に起こるか分からないのです。とても健康な剣道をしている優秀な女の子なんかも、副反応になって、それで全然就職もできなくなってしまったというふうなお子さんもいるので。そうすると、こういうふうな接種もありますよというのは、一生涯に1回お知らせするだけで十分だと思うのですが、その点についての考えを伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 お答えします。

渋谷議員さんおっしゃるとおり、副反応の重篤な被害が、0.05%の人が重篤な副反応の被害で苦しんでいるというふうに質問いただいております。0.05%ということは、1万人に5人、2,000人に1人、すごく大きな数だと思っております。この状況でどんだん、国はこの人たち、2,000人に1人の割合ですけれども、ワクチン接種と因果関係がまだはっきりしていないというふうに言っていますけれども、2,000人に1人という数はすごく多く感じます。

町のほうで接種をどんだん、どんだんお願いすると、2,000人ですから、嵐山町の人口約1万8,000人で、女性の方が半分だとすると、4.5人ぐらい強い副反応が出るとい、一生を考えるとそういうことになってしまいますので、町のほうも、国からは今パンフレットが送られてきて、こういう制度があるのだよというお知らせはしなくてはいけないというふうに思っていますけれども、毎年するかという部分ですが、今現在、去年は高校1年生に送りました。ということは、今、その方は高校2年生です。

今年、小学校6年生から高校1年生までですから、ここは途切れなく、一度はこういう定期接種で無料で受けられるのがあるのだよというのをお知らせしていますけれども、また来年、6年生から高1までという、去年に引き続きもらう方もいますので、内部、あとは町長とよく相談して、一度送った方については送らない。例えば、6年生だけに送るとか、そういう方法も検討していくべきかなというふうには考えております。

まず、町としても積極的なお知らせをするのでなく、こういう制度があって、その制度に基づいて、プラスの部分、マイナスの部分を考えて、それでも打ちたいという方に対して、接種できるようにしたいというふうには考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、性教育とともに、それをぜひ一緒に進めていただきたいと思います。

次に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 町立幼稚園3年保育についてです。

教育長は、町立幼稚園長を務めた方ですが、町立幼稚園保育年数についての見解を伺います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 質問項目4につきましてお答えを申し上げます。

町立幼稚園の保育年数についての私の見解ということでございますが、学校教育法、幼稚園教育要領の規定をまつまでもなく、保育の効果を上げるという点では、3年保育が望ましいということは議論の余地のないところで、私自身もそのように思っております。私が園長で在職時、所属しておりました国公立幼稚園長会の活動方針にも、3年保育を促進するということが挙げられております。

しかし、一方で義務教育でないことから、少子化の今、園児数の減少、昨今の厳しい財政状況の中で、残念ながら公立幼稚園の廃園が相次いでいる状況があります。私が最初に園長に就任した平成21年には、県内の国公立幼稚園57園ありましたが、今年度は42園まで減少しております。

したがって、嵐山幼稚園を継続する中で、現状では2年保育を継続しながら、さくら教室を充実させていくことが、次善の策と考えております。加えて、今後、園児数、学級数が減少し、現状の施設や職員数で3年に延長することが可能になった時点では、検討の余地もあるかと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 4月6日でしたか、杉戸町立幼稚園が3年保育というより、3歳児保育というのですか、要するに実際には4年保育になるわけなのですけども、それはほかの公立幼稚園がやめていく中で、お母さん方の希望を聞いてそういうふうな形になって、10月1日からそれを実施するという形になってきました。実際には、そういうふうな町立の幼稚園もあるわけです。滑川の町立幼稚園も、非常に難しいと言いつつもやってきました。

これは財政の問題なのか、政策の問題なのかというと、私は政策のつくり方の問題だと考えています。それはどうなのでしょう。それはどのように思われますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 3年保育が望ましいことは、私自身も考えておりますし、できればそうありたいというふうに思っていますが、ただ財政の問題か、保育の方針の問題かと言われれば、どちらと言うことはできないかと思えます。やはりトータルに考えて、現在どうしたらいいのか、現在のところで判断せざるを得ないのかなと思えます。

したがいまして、嵐山幼稚園をどういう形で存続させていくのがいいのかという時点で、現在の時点では、施設の改修や職員の増員ということを考えてみた場合には、現時点ではちょっと難しいかな、また将来的には、望ましい方向にできる方向で考えていかなければいけないかな、そんなふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今現在、4歳児と5歳児が2クラスずつですよ。3歳になる方は、25名が家庭にいらっしゃいます。25名の方は、3歳児保育20名とすると、2クラス要るといって来ますけれども、その次の2歳児になりますと、家庭で養育されている方は37人なのです。37人のうち、小学校、多分保育園にいらっしゃる方もあると思うのです。37人、家庭でいらっしゃる方が。そうすると、ここは3歳児を20名にして、そして多分17人ぐらいは、3歳のときに保育園にいらっしゃる方が多いかなと思うのです。

なぜかといいますと、3番目とか2番目の子どもさんというのは、上のお子さんがある程度手がかからなくなるから、保育園に入れたいという方も増えてくるのです。そうすると、ここの数は減ってくると思うのです。来年から3歳児、今だったら2歳児、今の2歳のお子さんですよ。ということは、私は可能だと思うのですが、その場合、今の現状の施設で、施設自体は可能だと思うのです。職員というのは、どの程度増やしたら可能になってくるのでしょうか、伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 今の予想ですと、現在、議員さんおっしゃるように25名の在宅でのお子さんがいて、さくら教室に現在22名通っています。したがいまして、このままその子たちが入園するとなると、一応25名の定員の中で22名ですから、1クラスで間に合うこととなります。

ただ、3歳児を受け入れるということになりますと、25人で1人で持つということは、ほかの状況、保育園の状況を見ても、大体15人で1人が一般的な基準ですので、やはり1クラスで持てるようになったとしても、最低2人の増員は必要になるかと思えます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今現在、22名が1クラスになったとして、今、副担任と正担任で2人で1クラスを見ていると考えますと、2人空くわけですね、少なくとも学年が。その2人プラス、あと1クラスにするとして、15人の定員にするとして、あと2人ということは、やっぱり最低必要ということで、2人増員すれば大丈夫ということですね。

そうすると、2人の増員といいますと、人件費にしますと、どの程度の形になりますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 現在、嵐山幼稚園では、臨時の先生、実際に担任をしていただいている方で、会計年度任用職員の方もいらっしゃいます。それから、もちろん副担任の方で、会計年度任用職員としてお願いしている方も、年長さん、年少さん、それぞれあります。そのほかに預かり保育の会計年度任用職員がおります。

したがいまして、担任をしている人の場合はフルタイム、それから副担任の人は7時間勤務です。1時間1,028円ですので、年間どのぐらいと、ちょっと今すぐ出ないのですけども、200万近く1人はなると思えます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 会計任用職員で副の方が200万円ぐらい。そうすると、正規の方が、共済費を入れて400万から500万というふうな形になりますと、大体700万円ぐらいの人件費があれば、町立幼稚園の3歳児クラスは、改修なども若干必要なかもしれませんが、そういった形は実現できるだろうというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 予算的には、今、議員さんおっしゃったような額の中で、1クラスだけの増員といたしますか、1クラスを3歳児、それで1クラスを年少さんという形にした場合に、計算上はそれでできると思います。

ただ、実際には3年保育にしたときに、そうしたら今度、現状の預かり保育あるいは夏季保育をどうするか、その辺についても検討していかなければいけないので、1クラスになれば、すぐに3歳児に受け入れられるかということ、それはちょっと今の時点でお約束はできません。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 町長に伺いますけれども、子育てをしていくのに関して、私は非常にこの嵐山町というのはお金を使わない。これは何というのですか、岩澤さんのときから、そうであったと思っています。

それで、実際には、人を育てるという形、人は宝だといいなながらも、その部分にはお金を使わないという現状がありますが、これについて、子どもに対してのお金の使い方が弱過ぎるのではないかと思うのですが、その点はどういうふうにお考えなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

今、渋谷議員のほうからは、子どもに対してお金を使わないというふうな断定的なお話がありましたけれども、私はそうは思っておりません。その時々、状況に応じて、できることは最大限やってきているかなというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私、岩澤町政のときから、なぜ3年保育にしないのかというのを非常に考えていまして、とうとう保育士の勉強を始めました。

そして、やっと分かってきたのは、やっぱり3年保育と2年保育の差というのがありまして、3年保育は実にゆっくりゆっくりと社会の中に慣れさせていく。そして、規範を覚えていく。2年保育は、そのところがいきなりになってきますので、その差というのは、落差というのがとても大きいのです。

それが、文科省は今4年保育を推進しているわけなのですけれども、実際には3歳からの保育ですので、4年保育になっていくわけなのですけれども、3年保育と決定したのは29年前ぐらいなのです、文科省が決めたのは、幼稚園は。その3年保育と2年保育の差は何かというのをずっと探したのですけれども、論文自体がないのです。それで、しょうがないのでやってきたのですけれども、ここのところで、今、嵐山町で町立幼稚園というのを、とても私は大切なことだなと思っているのは、一つは発達障害の子どもさんが多くなっているから、統合保育をしなくてはいけないこと。それから、幼保無償化で幼保の連携が必要であること。そうすると、ゼロ歳から2歳までの子どもさんたちは、家庭でもいいなと思うのですけれども、でも2歳半になってくると、お友達が必要になってくるのです。

それで、そのお友達というのは、そこら辺の子ども広場みたいな子育て支援センターでは、ちょっと物足りなくて、そして親ではない大人の保護の中で教育を受けていく、それがとても大切なのです。そこの部分を嵐山町は、これは私は男性の視点だなと思うのですけれども、本当にそこのところが分かっていない。

ここのところで、私は何度でもこれはやっていくのですけれども、ここのところをそのときそのときではなく、一番大切な子どもの赤ちゃんから幼児期、それが一番大切な人格教育の問題の原点であるところを抜かして、ほかの子育てのこと、例えば学校の問題とか、そういうふうな形になってきますけれども、そこではない根本のところに分かっていないなというのが、この嵐山町の特徴かなと思うのですけれども、今現在で、このさくら教室ですか、さくら教室でさえも月に2回ですよ。それを見ていますと、この親から離すわけではない。先生と親と一緒に1時間ぐらいを、ならし保育みたいな形でやっていくわけなのですけれども、そうではない形でやっていくという可能性は、この1年間ですよ、来年の3月まで、やっていくということはできるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 さくら教室を親と一緒になく、子どもだけというような議員さんのご提言だったと思いますが、両方の考え方があって、親がいたほうがいいのかという場合もあるし、確かにより3年保育に近い形ということであれば、子どもだけということもあるかと思いますが、その場合に登降園、その辺の問題をどうするか。一回親

に送って来てもらって、また時間までに来てもらうのがいいのか、その辺は実際にさくら教室を始めるときにも考えていました。

ただ、現時点では、やはりそのまま1時間から1時間半ぐらいの間、また来てもらうというのもあれなので、離れたほうがいい、効果的な面もあるけれども、現実的にそのままいてもらって、一緒に過ごしてもらったほうがいいのではないかというふうなことで始めさせていただいたわけですが、その辺については検討する余地は十分にあると思います。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 月に2回では、実際に親御さんから離してというのは、なかなか状況としては難しいだろうと思うのですが、でも検討していただけるようでしたら、月2回と言わず、月に4回やっていただいても、週に3回やっていただいてもいいわけで、そういった点の発展性が、今の嵐山町の教育行政の中にはないです。ほかのことは一生懸命やるけれども、お金のことに関しては割と簡単ですから、教育というよりは、財政の問題だと難しいといいますけれども、いろんなことを考えていって、このくらい大切なことを、全く何にも手をつけていない状況というのは問題かなと思う。

特に、今、考えてみると、杉戸町がそういうふうな形で、3歳からの幼稚園を実際にやり始めた。これは、多分、成功すると思うのです。なぜかというと、少子化になっても、公立の幼稚園は必要だから。公立の幼稚園をどんどん廃園していく自治体もあります。ですが、それはほかに民間の幼稚園があって、しっかりしているところなのだと思うのです。

だけれども、嵐山町の場合は、幼児教育機関というのかな、保育園はあっても幼児教育機関はなくて、3歳から5歳までは幼稚園、幼児教育機関なので、そここのところの考え方がちょっと違っているかなと思うのですが、その点は町長はいかがなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 今、そういったご指摘がありましたけれども、先ほどこども庁の創設というところがございました。国のほうでも、そういったことを検討するときに、

この中でまだ幼保一元化だとか、そういったことは検討されていない。それぐらい非常に微妙な問題だろうという認識を持っております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 幼児教育というのは、明治の17年かな、18年ぐらいから始まっているのです。それで、日本の場合は、幼保が全く分かれてしまったことが問題なのですけれども、それについて嵐山町で独自に解決することはできるのです。だけれども、それをやろうとしていない。それが問題点であって、そしてそれはずっと若いお母さんたちからの希望でもあったけれども、それをずっと切ってきている。それって、女性を全く見下している状況だと思うのです。女性の感性を生かさない町政がそこにある。それについては、やっぱり私は、お金はこういったところに予算は使っていかななくてはいけないだろうと思う。

奥田教育長は、よくやってくださっていると思います、今のぎりぎりの中で、でも、それを推し進めていかななくてはいけないと思うのですが、そこを推し進めていけるかどうかは、町長がどういうふうに幼児教育、国ではないですよ。だって、杉戸町だってやっているのですし、滑川町だってやるし、深谷市でもやっているわけですから。何か深谷市は出てきたみたいですが、そういったぐらい幼児教育というのは本当は大切なものだけれども、そこを切っているのが嵐山町の現状です。そのところについては、こども庁の問題ではない、嵐山町の問題なので、嵐山町の町長として伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

奥田教育長は、議員さんがご指摘のとおり、10年間園長を務めていただきました。その10年間だけではなくて、今もこの嵐山幼稚園の評価というものは大変高い。そして、今でもその嵐山幼稚園に、教育でお世話になりたいという保護者の方もたくさんいるわけです。そういうことにおいては、本当にすばらしい教育行政をやっていたいているなというふうに感謝をいたしております。

そして、その経験豊富で、そして実態も知っている奥田教育長でありますので、その見識に従って、私もそういう方向性でやっていきたいと思っております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうしますと、奥田教育長の経験に従ってというふうになってきますと、3年保育というのは検討されていく形になっていくというふうを考えてよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 先ほども申しあげましたように、3年保育が望ましいというのは私の考え方ですので。ただ、現在、嵐山幼稚園を3年保育にするに当たっては、いろんな考え方があると思います。

一つは、嵐山幼稚園を今の形のままで3年保育にする。それから、こども園に移して幼稚園型のこども園にする。それから、ゼロ歳児から受け入れる、いわゆるこども園にする。その3つの選択肢があるかと思えます。

したがいまして、3年保育を始める段階では、やはり嵐山町の幼児教育をどうするかということを中心に考えて、ある程度の町民皆さん、議員さんをはじめ皆さんのコンセンサスができたところで、ではこういう形で3年保育を始めようという、そういう方針が、やはり必要だろうと思えます。

それに当たっては、やはり今までお世話になってきた町内各保育園、それから町外の幼稚園にもお世話になっています。いろいろそういうところとの調整も、当然必要になると思います。ただ単に、町が子どもを集めればよいということでもないかなというふうに私は思っていますので、やはり3年保育を始めるに当たっては、いろいろなことを考えた上で、そして皆さんのコンセンサスを得た上で、できるだけ3年保育を始めたいというふうに、私は考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） こども園の認定を取るのには、たしか半年以上かかったと思うのです。そうすると、やっぱりある程度の段階でやっていかないと、これを見ていると、子どもの人数、非常に厳しい状況になっています。

これは、嵐山町の教育状況というのかな、子どもの保育園とか、特に若い方というのは、非常にこの年代ナイーブです。子育てをしている、幼稚園児、ゼロ歳から4、

5歳児というのは、お母さんたちはナイーブに考えています。それにヒットするような形の教育行政の政策が、在り方が必要だと思うのです。

そうすると、もう6月だから、来年の3月あるいは10月に実施しようとする、そろそろそのような考え方をつくっていく一つのプロジェクトみたいなものは必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 実際には、こども園を創設するには半年かかるというお話ですが、そう近々にこども園に移行するという考え方は、今はありません。また、できないと思います。やはり、こども園にするとすると、相当施設の改修も必要になってきます。そうしますと、現在の直近の最重要課題は小中学校の再編でございますので、それにある程度のめどが立った段階でないと、このこども園への移行は、ちょっとまだ現時点では考えてはいけないかなというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 今の嵐山町の私は基本構想を見ても、ちょっと驚いたのですけれども、これは問題が多いなと思っているのですけれども、子どもって、一番最初は赤ちゃんが生まれる前ですよ。そして、赤ちゃんになって、それから幼児になって、それから小学校になっていく。

今の問題は、3歳からの子どもの3分の1以上が、まだ家庭で過ごさなくてはいけない。本当はそうではない形のものが理想的なのだけれども、そうではない状況にあることを、それを放っておいて、小学校の段階といっても、あと5年ぐらいですよ。それがかかるまでというのは、私は同時並行でやっていくべきだと思うのですけれども、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 理想的にはそういうふうになるかと思いますが、3歳児以前のゼロ、1、2歳児の教育を考えたみた場合に、私個人的には、やはり家庭で見られるのだとしたら、その年代は家庭で見られたほうが、子どものためにもいいように考えています。

もちろん、今の女性活躍社会の中にあって、子どもを預けて社会参加をしなければいけない、働かなければいけないというニーズも当然ありますので、それはそれで当然必要だと思いますが、事情が許すならば、子どもの乳幼児のうち、その辺はやはり母親と過ごす時間が長いほうがいいかなというふうに私は考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） ちょっと時間がないのであれですけれども、ゼロ、1、2のことを言っているのではない。3歳からのことを言っているのであって、ゼロ、1、2の問題はこども園です。認定こども園の話です。でも、幼稚園型こども園と幼稚園の問題を話している。そのところは、私は一緒にやっていっても構わないと思うのですが、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 実際と一緒に進めていくだけの、ちょっと今全体的な条件がそろっていないというふうに、私は今考えております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 次に行きます。

◎発言の訂正

○森 一人議長 ここで答弁の訂正を求められておりますので、この際、これを許可いたしたいと思えます。

萩原健康いきいき課長。

○萩原政則健康いきいき課長 質問項目、質問事項3の（2）の再質問で、町の予防接種による健康被害の委員会の設置についてですが、現在、嵐山町予防接種健康被害調査委員会要綱がございます。健康被害があったら、すぐに設置し、対応したいと考えております。

おわびして訂正させていただきます。大変失礼いたしました。

○森 一人議長 1時間を経過いたしましたので、ここで暫時休憩といたしたいと思

ます。

しっかりと15分取らせていただきます。再開時間を3時55分といたします。

休 憩 午後 3時40分

再 開 午後 3時55分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

大項目5番からになります。渋谷議員、どうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 嵐山町業務に対する適正職員数についてです。

1として、現在の嵐山町の業務にとって適正な職員数はどの程度か伺います。近年、業務量が多く、職員が不足していると推測するが、実情を聞く。

(2)として、職員の育成、女性職員数についての考えを聞く。

(3)として、今年度、ふれあい交流センターには嵐山町正規職員の配置がない。

今後のふれあい交流センターの業務、生涯学習の在り方について聞く。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

初めに、小項目(1)、(2)について、青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、質問項目5の(1)につきましてお答えをさせていただきます。

定員管理につきましては、将来の行政需要の動向や社会情勢の変化を勘案し、政策的な判断の下、必要な職員数を算定していくことが必要であり、職員構成の適正化や民間委託等の推進、任期付職員、再任用職員及び会計年度任用職員の活用等を考慮し、適正化に努めているところであります。

しかしながら、特に今年度は予定外の早期退職や複数の職員が育児休業となることもあり、職員数が不足している状態となっております。このため、任期付職員や会計年度任用職員を充てて業務を遂行しているところでありますが、新年度には一定数の職員を採用してまいる予定でございます。

なお、総務省給与能率推進室において公表しております類似団体別職員数の状況調査では、嵐山町の一般行政職員数は、人口1万人当たり57.02人となっており、嵐山町と人口規模や産業構造が類似している62団体のうち、13番目に少ない人数となっております。

次に、(2)につきましてお答えさせていただきます。職員の人材育成につつま

では、平成25年より人事評価制度を取り入れたことにより、仕事の進め方、組織の活性化、個々のモチベーションの向上など、大きな効果が見られるようになりました。また、様々な研修会を職員の役職や職務経験等に応じ適切に受講してもらい、能力開発、知識の習得を図り、日々の業務に反映していただいております。

女性職員数につきましては、男女の別を設けて職員採用を実施しておりませんので、人数などの目標を掲げておりませんが、直近6年間の新規採用者の半数を女性職員が占めるなど、近年、女性職員の採用比率が高い傾向もあり、令和2年度の全職員の女性割合は35.25%となっております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 次に、小項目（3）について、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、質問項目5、（3）につきましてお答えいたします。

今年4月から、ふれあい交流センターには正規職員の配置はせず、会計年度任用職員が基本1人配置の体制となりました。ご質問の業務については、窓口業務に限って申しますと、昨年度末まで取り扱っていた本庁窓口業務を取り扱わなくなりました。現在の取扱いの業務は、交流センターの施設の貸出し、及び教育委員会が所管しております体育施設の一部の貸出しとなっております。

次に、生涯学習の在り方につきましては、教育委員会事務局の生涯学習担当が地域活動の推進、各種団体の支援及び町民講座等を引き続き行ってまいります。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） まず、1番なのですけれども、総務省給与能率推進室で公表している類似団体職員数の状況調査では、この団体の規模あるいは産業関係で、大体平均的にはどのくらいのものが必要とされているのか伺いたいと思います。

特に災害時と今回のコロナの感染症のようなとき、それから当然、女性職員もおりますので、交代する人が要る。ある程度の余裕は必要だと思うのですが、それについては、総務省は人件費削減ですから、なるべく切り詰めるという形になっているのかどうか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

この類似団体別職員数の統計につきましては、理想的な人数ということではございませんで、全国の自治体の実数、こうしたものを統計的に表しているものでございます。人口1万5,000人以上2万人未満、そして一定の産業構造、こうしたものが嵐山町と同種の自治体が全部で62あるわけでございますが、この62団体の人口1万人当たりの職員数の平均が、74.68人でございます。

先ほど、ご答弁を申し上げましたが、嵐山町は57.02人と、参考までに申し上げますと、一番少ない団体は43.02人と、こうした結果でございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 一番多いところは、逆に言えばどういうふうになっているのか伺いたと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

一番多い自治体は、121.97人でございます。ただ、こちらにつきましては、単純に人口1万人当たりの職員数を出しているものでございますので、例えばそのまちの面積であるとか、地形であるとか、そういったものにも大きく左右されるものだというふうに思っています。

それと、先ほどのご質問の中でお答え失念してしまったのですが、災害時であるとか、そういったことを想定をした職員を確保する必要があるのではないかと、このようなお質問であるかというふうに思います。当然、そうしたことも一つの考え方としてあろうかと思いますが、国が推し進めてきたこの定員管理、こうしたものの中で、全国の自治体が一律に職員数を減じてきたと、行政改革の一環として減じてきたという状況があります。

ただ、議員さんの先ほどの質問にありましたが、昨今の大規模な災害、こうしたことへの備え、こうしたものを考えて、ずっと減少傾向にあったものが、ここ1年、2年ぐらい、僅かではあります、全国の自治体の地方公務員の数、こうしたものも若干ではございますが、上昇に転じているような傾向も見られます。こうしたことは、今のご質問のようなことも想定をした上でのことかなというふうには考えておりま

す。

ただ、当町において、そういったことを想定をした人員を確保するだけのことは、現状では大変厳しいというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 渋谷議員に申し上げます。一般質問残り時間、5分となっております。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 私が嵐山町の町政の全体を見ていて、職員配置が非常に不均等だというふうに思っています。というのは、華やかなもの、実施結果が目に見えるものに関しては、職員配置が大きいなというふうに思っています。アウトソーシングもあるわけですけれども、どんどんアウトソーシングしている結果なのですけれども、特に環境の問題に対しての職員の配置、これは一番大切なことですよ、今。気候変動に関わる問題ですから。それとか、例えば教育に関わるもの、特に幼児教育に関して、全く職員を配置していない。そういうふうに思っています。

それに関しては、職員数が単純に少ないからなのか、今までの政策の中でそうしてきたのか、ここのところが分からないのですが、その点について伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

職員数についても限られた人数の中で、行政のほうを運営しているところでございます。必要な課には重点的に配置をする、こうしたことも当然必要かというふうに考えております。全体を見た上で、職員数については配置をしてきていると、このように考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 議員の側から、特に私の側からしてみると、そういうふうに思えないのです。

それで、高齢者福祉なんかは、何となくうまくいっている。少ないけれども、大変そうだなと思いながら見ているのです。あと福祉関係も、非常に厳しいだろうなと思いつつも見えています。そういった形の中で、今、重点的にやっているのは、やっぱり観光関係とか、そういったところに予算も人材も使っていると思うのですけれども、

そういうところに人材配置をしているというふうな嫌いはないですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

なかなかどこにということは申し上げにくいところもありますが、例えば今の人口減少社会、こうしたことに対して、全国の自治体が総合戦略というものを策定をして取り組んでおるわけでございます。こうした地方創生に資するような事業を行っている課については、やはり多くの業務が、新しい業務があろうかというふうに思います。そういったところについては、ある程度配慮をさせていただいている、こんな傾向もあろうかというふうに思います。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 女性職員なのですけれども、女性職員を管理職に登用させるというのは、やっぱり難しいのかなと思うのですけれども、配置としてはどの程度なのでしょう。

そして、女性の職員の割合は35.25%ということですよ、全職員の。これだと、やっぱり管理職に女性を登用するというのは難しいのかなと思うのですけれども、この点はいかがでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

管理職のお話でございますが、嵐山町は昇格をする場合に、試験制度の導入をしてございます。主査試験及び副課長試験と、こうしたものを導入しておるわけでございます。職員の皆様方には、率先してこうしたものを受けてくださいと、こうしたものをご案内しているところでございます。

今の管理職の女性進出でございますが、課長級については11.1%、副課長級については20%、これは令和2年4月現在の状況でございますが、こうした割合が管理職として頑張らせていただいているという状況でございます。

昇格については、当然公平に公正に判断をさせていただいて昇格をさせていただいていると。これは、男女の別なくということはもちろんでございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 次に行きます。47秒で。

ふれあい交流センターなのですけれども、ふれあい交流センターに正規の職員がいなくなったこと、窓口業務がなくなったことに関しては、住民の方へのお知らせということがないと思うのですが、その点についてはどのような形でなされているのか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

ふれあい交流センターの窓口に関しましては、ふれあい交流センターにおいての周知及び広報、ホームページ、こうしたものを活用させていただきまして、町民の皆様方にはご案内させていただいたというところでございます。

以上です。

○森 一人議長 これにて打ち切らせていただきます。

◎散会の宣告

○森 一人議長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 4時10分)

令和3年第2回嵐山町議会定例会

議事日程（第4号）

6月11日（金）午前10時開議

日程第 1 一般質問

第4番議員 藤野和美議員

第10番議員 川口浩史議員

○出席議員（12名）

1番	小林	智	議員	2番	山田	良秋	議員
3番	狩守	勝義	議員	4番	藤野	和美	議員
6番	大野	敏行	議員	7番	畠山	美幸	議員
8番	長島	邦夫	議員	9番	青柳	賢治	議員
10番	川口	浩史	議員	11番	松本	美子	議員
12番	渋谷	登美子	議員	13番	森	一人	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅	原	浩	行
書	記	安	在	洋	子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町	長
高橋	兼次	副町	長
福嶋	啓太	技	監
青木	務	参事兼総務課	長
馬橋	透	地域支援課	長
近藤	久代	長寿生きがい課	長
藤原	実	環境課	長
杉田	哲男	農政課	長
奥田	定男	教育	長
村上	伸二	教育委員会事務局	長
杉田	哲男	農業委員会事務局	長
		農政課	長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和3年第2回嵐山町議会定例会第8日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、藤永企業支援課長は、都合により本日の会議を欠席いたしております。藤永企業支援課長の代理として、企業支援課商工・観光担当、大島副課長が出席いたしますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎一般質問

○森 一人議長 日程第1、一般質問を行います。

◇ 藤 野 和 美 議 員

○森 一人議長 本日、最初の一般質問は、受付番号9番、議席番号4番、藤野和美議員。

初めに、質問事項1の谷津田の利活用についてからです。どうぞ。

○4番(藤野和美議員) 4番、藤野和美でございます。議長よりご指名いただきましたので、質問をさせていただきます。

第1点目でございます。1点目は、谷津田の利活用について。嵐山町では、昭和40年代に農業構造改善事業により圃場整備が行われ、農作業の機械化も進んできたが、近年では多くの農家が高齢化や高齢者不足等によって、らんざん営農や認定農業者に作

業委託して農地を保全している状況となっている。

こうした中で、北部地域では、最近になってらんざん営農より、谷津田を中心に農地利用権解除の通知が地権者に届き、大きな不安が広がっています。該当する地権者が引き継いで耕作していける状況ではなく、耕作放棄地になっていく可能性が大きい。

そこで、以下の点について質問します。

- (1)、谷津田の耕作について、これまでどのような対策を取ってきたか。
- (2)、谷津田の耕作継続のための対策は。
- (3)、らんざん営農や認定農業者への支援の現状は。
- (4)、農作業の効率化を図るため、圃場の場所を調整していく考えは。
- (5)、新規就農者を募集する考えは。
- (6)、新規就農促進のため、農地法第3条の下限面積を緩和する考えは。
- (7)、転作作物や特産品づくりを奨励するなど、新たな活用を図る考えは。
- (8)、農事体験などの場所として活用する考えは。
- (9)、土地活用センター的なものを造って、総合的に対策を講じる考えは。

以上です。

○森 一人議長 それでは、(1) から (9) の答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 それでは、順次答弁をさせていただきたいと存じます。

質問項目1の(1)につきましてお答えをさせていただきます。谷津田の耕作は、ため池の農業用水を活用した稲作農業を中心に耕作され、機械化が進むにつれ耕作条件の改善を図るために、昭和45年度の七郷北部土地改良事業をはじめ、町内の各地域で土地改良事業を実施し、圃場や農道、用排水路の整備、ため池の改修事業を実施してまいりました。それに併せて、町では農業に卓越した人材を農政推進員として配置し、米麦の生産向上を図るために、農協と協働しながらライスセンター施設の整備や、各地域の農家の協力を得ながら集落営農組織を立ち上げて、営農推進をしてまいりました。現在、ため池や揚水機場などの用水に関する施設や、排水路等の土地改良施設の維持管理等を行うため、町内に11土地改良団体が活動しております。

また、生産性の向上を図るための集落営農組織が時代とともに解散や合併を行い、志賀・七郷地域の6つの集団が合併されることにより法人化がなされ、体制の強化が図られております。

質問項目の1の(2)につきましてお答えさせていただきます。地域の農業の現状や課題については、谷津田を含むその地域の農地をいかに中心経営体に集約するか、地域の協働活動、誰が将来にわたって集落の農地を担っていくのかなどを話し合い、推進するために人・農地プランを作成しております。このプランは、町を北部、中部、南部の3つのエリアに分けて、その地域の中心経営体となる担い手と農地の所有者等の関係者などで、地域の将来の農地利用の在り方を話し合い、経営内容、規模についてプランを作成しております。どのエリアにおいても、地域の農業担い手不足が課題になっております。こうしたことから、まず新たな担い手を確保することにより、町全体の農地の耕作継続が確保でき、さらには谷津田エリアの耕作継続対策にもつながると考えております。

昨年度は、新型コロナ感染予防から、集会などの話し合いをすることが難しく、エリアごとの話し合いはできませんでしたが、今年度は人数などを考慮しながら、地域の課題解決に向けた話し合いをしてみたいと考えております。

質問項目1の(3)につきましてお答えさせていただきます。地域の中心経営体となっている認定農業者等が、農地等の取得、造成、施設、機械の取得、改良、造成などをするために必要な資金を日本政策金融公庫から借り受けた際、当初の5年間は無利子となるスーパーL資金や、国等が実施する補助事業であります。個々の経営体の実情により実施しております。また、米麦等の作付に係る経営所得安定対策事業など、認定農業者として取り組む事業もありますので、農協と連携をしながら推進しております。

また、新規認定農業者につきましては、原則49歳以下の認定新規農業者を対象に、経営開始時から5年間、年間150万円の補助金を交付する農業次世代投資事業（経営開始型）等の支援も受けられ、現在、嵐山町でも、今年度2人の方が対象となっております。

続きまして、質問項目1の(4)につきましてお答えさせていただきます。嵐山町経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想において、効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用集積に関する事項が定められており、国でも農地中間管理事業により、担い手への農地の集積化が進められております。

当町でも平成27年度より七郷地区、志賀地区、鎌形地区等を実施し、農地の利用集積を図ってまいりましたが、平たん部では水稻を中心とする形態により、農地の利用

集積が進んでおりますが、一方、谷津田付近などは段差畦畔等があり、形状的に条件が悪く、集積が困難な状況であり、耕作者が分散する傾向にあります。

今後につきましても、認定農業者など中心経営体の意見を聞きながら、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等、関係者と連携を強化し、町内全体の農地の集積による作業の効率化を推進してまいりたいと考えております。

質問項目（５）、（６）につきましては関連がございますので、併せてお答えさせていただきます。新規就農者の募集につきましては、常に実施しております。町のホームページでは、嵐山町担い手育成塾嵐丸塾により、新規就農者及び農家子弟を対象にパイプハウスを使ったハウレンソウの周年栽培で年収300万円を目標とし掲げる、農業に特化した案内となっております。野菜や主穀などの新規就農者につきましても相談を受けており、複合的な就農により将来設計がされている方もいらっしゃいます。

主穀につきましては、らんざん営農での研修により就農を支援できますが、当初の設備投資や収入が定期的でない等、ハードルが高く、就農前に断念するのが現状でございます。

国では、農家の面積要件が50アールであります。5反でございます。嵐山町では、地域性等を考慮して面積要件を30アールにしており、既に農地法の下限面積を緩和してございます。専業農家として独立した生計を目指す上で、これ以上経営面積を小さくすると生産性が低く、嵐丸塾でも目指しているように、農業経営者が効率的かつ安定的に継続できないということが想定をされております。

質問項目（７）、（８）につきましては関連がございますので、併せてお答えさせていただきます。景観的に優れた特色のある形状の谷津田の農地でございますので、大規模経営を主体とした担い手は、生産性の高い農地としての利用が基本であり、集積が難しいケースもありますので、果樹や地域の特産品の原料となるような新作物の導入や、景観要素も兼ね備えた体験型のフィールドとしての利活用など、所有者や地域の関係者とも相談をしながら、町内外からの企業も含めた新規参入の誘致など、できるかどうかを調査してまいりたいと考えてございます。

質問項目１の（９）につきましてはお答えさせていただきます。谷津田の土地活用につきましては、質問項目の（７）、（８）で答弁させていただきました内容を推進する上で、県、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等、既存の関係機関と連携をしながら対策を取ってまいりたいと考えてございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） この問題は、非常に多岐にわたっているのと、歴史的にも深い問題でもありますので、急に解決できるというものではありませんので、いろいろな形で知恵を絞りながら、これを解決していく方向に持っていくということが非常に大事だなと思っております。

それで、一つの前提なのですが、これは認識を共有しておかなくてはならないと思っているのですが、この谷津田はいわゆる今、農業遺産等で登録しようと頑張っておりますけれども、ため池の原風景だということなのです。それで、マスタープランの中でも、北部について谷津田の田園風景の保全というのが項目であります。その地域の基本方針として、土地利用の方針ですね。谷津田を形成する緑地は、水源涵養、山林災害防止、動植物の多様な生態系の維持や里山の保全を図りますというふうにごで入っております。

これは、やはり谷津田の評価をここでしっかりしておく必要があると思うのです。これは、推進協議会の事務局長さんに当たるのでしょうか。そうですかね。滑川町の課長さんが言われてる文章がちょっとありましたので、あれなのですが、ため池、この存在、ため池の水には、周囲の斜面帯から入ってくる落ち葉などの有機成分が含まれている、フルボ酸という有機質の含有が多いと。そこで、滑川町では、ため池農法による谷津田米をブランド化して、こういう事業に取り組んでいると。味等の判定も非常にいいと、評判がいいのだと。

要するに、これまでため池を利用した農業というのが、嵐山町でも長い歴史の中でここまで培われてきて、営農を続けてきたと。それは、ため池の持っている意味が、そういう形の価値があるものなのだ。そこで作られた谷津田、谷津田米をブランディングしていこうという動きがあると。そういう価値のあるものだとすることを、まずは認識として、これは共有化できるかなと思うのですけれども、その辺、課長はいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきたいと思えます。

やはり、今、埼玉県でも「彩のきずな」であったり、いろいろな食味で昨年度2回

目の特Aを取得したということで、県としても力を入れてございます。コロナの状況の中で米価のほうも下落傾向がございますけれども、やはりいかに地域ブランドとして、今、藤野議員がご指摘のとおり、今、らんざん営農も独自のブランドとして「恵米」というふうなブランドを、品種を限定をして作成してございます。そういったところもありますので、一つの機会としては、今、滑川町さんが取り組んでございますけれども、農業遺産等が認定をされた中では、やはりそういうふうな統一の嵐山、滑川でブランド化をしていくのか、また嵐山町は嵐山町として独自のブランドをしていくのか、そういったところも、これから検討させていただきたいというふうには考えてございます。

過去には、やはり谷津田米を使って、従来作付をされておりました中生新千本という古来の品種を原材料とした「おおむらさき」というのも開発した経緯もございますので、6次産業化も含めて調査をさせていただければというふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そういう意味では、谷津田というのが厄介者ではなくて、非常に価値のあるものなのだとすることは共有できたかなと思います。

まず、1点目から入らせてもらいますけれども、今回はかなり営農さんからの通知が急だと、耕作者から見ますと。急に言われても、耕作を自分たちでやっていくという状況にはないということで、大きな混乱が起こったと思うのです。そういう意味では、これについては町のほうは事前に、この辺のらんざん営農さんのほうから相談とありましたですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 利用権の解除についてのご相談というのは、特にはございませんでした。

ただ、らんざん営農のほうの組合員と申しますか、従業員のほうが、当初は24年当時に26名いたものが、今現在13名になってしまっていると。8名の方がやめられてしまっているというふうなことで、非常に耕作のオペレーターの数が少なくなって困っているのだというご相談はありましたので、やはりそういったものを募集をかけるとか、いろいろご相談には乗っていたというふうな状況でございます。

通知が送られてそれ以降につきまして、やはり地域としても、今、議員ご指摘のとおり、北部地域につきましては、ほとんどの方が、自作をされていた方がらんざん営農にお貸しをして、機械等も処分してしまっていると。返されても非常に困るというふうなご相談も受けましたので、ある地域につきましては集落座談会を開催させていただきまして、地域の関係者とどんな形でのお手伝いができるのか、水利も含めて、そういったことでちょっと保留をしていただいたという地域もございますけれども、それ以外のところにつきましては返還をされたというふうな状況でございます。

ただ、利用権につきましては、あくまでも地主の方と耕作者の方の契約でもございますので、合意解約の中での解除をされたというふうにはこちらとしては考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 話合いができた地域は、そういう意味ではよかったかなと思っておりますけれども、ほかの方はいろいろ、ほかの地区の方を聞いてみますと、かなりの方が結果として返された。それに対して手を打ちようがないので、そのまま。私も北部中心に回ってはみましたけれども、以前に比べかなり谷津田の部分が草地化してるというのは、かなりの面積で出ているなと思ってるのですけれども、その今回返された面積というのは、農政課のほうではつかんでいますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 今現在、返されたということで、これは2通りございまして、らんざん営農さんと所有者の方が個々に契約を結んでるケースと、農地中間管理機構、農林公社を経由してやっている筆がございまして。農林公社のほうを経由してやられてる筆が、5筆でございます。それ以外で相対の利用権で今回解除されたということは、11筆でございます。それ以外にも、やはり先ほど集落の座談会等で、取りあえずは継続するよということでやっていた筆がございましてけれども、全体といたしますと26筆、約2万8,000平米の土地を返したいという意向は、らんざん営農のほうからお示しをされたというふうには理解をしております。

ただ、そのうちの今回解除されたというものにつきましては、11筆の部分がそんな形での返還をされた。残りについては、地域の座談会等によりまして、継続的なも

ので今年度は実施をしていくというふうに伺ってございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） らんざん営農さんの苦境というのは、私も十分承知しております。これは、1年、2年のなった話ではなくて、歴史の経過の中で非常に進行してきたというふうに思っております。

そして、今後の展開の中で、中心経営体へ集約していくという考え方があります。認定農業者さん、これは担い手さん、認定農業者さん、いろんな表現はありますけれども、その方々がらんざん営農さんができないという土地というか、その認定農業者さん自身が農地を広げながら、お互いにカバーし合いながら、全域としては耕作をしてるというふうに、いわゆる徐々に認定農業者さんの割合、範囲が増えてきているかなというふうには思ってます。

ただ、認定農業者さんは、いわゆる法人ではありませんので、ですから法人であるらんざん営農さんと、そうでない認定農業者さん、この支援の形がどのような差が、違いが生じているのか。それは3番に入りますけれども、3番ですか、それはどのようなのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えをさせていただきます。

認定農業者であっても、農事組合法人らんざん営農というふうな組織でございまして、農業の経営体でございしますので、支援につきましては希望するものの中で、国、県、町等の補助事業の中で該当すれば、それらを的確に支援ができるというふうには考えてございます。当然、一般の家庭の農家とは違いまして、業としてやっている方でございますので、そういった支援のほうの政策については、国、県のほうでも定めてございますので、そういったものを紹介をしているという状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そうしますと、いわゆる今のお答えですと、法人と認定農業者さんというのは、そういう意味では差がないというふうに考えて、だからある意味、認定農業者さんになる意味は、そこにあるというふうに理解していいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 当然、法人と個人の中で、国、県等の採択要件というものについては差があるケースもございます。ただ、支援ができるかというふうな状況の中であれば、支援をさせていけるといふふうに考えてございます。まさに議員ご指摘のとおり、認定農業者になっていただくメリットにつきましては、先ほど答弁させていただきましたような条件の中で支援が受けられるというものでございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そうしますと、認定農業者さんの平均年齢は60.3ということで、この前ありましたけれども、そういう意味ではらんざん営農さんから比べると、平均年齢は低いと。若いというか、そういう人たちが取り組んでいただいていると。それは、逆に増えていく。増やそうとしてるのでしょうかけれども、それはいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

若くて意欲のある方につきましては、町としても全力を挙げて支援をさせていただいているということは現状でございます。当然、こういったメリットも含めまして、やる気のある方については、それなりの体制が整えるような支援をしていくところで、各地域の中の今現在、就農等で退職をされた方、また農家子弟の方でやってみたいという方につきましては、支援をさせていただいているという状況でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 今回のらんざん営農さんから返された云々かんぬんの話の中で、では認定農業者さんにやってもらいたいということで持ちかけたときには、やはりその効率の悪い谷津田を我々に持ってこられても困るよと。下世話な話ですけども、という話があったのです。確かにそれもそうかなというふうに私も理解しましたけれども、そのときに、いわゆる耕作しやすいところとセットであれば、考えられないわけではないと。谷津田だけをやってくれるというのでは、これは困ってしまうよと。

そういう意味では、圃場の場所の調整、全域をガラガラポンは当然できませんけれども、これは非常に可能な、制度的には可能ではあると思うのです。ですから、そういう意味で調整をかけて相談というものが、そういうものも含めて、その相談の内容が入ってくるのか、それはいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきたいと思います。

先ほど答弁の中に、人・農地プランというものをちょっとご紹介させていただきました。これは、まさに藤野議員ご指摘のとおり、その地域の中の農地の現状、課題、そういったものを洗い出しをしながら、地域としてどういう形が一番効率がいいのか、耕作放棄地をなくす対策になるのかというところが座談会の目的でございますので、らんざん営農、地域の担い手、土地の所有者の方、そういった方々を交えてそういうご相談というの、当然できていけるのかなというふうに考えてございます。

ただ、1点、ちょっと補足をさせていただきますと、谷津田の中で今回返されたものについては、水利の状況の中で水が出ない。いろいろな経緯の中でそういう状況が見えて、らんざん営農も耕作の圃場の大きさだけではなく、そういった不便もあって、今回お返しをされたというところもございます。そうすると、そういった箇所が当然担い手さんに行っても、今度は担い手さんのほうの負担が大きくなってしまいますので、そういったところについてはどんな改修ができるのか。

今、七郷地域につきましては、パイプラインの中で、用水のほうの確保というものは全部つながってございますので、そういったところも地域のご協力をいただきながら、いかに耕作放棄地をなくしていくか、そういう対策も人・農地プランの座談会の中でご相談ができればなというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) もう一つは、もう一つというか、新しい新規就農者、新規に入って就農していただくという、これは水田だけのことではなくて、全体として当然行っていると思うのですが、その中で下限面積の問題、これは今、嵐山町では30アールまで減らしてるわけなのです。

ただ、寄居町とか、ほかの町で、これを大胆に減らしてるケースがあります。寄居

町では下限面積を1アールまで引き下げた。これは、寄居町でも原則としては30アールなのです。しかしながら、農業従事者の高齢化、後継者不足等によって遊休農地が増加してる現状を踏まえ、農業委員会では4月1日から新規就農者等の定住の促進及び遊休農地の解消を図るため、各種条件を満たす場合は、空き家と空き家に付随した農地をセットで取得する際の下限面積を1アールまで引き下げたと。

これは、先ほどの耕作を大きくしてもらおうのとはちょっと方向は違いますけれども、長い目で見ると、ハードルを低くして入ってもらおうという意味では、これは非常にいい政策だと思うのです。当然、条件はかなり厳しくはかかっています。これは、ちょっとその内容はここでは申しませんが、ですから農業をしたいとか、農業に憧れてるとかいう方も増えてるといときに、どうしても30アール、それから農業経営をしていくという条件が入ってしまうと、なかなか気軽にそういうところに入って始めるということができない。逆にハードルが高いことによって、希望者がそこでブロックされているというケースも当然あると思うのです。ですから、逆にハードルを下げて、こういう形を取組をしていくということも、これは考える時期に来ているのではないかと思うのですけれども、それについてはいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきたいと思います。

今、藤野議員のお話の中で、下限面積の1アールというものでございます。こちらにつきましても、今、議員の中でもちょっと触れていただきましたけれども、農村地域の空き家を、そこに定住したいという方の中で、空き家とそれに付随する農地があると。その農地についても所有者の方は、やはり移住する方に維持管理をしていただきたいという条件の中で、町としての空き家対策施策としてやっている部分があるのかなというふうに考えてございます。

近隣の状況をご紹介させていただきますと、今、議員ご指摘のそういうふうな要件を持ってやっている中では、比企郡につきましても、川島町が1アールからということとで実施をされている状況でございます。

ただ、それ以外の状況で見ますと、滑川町につきましてもやはり40アール、近隣の小川町30アール、川島町につきましても、一般の農地については50アールというふうにお聞きしてございます。中山間等の状況の中で、ときがわ町のほうは30アールとい

うふうな状況でございますので、嵐山町といたしまして農業委員会のほうで、やはり農業を業として利用権、土地を保有する、そういった形でやっていくものについては、最低3反ぐらいは耕作をしていかないと、やはり収益性の問題、業として、なりわいとしてやっていく分については、その程度は必要ではないのかなというところから、30アールと定めさせていただいている状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） これは、確かに空き家対策という側面がある意味は強いと思うのですが、人口増対策と。どうしても農業分野から見ますと、農業経営というのがどうしても出ますので、ちょっとこの辺は踏み込みにくいところだと思うのですが、その辺については、方向としては町長なんかはどういうお考えを、もしこの件については、急に振ってしまってちょっとあれかもしれませんけれども、こういう農村地域において新規就農者というかを、こういう形でハードルを下げて募集をしていくという方向についてはいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えをさせていただきます。

大前提として、藤野議員のほうからも谷津田の位置づけというのでしょうか、価値というか、これは私もそのとおりであると思えますし、またそういった整備をされている谷津田のところへ行くと、非常にこちらの心も洗われるような、そういう美しい景観が広がっている、そういうことも事実であります。

谷津田ということの中で、例えば実際にいろいろ行ってみると、谷津田といっても、とてもではないけれども、山林化してしまっていて、これをどうにか活用するというのは大変難しいだろうなというところもあれば、ここだったら少し例えば草をきれいに刈るだけでも、随分違うのではないかというようなところもあるのです。ですから、まずはそういったところをしっかりと取捨選択をして、精査をしていく。こういうところは、ぜひいろいろな知恵を絞って残していこうではないかというようなことで、全て残せばいいのですけれども、やはりそこは理想と現実というのがありますから、現実も直視をしながらやっていく。

今、そういう中で新規就農者のやりやすいような形で、国では50アールだけれども、

30アールぐらいにしたらどうかと。30アールというか、緩和したらどうかという提案で、嵐山町においては、もう既にそれは実施をしている。ただ、農業経営という観点からいくと、小さくなるというのは、先ほど課長からも言いましたけれども、収益面において、農業を継続的に営んでいくにおいてはかえってマイナスになる、非効率になるということになりかねないわけです。

今までの歴史的な中でも耕作条件を改善するために、圃場ですとか、あるいは農道の整備、それから水路の整備ですとかため池の整備、こういったものを行ってやってきた。それで、また農地においても集約化というのをしていく。これは、全部全て効率化を図っていく。要するに、同じ時間と労力でもっと多くのお金を生み出せるように、そういうふうにしていこうという形でずっと来ていたわけです。ですから、そういう点からいくと、入りやすいという面においては、そういうことはあるかもしれませんが、その方向性でいくと、今度は安定的に農業としてそのところを使っていくことにおいては、ちょっと逆方向性になってしまう可能性があるかなと。

ただ、答えの中にもありましたけれども、谷津田というのは、そういうような文化の継承ですとか、あるいは景観ですとか、そういった面においては活用の範囲が大変広がる可能性もありますので、先ほど滑川のほうの例も出していただきましたけれども、そういったことで観光面において、あるいは学習面においても、そういった活用ができないかどうか。そんなことも検討していく価値は十分あるかなというふうに認識をいたしております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 農業の効率化、農業経営云々かんぬんというのが出ていました。

ただ、特にこの嵐山町なんかを見ますと、里山の景観、農業を支えてきた、農地を保全してきた、これは基本は家族農業なのです。家族農業が家族でやって、一生懸命谷津田等を含めて水田耕作をしてきたと。基本的には、ベースはそこなのです。認定農業者さんが増えていらっしゃる。これも基本的には、ベースは家族農業です。家族でやっていらっしゃる。中心にやっている。

今回の効率化等で、らんざん営農さんは法人化です。基本的に一般企業とはちょっと違いますけれども、ただ法人として考えると、このような今回のような判断をする、

あるいは考えによっては当然の帰結なのです。法人としてはそういう判断をしていく、これは当然の流れです。

しかし、農業はそういうもので発想でやってはこなかった。要するに、朝から晩まで働いて、時間でどうこうではない。その中で効率も赤字も黒字もない中で、農業を、地域を支えてきた。ここの中から、谷津田の問題が当然あるわけです。ですから、この谷津田の解決するときに、集約とか効率とかを入れますと、谷津田の問題には入っていかないのです。まず、その認識は持つ必要があると思うのです。

非常に手間もかかる。先ほど、冒頭申し上げましたけれども、手間をかけて支えてきたその谷津田。しかし、そこは有機農法というか、ため池の中での関係で、非常に土地そのものは芳醇だと。これは、手間暇かけてここまで作ってきたわけです。ですから、よく、私が言うのもなんですけれども、やっぱり田んぼの土というのは簡単には到底できない。長年の歴史の中で、その田んぼの土、それも作ってきた。ですから、これをいかに大事にしていくのかとなりますと、やっぱり手間暇かけられる人が必要なのです。手間暇かける人、手間暇かけたものが付加価値のあるもの、要するに高い価値のあるものとして販売もされていくと。

ですから、大規模農法の中で作ってきた米と、それから谷津田米の価格は同じでは駄目なのです。やっぱり手間暇かける。ですから、付加価値の高いものを作る努力が当然なければ、谷津田でできたから、はい、そこでブランド化と、こういうことにはならないわけですけれども、それなりの品質を持つ。でも、それは手間暇かけたものが、当然対価としてはそのものが受け取ることができると、こういうことが谷津田を再生していくには基本的なことだと思うのです。

ですから、そういうふうにして考えますと、では谷津田をどういうふうに使っていくのかと。この土地を、例えば杉山城のすぐ下、駐車場の奥の土地、当然、今回返された土地なのです。あれを考えますと、場所的には非常に杉山城一帯の景観の中で、農村風景とある意味マッチングさせた展開はできると。先ほど町長が個別的にいろいろ分析して、検討する価値があるだろうと、今おっしゃいましたけれども、まさに谷津田の場合は一つ一つの谷津田を状態を把握して、どういうふうはこの場所を生かしていけるのだということを、しっかり把握する必要があると思うのです。

ある方が、こんなことをおっしゃってました。もう今は作ってない田んぼですけれども、花を植えているというか、種をまいているのです。花の種、毎年。周りの人が

ら見ると、なぜそんな花なんかと言われるのだけれども。ただ、夏に雑草が生えているのと、雑草の中に花が咲いているので、同じ草といえば草ですけども、全然景観が違ふと。ですから、そういう考え方もあることはあるのです。ですから、放棄地ではなくて、それを花畑だというふうに位置づければ、その方は毎年種を取ってまたやっている。そういう生かし方も当然あります。

ただ、この中で答えの中でありましたけれども、果樹もそうでしょう。新規作物。ですから、芳醇なその土地を、土壌を生かした作物というのは、当然研究すればいろんなことができるわけです。昔に比べるとというか、当然土地改良がされて、条件としては、以前に比べたら数段にいい状態にはなってます。谷津田といっても、昔に比べますとかなり条件はよくなっている。その代わり、その方々は賦課金を払っているわけです。ですから、今回耕作しないよといっても、当然賦課金は払い続けなくてはならない。だから、その分をどうするのだというのは即出てまいります。

ですから、私がお後で土地活用センターという、「的」というのを実はつけたのですけれども、多岐にわたっていますので、ですからこれを観光として使っていくとなれば、先ほどちょっと申し上げたように、空いている土地は全部いろんな花をまいてもらって、草ではなくて花にしてもらおうということであれば、各谷津田が花として展開できると。当然、雑草ではないので、花ですから、花畑といつか。ですから、等々各分野にわたりますので、やはりそれは総合的な施策をやっていくとなると、それを集中的に考えていくセンター的なもの、それは部署、人、いろんなケース、当然ありますので。ただ、それがないと、個々のところを分析したりとか、ここをどういふふうにするのだとか、これは果樹がいいねとか、これは別の作物云々かんぬん。これを課長は、先ほど総合的にやっていくという、しましたけれども、この担当課は農政課に現時点ではなりますよね。それはどうでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきたいと思います。

先ほど人・農地プランのお話をさせていただきましたけれども、まさに谷津田のそういった箇所、効率的なもの、そういったものはいかに利活用していくのか。そういったところにつきましては、やはり地域の座談会の条件がおのおの違いますので、地域の座談会の中で、誰がどういう形で活用していくのか。そういったもので、方向性

を定めさせていただくような話合いというのは、これは必要になってくるのかなというふうには考えてございます。

あとは農政課のほうとしまして、今、法人のお話出ましたけれども、過去を遡っていきますと、地域にありました集落営農組織が、やはり地域の方々の担い手が集まって法人を、最終的になったという経緯がございますので、そういった部分も原点に戻ってらんざん営農の組織のまたてこ入れといたしますか、活性化をしていく中には、やはり地域の担い手さん、またそういった形でまだ元気で働ける方々、そういった方もそういった組織の中に参画をいただいて、そこで利活用も図っていくという方法も一つかなというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 今、課長がそうおっしゃったのですけれども、らんざん営農が、平成16年に各機械化集団が合併してつくったと。そのときの想定は、今のよう認定農業者さんとらんざん営農が並立するということは、想定してなかったのではないですか。全部、らんざん営農の中に、その担い手さんも含めて展開しようという構想で始めたのが、現時点では展開はもう別になっている、現実は。

今、課長がおっしゃったのは、確かにこの平成16年のときの発足の、そういう構想であります。でも、現実はそうでないということですよ。また、それを今課長がおっしゃったのは、らんざん営農の中に、それはどうなのですか。発足のときの趣旨と現状のところ、乖離、その部分はどういうふうに考えていますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきたいと思います。

らんざん営農法人の設立に関しましては、先ほどお話をさせていただきました各地区に集落営農組織がございました。その集落の中にも、当然担い手さんのほうも存在したわけでございます。担い手と集落営農が同時に耕作をしてまいりましたけれども、集落営農組織が体制が高齢化等々によりまして、合併をさせていただいたというふうな経緯がございますので、やはり地域の方々に集落営農組織で活躍されていた方が、らんざん営農の組合員として従事をしていただいた経緯がございますので、やはり地域から地の利の分かる方、そういった方が参画をしていただかないと、なかなからん

ざん営農組織そのものも、また弱体化していってしまうのではないかなというふうには考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） マスタープラン等でも、らんざん営農に集約していくというよりも、担い手さんとか、認定農業者さんに集約していくという表現になっていますよね。ですから、やはり私が申し上げるのは、らんざん営農さんにその仕事を中心にというのは、当然やってもらわなくてはならないことはいっぱいあります、頑張ってもらわなくてはならないことはあります。ただ、そこだけでは、今、この構想の中でやっぱり無理があると。もっと町のレベルで、町のところで方向性も含めてしっかり出して引っ張っていかないと、ちょっとそれは非常に危惧をいたします。

ですから、先ほどの農事体験等の云々かんぬん、これも当然協力者がいなければできません。耕作している、耕作補助している方がいないと当然できないわけです。その耕作補助は、それはらんざん営農がやることは、現実的には先ほどの人数等を考えますと、あれもやってくれ、これやってくれ、実はできないと。ですから、そこが現実なのです。でも、要するに嵐山の観光とかを考えると、農事体験とかというのは必ず欲しいわけです。そういうものを大きく展開していく。でも、それは農業者さんの協力がなければできない。

それを大きく協力をお願いするのは、地域の相談というだけでは進まないのです。それは観光協会さんと相談しながら、いろんなことをしながら総合的にやっていく。だから、そうなってくると土地活用も含めて、分析も含めて、やっぱりそれは何らかの形で体制なりをつくるなり、方向出すなりは、町がやらないと進まないだろうなというふうに思うのです。その辺、町長はいかがお考えですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 今の議論のほうが、かなり細部的なところまで入ってきましたので、私のほうからまず一般的な捉え方として、例えば一つのその農地、谷津田にしても、借りる人、貸す人。借りる人は、できるだけ効率のいいところ、場所のいいところ、当然それを選ぶ。しかし、貸す側の人は、またこういう形でという。要するに利害が全く真逆になるわけです。

それから、もう一つは手間暇かけて、その価値がある。確かに価値が私もあると思います。しかし、この価値観というのは、時代によってだんだん、だんだん変化していくということも現実問題として、例えば昔は買い物へ行って、どここのデパートのあれだとか、それから包装にしたって、箱にしたって、立派なやつがあって、中身より立派なのではないかと。それが一つのステータスとして評価をされた。しかし、今、そんなことをやったら、何だ、環境のことを全然考えてない。簡易包装、簡易包装で、やっぱりそういった紙業界だって大変な思いをしている。

あるいは、昔は黒いダイヤモンドと言われた石炭があった。しかし、それが石油に代わって、石炭産業がやっぱりなくなってしまう。その時代、時代によって、価値観だとか、そういう新しく興ってくる産業、それから衰退していく産業、これが出るのはある程度やむを得ないかなと思います。

それから、もう一つは、こういった谷津田一つ一つは、全部個人の所有者がおりますので、個人の所有のものに対して、例えば税金を投入するに当たっては、それ相応の位置づけというものがないと、一つの考え方としても、町のほうの考え方、それから農村部の考え方の違いがあることも現実であるのです。そういったことが、ある意味では難しくしている一つの要因かなというふうに思います。

しかし、藤野議員が再三述べていただいたように、この谷津田というのは、大変嵐山町にとっても重要な位置づけの場所であります。ですから、最初言ったように、全てを残すということは非現実的かなというふうに思いますけれども、しっかりとこのところはこうだと。それから、あとは残し方にしても、地域、地域によって随分状況も違うのです。私は、一遍にぼんということではなくて、一つ一つをもうちょっと丁寧にやっていくということで、そしてそこのところで活動する中で、では俺たちはここのところはこうする、では町のところはこうしろよというようなことが、こっちではこういう支援、こっちではこういう支援。

昨日も文化村のほうの話が出ましたけれども、あそこは本当に自然を守るということで、地域の人たちがグループになって、そして活動をしていると。それに必要なものは、町として機械を提供したりなんかということをやっているわけです。ですから、基本的なああいうスタイルが一番できればいいかなというふうに思いますので、私は一つ一つをもう一度丁寧にやっていく。現に藤野議員さんにも、先日私お連れしていただいて、こういうところをこういうふうに行っているのですよと、とてもいい

と思うのです。だから、ぜひまた草刈りがあったら呼んでいただければ、私もお手伝いに行きますので。

そういうところから、こうすべえや、ああすべえや、今度どうだんべなと、やっぱりそういうことの中で、そこには人の思いというものがないと、なかなか頭だけではできない問題が多分あると思いますので、その辺のところは、そういう位置づけは非常に大切なものだという考え方は当然持っています。ただ、現実としてどこまでできるのかということもしっかりと踏まえながら、でもやれることはしっかりとやっていきたいと思っています。

以上です。

- 森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩とさせていただきます。
再開時間を11時15分といたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時15分

- 森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤野議員の再質問からになります。どうぞ。

- 4番（藤野和美議員） 谷津田の利活用につきまして、町長から今後の方針についておっしゃっていただきましたので、その線に沿って、当事者同士に任せるだけではなく、町が大きな方向を持って取り組んでいると。そのことが、今後の展開の中では非常に重要だと思っておりますので、ぜひよろしく願いいたします。

では、2番に入ります。

- 森 一人議長 どうぞ。

- 4番（藤野和美議員） 空き家等を利用した居場所づくりについて。

嵐山町では、今後高齢化が進むことが予想されており、高齢者の方が住み慣れた地域の中で健康で生き生きとした暮らしができるように、自由に集まり、交流することができる場所が求められている。さらに、コロナ禍を経ることで、より重要性が高まっている。

そこで、以下の点について質問します。

- (1)、取組の現状は。
- (2)、今後増やしていく考えは。

以上です。

○森 一人議長 それでは、(1)、(2)の答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、質問項目2の(1)につきましてお答えいたします。

居場所づくりの取組として、ささえあい嵐山居場所づくりグループというボランティアグループによる運営を生活支援コーディネーターが支援し、コミュニティサロンむさし嵐丸庵（通称嵐丸庵）の開所に向け準備を進めているところでございます。昨年度は12月に地元5地区、川島1区、2区、3区、志賀2区、むさし台を対象に、主にボランティアを募集するための見学会と説明会を開催し、建物は内装工事などハード面の整備が完了しました。

今後は、準備委員会を立ち上げ、ボランティアの募集、規約の制定、開所日、活動内容等を決めていきたいと考えております。新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、今年度中の開所を目指しております。

次に、質問項目2の(2)につきましてお答えいたします。嵐丸庵を開所し、軌道に乗せることを最優先に考えております。居場所の増設につきましては、その後、嵐丸庵の運営や利用の状況、地域のニーズ及び空き家の確保等を鑑み、研究してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 嵐丸庵には、先日ご案内をしていただきまして、中を見学いたしました。この間のボランティアさんの取組、大変なご苦労がありながら、あそこまでやっていらっしゃる。大変敬意を表するわけでございます。

高齢者の方とあまり一くくりには言えないところがありますけれども、生きがいを持ちながら健康に暮らしていくという、そのことは今後ますます重要に当然なってくると。そのときに集まれる場所、やっぱり社会活動の中で、気軽に集まれる場所というのはどうしても必要になります。

今、拝見しますと、例えばコンビニの前のベンチとか、図書館とか等を含めて、集まっているいろいろ懇談をされている姿もお見受けいたします。ただ、コロナ等によりまして、非常にそれが制限されてしまって、そのことは当然ありますけれども、気軽に

集まれる場所が少ないなど、必要だなというふうに思っております。今、嵐丸庵、空き家を利用して、活用されて、いろんな条件の中であそこまでできて、一つのこれは何としても成功していただきたいと思っているわけでございます。

同時に、そういう気軽に集まれる場所というのは、やはり各地域に多数、ある意味では当然必要であろうと思うのです。徒歩で動きますので、一定の距離の範囲内になると、なかなか気軽に寄れるということとはできない。これは当然だと思います。例えば、大阪の枚方市なんかでは、各地域、地域にそういう居場所を持って、つくってという展開を市を挙げてやっています。空き店舗とか、いろいろありますけれども、これはどっちかという、行政が主導的にこの場所をとというよりも、地域の方が空いている場所を使って、空き店舗等を使って、そこを市が認定というか、一応届出をしてもらって、それをホームページで掲載して市民に告知していくとか、各場所でやっていることが違うという、それぞれの地域の方の特性というか、得意でというか、それをベースにして展開しているというケースもあります。

当然、これは皆さん研究されていらっしゃると思うので、今後の中で大きく発展していくと思うのですけれども、ただその中で考えますと、場所を提供する人をどう募集するかというのが、一つ大きいかと思うのです。今回は、どういう経緯で場所を提供していただいたのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 答えいたします。

今回の場所の提供なのですけれども、空き家バンクに登録があった建物でして、なかなか売買、賃貸先が見つからずにいた物件で、所有者の方に役場から、集いの場としての提供を無償でしていただけないかということでお声がけをさせていただきました、快く提供していただいたような状況でございます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そうしますと、空き家バンク等登録の中で考えますと、まだそういう意味では、町が声をかければ、増やすことは可能ではあるというふうに理解していいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 現在、空き家バンクに適切な物件が登録されていないということと、あとなかなか無償でお願いするという部分で、その辺が課題となっております。今のところは新たな物件というのはございません。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そうしますと空き家バンクは、当然無償を前提にした制度では当然ありませんので、なかなか難しいかなとは思うのですが、逆に町としてそういう場所を提供してほしいということで、広報等で、ホームページ等、町民の方に、町民の方だけではなくて、住んでなくて、要するに固定資産税だけ払っている遠方地に住んでいる方、当然いらっしゃると思うのですが、そういう方に広く募集していくという考えはありますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

まず、先ほどの答弁にもございましたように、嵐丸庵を軌道に乗せるということを最優先にやっていきたいとは考えておりますが、ある程度嵐丸庵が軌道に乗ってきたところで、次の段階でまた新たに増設という時点になりましたらば、そういう形の広報もしていきたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 先ほど枚方市の例を申し上げたのですが、ああいう形の場所をきっちり設定してやっていく展開と、それから集会所とか、このケースがあるかどうかはちょっとあれなのですが、自分の庭が広いので、オープンガーデンで、そこでみんな集まってもらってということとか、いろんなケースをこれは考えられると思うのです。

中核と、嵐丸庵の場合、かなり中核的な施設になり得るなと思ってます。ただ、活動のパターンというのはいろいろ様々ですし、ちょっと集まってお茶を飲むだけで楽しいねという場合もありますし、そこで少しマーじゃんでもやろうではないかとか、当然あります。いろんなケース、これあらかじめなかなか想定できない。だから、あるオープンな場所を提供するだけで、あとはご自由に使ってくださいという形に、ケ

ースがかなり増えてくるかなと思うのです。

いろんな例を見ますと、実はその活動が地域づくりにつながっている。ボランティア活動というか、集まっている話の中で、次のこういうことをしようではないかというのが、実はボランティア活動、地域づくり活動に、そこからつながっていくケースがあるのです。

もう一つは、これはあれですけども、ちょっと認知症が進んだ方でも、一緒に作業をしたりとか、その中で話をしたりとか等で、社会の中で触れ合ってきますと、やりがいを持って、進行が抑えられてということも当然考えられるわけです。そういうケースもあるわけです。

ですから、非常に多岐にわたりますので、一概には言えないですけども、これも先ほどの例とよく似てしまうのですけども、大きな方向を、やはりそういうものを、これは半年や1年で急に増えるということは当然ないのですけども、そういう居場所づくりというものが、もっと気軽な形でできていく。そこをある意味、運動化というのですか、広くやって、うちのケースはこれでやろうとか、この地域はこれでやろうではないかというような、それを町民の中から広く知恵をいただきながら、そういうものをつくっていくというスタンスも、一方で必要かなというふうに思うのです。ですから、そういう意味で、その辺の方向についてはいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 お答えいたします。

嵐丸庵の居場所づくりにつきましては、生活支援体制整備事業という町の中での事業で、生活支援コーディネーターを社会福祉協議会のほうに委託をしまして、その中で地域の支え合いの活動を広げていくような取組をさせていただいております。

今回、その中で地域のために活動しようというメンバーが、ささえあい嵐山というグループを発足しました。そのグループが4つございまして、その中の一つが嵐丸庵の居場所づくりとなっています。それ以外にも、カフェづくりのグループ、それからみんなでつくって食べるカレーづくりのグループ、あと高齢者の集いの場所づくりのグループということで分かれて、昨年度はコロナの関係で実施できなかったのですが、平成元年度につきましては、年に何回かそのような活動をしているような状況でございます。

また、そういう活動の中でボランティアさんのご努力をいただきまして、またそれが地域の中で広がって行って、皆さんに協力をいただきながら、支え合いの輪が広がっていきけるといいなと考えておりますので、引き続き生活支援体制整備事業について展開をしていきたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） そういった意味では、現在、本当にボランティアをやっている活動、皆さんに本当に敬意を表するわけでございます。そこをまた中核にしめて、ある意味、広い意味での居場所づくりに展開していただければいいなと思っております。この方向について、町長はいかがお考えでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えをさせていただきます。

今、藤野議員のほうから説明をしていただいたように、これは本当に新しい取組の第一歩でありまして、基本的には身近なところにこういったものがあれば、大変いいかなというふうに思います。ただ、ここのところで、先ほど里地里山の活動のところもご紹介させていただいたり、あるいは嵐丸庵のケースもそうなのですけれども、責任者が自分の責任でもってやるのだという、大変強いリーダーシップを持っていたいて、そして進めていただいている。これがやっぱりそういった活動の基本かなと。みんなの責任は誰の責任でもないということに、多分なりがちなのです。ですから、成功例を見ると、この団体はこの人、ここの活動はこの人、明確なのです。

ですから、そういった形になっていけば、各地域に、うちのほうは俺が責任者でやるよというような形になれば、そういった形で町内にだんだん広まっていくというふうなことも、当然考えることはできると思いますので、ぜひそういった方向性に行っていただきたいなというふうに、私自身も期待をいたしております。まずは、ここのところでスタート、もうちょっと早くできる予定だったのですが、コロナの関係で本当に開催、開所のほうが今年度中というふうになりましたけれども、大変いい取組であるというふうに思っております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） それでは3番に入ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○4番（藤野和美議員） 町の受付体制について。

町民が町に申請や届出などをする必要がある場合、提出先が複数課にわたるなど分かりにくいケースがある。総合受付を設け相談に応じることが、町民に優しいまちづくりになると思うが、どう考えるか質問します。

以上です。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、質問項目3につきましてお答えをさせていただきます。

転入や転出の手続をしていただく場合は、複数の課にわたる手続を要することが多々ありますが、町ではお客様の負担を軽減すると同時に、迅速かつ的確に各種手続を行うため、ワンストップ窓口を実施しております。具体的には、各担当課の職員が順次町民課の窓口において手続を行うものであり、お客様からは大変好評をいただいております。ご提案の総合的な受付の設置につきましては、多岐にわたる業務に対応できる職員を常時配置することが必要となり、現在のところ導入の考えはございません。

なお、平成15年3月までは庁舎エントランス内に総合受付を設置しておりましたが、廃止以降、職員から積極的にお客様に声がけをしたり、目的の担当課までご案内するなど、職員を挙げて取り組んでいるところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 今、ワンストップ窓口という形に取り組んでいるということですが、これはいろんな方から聞きますと、なかなか行政側から見ますと、各課というのは全部当然所掌事務というのははっきりしていますから、職員側から見るとははっきりしているわけなのですけれども、町民の側から見ますと、これはどこの課の担当というのは、逆に非常に分かりにくい。何度も行っている人は、当然分かりますけれども、初めて行ったりとか、急なことがあって行く。

そのときに、ワンストップ窓口は非常にいい形だと思うのですけれども、この場所が分かりにくいということはないですか。初めて来た方が相談する。こういうことで

来たのだけれども、どの課でしようかというのが、昔は当然ありましたよね。あそこに総合受付というか。その後は、町民課の場所というのはちょっと奥に入っていますよね。その辺はあれですか、いろんな声なんか届いていますか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

この庁舎、平成8年5月に旧庁舎から移転をしましてまいりました。移転当初は、今、議員さんのお話にもございましたが、エントランスの正面に、当時、臨時職員でございましたが、職員の方がいて来庁者に対してお声かけをし、用向きをお伺いさせていただき、ご案内等々してまいりました。先ほどご答弁申し上げましたが、平成15年に廃止をさせていただいたわけでございますが、その廃止の時点で関係課で協議を行いまして、廃止以降の対応、こうしたものを決めさせていただきました。

その中では、多くの方、転入・転出等々の手続、町民課で行うわけでございますが、一番入ってまず目につく課が町民課だというふうに思います。その町民課のところで、各種手続をしていただくと。場所が分からない、探しているような方がいらっしゃったら、職員から積極的にお声がけをすると、そういった体制を取らせていただいていると。なかなか相談の場所が分からないと、そういったことも当初はあったかもしれませんが、現在ではそういったことは、総務課のほうには話は特にない状況でございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 私、実はこの質問するきっかけになったことがありまして、その辺のところは事前にお渡ししていますけれども、この問題は職員個人の対応に任せる問題と、それからシステムとしてどうなのだと、両面当然ありますよね。基本的には職員の個々の判断に任せるというのは、制度的には非常に不安定になります。それは職員の個々の資質の問題にかかってしまう。個々の資質の問題に依拠したシステムというのは、ばらつきが出ますから、どうしてもその問題を抱えてしまいます。ですから、制度として持っていることによって、安定化していくことは当然あります。

今回のケースは、これは個々の職員の問題として、私は取り上げるつもりはないの

です。ただ、外部の人が来たときに、外部の人が自分で判断して、どこの課に行きます、ここに行きますということではなくて、その人は基本的には知らないということ为前提にして対応していかないと、慣れっこになってしまって、もう知っているだろうではないのです。町民の方だから、何だか知っているだろうではなくて、知らないということ为前提にしてシステムを組んでおかないと、そしてまた職員の個々の対応に任せるということになりますと、非常に不安定な状態になってくる。

ですから、例えばワンストップ窓口というのであれば、ワンストップ窓口はこちらですよという看板はありましたっけ。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

現在、ワンストップ窓口について、明確にご案内というものはしておりません。ただし、たしか正面の総合受付があったカウンター上には、何かございましたら町民課にお声かけくださいと、このような表記がしてあったかというふうに記憶はしてございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) 町民課だけに来るということはないのです、当然いろんな人は。町民課に用がある人は町民課に行きますけれども、いろんなケースが当然ありますから。ですから、今回の事例、これはプライバシーの問題がありますので、細かくは言えませんが、やはりその対応一つによって、がらり町の印象が変わってきってしまう。

民間ですと、これは自治体でも、当然こういう行政でも同じですけども、会社を背負っている。役場の職員も町長の名前において仕事していますから、一職員の名前ではないのです。あくまで町長の、要するに町として仕事している。民間でもそうです。ですから、民間で行って、例えば営業、それから事務職でみんな対応が違いますということは、会社としてはかなりレベルが低い状態になってしまうのです。ですから、会社を背負っていく。だから、誰に聞いても基本的な説明はできると。案内ができる。これは、そういう自治体的なものであろうと、民間であろうが、基本的には私は同じだと思っているのです。

ですから、いろんな事例があると、これはあくまで町長の問題になってきます。ですから、職員教育の問題でもありますけれども、ただ職員から見ますと、それは自分のやっている所掌事務ですから、そのところで瑕疵がなければ、あるいは問題は当然ないわけです。

ところが、プラスアルファ、ちょっとこちら、この件はこうですよ、こちらなのですよと言ってもらっただけで済んでしまうことっていっぱいあるわけです。あのような事例が起こると、大変評判が悪い。それは町長の評判になってくる。ある意味当然なのです。それはそういう形のが基本的な仕組みですから。ですから、ただそのプラスアルファ、この件についてはこちらの課ですということが、どこまで徹底されているのか、それについてはいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

例えば、先ほどもご答弁申し上げましたが、転入あるいは転出の手続を例に挙げて申し上げさせていただきますと、その手続の際に、その方の世帯構成等々によって必要な手続、当然あろうかというふうに思います。そのときに町民課では、この方についてはこういった業務が想定をされると。例えば、水道の手続、保険の手続、介護、税務、児童、こうした各種手続、この方はどんな手続が必要なのだろうと。そういったことを毎回、毎回、チェックをしています。必要な課に連絡をして、担当している職員に来ていただくと、このような対応を取ってございます。

また、今、議員さんのほうから、窓口で接する職員は町を代表して、役場を代表してその方に接しているのだと、こんなお話がございました。全くそのとおりでございます。その接する職員の対応の一つ、これがその町の評価を決定づけるというふうに、これ全職員がそうした認識の下、行っておると私は考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番(藤野和美議員) そういう意味では、この前お渡ししたようなことがあったと、起こったと。それについてはどういうふうに、町長は御覧になっていただいていますよね。どう思われます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

藤野議員のほうから、今回の議会が始まる前にそういったお手紙を頂きまして、私も内容を読ませていただく中で、ええ、こんなことがということが第一印象で、もしこういうようなことであったならば、大変申し訳ないことだなと。絶対にあってはいけないこと。また、内容的にも既にこの窓口に来る段階で、相当その方は心理的にも、いろんな面ですたずたになっているということは、容易に類推できるわけです。

そういった状況であるにもかかわらず、もしあのお手紙に書かれているような言葉遣いというのでしょうか、そういった対応があったならば、大変申し訳ないというふうに思っております。それは、改善をしなければいけないというふうに思うのは当然でありますけれども、私自身も議会にいるときに、この窓口対応に対しては住民の方から言われましたので、私自身も同じような形で、窓口対応はどうにかならないのかという質問もさせていただきました。

そして、今回、藤野議員からそのお手紙を渡される前、6月1日に課長会があったのです。その課長会のときに、これは藤野議員からいただいた前に、私も町民の方から幾つか声をいただいていたので、それで話したのですけれども、それは電話対応、それから窓口対応のほうです。電話をすると、これこれこういうことと。はい、分かりました、担当課はこっちですからと行って回してくれるのだけれども、担当課は全然聞いてないので、最初からまた話さなくてはならないと。

だから、そうではなくて、ある程度聞いたのだったら、次の課に回すときに、こういう方がいて、こういう内容で来ているのでお願いしますと。最低限のところをお伝えをする中でやれば、こういう件ですね。そうすると、町民の人たちも気持ちが全然違うのです。また最初からかということになる。

それから、あとは窓口に来て、それで1回でぱっと手続ができるものもあれば、少し込み入ってくると、その担当の窓口の方も分からないこともある。そうすると、上司に聞きに行って、また対応すると。それでできる場合もあるけれども、もっと複雑な場合には、1回、2回ばんばんと説明を聞いても、その職員自体も理解できないことがあって、また違った形での答弁、答えをしてしまうと。何度も何度もやり直す。だから、そういうことはぜひやめていただきたいと。

要するにそういうことをすることによって職員教育する。そういうことも確かに必

要なときもある。しかし、内容だとか、その状況を上司の人は判断をして、そしてそこでこれ以上は駄目だなと思ったら、自分が出て行って、まず町民の方の問題、課題を解決して、そしてその後に改めて、その職員に対しては職員教育なり指導するなりということはやってください。その職員教育の中に町民を巻き込むようなことは、やっぱりすべきではないというようなお話もさせていただきました。

それから、あとは窓口に来られた方に対して対面するときの表情、私も何度もあれですけども、無表情というのでしょうか。非常に気分を害するというところまであれですけども、時々おられることも事実です。

しかし、このところ、ずっと私のほうには窓口対応がとってもいいですよと。佐久間さん、本当に気持ちよくこういう手続ができました。喜びの声のほうが圧倒的に多かったのです。ただ、そういう中で、先ほど申し上げた藤野さんからのご指摘をいただいた点、私も本当それを聞いてがっかりしているのですけれども、そういう点は絶対にあってははいけませんので、今後とも注意していきたいと思います。

そして、先ほどワンストップ窓口というのがありましたけれども、それは転入された方、いろんな手続ありますから、そうするとその方が町民課に来たときには、いろんな課のほうに来て、ですからその方はそこにいれば、全部の手続ができるというようなシステムだと。これは本当にすばらしい、いいことだなと。

ただ、それと類するような、例えば今回のような、本当に相手の立場をしっかりと理解しなければ、適切な対応はできないということは、当然ケースとしてあると思いますので、すぐにその担当課のほうに、私はそのお手紙と同時に、ぜひ対応していただきたいということで指示は既に出しております。そして、担当課のほうもそれを重く受け止めて、全職員がそういうことがないようにしっかりとやっていきたいということで、今取り組んでいるところであります。

以上です。

○森 一人議長 藤野議員に申し上げます。一般質問の残り時間5分となりました。

第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 私も窓口対応につきましては、以前から挨拶も含めて非常にいいなと思っておりました。現在もそう思っています。

こういう問題は、再三申し上げるとおり、職員個々に責任を負わせるのではなくて、システム的にフォローできる、システム的な問題点があるのであれば、システムとし

て対処していくと。これをやっていかないと、個々の職員の責任をどんどんやっけていきますと、それは表情も暗くなります。なるべく責任を負わない形に物事は発想してしまいますので、ですから逆に町民サービス、町民の暮らしを背負っているという形の、そういう形でやっていらっしゃると思いますので、そういうこと一つ一つが町を代表して、町長の名において仕事しているのだということを、改めて徹底をしていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時53分

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 川 口 浩 史 議 員

○森 一人議長 続いて、本定例会最後の一般質問は、受付番号10番、議席番号10番、川口浩史議員。

初めに、質問事項1の可燃ごみについてからです。どうぞ。

○10番（川口浩史議員） 日本共産党の川口浩史です。一般質問を行います。

1点目として、可燃ごみについてです。オリックスによる可燃ごみの処理はCO₂を抑制するものでありますから、歓迎をしたいと思います。しかし、処理費を聞いて、安価とは言えないなと思った次第です。

そこで、(1)、1トン当たり4万円の処理費は、どんな積算根拠に基づくものなのでしょうか。

(2)、本町は令和2年度、約1億6,400万円の負担金でありました。上記の処理費で計算しますと、どのぐらいの負担金になるのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 それでは、小項目(1)、(2)の答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、順次お答えいたします。

質問項目1の(1)につきましてお答えいたします。可燃ごみ処理単価の4万円、トン当たり税抜きは、小川地区衛生組合の可燃ごみ処理業務委託の契約相手を決めるに当たり、小川地区衛生組合可燃ごみ処理業務委託に関するプロポーザル方式実施要綱に基づき実施いたしました企画提案書の募集に応じた事業者が、その提案書の中で提示した金額となっております。

この金額については、選定委員会(審査機関)において、コスト面、環境面、継続性、安定性などのポイントで審査をし、事業者が内定しているため、コスト面(提示金額)において、適正な金額と考えております。

また、過日にご報告させていただきました可燃ごみ処理のあり方検討委員会の検討内容にもございましたように、現施設を継続した場合と民間委託をした場合の費用の比較でも、民間委託が有利と判定をされておりますので、この単価は適正なものと考えております。

続きまして、質問項目1の(2)につきましてお答えいたします。小川地区衛生組合の負担金は、塵芥処理費の総額に対し、町村平等割、人口割、利用度割を基に計算し、算出しております。今回の処理単価を当てはめ、負担金の算出をすることは、計算対象の項目が、現有施設による処理と民間委託による処理とを比較すると、大幅に異なるため、現時点で正確に計算することができません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) 向こうが示した金額だということで、これが適正だということとであります。

小川地区衛生組合の焼却炉を休炉して改修しますよね。その休炉期間中に外部に委託するわけですけれども、今年は幾らぐらいになっているのか伺いたと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

休炉期間中の単価は2万6,500円と聞いております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) 2万6,500円、2万7,000円ではなくて、2万6,000円ね。そ

うですか。2万6,500円だということでありますから、小川地区の焼却炉を考えても、もっと高いとは思うのですけれども、3万幾らはするのだらうなと思うのですけれども、2万6,500円は随分安いなというふうに思います。それにしても、十分安いなと思うのですけれども、4万円はここから見て非常に高いなと思うのです。

それで、答弁書の中に民間委託が有利だというふうに、前出ていますよね。4万円です。有利だという計算、これはされているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

可燃ごみ処理のあり方検討委員会で検討したコスト面のことでございますけれども、こちらのほうは、このときは令和3年度から令和12年度までの10年間で、今の施設を大幅に改修し、存続させた場合と、あとは民間委託、A社、B社ございましたけれども、した場合、10年間の建設費とか維持運営費とか人件費、全部トータルで比べたときに民間委託のほうが有利だと、そのように計算をされておまして、場外搬出での処理費単価というのは、主に埼玉県には清掃研究協議会という大きな組織がございまして、そこでそれぞれ各市町村、一部事務組合が協力をして、いろいろな助け合いをしております。ですので、公共で処理する場合は、主に最初の初期投資などは、交付金2分の1とか3分の1とか多くもらってから、それから建設をし、維持管理をしていきます。

民間企業の場合は、やはりそういった2分の1、3分の1のまず補助がございません。ですので、最初のやはりイニシャルコストといい、初期投資がやっぱりない分、民間のほうが、やはりその辺は単価は高くなると。いずれにしても、そういうのを含めましても、10年間トータルで計算した場合に、コスト面でも民間が有利と、そういう計算の下に4万円という単価が決まっております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ただ、あのときは4万円という単価が出ていなかったわけですよね。今のをこうして新しくした場合とかという、そういう計算方法ですから、それには何億かかるとかという、そういうことでしたよね。委託で4万円というのは出ていなかったわけですから、出た現在、これは本当に有利ということが言えるのかど

うかということをお聞きしたのですけれども、そこは分からないわけですね。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

そちらの10年間のコストの試算を衛生組合でしたときには、民間会社にはそれぞれ見積り徴取をしているそうです。ですので、試算をしたときは、その近い金額の提示を受けていると考えておりますので、その金額に基づいて10年間コスト計算して、それでも民間委託のほうが有利と、そのような結果に基づいて、あり方委員会でも結論を出したと、そのように認識しております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） それにしても、4万円ではなかったわけですから、改めてもし機会があれば、やったほうがいいと思うのです。本当に有利かというのは、しっかりした根拠を持って説明したほうがいいと思うのです。

それで、いろいろ聞きたいことがあるのですけれども、課長が今おっしゃった補助金、民間だから補助金がないということでおっしゃったのですけれども、これは本当に補助金ないのですか。県の許可を得て事業を始めているというふうに私聞いているのですけれども、県は国から補助が来ているのではないか思うのですけれども、それはないということでは本当によろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

私も過日、この事業所に確認をいたしましたところ、やはり2分の1、3分の1という交付金、補助金は得ずに、全て自己資金で建設をしたと、そのような回答を得ています。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか、分かりました。

それで、プロポーザルでやると、どうしてもこういう形になってしまうのかというのを思いまして、競争が働かないですから、2社入ったということなのですから、

結局1社は申請はしたけれども、辞退してしまったということですから、事実上、競争は働かなかったわけですので、やっぱりどうなのだろうなど。今回のこの処理費の在り方としては、テストもまだしていない、造られてもいないわけですから。もう造られたのですか。これからですかね。

ですから、テストもしていない。試験もしていない。実績値を積んで、それから10年間、実績値、1年や2年を見て、それで処理費というのを決めていくことが、私は今後は必要だと思うのですけれども、今回の反省として、それが必要、反省があるのではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおり、実績を積んだ事例があれば、なおさらいいと、比較検討も可能だと、そういうご指摘だと思うのですけれども、今現在、一番どうしてもごみ処理を外部に委託する場合に、やはり遠いところだと、その分、収集運搬費用がかかってコスト高になると。

そうすると、近辺でそういったごみ処理施設があるところに頼むのが、なお一層有利であると、そういう仕組みになっておりまして、今回、近隣の寄居町の資源循環工場内にオリックスが、そういったバイオ施設の処理施設を日に100トン処理できる、とても環境負荷も低減できる先進的な施設を造ったということでございまして、全国でもなかなか例のない施設でございまして、衛生組合の中でも代表になる者が、四国の徳島県のほうに施設を見学に行きまして、そういった運営上の様々な意見も聞いて、またそれを生かして、今後またその事業者といろいろやり取りしながら、運用上の問題、あと今ご指摘いただいているコストの問題、いろいろ将来的な問題も含めて、今後そういった実績を勘案いたしまして、より低コストでいい処理ができると。そのように前向きな考え方で、今後も臨んでいきたいと、構成町村の一つとして、そのような発言もしていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 事例がないから、テストをやって実績値を積んで、実際に1年はこの金額でやりましょうと。2年目もこのぐらいでやりましょう。このぐらいで

処理ができるということになれば、その金額が4万円と乖離していたら、乖離って、安くなっていたら、それは町村民の方は得なわけですから、今回のこの4万円という決定の仕方、ここに私は反省があるのではないかと思うのです。

課長は、そこまでだと思うのです。ちょっと町長のほうに伺いたいのですけれども、私はこのやり方、処理の仕方、発酵方式でCO₂が削減されるという、大変いい方式だという、そういう面では歓迎しております。ただ、この4万円とした決定の仕方、これは1年か2年の実績値を積んでからやったほうがよかったなという、どうでしょう、反省はないでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えをさせていただきます。

川口議員さん、ご指摘のとおりだと思います。私もそういう形で、さらに実績を積む中で、適正な価格に設定することができれば、なおよかったなというふうに思っています。

ただ、今回、状況を思い出していただくと思うのですが、急遽、吉見に建設予定だったプロジェクトが解散に追い込まれて、そしてその後どうすればいいのだということに緊急性があったわけです。それと同時に、小川のほうの衛生組合の炉というのは、相当老朽化をしていて、そして今でも毎年1億を超える修繕費がかかっている。

ですから、例えば今回の単純にトン幾らということで、比較はなかなか難しいと思うのです。あと、今回は10年間という長期の契約になりますので、そうすると10年間の中で人口はどんどん減っていく。人口が減ると同時にごみも減っていく。そうすると、最初の部分はある程度の大きな利益が出るかもしれないけれども、その後だんだんごみの量が、例えば100トンのうち50トンしか極端な話なくなったということになると、効率性は悪くなって、利益率が。そういうことを総合的に判断をして、こういった積算をしたのかなというふうに私自身は考えておりますけれども、でも川口議員がおっしゃったような形でできるのが、理想的であったかなというふうには思っております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） この金額が高いというのは、私、1点危惧している面があるのです。環境にはいいのだけれども、ほかのことでですよ。ただ、やっぱりお金が高くてはなと。そういうことで、環境にはよいものへの運動が進まない。そういう影響があるのではないかなと、そういう懸念を持たれるのではないかなと、そういうことを私は心配するのです。ですから、この問題にこだわっているのです。ぜひ、そういうことがないように、担当課としては、この処理が非常にいいのだということは、大きく宣伝をしてもらいたいというふうに思うのです。

それから、一方で、お金が高いのだから、ごみの減量化になれば、またいいなと思うのです。これが人口が減ってごみの減量化ではなくて、今の人口でごみの減量化になれば、高いのだから、何とかごみの減量化につなげてほしいということを町民に訴えて、それが実現するようになれば結構なことなので、ぜひその点いかがですか。両方やっていただけることはできないのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

議員さんおっしゃるとおり、単価はやはり適正な金額がよろしい。その適正な金額は幾らかと、そういうのもこれから調査研究を重ねまして、その点は適正な価格が常に幾らだと、そういう認識を持っていきたいと思っております。と同時に、さらにご指摘のとおり、ごみの減量化というのは、これから人口が減っていきます状況にあっても、今の現状であっても、ごみの減量化というのは常に追求しなければいけないと思っております。

環境課のほうでは、広報、ホームページ、あと常々町民の方と接するときは、そういったごみの減量化の広報、お話をさせていただいて、啓蒙活動を図っているわけでございますので、減量化に対しましてはいろんな方策がないかと、そのような調査研究を常に念頭に置いて、こちらのごみ処理の行政のほうはやらせていただいている状況でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） （2）なのですけれども、これは何でお金が出ないのだかというのは、私は理解できないのです。そうすると、小川地区衛生組合の焼却炉の1ト

ン当たりの処理費、これが出ていないから、こっちの計算ができないということなのですか。

そうすると、負担金は何を根拠を持って平等割とかそういうようなことは、これだけの修理もありますから、全体をこの金額でやりましょうということになってくると思っています。修理や維持費や、そういうものを見込んで、全体を人口割とこれでやっているわけだと思っています。この処理費というのは出ていないわけなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

大変申し訳ないのですが、私の今手元にその金額がございませんので、お答えできないのですが、その負担金を計算するときには、大本になる塵芥処理費という工事費とか、委託料とか、その他、人件費、総務費、もろもろ塵芥処理にかかった総額がございます。その中に積算項目として、工事に係る項目と、あと委託に係る項目と、それぞれございまして、自前で施設を運営するときは、先ほど町長からのお話もありましたけれども、修繕費等工事費がかなり多額にかかったりいたします。

一方、民間委託に変わりますと、その工事に係る部分が大幅に変わってきます。自前で施設を持ちませんので、その分の経費はかからなくなります。

一方、委託項目におきましても、同じような現象がおきまして、自前でやるときは、焼却灰などのごみの残渣を運搬処理しなくてはいけない委託料とか、そういったものもあるのですが、今回、最終処分まで委託料の中へ入っておりますので、そういうのがなくなると。

今、衛生組合と事業所の間で、ごみ処理の分別の方法とか、もろもろの検討をしておりますので、それが固まってきますと、そのような工事項目、委託項目が確定してきますので、その段階になりましたら、ある程度試算はできるかもしれませんが、その辺、私も衛生組合の事務局のほうには確認をさせていただいたのですが、なかなかその試算もお示しすることができないと、そういう回答でございましたので、大変恐縮ではございますけれども、その辺の試算ができないと、そういったことでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） それを示すことができないというのですか。では、何を根拠にして、そうすると我々は払っているのだろうなということになってしまいますから、しっかり計算の下に嵐山町にはこれだけの負担金を求めますと、私は来ているのだと思っていたのです。そうではないような感じが、ちょっと今してしまいますよね。このくらいの計算ができないのかというのを、本当に私は残念というか、こういう状況なのかということでもちょっと驚きますよ。いいですよ、これ出ないのは。

ただ、今、手元にないけれども、焼却の1トン当たりの処理費というのは、自分の机に帰ればあるということなのですか。ちょっとそこを確認だけなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

手元にないというのは、その辺の問合せをしておりませんので、その辺の数字があるのかないのかも把握できていないということでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） それでは、次に行きます。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（川口浩史議員） 2番、町施設の貸出しについてです。

コロナ感染防止のため、施設の定員を減らすことは当然と考えております。同時に、使用料も減額が必要ではないだろうかというふうに思っております。公平性の観点から、こうした考えを伺うものであります。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 質問項目2につきましてお答えいたします。

現在、交流センターについては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、公民館における新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドラインを基に、人と人との間隔が2メートル程度取れるよう、部屋の面積に応じて使用人数の上限を定めています。

なお、現在、使用する多くの団体が利用上限枠で活動できていることから、使用料の減額は考えておりません。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 多くの団体が利用上限額で活動しているというのは、この利用上限額というのは、コロナの中での利用上限額ということでよろしいのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

先ほど答弁いたしましたとおり、2メートル間隔が取れる程度ということで、部屋の面積に応じての上限枠でございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 問題は、どうしても人数が少なくなってしまうわけです。1人の人が支払うということも、中にはあるのかもしれませんが、その団体に、会に入っている人が、みんな分担し合って出していくというのが普通だと思うのです。講師を呼べば、またそれも少ない人数で負担をして出していくというのが、これが普通だと思うのです。いっばいいて入れたのと、少ない人数とでは、全然金額が違ってしまふわけなのです。

行政ですから、別に収益を目的にしてやっているわけではないわけですよ。かかったもの、電気料が主だと思うのですけれども、そういうものを実際使う団体に負担をしてもらうという考え方だと思うのです。そうですね。そこからいったら、人数が多かろうが少なかろうが、同じにかかってしまうではないかということになってしまふのですけれども、公の施設を貸す目的というのがあるわけですよ。そこが大事なのです。これは、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用するための施設があるのだということ言っている。

交流センターの目的、第1条、ここでも、生涯学習の充実及び住民主体のまちづくりを推進するため、交流センターを設置するというふううたっているわけなのです。ですので、使ってもらえば使ってもらっただけ、住民間の交流が進むというわけですから、低い金額で少ない人数しか入れないのですから、そうした人が入れ替わり立ち替わりと言うとあれですけれども、利用しやすい環境をつくるということが、私は大事だと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

川口議員のおっしゃるとおり、安全に町民の方が使っていただいて、住民の福祉に寄与することが、こういった公の施設の役割だと考えております。実際に、先ほども答弁させていただきましたけれども、使用する団体の希望自体が、10人以下の団体が全体の約73%で、20人以下を入れると9割方、割と各団体の構成団体の人数自体が少ない中で、現在の一応2メートルの間隔が取れるということで上限を設けておりますが、ほとんどの団体が通常の会議室、一番大きいのは2階の交流センターですと、206ですけれども、あそこは通常コロナでない場合ですと、無理やり詰めれば100人弱ぐらい入るかなというところだと思うのですけれども、そういう大きな団体は、今のところ利用がございませんで、9割方が20人以下の利用ということになりますと、ほぼほぼ全ての会議室で10人から15人等で利用できます。

確かに、当初の交流センターの使用中止を再開した後は、人数の上限を設けたりですとか、コーラス等、飛沫が飛ばないような形での活動をお願いしたりというのがございました。現在は、それほど大きな規制はかけておりませんが、ただ、使用前後のアルコール消毒等は各団体をお願いしたりもしております。そうした中で、使っていただく皆様、また使っていただく我々公共のほうから、お互いにとっても安心して安全に、現在まだコロナ感染症が拡大しているという状況の中で、使っていただけるのが、一番大事なことではないかなというふうに考えております。

ですので、川口議員のご指摘のとおり、使用制限によって、例えば今までは小さい部屋だったけれども、大きい部屋を使わなければいけないとか、そういう状況になった場合は、確かに不利益な状況もございますけれども、現在のところ、ほぼほぼ8割、9割方は、それまでの部屋の利用ということに関しては、活動と同じ部屋を使って活動していただけるという状況ですので、そういった観点からも、利用料の減額等は考えておらないということでございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） その団体が、コロナ前の2019年度、平成30年、30年は違うな。いずれにしても、コロナ前の年度の利用状況というのは分かりますか。同じぐらいの状況だったのかどうかを確認したいので。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 具体的な数字、今、手元にはございませんが、先ほども言いましたが、吹奏楽ですとか、コーラスですとか、やはり飛沫感染、また大きな声をどうしても出したりとか、みんなでわいわいという感じはできなくなったという状況がございますので、そういった点で、自主的にも活動を自粛されているという団体はあるように感じております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そういう一部の団体、当然あるでしょう、そういうのは。そういう団体をどう活動してもらうかというのも、課題ではあるわけですね、そちらとしては。

問題は、10人以下がほとんど、ほとんどといって73%だから、別に問題ないよということでおっしゃったわけですが、27%の団体はちょっと引かかるわけでしょう、この計算からすると。そうですね。

ちょっと広い部屋を取る、あるいは人数制限をして小さい部屋でやっていくという形にならざるを得ないというか、なっていると思うのです。事実上のその団体にすれば値上げになっているし、負担強化になっているわけですからね。いかがですか。そういうことまで考慮した貸出料の変更というのを、私はしていくべきだと思うのですが、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

川口議員のご指摘ももっともでという感じでございますけれども、やはりこのコロナというものにどう対応していくか。先ほども申し上げましたけれども、使っていただく町民の皆様、団体の皆様の安全ということも、安心安全に使っていただきたい。それで、もし例えば交流センターがクラスターの原因になったというようなことが起こらないように、そのためには当然衛生的な面も含めてですけれども、使用、利用の仕方についても、町民の皆様にもご理解いただきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 人数を私は詰めてくれと言っているのではないです。現状でいいのです。現状というか、定員を削減していいのです。というか、しなければまずいですよ。そうすれば、一応国が言っている基準には当てはまるわけでしょう。クラスターが場合によったら起きてしまうかもしれませんが、そういう対策は取っているのですから、きちんとした対策を取っていますよということでの説明はつくわけです。

です。で、ちょっと課長というか、局長とはもうこれ以上無理だと思うので、これは教育長か町長になるのですか。事実上の人数制限をしているということは、各会員の負担の強化になってしまっているわけですから。ましてや講師を呼べば、もっと大きな負担が各自につくわけですので。町として、この交流センターの使用は、町民間の交流をしてもらうことのほうが、特にこういう時代ですから、私は活発にやってほしいというふうに思ってもらったほうがいいと思うのです。皆さんは、そうは思っていないかもしれませんが、そういうふうに思ってもらうほうが。そこに、この負担の問題で、例えば月1やっていたものが、1か月半に1回とかというふうになってきていたら、金額の問題が足かせになって、これはよくないことだと思うのです。やっぱり金額を減額するというのを、これはコロナが明ければいいのですから、また元に戻せば。いかがでしょうか、これはどっちか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 お答えします。

川口議員ご指摘の人数制限によって、実際に使用人数を、その団体の中で制限をしなければいけない事例がどのくらいあるのか、あるいは大きい部屋に変えざるを得なかった団体数がどのくらいあるのか、その辺ちょっと教育委員会でも把握していないので、その辺は実情を調査して、減額とかということになると、また所定の手続が必要になりますので、すぐにどうこうということ是不可能かと思いますが、ご指摘のような問題は確かにあると思いますので、実情については調べてみたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 私もある会に入っていて、受付の前の103を、103を本来は借

りなくていいのですよ。一番小さい部屋でも済む。今までは済んでいたのです。ところが、そこを借りないと駄目だということで、あそこは高いですよ、小さい部屋より。そういうことになっておりますから、多分ほかのところもあると思います、それは。ぜひ調べていただきたいと思うのです。町長、それでいいのですか。町長が苦虫をかみ潰しているようなのではまずいので、よいのかどうかちょっと確認です。

○森 一人議長 町長に答弁を求めますか。

答弁を求めます。佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

先ほど来、説明をさせていただいているとおり、ほとんどの団体、100%近い団体が人数制限をかけられているということはないのが現状である。

それから、あとは国を挙げて不要不急の外出は控えてくださいということで、全国民がそういう意識の中にあるわけです。ですから、そういったことを勘案をする中で、教育委員会のほうとしてもこのような判断をして、ほとんどの団体さんは、そういった事情も加味をする中での適切な判断、そしてまた行動を取っていただいているというふうに私は認識をいたしております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 教育長は分かっている、そういう答弁だったのかもしれませんが、けれども、どういう実態になっているか。実際、人数を少なくしているところが、どのぐらいの団体があるのか。それを調査して、そういう実情を鑑みて、料金の変更も考えたいという、そういう答弁だったのですけれども。町長は、そうではないというように今聞こえたのです。何、この金額でやっていくのだということであったのですけれども、その辺のそごがちょっと今ありましたので。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

調査することは必要かなというふうに思いますので、現状調査していただいて、それを勘案する中で、またご検討されるということでもありますので、それは検討していただいて結構かなというふうに思います。

○10番（川口浩史議員） あります、何か。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 先ほどの答弁ですけれども、実際、どの程度の団体が影響を受けているかということについては、私たち自身も知っておく必要があると思いますので、その辺については調査をしてみたいと思います。

ただ、そのことによって、料金の改定に結びつけるかどうかについては、また別の問題ですので、料金が多ければ、あるいはどのぐらい以上いけば改定しますとか、そういう問題では今の段階ではないというふうにご理解いただきたいと思います。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ちょっとごまかしにかかられたなと思って。コロナ前と利用状況がどうなのか、人数がどうなのか、ぜひそれは調べていってください。やっぱりちょっとまずいなと、まずいなというのは、少なくなっているなということになれば、料金の変更を思い切ってやっていただきたいと思うのです。

73%のところは大丈夫だといっても、その27%のところは、やっぱり負担金というか、負担が増えているわけですから、多くが大丈夫でも、少ないところが負担を受けていけば、それは何らかの対策は打つべきだというふうに思うのです。それもぜひ考慮に入れて、お考えの中に入れて、お調べの中にしていただいて、結果を待っています。

次に移ります。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（川口浩史議員） 学校再編についてです。

学校再編はいつ頃でしょうか、伺います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 質問項目3につきまして、お答えいたします。

学校再編につきましては、今議会において再編等審議会設置条例を上程させていただいております。

この条例が可決されますと、当該審議会において、再編等に関することを諮問に基づきご審議いただき、答申をいただくこととなります。この答申を踏まえ、町としての方向性を決定し、再編等を進めていくこととなります。方向性については、当然、

現段階で確定しておりませんので、再編等の時期についても、明確にお答えすることはできません。

しかし、現状の学校施設及び将来的な教育環境を踏まえたと、できる限り早急に結論を出し、それに基づき対応していく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 町長が一旦立ち止まるとした理由の一つに、町民の理解が進んでいないということを挙げておられたわけです。こういうまだコロナが続いている中で、町民の理解を、私はどうやって理解してもらおうようにしていくのだろうかというのが、今回議案を出されたときに、一番疑問に思ったのです。議案を出される前ですから、私はこういうことを知りませんでしたので、こういう質問を出したのですけれども、どういうふうに理解を求めていくのか、ちょっと1点、まず初めに伺いたいと思います。町長。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 私のほうからお答えさせていただきます。

川口議員ご指摘のとおり、前回、少し立ち止まって再考させていただきたいということで、今回になったわけでございます。そのときのいろいろな状況の中で、大きなものは議員さんからもご指摘があったように、条例に基づいた委員会の中で議論をされていないと。これは、これだけ大きな問題を議論する上において、適切なのだろうか、民主的ではないのではないかというようなご指摘、あるいはまたもっと踏み込んで、法的な問題もあるのではないかと、そんなところまでご指摘をいただきました。

また、多くの方に聞く中で、町民の方、特に保護者の方からもご理解が不十分ではないか。特に私がびっくりしたのは、去年の12月に議会が行った報告会、あの場においても、保護者のほうからそんな声が出てきたということは、非常に私も驚いたことでございます。

そういう中において、何度も申し上げておりますけれども、中身について云々ということではなくて、やはりどういう方向性に行くにしても、しっかりと議論すべきは議論すべきだと。そして、正式な手続にのっとって、皆さんが心配ないような、きちんと誰が見ても、適正な方法に従って議論を進めていくべきだということ判断をさ

せていただきました。

そして、今回は、この川口議員さんの聞かれ方、質問の仕方も、学校再編はいつ頃ですかというふうに聞かれているので、もう川口議員さんの中では、学校再編は当然だということが、多分含まれているのかなというふうに思ったのです。そういうことにおいては、私も同じような気持ちでいますし、既に各学校の状況がどういふことなのか、老朽化がどこまで進んでいるのか、どれだけの改善余地があるのか、それはある程度客観的なデータとして分かっていますので、ですからこれは不必要に期間を置くということはすべきではないと。やはり、一日も早く議論をスタートして、そしてあるべき方向性に結びつけていく。これが町としての責務であるというふうに感じております。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 私が学校再編を何か求めているような、確かにそういう書き方になっているのは、ほかの人からも言われたのですけれども、決してそういうことではないのです。いつ頃始めるのだらうなということで、まだ始めないだらうなという希望的観測も含めて、これは聞いただけのことなので、そういうことです。

それで、町民の理解をしてもらうための説明というのは、このコロナの中ではできないのではないですか。どうですか。そういう中で話を、委員会を、これは審議会ですか、今度は名前が変わって。立ち上げてしまって、また俺たちに話もなくて勝手にやっているという、そういうことにつながるのではないのでしょうか。説明はどういふふうな段階ですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えをさせていただきます。

確かに今コロナの状況で、今までのようなわけにはいかないということは、私も認識をいたしております。ただ、昨日だったでしょうか。いろんなコロナに対する蔓延防止法のあれなんかも、解除されていくところも出てきていると。それから、ワクチン接種も進んでいる中で、ただまだまだどうなるか分からない状況であることは確かですけれども、でも確実に変わっている。

それから、あとは例えば国民の意識の問題、そういうのを見ても、例えばオリンピック、したほうがいいか、しないほうがいいかと、昨日ですか、5月の段階のあれだ

と、たしかかなり多くの51%だとか、何か過半数を超えるような人たちが、中止すべきだというような形になっていたわけです。

しかし、今度6月、6月というと、まだ本格的にワクチンを一般の人たちが打ち始める前だと思うのです。大きなところは、もうスタートしていますけれども。そういう中において、今度はすべきだと、開催すべきだというのが50%、すべきではないというのが49%、要するに11ポイントぐらい変わっているのです。だから、それぐらい感情的なものというのを含めて変わってきていますので、そういうところは今後の方向性を見る中で、適切な方向性でやっていく。

そしてまた、例えばいろんな広報の仕方があると思いますので、それは審議会のほうでも検討していただいて、そしてどういう形であるならば、こういう中でも、一人でも多くの方々に見聞きしていただくことができるかどうか。そういうことも含めて、審議会のほうでも、議論をしていただけるといふふうに私は思っております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、当面、説明をする機会というのは設けられないということではよろしいのですか、これは。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 説明といっても、今、白紙の状態でありますので、説明する材料が基本的にはないかなと思うのです。

それで、あと私は幸か不幸か、今回少しお時間をいただきたいということで、仕切り直しをさせていただきました。このことで、この学校再編に対する意識、それからあとは知った人、数が圧倒的に増えていると思います。ですから、それは効果というふうに呼んでいいかどうかは分かりませんが、少なくとも見聞きする人、関心を持たれた数、知った人の数、確実に増えていると思いますので、そういったこともしっかりと加味しながら、今後のことも考えていきたいと思っております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 前回、立ち止まった理由の一つが、町民の理解不足、理解不足なんて、町民が悪いのではないですよ。行政が悪いわけですけども、そこが要因

だったわけですから、きちんと説明が今回はあるのだろうな。あって、それで審議会を立ち上げていく。若干どっちが先でもなっていくのだろうなと、私は思っていたのですけれども、そういう点ではないようなことでありますので、いかがなものかなということを感じざるを得ない。

もう少しコロナが収まって説明できる環境ができて、それから私はよいのではないかなと思っていたのですけれども、再編を望まないと言うとあれかな。そんなに積極的に望んでいる立場の人間ではない者でも、そう思っていたのですけれども、そうでないというのは、いかがなものかなというふうなことを感じざるを得ません。その中で、無理やり今回議案を提出するわけですので、この問題はそんなところでまたやっていきたいと思うのですけれども。

ただ、一貫校の問題に対して、私も一貫校それ自体は、そんなに悪くはないのかなと思っていたのです。委員長をやっていたときにも。今回、小中一貫教育の実証的検証ということで、7人の先生方が、それぞれ専門の心理学を学んでいる、児童心理学などを学んでいる先生が、この一貫校と非一貫校の子どもたちの心の状況をまとめたものなのです。ぜひ後で読んでいただければとも思うのですけれども。そうすると、一貫校が必ずしもいいというものではなくて、統合の糧にされるというか、そういう嫌いもあるというようなことも書いてありますので、統合が目的でやるのだったら、これはしてはいけないと思うのです。

山田議員さんが、国家百年の計だと。教育は国家百年の計にあるということ、町長も関根昭二元町長の言葉を引用されましたけれども、やはり人こそが、この国を発展させる、この町を発展させる、そこにつながるわけです。だから、教育が大事なのだと。その教育をしっかりと見ないで、目先の費用の軽減になるからということで、統合だけを進ませるような、そういう考えでは私はよくない、そう思います。急に言われて返事ができないですかね。それはそうだといたしますか。いいですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えをさせていただきます。

今、川口議員のほうから、自分の考えを述べられたわけでありましてけれども、そういった議論も含めて、この条例を提出させていただいて、そしてこの議会に諮っているわけです。そして、このもしご承認をいただけるのであれば、その条例に従った審

議会を設置して、その中で皆さんが、そういった具体的な内容に関していいの悪いの、こっちだろうということで、議論されるのだと思うのです。今、この場でそういったことを細部のことまで入るというのは、これは非常に不適切というふうに私は思いますので、ぜひ回答のほうは控えさせていただきたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですね。私もここまでにしようとは思っていたので、これ一言は言うておこうかと思っていたので、これでここは終わりにします。

次に行きます。

○森 一人議長 それでは、おおむね1時間たちましたので、ここで暫時休憩といたしたいと思います。

再開時間を2時40分といたします。

休 憩 午後 2時28分

再 開 午後 2時40分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質問項目4のセイメイファームについてです。

第10番、川口浩史議員、どうぞ。

○10番（川口浩史議員） セイメイファームについてです。

（1）、直近の検査はどんな結果だったのでしょうか。

（2）、どんな対策を求めているのか伺いたしたいと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、順次お答えいたします。

質問項目4の（1）につきましてお答えいたします。令和2年度環境調査業務委託（騒音・悪臭）における検査結果は、騒音規制では1か所基準を超えておりました。悪臭では、臭気指数規制で敷地境界3か所で調査した結果、1か所が規制値を超えておりました。

しかし、後日、事業所が自ら測定機関に依頼し、臭気指数検査をしたところ、規制値は3か所全てで守られておりました。また、今年度に入り事業者が自ら測定機関に

依頼し、臭気指数検査及び水質分析をしたところ、規制値は守られておりました。

続きまして、質問項目4の(2)につきまして、お答えいたします。町は、臭気指数及び騒音について、事業者に規制基準の遵守を求めていくとともに、引き続き測定機関に依頼し、騒音規制検査及び臭気指数検査を行うとともに、町による簡易測定を定期的実施しながら監視をしていきたいと考えております。

また、事業者による自主的な測定につきましても、引き続き要請していきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) 1か所規制値を超えていたと。ただ、後日、事業者が自ら測定機関に依頼したら、規制値内だったということなのですね。

この事業者というのは、セイメイファームということでよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 議員さんのおっしゃるとおりでございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) 依頼先というのは、この測定した会社に依頼したのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

こちらの測定機関は、町がしたものとは違う機関でございますけれども、こちらも国の国家資格を持った計量事業の測定機関として登録をされている事業者が、測定を行ったところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) 町が基準にするのは、この事業者が基準値内だからよいという判断をしていいのかどうかというところが、大変重要だと思うのです。参考にはしてもいいでしょうけれども、こういう答弁書で書いて、きちんとした測り方をされていたのかどうかも私は分かりませんので、そうしたところも鑑みて、しっかりとした

測定だったということでの考えでやっていいのか、ちょっと伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

町で委託している測定機関も、先ほど申し上げた国の環境計量証明事業登録を、あと埼玉県にも濃度の測定機関として登録している事業所でございます。同じく事業所が測定を依頼し、検査をしたところも、同じ資格を持ったところが、その同じ法令に基づいて検査をしておりますので、公正明瞭な測定通知と、そのように理解しておりますのでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そういうお考えでいいのかというのが、大変私はまずいのではないかなと思うのです。町が依頼したものが公正なものであるということにしていかなないと、事業所のはあくまでも参考という程度で考えていかなないと、私はまずいと思うのです。ちょっとそれは、もう少し私も見ていきたいと思うのです。

町が依頼したところで、1か所が基準値超だったということであったわけですね。

これは何月に測ったものなのか、先にちょっとそこだけ。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

町が測定した日にちでございますけれども、臭気のほうが9月4日と9月24日に測定をしております。騒音につきましては、9月30日に測定をしておりますのでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 例年、この月あたりに測っているということによろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

議員さんのおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 大変臭うときがあるのですよ。大体測る時期が決まっているわけですよね。9月というけれども、1月もあったのかな。今はしていないのかな。しています。今はしていないね。大体時期を決めているわけなのです。

これは、前、質問したときに、前の担当者は、経過の観察の中でどういう変動があるかは、時期を同じに見ないと分からないから、時期を同じにしているのだという、こういう答弁だったのですけれども、何もこれは変動を見なくてもいいわけなのです。要は基準値があって、それを超えたのがあったらまずいわけなので、そこだけなのです。ですから、こういう時期を私はいろいろずらして、今後は検査をしたほうがいいというふうに思うのですけれども、お考えを伺いたいと思うのですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 それでは、お答えいたします。

町の測定時期といたしましては、9月でございますけれども、先ほども答弁の中にございましたけれども、10月に事業所が独自にやった検査ではクリアをしていたと。そのほかに事業者のほうで、やはり同じ測定機関で4月に測定をしております、そちらのほうも基準値をクリアしていると。大体半年に1回、時期がずれて測定をいたしておりますので、その辺はそのまま測定のほうを続けて、同じ時期の計測結果として、ずっと経過観察をしていきたいと、そのように考えております。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） これは、抜き打ちに意味があるのです。先ほど申しましたように、大変臭うときがあるのです。そういうときに測らなかつたら、事業者がやっているのであれば、準備してしまって臭わないようなときに、あるいは明日やるから、今日はきちんと鶏ふん処理をしておこうということをして測ったのでは、意味が全然ないのです。測って数字が低いからといっても、ほかの日では臭ったのでは。ほかの日でも臭わないようにするためには、事業者では駄目なのです。町が測らなかつたら。そう考えませんか、いかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

確かに、悪臭防止法上、それを執行するのは行政でございまして、その基準値を守らせるというのが町の責務でございまして、毎月立入検査をやらせていただきまして、その中でいろいろ事業所の中をチェックをさせていただいています。去年の12月から4月までは、鳥インフルエンザの関係で立ち入ることができませんでしたが、上級官庁からオーケーが出ましたので、5月に立入検査をまた再開したところでございます。

その中でも、やはり臭気が、簡易測定装置で測定はいたしますけれども、その数値も毎月控えてございます。前の月と比べて数値が高ければ、どうして高くなったのだと、その辺のヒアリングもして、当然、私どもも配管とか臭気の漏れだとか、全てチェックをしておりますので、その点で不具合を見つければ、その都度改善要求をしております。業者さんにはそのような指導を行っておりますので。

また、私ども不法投棄、ごみの収集、アライグマの駆除から、現場に出ることも多いのですが、必ずあそこを通るときは車の窓を開け、臭気を観察しております。少しでも臭いが強いときは、すぐに事業者のほうに問合せをして、その原因究明に努めております。ですので、細心の注意を払って、その臭気の観察を行っておりますので、ご理解いただければと思います。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 検査を今、9月にやっているというのですけれども、一定の期間ではなくて、いろんな日に、月に変えるようにすべきだと思うのですけれども、業者では駄目です。業者は、準備するという疑いを持たれます。していなくたって、疑いを持たれます。これは、桃の下で桃を取るような、盗んでいるのではないかと思われるような、それこそ季下に冠ですから。町として、時期を変えて検査をすべきだと思うのですけれども、ちょっとお答えをお願いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

藤原環境課長。

○藤原 実環境課長 お答えいたします。

確かに、議員さんのおっしゃることも、時期をずらして観察することも意義のあることだとは存じますけれども、こちらの行政といたしましては、やはり比較することが重要だと考えておりますので、定点の観測で毎年その数値を見て、きちんと守られているか、そうでないかというのを確認させていただいて、それで事業者の方にいろいろお話をして、守らせるべきときは守るように指導させていただくと。そういった考えで行っていきたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願ひいたします。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 町長に伺いたいと思うのですが、基準値を、町が測定をお願いした業者では1か所が超過していたということでもあります。今後、この問題への取組について、町長の改善をさせていくその気概というか、気持ちというか、そこを伺いたいと思うのです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えをさせていただきます。

この改善をするしないということは、法律的に決められているわけです、基準値が。法律に決められた基準を超えているということであるならば、町として厳しく指導していくのは当然のことだと思います。

もし、基準の中にあった場合には、それはそれ以上は申し上げることはできない。ただし、実際にはその周辺に住まっている方々の感覚的なものもありますので、さらにいい状態に改善されるようお願いはしていく。お願いするだけではなくて、数か月前に私は担当課のほうに、町独自でどうか何らかの手が打てないか。1段階でも2段階でも、少しでも軽減するようなことはできないかという指示は出しております。

そして、具体的な企業さんと今接触をして、本当であれば、この議会の前に、その担当者とお会いするわけだったのです。しかし、蔓延防止対策のほうが延びたために、それはキャンセルになってしまいましたけれども、今度は基準値の中であれば、今度はより快適な住空間をするために、町のほうがもっと本腰を入れて進めていくべきだというふうに私は考えております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 分かりました。

今、町長がおっしゃったように快適な住空間をつくるために、担当課として、同じような時期では準備される可能性がある。そこも考えてやっていてもらいたいと思うのです。環境課は大変人数が少ないから、いろいろやって大変でしょうけれども、ぜひ頑張ってくださいと思うのです。

次へ行きたいと思います。

○森 一人議長 どうぞ。

○10番（川口浩史議員） 避難所についてです。

（１）、避難所の熱中症対策はできているのでしょうか。

（２）、感染症対策はできているのか伺いたと思います。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、順次答弁させていただきます。

まず初めに、質問項目５の（１）につきましてお答えいたします。避難所での熱中症対策は、短期、長期の両面での対応が必要となります。災害の規模にもよりますが、平均すると停電後48時間以内に電力が復旧することになっております。電力が復旧すれば、11か所の指定避難所全てにエアコンが設置されたスペースがありますので、特に配慮が必要な方は、そちらに誘導いたします。また、各小中学校の教室にはエアコンが設置してありますので、教室を有効活用させていただく予定です。

電力が復旧しない場合は、換気により室内温度を保つこと及びこまめな水分、塩分の補給をすることが、熱中症の予防対策となります。

換気面では、11か所の避難所に大型扇風機を1台または2台配備してあります。電源につきましては、小型発電機を11台及びPHEV車を1台保有しておりますので、避難所へ投入し、換気に当たります。

また、水分補給では、500ミリのペットボトル1,776本備蓄しております。さらに、飲料水の優先供給に関する災害協定を企業と締結しておりますので、有事の際には供給いただけることになっております。

また、周囲の方々の声かけに効果がありますので、お互いに見守るよう注意喚起すること、救護班による巡回を実施すること等の対策を講じてまいります。

続きまして、質問項目５の（２）につきましてお答えいたします。避難所での感染

症対策でございますが、昨年9月に嵐山町避難所運営マニュアル、新型コロナウイルス感染症流行下における避難所運営の手引を策定し、感染症対策に配慮した運営を定めております。まず、昨年度の地方創生臨時交付金を活用して、フェースシールドやパーティションなど、感染症対策に必要な物品を購入し、各避難所に配備しております。

次に、運営ですが、避難所の入り口にて検温、問診等により健康チェックを行い、健康な方とそれ以外の方で動線を分けることとしております。体温が37.5度以上38度未満の場合は、専用スペースにて待機いただき、巡回保健師に判断を仰ぎます。38度以上または本人より感染のおそれの申出があった場合は、家族単位で発熱者等専用避難所に指定している生き生きふれあいプラザやすらぎに移動していただきます。

また、一般の避難スペースにおいては、各世帯の間隔が2メートル以上離れるようレイアウトいたします。その他、ソーシャルディスタンスを保つため、車中など避難所以外の安全な場所への避難を推奨しております。

以上、答弁とさせていただきます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 11か所全ての避難所にエアコンが設置されているということであります。ちょっと11か所、どこどこになるのか教えていただきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えいたします。

菅谷小学校、七郷小学校、志賀小学校、菅谷中学校、玉ノ岡中学校、B&G総合体育館、ふれあい交流センター、北部交流センター、知識の森図書館、花見台工業団地管理センター、生き生きふれあいプラザやすらぎでございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） これだけの場所で、例えば台風19号のときの避難者数は、全員避難ができるというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、答弁申し上げます。

台風19号のときですけれども、避難者数は延べで386名となっております、その

とき開けた避難所は、北部交流センター、図書館、ふれあい交流センター、志賀小学校体育館、B&G海洋センター、菅谷中学校体育館でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） なるほど、そうすると全部対応できるということであるわけですね。

ただ、菅小、七小、各小中学校の体育館、ここにもエアコンは設置されているということなのですか。これだとそういうことになるのですか、ちょっと確認です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

各小中学校の体育館には、エアコンは設置しておりません。ですので、天候にもよりますけれども、教室を活用して対応できる場所はしたいと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうすると、台風19号の関係ですけれども、体育館に入れたわけですよ。志賀小、ほかもそうですよね。ですので、体育館ですから、当然多くの方が入るわけですよ。それが各教室になっていって大丈夫なのかということをちょっと思うのですけれども、しかもこのコロナ禍の中でぎゅうぎゅう詰めというわけにはいかないと思いますので、いかがなのでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えいたします。

先ほど来、議員さんのほうで、台風19号のときの例を質問されているのですけれども、今、浸水想定区域ですとか、そういった形で新しい形の災害の想定が出ていますので、そちらを参考にしたりですとか、地震の想定、そちらも想定して避難者数を算出しております。そちらにつきましては、11か所で全ての最大想定は避難者数1,800人程度の方が、避難されるというふうに今想定されているのですけれども、そちらの方が全て最悪の場合、避難された場合でも、11か所全てで収容できるような想定をしております。

先ほど答弁でも言ったのですけれども、避難所マニュアルというものを策定してお

りまして、その中では、どの場所に何名避難できるというのを、一応コロナ禍の中ですけれども、想定しておりますので、このコロナがもし収束するようなことがあれば、かなり余裕がある状態になっております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) そうですか。ただ、体育館を使用しないで大丈夫なのか。1,800人を、なかなか予想どおりにはいかないというのが現実なのですけれども、一応こういう人数を見ているということでは、分かりました。

電気が48時間、2日間たてば大体電気が回復するというので、その2日間をどう乗り切るかというのが大変大事になってくると思うのですけれども、その間、扇風機が使えない、エアコンが使えない。その間の対策というのは考えておられるのか、伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

最初の答弁にも申し上げているのですけれども、停電が続く場合は、町で保有している小型発電機またはPHEV車と、さらに三菱自動車と災害協定を締結しましたので、有事の際にはPHEV車を無償で貸していただけることになっておりますので、そういったものを避難所のほうに配置しまして、最低限の電力、1台につき1,500ワット程度なのですけれども、そちらは使えることになっております。ですので、エアコンの稼働というのは、正直難しいかと思っておりますけれども、最大限の扇風機ですとか、冷風機でも持ち込めれば、そういったもの。それから、明かり、LEDの明かりですとか、あと携帯の充電、それからテレビ、その辺は使用できる仕様になっております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番(川口浩史議員) 小型発電機11台、PHEV1台、それと三菱自動車、これは何台なのかな。三菱が仮に1台として、13台の電源ということになるわけですよ。教室をどのぐらい使うのか。1教室では済まないのではないかなと思うのですけれども、何教室か使って電源を賄えるのでしょうか、ちょっとお願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

災害ですので、こちらの想定以上のことが起こるとは思いますけれども、停電になった場合には、それは暑さのことなのですから、扇風機が台数に確かに限りがございます。それから、発電機とか車のほうも台数に限りがございますけれども、そういった場合には、申し訳ないのですけれども、なるべく体育館とかの避難になるかとは思っています。

車なのですけれども、車につきましては、必要に応じて複数台借りられることにはなっておりますので、なるべくそういった場合には多く借りて対応する。

それから、発電機のほうなのですけれども、今現在、町で保有しているのは11台なのですけれども、これから新たに協定を結ぶ予定の企業さんも、発電機を貸していただけということになっておりますので、こちらのほうも台数が有事の際には増やせると考えております。そういったものでなるべく電気を投入して、そういった対策に充てられればと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 私が心配するのは、各教室に避難されていて、その全教室に電圧が足りなくなることはないのかなと、そこを心配しているのですけれども、1台の発電機で。三菱は1台ですか。当面、この13台でやるわけですよね。協定が云々というお話がありますけれども、この13台で対応はそこはできるのでしょうかということなのですが、そこはいかがですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 当面はといいますか、あらかじめ車の手配ですとか、発電機の手配をいたしますので、そう時間のかからないうちに台数を増やせると考えております。

そのそろった台数で教室を全教室を使うといいますか、想定なのですけれども、11か所避難所を開ける場合というのは、大地震、地震の場合です、恐らく。地震で大災害が起きた場合には、10か所以上開けないと、1,800人の方を収容できないという状態になるかと思っております。

ですが、台風等で川が増水して氾濫する。そういったことを想定すると、台風19号のときでも400名弱ですので、500名程度が収容できれば、事足りるという言い方はおかしいのですけれども、間に合いますので、そういった場合には、11か所を恐らく開けないで済むと思います。前回は6か所開けただけですので。そういったことを勘案して、なるべく電力を1か所に多く持っていけるような形で避難所を開設することを想定しております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） なるほど、大きな地震が来ないことを願うのですけれども。

ただ、扇風機もないようなところでは、冷たい水にタオルを浸して、それで冷やしてもらおうというのが有効だということであるわけなのです。そういう対応も必要ではないかと思うのですけれども、ぜひちょっと頭の中というか、考えておいてください。

コロナの関係もなるほどと。動線を分けることで、この説明で絵に浮かべるのが、同じ部屋で動線だけ分けて、健康な方とそれ以外の方とで動線を分ける。動線を分ける程度で大丈夫なのかなという不安があるのですけれども、できるだけ違う部屋でやるようにしていただきたいと思うのです。

それで、1点確認なのですが、女性教育会館なののですけれども、避難所として、これは先ほどの中に入っていなかったのですけれども、前はあったわけですよね。あそこに災害時に泊まったという人がいるということなののですけれども、この女性会館を使わなくなった理由というのは何かあるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

女性教育会館につきましては、当初、平成24年度に策定した地域防災計画、こちらのほうでは、避難者の最大想定といいますか、避難する人数が4,100人というふうに言われていたのです。その方を収容するには、そういったところも借りないと間に合わないということで、数多くの避難所を設定するということになっておりました。

その後、県のほうの想定が変わりまして、嵐山町は先ほど答弁した避難所には正式には1,800人程度、正式には1,585人という数字が出ているのですけれども、避難所には1,585人の方が最大で避難してくるというような想定に変わっております。ですの

で、その想定が出てからは避難所の数を見直させていただいて、今の10か所プラス1といえますか、11か所に運用で変えております。

今、地域防災計画のほうは、今年度見直しかけておりますので、そちらの防災計画のほうに掲載する時点では、正式に指定避難所はここですということで記載できるように、今準備を進めているところでございますけれども、災害は待っていただけませんので、何かあったときには対応できるように、今、運用で11か所で行うという形にしております。

以上です。

○森 一人議長 川口議員に申し上げます。一般質問の残り持ち時間5分となりました。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） そうですか。避難される方の人数がちょっと変更になったということで、そういうことなのかと。ただ、あそこは泊まれる施設がありますので、何もなくても泊まれますので、残せれば残してもらえればよかったなと思うのです。

ただ、今、コロナで感染者の方が使っていますから、その代替施設はどうするのですかと聞いたかったですけれども、ほかの11か所で十分泊まれることができるということでよろしいのですか。ちょっとこれは確認で。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 先ほど、一応最大想定で1,585人ということなのですが、今、11か所で一応1,826人まで収容できるような想定になっております。ですので、十分避難される方がいれば、避難所のほうには収容できることにはなっております。

又エック、女性教育会館につきましては、国のほうで借り上げて、今、施設を使用しておりますので、そういったこともこの先なきにしもあらずといえますか、避難所にうちのほうで想定していても、県のほうで借り上げてしまうと、実際は使えないということになってしまいますので、そこを想定の数に入れてしまうと、ほかのところにしわ寄せが行ってしまいますので、あらかじめ抜かせていただいたという形になります。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 了解しました。

以上で終わります。

○森 一人議長 ご苦労さまでした。

◎休会の議決

○森 一人議長 お諮りいたします。

議事の都合により、6月14日、15日、16日は休会いたしたいと思いをます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、6月14日、15日、16日は休会することに決しました。

◎散会の宣告

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 3時17分)

令和3年第2回嵐山町議会定例会

議事日程（第5号）

6月17日（木）午前10時開議

- 日程第 1 報告第 1号 令和2年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告について
- 日程第 2 報告第 2号 令和2年度嵐山町一般会計事故繰越し繰越計算報告について
- 日程第 3 報告第 3号 令和2年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告について
- 日程第 4 承認第 3号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例等の一部改正）
- 日程第 5 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 同意第 2号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについて
- 日程第 7 議案第26号 嵐山町立小中学校再編等審議会設置条例を制定することについて
- 日程第 8 議案第27号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについて
- 日程第 9 議案第28号 嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについて
- 日程第10 議案第29号 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについて
- 日程第11 議案第30号 嵐山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第12 議案第31号 嵐山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第13 議案第32号 嵐山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについて

- 日程第 1 4 議案第 3 3 号 嵐山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する
基準を定める条例の一部を改正することについて
- 日程第 1 5 議案第 3 4 号 令和 3 年度嵐山町一般会計補正予算（第 1 号）議定につい
て
- 日程第 1 6 議案第 3 5 号 第 6 次嵐山町総合振興計画を策定することについて
- 日程第 1 7 議案第 3 6 号 第 2 次嵐山町都市計画マスタープランを策定することにつ
いて

○出席議員（12名）

1番	小林	智	議員	2番	山田	良秋	議員
3番	狩守	勝義	議員	4番	藤野	和美	議員
6番	大野	敏行	議員	7番	畠山	美幸	議員
8番	長島	邦夫	議員	9番	青柳	賢治	議員
10番	川口	浩史	議員	11番	松本	美子	議員
12番	渋谷	登美子	議員	13番	森	一人	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅	原	浩	行
書	記	安	在	洋	子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町	長
高橋	兼次	副町	長
福嶋	啓太	技	監
青木	務	参事兼総務課	長
馬橋	透	地域支援課	長
村田	朗	税務課	長
高橋	喜代美	町民課	長
前田	宗利	福祉課	長
萩原	政則	健康いきいき課	長
近藤	久代	長寿生きがい課	長
藤原	実	環境課	長
杉田	哲男	農政課	長
藤永	政昭	企業支援課	長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課	長
清水	延昭	上下水道課	長

田	畑		修	会計管理者兼会計課長
奥	田	定	男	教 育 長
村	上	伸	二	教育委員会事務局長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和3年第2回嵐山町議会定例会第14日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前10時00分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、本日、渋谷登美子議員外1名より、議案第26号 嵐山町立小中学校再編等審議会設置条例を制定することについての修正の動議が本職宛てに提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第1日に第6次総合振興計画審査特別委員会に付託し、審査願っておりました議案第35号 第6次嵐山町総合振興計画を策定することについての件の審査報告書が提出されました。また、本件について少数意見報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第1日に総務経済常任委員会に付託し、審査願っておりました議案第37号 町道路線を廃止することについて（公共用地払下申請）の件について、審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今定例会第1日に文教厚生常任委員会に付託し、審査願っておりました請願第1号 再生可能エネルギーの割合を高めるエネルギー基本計画の改定に関する請願について、審査報告書が提出されました。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、委員会提出議案が提出されましたので、報告いたします。発委第2号 エネルギー基本計画の改定に関する意見書の提出について、以上の1件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、議員提出議案が提出されましたので、報告いたします。発議第5号 県内農産物・地域経済・消費者の食を守る条例制定を求める意見書の提出について、発議第6号 女子差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出について、発議第7号 東京五輪の開催中止を求める意見書の提出について、以上の3件であります。お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

なお、委員会提出議案1件及び議員提出議案3件につきましては、後刻日程の追加の件をお諮りいたしまして、審議する予定でありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

◎報告第1号の上程、説明、質疑

○森 一人議長 日程第1、報告第1号 令和2年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 報告第1号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第1号は、令和2年度嵐山町一般会計繰越明許費繰越計算報告についての件でございます。令和2年度に繰越明許費を設定した総合振興計画策定事業ほか14事業、総額2億5,134万8,000円を令和3年度に繰り越したため、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、報告第1号の細部につきましてご説明申し上げます。

年度内にその支出を終えることができない見込みのあるものにつきまして、翌年度に繰り越して使用するため、令和2年度一般会計補正予算（第7号）及び（第8号）において設定をいたしました繰越明許費につきまして、繰越額の確定に伴い報告をさせていただきます。

それでは、裏面の繰越計算書を御覧をいただきたいと思います。繰越事業につま

しては、記載の総合振興計画ほか14事業でございます。繰越額の金額につきましては、合計で予算計上額が2億5,380万8,000円、翌年度繰越額が確定額でございます2億5,134万8,000円でございます。

この翌年度繰越額の財源内訳でございますが、既収入特定財源はなく、未収入特定財源として、国、県支出金及び地方債並びに一般財源につきましては、それぞれ記載をさせていただいております。

以上、報告第1号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 この際、何かお聞きしたいことがございますか。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 総務管理費のうちの公共施設個別施設計画策定事業なのですが、繰越しになっていますけれども、これはいつ終わるという予定なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

公共施設個別施設計画策定事業につきましては、既に契約のほうをしております、予定といたしましては9月末までが事業期間というふうに考えてございます。

以上です。

○森 一人議長 よろしいですか。

ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方自治法施行令第146条第2項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎報告第2号の上程、説明、質疑

○森 一人議長 日程第2、報告第2号 令和2年度嵐山町一般会計事故繰越し繰越計算報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 報告第2号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第2号は、令和2年度嵐山町一般会計事故繰越し繰越し計算報告についての件でございます。令和元年度に繰越明許費を設定した武蔵嵐山駅西口地区整備事業のうち、公有財産購入費並びに補償、補てん及び賠償金の一部について、令和2年度内に支出が終了せず、令和3年度に繰り越して使用するため、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、報告するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、報告第2号の細部につきまして説明をさせていただきます。

令和元年度に繰越明許費の設定をし、令和2年度に繰り越した事業の一部につきまして、令和2年度内に支出を終えることができず、翌年度に繰り越して使用するものでございます。

それでは、裏面の事故繰越し繰越し計算書を御覧をいただきたいというふう存じます。今回事故繰越しを行いましたのは、第8款第3項都市計画費に計上してございます武蔵嵐山駅西口整備事業でございまして、関係者との交渉に不測の日数を要し、年度内にその支出を終えることができませんでしたので、令和3年度に繰り越したものでございます。繰越額の金額でございますが、支出負担行為を行った額1億292万1,682円のうち、3,133万2,682円を繰り越したものでございます。

以上、報告第2号の細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○森 一人議長 この際、何かお聞きしたいことがございますか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑がないようですので、本件につきましては、地方自治法施行令第150条第3項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎報告第3号の上程、説明、質疑

○森 一人議長 日程第3、報告第3号 令和2年度嵐山町水道事業会計予算繰越しの報告についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 報告第3号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

報告第3号は、令和2年度嵐山町水道事業会計予算繰越の報告についての件でございます。令和2年度事業である建設改良費に係る業務委託の期間を延長する必要が生じたため、必要な額を令和3年度に繰り越したため、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 それでは、報告第3号の細部につきましてご説明申し上げます。

令和2年度事業の業務委託2件につきまして、業務内容等の変更により、想定以上の期間を要し、年度内完了が困難となりましたため、地方公営企業法第26条第1項及び第2項の規定により繰り越し、同条第3項の規定に基づき、ご報告申し上げるものでございます。

裏面の令和2年度嵐山町水道事業会計予算繰越計算書をお願いいたします。1件目は、資本的支出、建設改良費、事業名が新浄・配水場関連業務委託でございます。予算計上額は9,400万円、翌年度繰越額は8,752万9,000円でございます。財源内訳につきましては、損益勘定留保資金でございます。予算と繰越額の差額647万1,000円につきましては、不用額としております。当該業務委託につきましては、平沢、遠山地内に建設を予定しております新浄・配水場整備に係る実施設計等の業務委託でございます。給水需要の変更等の理由によりまして、整備計画の根幹をなす計画給水量等を見直す必要が生じまして、それに合わせた実施設計とするため、繰越し事業とさせていただきます。

2件目は、資本的支出、建設改良費、事業名が管路更新計画策定業務委託でございます。予算計上額は600万円、翌年度繰越額は511万5,000円でございます。財源内訳につきましては、損益勘定留保資金でございます。予算額と繰越額の差額88万5,000円につきましては、不用額としております。当該業務委託につきましては、町全体の水道管路を老朽管更新計画と管路耐震化計画に大別いたしまして、今後10年間の更新計

画を策定するものでございます。町の事業計画並びに新浄・配水場関連事業に変更が生じたため、本更新計画も内容を変更する必要が生じたため、繰越し事業とさせていただきます。

以上、細部説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 この際、何かお聞きしたいことがございますか。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 計画給水量の見直しに想定以上の期間を要したという、その理由はどんなことなのか伺いたいと思います。ごめんなさい。建設改良費の新浄・配水場関連業務委託の関係ですけれども、理由を伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 こちらの變更理由となっております計画給水量の見直し等でございますけれども、当初設計しておりました計画給水量に加えまして、變更で基本計画の見直しの必要性が出てまいりました。これは、町の計画でございます都市計画道路の築造と企業誘致の関係事業が具体化されてきたため、当初基本計画で見ていた計画水量より大幅に水量の變更が生じたため、こちらを見直すために期間を要したものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 企業誘致の関係といいますと、今現在では花見台工業団地のことと、それから川島のところになってきますけれども、大幅に水量を増やさなくてはいけないような企業体が来たという、ある程度誘致が決まったということで、そのところで直さなくてはいけなくなったということですか、伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 お答え申し上げます。

企業の誘致でどのような企業が入ってくるということは定かではございませんけれども、その整備区域内のどのぐらいの企業が入ってくるというような計算がされておりましたので、その1区画当たりの見込まれる水量を従前の基本計画に加味をするということでございますので、具体的な企業がどういったものが入るのかという

のは算定には加えてございません。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 管路が大きなものになってくると思うのですけれども、それによると、こちらの下のほうにも関わってくるわけですね。どのくらいの水量が今後見込まれるという形になって、それは県水のほうに関わってくる問題になってくるのかどうか伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

清水上下水道課長。

○清水延昭上下水道課長 平成6年度の第3次拡張事業の際に、一度認可変更をかけております。その当時は、計画給水人口が2万5,000人、計画給水量が1万4,800立米、そのうち県水につきましては3,500立米で認可を受けております。今般の人口減少並びに給水使用の量の減少に伴いまして、ダウンサイジングの考え方から、この計画給水量と県水の受水量についても、併せて当初の基本計画の中で8,700立米にダウンサイジングするという事で計画をしておりました。割合にしまして、40%ほどの計画量の減少で見込んでおりましたが、そこに都市計画道路と、あと花見台の拡張地域、あるいは川島の産業区域の部分について、その計画の中に参入されてございませんでした。そのところを一応全体として1,000立米ほどを見込んで、今度の認可変更では9,700立米、約35%減の認可を受けようと考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑がないようですので、本件につきましては地方公営企業法第26条第3項の規定による報告事項でありますので、これにて終わります。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第4、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例等の一部改正）の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 承認第3号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

承認第3号は、専決処分承認を求めることについて（嵐山町税条例等の一部改正）の件でございます。地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、地方自治法第179条第1項の規定により嵐山町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 承認第3号 嵐山町税条例等の一部を改正する条例、承認第3号につきまして、細部説明を申し上げます。

参考資料を御覧ください。今回の嵐山町税条例等の一部を改正する条例は、提案説明のとおり、地方税法等の一部を改正する法律が令和3年3月31日に公布されたことに伴い、同日に専決処分をしたため、議会の承認を求めるものです。なお、今回の改正は、第1条及び第2条により改正するものでございます。

初めに、第1条の主な改正部分につきましてご説明申し上げます。最初に、個人住民税関係では、1点目は、国外居住親族の扶養控除の見直しについてでございます。令和2年度税制改正により、所得税について扶養控除を、その対象となる扶養親族から30歳以上70歳未満の国外居住親族を原則として除くことに伴い、個人住民税についても、基準の判定に用いる扶養親族の範囲を所得税の扶養控除の取扱いと同様とするものであります。これにより均等割及び所得割の所得金額算定の際に考慮する扶養親族の概念を「年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限定するもの」とするものでございます。

施行期日は、令和6年1月1日で、該当条文は、第24条第2項、第36条の3の3第1項、附則第5条第1項でございます。

2点目は、給与所得者・公的年金等受給者等の申告書の電子提出に係る税務署長の承認の廃止でございます。該当条文は、第36条の3の2第4項、第36条の3の3第4項、第53条の9第3、4項でございます。

3点目は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を5年間

延長し、令和9年度までとするものでございます。

施行期日は令和4年1月1日で、該当条文は附則第6条でございます。

4点目は、所得税における住宅借入金等特別税額控除の改正に伴い、控除期間13年の特例を2年延長するとともに、居住要件を1年間延長するものでございます。該当条文は、附則第18条の11でございます。

次に、資産税関係では、1点目は、令和3年度は固定資産税の評価替えの年度となります。適用期限が令和2年度までとされている負担調整措置について3年間延長し、令和5年度までの間、現行制度の仕組みを維持、負担調整措置の継続を行うものでございます。

また、新型コロナウイルス感染症により社会経済活動等の変化による納税者の負担感に配慮する観点から、令和3年度に限り、負担調整措置により税額が増加する土地について、前年度の税額に据え置く特別な措置を講じるものでございます。該当条文は、附則第11条、第11条の2、第12条、第12条の3、第13条、第15条でございます。

裏面を御覧ください。2点目は、償却資産の課税標準の特例で、浸水被害対策のために整備される雨水貯留浸透施設に係る課税標準の特例措置の新設及び法改正による条文の整備、東日本大震災に係る固定資産税の特例措置が延長されたことに伴い、特例の適用を受けようとする者が行う申告についても5年間延長し、令和8年度までとするもの、及び平成30年7月豪雨に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者が行う申告方法の新設でございます。該当条文は、附則第10条の2、附則第18条の7、附則第18条の12でございます。

続いて、軽自動車税関係では、環境性能割税率区分の見直しとして、2030年度燃費基準の基に税率の適用区分の見直しを行うもので、該当条文は第81条の4、また税率1%分を軽減する臨時的軽減について適用期限を9か月延長を行うもので、該当条文は、附則第15条の2の2、最後の種別割の見直しと取得期間を2年間延長するもので、該当条文は附則第16条でございます。そのほか、法改正に伴い、条文の整備を行うものです。

次に、第2条の改正につきましては、令和2年に専決処分を行いました、嵐山町税条例等の一部を改正する条例（令和2年条例第13号）の一部改正でございます。国の法人税における企業グループを一つの納税主体と捉えて納税単位とする連結納税制度から、各法人を納税単位とするグループ通算制度に移行する等の法改正が実施される

ことに伴い、地方税において法人住民税法人税割及び法人事業税所得割について、引き続き企業グループ内の法人の損益通算の影響が及ばないようにする等の所要の措置を講ずるための条文の整備でございます。

最後に、附則につきましては、第1条で施行期日を定めております。第2条は町民税に関する経過措置、第3条は固定資産税に関する経過措置、第4条は軽自動車税に関する経過措置を定めております。

以上で細部説明を終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 第1条の個人住民税関係なのですが、外国に住んでいる方の控除になるということの理解でよろしいのですか。嵐山町ですと、町内でどのぐらい人数がいて、これによる影響額はどのくらいになるのか分かりますか。

それと、これは令和6年ですから、まだ3年も先なわけです。これを前も言ったことがあるのですけれども、こんなに先のを専決でやるというのは、私はいかがなものかと、十分時間が取れるわけですから、きちんとした議題に出してやるべきだというふうに思うのですけれども、ちょっとその辺の考え方も伺いたいと思います。

それと、裏の軽自動車の関係ですが、アの2030年度燃費基準、これは新しい税率ということで理解してよろしいのですか。どのくらいの税率になって、こういう車はもう販売されているのですか。嵐山町の計算ができていれば、影響額伺いたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村田税務課長。

○村田 朗税務課長 お答えさせていただきます。

まず、第1点目の第24条等の関係、国外居住親族の扶養控除の見直しについてでございます。こちらにつきましては、現在、集計する方法がございません。申告会場では、親族関係書類の提出を受け、何件か扶養控除をしたということでございます。

また、会社の年末調整で提出済みの方もございます。この改正によりまして、恐らく次回からは扶養控除の区分のところが年末調整等する際、あるいは申告する際の区分が、国外居住者の区分のところが増えてくるかと思ひます。

また、令和3年6月現在の外国人の登録者数の関係で調べてみたところ、外国人登録者数572人のうち、国外に扶養を取っている方が169人という数字が出てございます。影響額につきましては、申し訳ございません。不明でございます。

また、この専決処分で令和6年の施行ということで、まだ時間があるというお話かと思えますけれども、嵐山町のほうでは例年、この地方税法、税制改正のたびにまとめて改正のあった分を実施しております。税条例のほうが複雑でございますので、例えば令和6年まで、令和5年中ですか、そこまで待つて改正とか、改正漏れ等がもしございますと、よくありませんので、税制改正ごとに国から条例の例が来ますので、そのとおりに実施していきたい考えでございます。

最後に、軽自動車税の関係ですけれども、この2030年度の基準につきましてですけれども、改正前では2020年度基準10%、20%達成のもの、こちらは非課税でございました。次に、2020年度基準の達成につきましては1%、それ以外は2%でしたが、改正後では2020年度基準85%、75%の達成したものが非課税、60%の達成したものが1%、それ以外は2%というふうに改正の表は変更されてございます。各自動車関連会社等の燃費基準等の規制がこれによりまして、以前よりかは達成基準が狭まったというか、環境等の関係もあると思うのですけれども、狭まってきている状況かと思えます。

これによる影響額、台数等につきましては、数字のほうはまだ把握できておりません。参考までに令和2年のときの達成度を見ますと、軽乗用車50%達成は、嵐山町に登録されている全登録台数7,357のうち13台、軽乗用25%達成しているものを所有している方、こちらは142台、軽貨物25%達成しているものを所有している方は7台というような状況になってございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税条例等の一

部改正)の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は承認されました。

◎諮問第1号の上程、説明、質疑、採決

○森 一人議長 日程第5、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 諮問第1号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

諮問第1号は、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件でございます。人権擁護委員高橋俊子氏の任期が令和3年9月30日に満了することにつき、新たに嶋田静江氏を人権擁護委員に推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき議会の意見を求めるものであります。

嶋田静江氏の経歴につきましては、裏面の参考資料をご高覧願いたいと存じます。

なお、細部につきましては省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番(渋谷登美子議員) 経歴、職歴のほうを見ますと、農事組合法人セイメイファームというのが昭和62年から現在までとなっております。地元の人たちの人権というのは、それは臭いという形でずっとあるものに職歴の中に入っている方を、地元の方の人権は明らかに侵されているわけですよね、人権侵害みたいな形で。それをずっとやっているにもかかわらず、そこのところが解決できない形の方は、民生委員などの児童委員ですか、そういうことをなさっていたとしても、ちょっとふさわしくないかなと思うのですけれども、この方に推薦するように至った経過というのを伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えいたします。

高橋俊子様のほうが今年度任期中で、退任したいというお話を伺いまして、新しい方ということで人選しておったわけですがけれども、こちらにつきましては、今現在、人権擁護委員をされている先生方のご推薦ということで了承をいただきました。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） そうしますと、人権擁護委員の方々、それぞれ人権のことを考えていらっしゃると思うのですがけれども、地元の人たちの臭いに対しての問題というのは、人権のものとは考えられなかったということでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 そのセイメイファームさんの臭いの公害と申しますか、そのことにつきましては、私のほうも認識しているところでございますけれども、嶋田静江様本人の人格というところには、その会社としての公害というところは影響を及ぼしていないのかなというところでございます。

以上です。

○森 一人議長 渋谷議員、よろしいですか。

○12番（渋谷登美子議員） はい。

○森 一人議長 ほかに。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ちょっと同じような質問になってしまうのですがけれども、平穏生活権というのがあるらしいのです。あるというふうに聞いて、この平穏生活権というのは、騒音や振動や悪臭などによって生ずる生活妨害と、これは受忍の限度を超えた場合にこの権利が認められるということなのです。この受忍の限度というのは、騒音にしろ、振動にしろ、悪臭にしろ、基準値を超えている場合が言えるということらしいのです。裁判のほうで、そういうことを認めてもらえるということで。

人格は関係ないということでおっしゃったのですがけれども、セイメイファームの何か役員をやっているというふうに聞いているのですがけれども、役員を仮にやっていなくても、セイメイファーム側にいるお立場の方です。その方がこの周辺の、いわゆる

発生者側が被害者側の周辺の方の人権を守ることができるのかと考えると、なかなかそこは難しいのではないかと思うのですけれども、その辺のお考えを私も伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

セイメイファームの役職につきましては、今年度といたしますか、今現在なのですけれども、恐らく役職はしていないかなというふうに解釈はしておりますけれども、仕事のほうも少し年齢のこともありますので、遠のいているというようなことの説明は受けております。

先ほど議員さんおっしゃられた生活権ですか、そちらの権利を守れるかというご質問なのですけれども、ちょっと渋谷議員のご質問と重ねてしまうのですけれども、あくまで人権擁護委員ということで、その方をお願いするという、その方の人格を重視して判断されていると思いますので、こちらとしても推薦いただいたときに十分吟味いたしまして、この方ならお任せできるということで判断して推薦いたしました。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） ここの経歴を見ると、セイメイファームというふうに書いてあるわけですから、そっちのお立場でいるお方だなというのは分かります。もっと私もいろんな人に聞きましたので、それはいいです。

それで、人権擁護委員というのは、全ての人権に対して擁護するというのが仕事というか、お金はもらわないわけですが、するというのがこの人権擁護委員の役割です。先ほど平穏生活権というこの権利について、発生者側の人被害者側の権利を守れるのか、通常守れないと判断するのが普通だと思うのです。そうではないですか。ここが一番大きな点なのです。そこをちょっと明確にお答えいただけないでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 発生する側のことなのですけれども、先ほどからお答えしているように、嶋田静江様個人の人格というところでこちらとしては判断してお

りますので、そういった方々のお気持ちも分かる方だというふうに認識しております。
以上です。

○森 一人議長 よろしいですか。
ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。
討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについての件は、本議会はこれに適任という意見とすることに決しました。

◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○森 一人議長 日程第6、同意第2号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 同意第2号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

同意第2号は、嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件でございます。嵐山町監査委員堀江國明氏の任期が令和3年7月6日に満了することにつき、引き続き同氏を選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

堀江國明氏の経歴につきましては、裏面の参考資料をご高覧願いたいと存じます。
なお、細部説明は省略させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論は省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、討論は省略することに決しました。

お諮りいたします。ただいま議題となっております同意第2号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、同意第2号 嵐山町監査委員の選任につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決しました。

◎議案第26号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第7、議案第26号 嵐山町立小中学校再編等審議会設置条例を制定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第26号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第26号は、嵐山町立小中学校再編等審議会設置条例を制定することについての件でございます。嵐山町が設置する小学校及び中学校の教育環境を整備し、充実した学校教育の実現に資するため、本条例を制定するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、議案第26号 嵐山町立小中学校再編等審議

会設置条例を制定することについての細部説明を申し上げます。

まず、第1条、設置でございますが、教育委員会の附属機関として、嵐山町立小中学校再編等審議会を置くことと定めたものでございます。

第2条は、審議会の所掌事務を定めたものでございます。教育委員会の諮問に応じ、第1号及び第2号の事項について、調査、審議し、答申します。第1号は、教育委員会の所掌事務のうち、小中学校の再編に関する事項を諮問できると定め、第2号は、その他必要と認める事項を諮問できると定めたものでございます。第2項は、町長も同様に諮問をすることができるように定めてございます。

第3条は、組織について定めたものでございます。委員数は18人以内とし、各号に定めるもののうちから、教育委員会が町長と協議して任命します。

第4条は、委員の任期について定めたものでございます。任期は、令和5年3月31日まで、またはそれまでに答申がされた場合には、その日までとしてございます。

第5条は、会長及び副会長について定めたものでございます。第3項で会長の職務、第5項で副会長の職務を定めてございます。

第6条は、会議の運営について定めたものでございます。第2項において、会議の開催条件を委員の過半数の出席と定め、第3項において、議事の決定は出席委員の過半数と定めたものでございます。第4項において、会議の原則公開を定めてございます。

第7条は、委員以外の意見聴取を定めたものでございます。委員以外の方の意見や説明をお聞きし、資料の提出を求めることができると定めたものでございます。

第8条は、守秘義務について定めたものでございます。

第9条は、審議会の事務につきましては、教育委員会事務局が行うと定めたものでございます。

第10条は、委任について定めたものでございます。

附則といたしまして、施行期日を定めてございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） まず、この諮問機関、条例案、再編を求める答申内容、求め

た諮問機関であるのか、基本的なところをちょっとまず伺いたいと思います。

それから、第2条で教育委員会がその他必要と認める事項とあるのですけれども、これはちょっとどんなことを想定しているのか。

それから、第2項で町長の諮問に応じということであるのですけれども、これは法的にはきちんと調べられているのか、それとどんなことを想定しているのか伺いたいと思います。

第3条の(1)号で学識経験者、この学識経験者はどんな部門に秀でた学識経験者をここでは想定しているのか、お考えになられているのかを伺いたいと思います。

それと、その諮問においては、各教育長、町長が行った場合には、議会のほうに提出していただけるのかも併せて伺いたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

審議会は、諮問に応じ、再編に関するということになっておりますので、再編が前提ではなく、再編に関しての諮問に対してご審議いただくというものでございます。

第2条、その他でございますが、現在は具体的な想定事項等はございませんけれども、実際に審議会が運営される中で、その進める中で必要になった場合に備えて規定するものでございます。

次に、町長が同じく諮問できるということでございますけれども、こちらについては、これまでの経緯でもございます教育委員会と町の執行、町長部局との連携が必要ということによって定めてございます。

また、それが可能であるかということでございますが、地方自治法第138条の4第3項に規定のある附属機関は、2つの執行機関の諮問に応じ答申することは可能であると、埼玉県においても、埼玉県生涯学習審議会条例では、審議会が県の教育委員会と埼玉県知事の両方に対して建議が可能な規定となっております。

次に、第3条の第1号、学識経験者、こちらにつきまして具体的にこういう方というのはございません。当然やはり学校の再編ですので、教育に関する方、また地域とか、そういったことにも含めて、いろいろな意味での学識経験者ということで、現在、

具体的にこういう方という方で考えているものではございません。

また、最後が諮問を議会に提出ということでございますけれども、当然答申が出されたものに関しては公開するものでございますので、提出のほうをさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

〔「町長の諮問は分からないのかな」と言う人あり〕

○森 一人議長 続けてどうぞ。

○村上伸二教育委員会事務局長 町長の諮問の内容、こちらについても、今段階で具体的にこういうものというものはございません。やはり先ほどもご説明させていただいたとおり、教育委員会だけでどうこうということではなく、町全体として考えるべき事項ですので、そこで町長が必要と判断された場合には諮問をしていただくということを想定しているものでございます。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 分かりました。再編を前提ではないということで、この答弁を求めていたのですけれども。それで、6次総合振興計画には、学校の再編を図ると、こう書いてあるのです。これはちょっと質問でもしましたけれども、図るということは、それを読んだ委員の人にはバイアスがかかります。ちょっと重みがあるなということで、この線で答申しなければいけないのかなということで、そういうものをバイアスがかけてあると思うのです。したがって、6次総合はこれからの審議なのですけれども、ただ修正以外は無条件ですので、ぜひそこは町長は剣道をやっていて、そんなひきょうなことはやる人ではないというふうに思うのです。試合でもそうだと思うのです。これを前提としたものがどこかにあるというのは非常にまずいので、そこは書き換えていただきたいというふうに思うのです。その点、もし答弁をお答えいただければ伺いたいと思います。

それから、学識経験者なのですけれども、教育は当然入るなと思っているのです。学校の再編をとった場合に、この段階では必要ないかなと思うのですけれども、次の段階になるのかな、地域とおっしゃったので。ただ、この人数で人数割をしていくと、学識経験者もそんなに多くはないのではないかなと、2人か3人なのかなって、

これで十分議論ができるのかなということをやっと心配するというか、人数的にはせいぜいそんなものなのでしょう。やっぱり地域のことも分かるような方がここには入らないといけないので、この全体の人数も18人ではいかなものかなというふうなことを感じるのです。その点をお聞きしたいと思います。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩といたします。

再開時間を11時15分といたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時15分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川口議員の2回目の質疑の答弁からになります。

答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えをさせていただきます。

川口議員のほうから、総振の中のその表現についてちょっと触れていただきましたけれども、この53ページのところにどのように記載をされているかという、「児童生徒数の減少や学校施設の老朽化、町の財政状況等を鑑み、小中学校の規模や配置の在り方、施設の整備等について検討し再編等を図ります」と、要するに再編を図りますということではなくて、再編等ということですから、そういう方向性に行くこともあるだろうし、また違った方向性にも行く可能性はあるということで、しっかりとその真意というものを表現していただいているということでありますので、川口議員がご心配していただいた、バイアスをかけるというような意図は全くございません。

そしてまた、この総振については、審議会の委員の方々がしっかりと時間をかけて審査をしていただいて、そしてまたこの議会においても、特別委員会まで設置をしていただいて、あらゆる角度から丁寧なご審議をいただきました。私は、その裁定に従いたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 続いて、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 委員の人数と学識経験者についてのご質問だと思っています。委員の人数につきましては18人ということで、審議会で意見をいただくのに

は少な過ぎず多過ぎない人数ということで、また平成11年に閣議決定されております審議会等の整理合理化に関する基本的計画、この中で審議会の委員は20人以内というふうにされております。そうした中で、各号の委員の人数を具体的に何号が何人ということはまだ全然決めておりませんが、そうした中で18人とさせていただきました。

また、学識経験者につきましても当然、若干名という形になりますが、いろいろな意見をいただくという意味では、先ほども説明させていただきましたけれども、第7条の中で「会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、審議会の会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き」とございますので、必要に応じて様々な専門的なご意見等は、審議会を進める中で聞くことが可能であるかというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 総合振興計画の話になってしまって大変恐縮なのですが、そうしますと、確認ですけれども、再編等を図るというのは再編を図るという意味ではないという理解だよと、理解してくれという、そういうことでよろしいわけですか、確認ですが。

○森 一人議長 答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

議会の裁定に従いたいと思います。

○森 一人議長 ほかに。

○10番（川口浩史議員） 再編を図るという意味ではないのかということで、議会は、そこはまとまっていなかったもので、町長のお答え、再編を図るという意味ではないですよということをちょっと私はお聞きしたので。あまり私もここをしつこくするところではないのは分かっているのですけれども、ちょっと町長のお答えを……

○森 一人議長 2回目の質疑とかぶるところが、再編が前提ではないですよということを確認しているのですよね。

○10番（川口浩史議員） それは、審議会がそういうことでおっしゃったので、この総振もそういうふうな意味で書いてあるのですよと……

○森 一人議長 総振。

○10番（川口浩史議員） うん。

○森 一人議長 総振は……

○10番（川口浩史議員） ちょっと関連があるから、総振との。総振との今度の審議会との関連があるからお聞きしているのです。この再編等を図るといというのは、再編を図るという意味で書いてあるのではないですよと、そこをちょっと確認だけしたかったですけれども。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 お答えさせていただきます。

そういった意図は全くありません。

○森 一人議長 ほかに。

第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 今回の審議会設置条例、ちょうど1月の13日だったでしょうか、町長が白紙に戻して議論をやり直すというふうに表明したというふうに、私は理解をしております。その中で、この条例がこういう形で今提案されていると。私は、3月の議会でも、コロナによって大きく社会状況も変わった、それから国の方針、中教審答申も小規模校に対するニュアンスが大きくやっぱり変わってきている等々を質問したときに、その認識も含めて審議会の議論に任せるといのか、その審議会の議論に影響を与えるので、コメントを要するに差し控えるという答弁かなと思っております。そのほかのいろんな議員の質問の中でも、かなりこの審議会の中で決めていただくということが再三答弁されていた。そのくらい非常に重要な審議会であるというふうに思うのです。町長があおのときに表明された中で、条例設置でないというのも一つの原因であった。同時に、町民の方の意見が、説明不足、聞いていないということが非常に多かったということも、その理由の中に入っていたと思うのです。そう考えますと、今回のその審議会がそれを払拭する、担保する審議会に要するになるのかどうかということが一つ大きな問題だと思うのです。

これまで以前の審議会、要するに要綱設置の委員会の中でも、年月かけて議論をしてきたと、そのことは私も承知しております。ただ、その中で町民からそういう意見が出てしまうというのはどうしてかということ、やっぱりここを総括してみる必要

が、した上でこの審議会を考える必要が当然あると思うのです。そうすると、審議会、要するに委員会の中で一生懸命これを議論されている、それが町民の中でフィードバックされてないと。その委員会の中では深まっているのです。町民との関係では深まっていなかった。これが非常に大きな問題だと思うのです。私も当時区長代理等をやっておりましたけれども、一番その影響を受ける、要するに七小の関係、そのヒアリング等も一切実はなかったのです。ですから、どんどん、どんどん話が進んで、交渉云々かんぬんのところまで話がどんどん進んでいる中でも、その地元に対しての説明、ヒアリングがなかった。それは、保護者の方の中からでも、何でそんなに早い、聞いていないよみたいな声が出てしまう。そこをこの審議会が、この18人、先ほど事務局長が国の関係で20人以内ということをおっしゃいましたけれども、この問題をどうこの条例の中で要するに担保していくかということをしつかりしないと、この18人の委員さんの中で同じようなことが繰り返されると、町民の方から見て、同じような意見が出てくると。この問題は、国、文科省のほうでもありますけれども、方針でもありますけれども、教育委員会部局だけではなくて市長部局、要するに町長部局と一緒に取り組んでいくべき課題だとはっきり明記しているのです。

ですから、要するに町を挙げて、保護者の方はもちろんですけれども、これから保護者になる方ももちろん、それから今地域の中でいろんな今後の将来性、そういう問題の全部絡んだ大変重要な課題ですので、このところをしっかりと担保できないと、やはり将来に禍根を残すと。私も前も申し上げましたけれども、同じものができてもどういう評価が下るのかというのは、結局そのプロセスが非常に大事なわけです。そういう意味で、その辺をしっかりと担保していくと、それがやはり18人では少ないというように思います。

それからもう一つ、先ほど申し上げた、跡地利用、財政問題等でも出てまいります。では、この問題をこの審議会が論議するのかと、その学校再編をしていく、どういう形に出るか、これは議論するわけですがけれども、その中に当然跡地の利用の問題とか財政の問題が出なければ、議論は当然深まってははいかないです。ですから、再編をするかしないかだけの議論では、実はこの問題は解決しないと。ですから、その問題が実は第2条の2項で、要するに教育委員会の附属機関に対して町長が諮問することができると思いますが、本来これは法的には問題がないにしても、教育委員会の附属機関ですから、あくまで教育委員会の附属機関。これまで教育委員会は、財政問

題や跡地問題については触れることができないと、そこは所管が違うというふうにやってきたはずなのです。ですから、そこはあまり踏み込んでいなかったはずなのです。ただ、そこでちょっと矛盾がありまして、教育委員会の附属機関に対して、その問題まで諮問ができるのかと、これはしっかり解決しておかないと中途半端になってしまう。ここは、教育委員会の附属機関としてやはりそこで再編について議論をして、別にまたその問題について、跡地利用等についてはもう一つ別の審議会をつくってやっていくのかということの方針は、この段階でしっかり決めておく必要があると思うのです。その点についてちょっとお聞きいたします。

以上です。ちょっと長くなりましたけれども。

○森 一人議長 なるべく、質疑でございますので、端的にお願いしたいと思います。

それでは、答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

今回、条例設置の審議会をこのように設置するに至った経緯というのは、当然藤野議員ご指摘のとおり、町長もご指摘がありました、住民へのコンセンサス不足というのが大きな問題だと思っております。そういった面で、そういったものが担保できるのか、この審議会だというご質問だと思いますけれども、現在は、どなたに委員とかということは一切何も決まっておられませんけれども、審議会を進めるに当たって、当然こういう課題があった上で、今回改めて再編に関して町として取り組んでいくという意味での審議会だということを理解していただいた上で進めていきますので、そこでまた同じように審議会の内部だけで審議をして検討をして答申を出して行って、答申が出ましたというのは、藤野議員おっしゃるとおりまるっきり同じですので、当然そういうことは大前提として、町民の意見、保護者の意見、地域の意見等を聞いて進めるというのは、ここで答弁させていただいておりますけれども、当然それが大前提で審議会を進めていくというふうに考えております。

それと、18人で少ないというご意見で、先ほど川口議員のご質問にもお答えさせていただきました7条の関係で、いろいろな意見をこのお願いする委員さん以外からも当然お聞きしたいと考えております。

また、意見を聞くだけでなく、その前の質問も一緒になりますけれども、報告なり説明なり、そういった機会を設ける中で、多くの町民の皆さんのご意見を聞いた上で、

この審議会を進めていきたいというふうに考えております。

また、跡地利用や財政的な課題に関して、別の審議会を立ち上げるべきではないかというご指摘、これに関しても以前町長のほうでもご答弁いただきました。そういった必要が生じてくれば、あくまでも今回上程させていただいております学校再編等の審議会は、学校をどうするかという、教育委員会サイドとしての諮問機関でございます。藤野議員ご指摘のとおり、町全体に関わることとなりますので、それについて当然また議会のご理解も含めて跡地利用、また例えば学校をつくるにしても財政的課題、これに対してちゃんとほかの町全体のこの後の進め方の中で位置づけられるのかということも重要な課題となりますので、それについて必要に応じて当然そういった審議会は町として考えていくべきだというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） では、そうしますと確認なのですが、第2条2項の町長の諮問云々かんぬんは、教育委員会が所管する学校再編についての中での町長の諮問というふうに理解してよろしいでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

今、藤野議員ご指摘のことについて、町長も諮問できるということでございます。以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） この条例案なのですが、要綱と違うところはどこなのか伺いたいと思います。その要綱と違うところは、地方自治法第138条4の第3項の規定に基づきというところが加わった、それだけではないかなというふうに考えているのですが、どこが違うのか、まず1点伺います。

それと、私、去年の適正規模の審議会を2回ほど傍聴してしまして、まず最初に、これはとあって、学識経験者の方が長になっていて、率先して全部引っ張っていく、それに対して教育委員会が提示していたものをどんどん、どんどんどうですか、どうですかというふうにして進めていくという事態があって、これはちょっととあって、

こんなふうにとんどん進めていくということ自体があり得ない。そして、住民の方って、公募の方が1人と、あと女性の方が、保護者の方が1人入っていたのですか、あとは園長さんです。だから、もう進めていくのだ、とんどん、とんどん進めていくのだというふうな形で、ご自分の意見も話すことができないような状況だったなというふうに思っています。区の代表の方も、もうこれは決まってしまったの、これはどういふふうにも、意見を出してもどうしようもないではないかという形でお話ししていらした方がいたということがあります。

そして、別の観点からいきますと、これは条例設置してしまえばまた前と同じように進めるからというふうな形で行われていたというふうなことも聞いておりますので、そうするとこの条例は、何ら議会報告会での町民の意見を入れたという形ではなくて、条例設置してしまったら前と同じに進めますよというのと同じかなというふうに思っているのですし、その点を一点、とにかく条例と要綱の違い。

それと、これに関しては、議会に対して私はびっくりしたのですけれども、当時の文教厚生委員会では調べていた、だから議会には報告しているという話が何回か出てくるのです、議事録を読んでいると。ええ、私たち何にもしていないよというふうな感じで思っていたのですけれども、これをどのように考えていくのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 要綱設置と条例設置の違うところということで、条例設置において審議されたものを答申をいただくということで、そういった意味での条例設置という形で審議をしていただくという形になるかと思えます。

渋谷議員、新校開校準備委員会のほうで決まったものをということでございました。確かに新校開校準備委員会の進め方といいますか、内容につきましては、再編が決まった上での委員会でしたので、それを具体的にどういうスケジュールで進めていくかという進め方でもございましたので、そこで具体的な方策といいますか、新校開校に向けての取組をどうしていくかという内容でもございましたので、今回の新たにつくる再編等審議会につきましては、先ほど来からのご質問と、いろいろ川口議員、藤野議員からもいただいております、全てが前提があるわけではない中で、再編等についてご審議をいただくという形になりますので、結論ありきの審議会ではないというふうに

考えておりますし、当然またそういった形で審議会を進めていただくようにしていただきたいと考えております。

また、文教厚生常任委員会のほうに報告といいますか、それにつきましては、議会に対してというよりか、文教厚生常任委員会の中でちょうど学校に関することを特定事件として扱っていただいておりますので、その中で現在学校の置かれている状況、また同時並行で検討委員会のほうが立ち上がり、進められておりましたので、その中でこういった内容で検討委員会では現在審議しているということを報告させていただいたという意味での内容でございます。

以上です。

○森 一人議長 答弁漏れがありますか。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） いいです。そのまま行きますから。要綱と条例の違い、私はこの要綱をそのままここに持ってきているなというふうに思っているのですが、特に審議会委員の区分け、それなんかも全く同じような状況で。要綱と条例は、私、要綱を今日は持ってきていないので、前は持っていたのですが、既にもう要綱集の中からなくなっているのです、今見たのですけれども。なので、分からないのですけれども、要綱と条例とどう違うのですか。前のなくなっていて、これはちょっと何なのだろうと思いつつながら。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 では、お答えさせていただきます。

要綱と今回の条例で大きく変わるのは、委員の構成人数がまずございます。以前の小中学校適正規模等検討委員会設置要綱では、委員は10人以内となっております。今回、18人以内というふうにさせていただいております。

また、委員の構成でございますが、第3条の中で、未就学児の保護者を代表する者、こういったものも以前の要綱の中での委員会の中ではございませんでした。今回の再編等の審議会においては、できるだけ多くの町民の方々のご意見を反映させたいというふうに考えております。ですので、以前は要綱のほうの委員の構成では、小中学校PTA会長代表、小中学校長代表、行政区長代表、学識経験者、その他教育委員会が必要と認める者の5つでございましたけれども、今回は、先ほども申し上げました未

就学児の保護者を代表する者も含めて、多くの保護者の方々、実際に今後の教育に関わる保護者の方々をできるだけ反映させたい。また、前回の要綱では、公募の委員はございませんでしたけれども、今回の条例設置の委員会では、公募により選出された者も含めてございます。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 再質問で話し忘れてしまったのですけれども、審議会と議会との関係、この大きな問題を議会との関係の中でどうやっていくのかというのを伺いたいと思います。

それともう一つ、この中で審議会の中で大体女性の委員というのは、自分で、1人とか2人の立場だったら話せないのです。2人とか3人同じ立場の人がいてやっと話をする。それはどういうわけか分からないのですけれども、そういう場に慣れていないということもあるのでしょうか。そして、前回の進める会、去年の場合は、園長先生が女性だったので、園長先生は積極的に話していました、幼稚園の園長先生は。だけれども、ほかのもう一人の方は全然話もできないような状況だったので、男女比というのがここに出ていないのですけれども、それはどのように考えるのか伺いたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 具体的に男女比をどうするというのは考えておりませんといいますか、決まってはおりませんが、当然女性の比率も多くしていきたいということで未就学児の保護者、また学校代表、児童生徒の保護者ということで入れていきたいと考えておりますが、そういった男女比のご指摘を当然考慮した上で、教育委員会と町長とが協議して委員を任命するとなっておりますので、そういったことも考慮していきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 村上教育委員会事務局長、議会、この審議会との関わりといいますか、関係について。

○村上伸二教育委員会事務局長 失礼いたしました。

前回といいますか、要綱設置の委員会の内容につきまして、文教厚生常任委員会で

はいろいろな形で報告をさせていただきましたけれども、議会全体という形では、計画案ができた段階で初めて全協でご説明するような形になっておりました。ですので、この審議会を進める上では、そこで審議がなされる内容について決定してから議会に報告するのではなくて、当然その審議の途中、決定に至らない段階でも、こういった観点で今審議会では検討しているというのは、また議会、全協等でも、全員の議員の皆さんにご理解がいただけるように報告をさせていただきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

小林智議員。

○1番(小林 智議員) 私は、まずその設置条例の中の第3条の項目の(2)以下に、代表する者という表現がありますけれども、これは例えば(2)の町立小中学校の保護者を代表する者、この代表する者という言葉の意味をまず伺いたいと思います。これが単数であるのか複数であるのかということを含めてお願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

人数につきましては、単数、複数、これもまだ確定しておりません。

代表する者といたしましたのは、例えば以前は要綱設置のときは、学校の各小中学校のPTA代表というふうな形でさせていただきましたけれども、この審議会の委員となっただいて、答申が出るまでは同じ委員さんで進めていっていただきたいと考えております。以前は、充て職のような形になりますと、1年で会長さんが替わったりということもございました。そうではなく、あくまでもこの審議会が立ち上がったから答申ができるまで、ずっとその経緯をご理解いただいた中で答申を出していただけるように、代表する者という形で表記をさせていただいたものでございます。

以上です。

〔「複数かどうかはお答えいただいて」と言う人
あり〕

○森 一人議長 どうぞ。

○村上伸二教育委員会事務局長 単数、複数というのもまだ何も決まっておりません。

今回、この条例案を可決していただいた上で、その後、教育委員会と町長との協議で、各号に決められた委員構成の人数をどういうふうにするかということは、その後これから決まるものでございます。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） そうしますと、まだ決まっていないということなのですが、多分代表する者という定義が、例えば保護者を代表する者ですと、これはPTAの連合会長さん、以前のように、であったり、学校を代表する者ですと、前回、先ほど渋谷さんのありましたけれども、あれはもう学校再編が決まった後の実際的な話なので、恐らく学校長が全員入っていたのだと思うのです。今回は、町長が今回こうした形に持っていったのは、十分な理解が得られていないということで、まずここは学校長よりもやっぱり地区の代表であったり、保護者の代表であったりということのほうが重要視されてくるのだと思うのです。そうすると、学校長の代表する者も全小中学校の中で例えば1人であるとか2人であるとか、そういう形になってくるのかなというふうに想像していたのですけれども、行政区についてもそうなのかなと。

これに関して再質問としては、以前の答弁の中で、再編に関することについて審議するのですよと、再編ありきではありませんよというお話がありました。ただ、例えば再編が適当であるという答えが出たときに、これは仮定の話です。出たときに、恐らくそうすると影響を受ける地区であるとか影響を受ける学校、児童生徒ということが、そういうことでやっぱり特色が出てくると思うのです。そういった形の人たちの意見をきちんと吸い上げるためには、ここに書いてあるような代表者を中身を入れ替えるとか、そういうことも逆に必要なのかな、あるいは先ほど再編については再編だけを答申していただいて、再編等とあるけれども、その先、再編がもし仮に決定した場合には、もう一度審議会を入れ替えるということをお考えなのか、その辺についてどんな形のイメージで進めていかれるのかと。それで、先ほど申し上げた地区の代表とか、これは今決まらないですよ、再編するかどうか決まっていないのですから。例えば具体的に言えば七郷小学校、志賀小学校なんか以前は、全部が1校に統合されますから、場所的になくなるという話だったですよ、前回の前の案では小中一貫校ですから。なので、そういうことが七郷小学校が場所的になくなるのではないかと、

志賀小がなくなるのではないかとか、そういう議論は今できないというか、その上で前提としませんから、そういったところの地区の意見というのはなかなか反映しにくいというような部分もあるのではないかなと思うのです。

ですから、もし再編が決定した後に、そのことを含めてそういったこの地区の代表が追加されるとか、そういったことまで検討できるのではないかなと思うのですけれども、その辺についての考え方、これはどう考えていらっしゃるかお答えいただきたいのですけれども、よろしくお願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 現段階では、再編等でございますので、何も決まっておられません。当然町全体で取り組む大きな課題だというふうに考えておりますので、町民を代表する皆様ということであれば全町的に、地区を固定することなく委員の方を選出したいというふうには考えてはおりますが、具体的にどこから何名という、当然そういったものもまだこれからでございます。審議が進む中で、具体的に変わったところで委員構成を変えると、そういったことは現段階ではこの条例では考えておりません。当然地域の皆様のご意見、保護者だけでなく、ご意見を聞く必要があるということであれば、当然審議で答えをいただく前に、またはこれから審議を始めるに際して、地域でのご意見をいただくような機会を設ける等、今回のこの審議会を進めていく上では、多くの町民の皆様がこの取組を知っていただき、またご意見を言うていただく、こういった機会を数多く設けていければいいかというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） 再編の問題につきましては、今回白紙に戻していく町長の決断が、英断があったわけなのですけれども、そのことを本当に大事にするためには、今回の審議会そのものがそういったことからきちんと議論していただくと、町民の理解を得るとというのが一番大事なことだと思いますので、その辺の透明性の確保も当然ですけれども、その辺の地区の代表の意見を審議会の中に反映させる仕組みを具体的にやっていかないと、全く前回と同じことになる可能性もありますので、その辺については藤野議員もおっしゃっていましたが、その辺の藤野議員の言葉を借りれば、担保される仕組みをきちんとつくってもらいたいと。これは今日可決されれば、

この形で運営されていくわけですから、その辺のところを十分、事務局といいますか、教育委員会の所属ですから、そちらのほうでその運営の仕方についても、その辺の工夫をぜひやっていただきたいと思います。

以上です。質問はありません。

○森 一人議長 答弁求めないのですか。

○1番（小林 智議員） では、答弁をお願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 小林議員ご指摘のこと、またこれまで川口議員、藤野議員、渋谷議員等々からもご質問がございましたことも含めて、この審議会で学校の再編等に関すること、これは町の将来に関わる大きな事業ですので、当然ご指摘のような形で多くの意見を反映させた上で、町民の多くの同意をいただいた上で、事業として進めていけるように答申をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 今までいろんな質問を聞いていまして、大人の側からの意見が多いなと思って聞いておりました。今回のこの小中学校の再編ということに関しましては、やっぱり子どもが何を望んでいるのかというところの視点が何か抜けているのではないのかなと思います。確かに大人側からすれば、地域がどうなるのだろうかということが心配かもしれませんが、子どもはどうあるべき、どういう学校がいいのかということがやっぱり大事なのではないのかなって、話を聞いていて思いました。

今、中学校も本当に人数が減っておりまして、陸上が得意で陸上やりたいのに陸上部がないというような話も聞いております。そういう中で、今までのこの中学校が2つに分かれていて、何か行き来すればいいではないかというような話も出ておりますけれども、子どもの意見を聞いた上で、嵐山の未来を担っていく子どもたちがどうあってほしい、この嵐山の学校をというところをやはり聞いてあげてほしいかなと思います。

7条の中に「会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、審議会

の会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる」って書いてありますけれども、子どもたちにアンケートを取るのか、あとこういうところに行って各学校の、もう小学校だったら高学年だったら判断できます。中学生も、もう今の子たちって本当にいろんなことを知っていますから、こういうところに行ってぜひ話を聞いた上で、どうしたらいいのだろうということを大人の視点ではなくて子どもの視点で考えていってほしいと思います。その辺、どうなのでしょう。

○森 一人議長 少し審議会の内容に入るところもございますが、お答えできる範囲で答えていただければと思います。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 具体的に今のご質問に対して、こうしていくということは、当然私の立場上できません。ただ、審議会をこの後、可決いただいて、実際に運営するに際しまして、本日、畠山議員をはじめ、多くの議員の皆様からこういう質問をいただいております、子どもの視点も考えてもらいたいと、こういうご意見もいただいておりますということは、任命した委員の皆様にもお伝えしたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 私は、今、畠山議員が言ってくれたこと、非常に大切な視点かなと。やはりどうも議会が何か空転してしまっているような感じの、いろんな意見があるので、やむを得ないかもしれませんが。私は、むしろこの設置条例を早く出していただいたということに対しては、大変高い評価をしています。

そして、この第3条の組織なのですけれども、伺っておきたいのは、先ほどからも人数のことがいろいろ言われておりますけれども、非常にこの前があって、町長の判断があって、これから進んでいくわけです。この18人という人数そのものを担当課、教育委員会として確保していけるというような見通し、そういったようなものというのは、どのように今の段階では思っているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

現在は、あくまでもこの条例案を上程させていただいておりますので、ここで掲げている人数を確保しているというものは一切ございません。誰一人ございません。全てこれからでございます。

ただ、例えば未就学児の保護者を代表する者というものがございます。これは、当然幼稚園、保育所等に現在通わせているお子さんをお持ちの保護者の方等を考えております。ただ、特に保育所にお預けの保護者の方ですと、当然仕事もなさっている中で、ではお願いしたら町内の各保育所から委員を出していただけるかというのは、その辺はまた分からないところでもございます。その辺で、18人の中で、この掲げた各号の委員さんを十分いろんな視点から見れば、18人お願いすることはできるというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 幅広くこの組織の人数を満たして運営をしていくということが求められると思います。ぜひともこの人数、確かな人数というものを確保していくということで進めていただきたいと思います。答弁をお願いします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 お答えさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、この構成を有効にさせていただいて、十分な審議をいただけるようにこの18人以内、18人をできるだけいっぱいになるように、逆に本当はこの方も選びたいとか、そういう悩みが出るぐらいいろんな角度で検討した上での任命をお願いしたいというふうに考えております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに質疑はございますか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 この後、修正案が出ておりますので、そういった説明も入りますので、ここでお昼休憩としたいと思います。

再開時間を午後1時30分といたします。

休 憩 午前11時56分

再 開 午後 1時30分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第26号の修正案の提出

○森 一人議長 議案第26号に対しまして、お手元に配付したとおり、渋谷登美子議員外1名から修正動議が提出されております。

よって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 第1条についてはそのままなのですが、第2条が議会との関係というのを明確にしています。それで、2項の原案のほうは、修正案、審議会は、町長の諮問に応じて学校整備について調査及び審議し、答申することができるとなっておりますが、その部分は省いています。なぜかといいますと、やはり管理が教育委員会であるものに町長が入ってくるというのは、ほかの部分もつけられる、学校統合に対して財政問題とか地域とか跡地とかというふうなものも、跡地利用も入ってきて一緒になってしまうので、その部分は問題があるかなと思ひまして、そこを削除しました。

そして、審議会では、第1項に関わる小中学校の再編に関することについて、審議のたびに町長に審議内容を報告すること、そして、町長はその報告を受けた内容を議会に報告するものとしています。

そして、この2項というのは、「前号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める事項」というのがあるのですが、それは審議会は、教育委員会が必要と認める事項の諮問に応じるときは、その諮問内容について町長に報告して、そしてそのときに町長は議会の意見を求めるものとして、議会と行政との関係を強くしています。議会と町長側は二元代表制なので、その代表制というものを意識してつくっています。

組織なのですが、この組織は「18人以内」を「36人」にしています。これはなぜかという、もともとコミュニケーションというのは7人から15人というのが適切だというふうに言われていて、18人は実は多いのです。さらに36人というのは多いのですが、6条の5に「審議会は、分科会を設けることができる」としております。分科会の中で1つのグループが12人の分科会、9人の分科会というふうな形で、

ある程度それぞれに分かれて話し合いが、その程度の人数で話し合うことができるというふうな形をもって、この36人というのを決めております。

そして、そのうち、これは今まで「町長と教育長が協議し」となっていますけれども、「教育委員会が任命する」としてあります。これは、町長のものがあまり入らないようにという形です。

そして、「委員は、男女のどちらかが40%を下回らないものとする」という形で均衡になるようにしてやります。この委員ですけれども、「各小中学校保護者を代表するもの（各校4名）」で、ここの中で必然的に20名というふうになってくるのですけれども、これはやはりこの程度の人が入ってこないと思うなと思っていて、学校では、特にPTAは会長、副会長は男性がほとんどを占めていますけれども、実働部隊は女性なので、副会長の人に1人は女性が入っているという形になっていますけれども、そここのところは男性が代表になってしまう形があるので、こここのところをそういうふうにしてあります。特に女性の方に関して言いますと、話し合って自分が思うことが1人だけだと話せないという、どういうあれか分からないのですけれども、そういう傾向がありますので、そうしています。

それから、「各学校の教員を代表するもの」としてあります。これは、校長先生であってもいいのですけれども、教員を代表するというのは現場の声をそのまま、現場が感じていることを出せるというふうな形でこういうふうにしてあります。

それから、「未就学児の保護者を代表するもの」、これはどなたでも構わないと思うのです。

「各学区の住民を代表するもの」、これは区長さんという意味ではなくて、民生委員さんでもいいですし、ほかの方でもいいし、話し合って各学区の方を1名出して、住民を代表する形で出していただければいいと思います。

「町民のうちから公募により選出されたもの」というのが、これもあれです。36人ですから、20名以外の16人は、その配置はどういうふうな形になっていくかは教育委員会が考えていくというふうな形になっています。

それと、任期ですけれども、「委員の任期は5月31日又は第2条に規定する所掌事務が終了するまでとする」というのは、これは5月31日より前に決まるということは恐らくあり得ないし、あり得たらそんなに早い段階でやってもらっては、じっくりした意見も、コロナ禍ですし、難しいので、このようにしております。

会議については、2から4は抜きですけれども、それで「審議会は、分科会を設けることができる」というのが、先ほどの審議会委員の定数と同じ問題をクリアする感じになっていきます。

意見の聴取ですけれども、「会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、審議会の会議に出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる」ではなくて、「会長は、諮問内容について町民の意見を聴く機会を設けるものとする」、ここで子供の意見表明権が保障できていると思いますので、町民の方のほかに、大人の方のほかに子どもの意見表明権をこういうふうな形で表しています。

2項目ですけれども、「会長は必要があると認めるときは専門家等に審議会の会議に出席を求め、その意見もしくは説明を聞き、又は資料の提出を求めることができる」、これは専門家等にしております。なぜかという、やはり恣意的な形で関係者が入ってくるのはよくないかなと思っていますので、委員会以外の方が入ってくることは難しいかと、ちょっと課題があるかなと思いましたので、専門家等というふうにいたしました。

そして、8条ですけれども、「委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない」というふうになっていますけれども、この小中学校再編等の問題で、職務上知り得た秘密というのは何になるのか分からないので、これは原則公開なものですから、個人情報等だけではないかと思っていますので、「職務上知り得た個人情報等を漏らしてはいけない、その職を退いた後も、また、同様とする」としています。

附則、「この条例は、公布の日から施行する」となっていますが、「この条例は令和3年12月1日から施行する」としています。これはなぜかといいますと、議会が5月の16日か15日でしたか、議会報告会の後に「どうする学校再編」とか、そういうふうな形のテーマで皆さんからご意見を伺おうと思っていたのですが、実際にはそれができなくて、議会がその意見を聞いていないにもかかわらずこの審議会を実施していくというのは問題があるかなと思っていますので、こういうふうな形にしています。

36人ですから、実際には補正予算で変更しなくてはいけません。でも、今補正予算の変更をしなくても、9月に補正予算の変更をすればよいので、12月1日から施行にするとしています。半年を取っているのは、太陽光発電条例の制定のとき、町民の皆さんに説明したり準備をするのに最低半年は欲しいというふうに言われています

ので、半年を加えて令和3年12月1日から施行するというふうにしました。

この内容というのは、私は我ながらよくできているなど、今までの小中学校の再編に関わる問題点をかなりクリアできて、カバーできるような形につくってきたなど私は思っていますので、これはぜひ皆さん、ご検討していただきたいと思います。

町民との関係、そして議会との関係は、こういうふうな形でしっかりとつくっていかないと、今の状況で、基本構想もそうですけれども、しっかり監視していかないとどんなふうに動いていくか分からないという思いがありますので、こういうふうな形にさせていただきました。

○森 一人議長 修正案の説明が終わりました。

これより渋谷登美子議員外1名から提出された修正案に対する質疑を行います。
よろしいですか。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第26号 嵐山町立小中学校再編等審議会設置条例を制定することについての件を採決に入りますが、この際、挙手しない議員の取扱いについて、お諮りいたします。

議案第26号の採決は挙手により行いますが、挙手しない議員は本案に対し反対とみなすことにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○森 一人議長 それぞれやっていきますので、よろしくお願いいたします。

ご異議なしと認めます。

よって、挙手しない議員は、本案に対して反対とみなすことに決しました。

それでは、まず本案に対する渋谷登美子議員外1名から提出された修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

次に、原案を採決いたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第27号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第8、議案第27号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第27号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第27号は、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。嵐山町立小中学校再編等審議会を設置することに伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第27号の細部につきまして説明をさせていただきます。

議案第27号は、新たに非常勤の特別職を設けることに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

それでは、裏面の新旧対照表を御覧をいただきたいというふうに存じます。条例第2条におきまして、特別職の職員の報酬の額につきましては、別表第1に定めることとしておりまして、新たに設けることとなる町立小中学校再編等審議会委員を規定するものでございます。

別表第1の項の24以降を順次1項繰り下げ、項の24に職名、町立小中学校再編等審議会委員区分を上記と同様に出席日額とし、報酬額を5,000円、日額費用弁償を1,000円

と規定するものでございます。

附則でございますが、公布の日から施行するものと規定をするものでございます。

以上、議案第27号の細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第27号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第28号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第9、議案第28号 嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第28号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第28号は、嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについての件でございます。新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 議案第28号 嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについての細部につきましてご説明させていただきます。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、傷病手当金の支給対象となる新型コロナウイルス感染症の定義を改めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書裏面の新旧対照表を御覧ください。附則第4項において、新型コロナウイルス感染症の定義について、新型インフルエンザ等対策特別措置法附則第1条の2の規定を引用しておりましたが、法改正により、この引用規定が廃止されたため、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第6条第7項第3号に改正するものであります。

なお、この条例は公布の日からの施行とするものでございます。

以上、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 引用規定の改正だけのことで、ほかは変わっていないということでしょうか。ちょっと確認です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋町民課長。

○高橋喜代美町民課長 そのとおりでございます。引用規定のみの改正です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第28号 嵐山町国民健康保険条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第29号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第10、議案第29号 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第29号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第29号は、嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件でございます。新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の継続実施等に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、議案第29号の細部につきましてご説明させていただきます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したこと等による介護保険の第1号保険料の減免措置につきましては、令和2年度に国の財政支援の基準に基づき町が条例で規定し、実施いたしましたところでございます。令和3年度につきましても、引き続き財政支援が実施されることに伴いまして、本条例の一部を改正するものでございます。

改正条例の新旧対照表を御覧ください。附則第8条第1項につきましては、減免の対象になる納付期限の範囲を「令和3年3月31日まで」から「令和4年3月31日まで」に改めるものでございます。

附則第8条第1項第1号につきましては、新型コロナウイルス感染症の定義が新型インフルエンザ等対策特別措置法においては、現在は削除されていることから、感染症の予防及び感染症の患者に関する医療に関する法律における定義に改めるものでございます。

附則第8条第1項第2号ア及びイの改正は、国の基準の表記に合わせ運用内容を明

文化するものでございます。

附則につきましては、この条例は公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用とするものでございます。なお、経過措置につきましては、介護保険法施行令第22条の2第1項に規定する合計所得金額の定義は、令和2年以降に適用されるため、令和2年度相当分の減免につきましては、改正前の介護保険法施行令第22条の2第1項となるよう読替規定を定めるものでございます。

以上で細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 説明がなかったのですが、伺いたいのですが、これは遡及になっているわけです。遡及になっている理由を、国からいつの時点でこれが来て示されたのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 大変失礼いたしました。

国からの財政支援の取扱いについてという事務連絡で通知が届いたのが令和3年3月の12日付となっております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 3月12日だと3月議会は間に合わないのですか。どうだったのですか、ちょっと総務課長、担当課長だともう課が違っていたから、どうなのか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 3月12日付で通知が来ておりますので、開会がもう過ぎておりましたので、3月の議会に諮ることができなかったという状況でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 追加議案で出せなかったのかなと、出す時間的なものはあったのではないかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、私からお答えをさせていただきたいというふうに思っています。

ただいま近藤課長のほうから答弁ございましたとおり、本案件については、3月の12日付で国のほうから通知があったと、議員さんのほうから追加議案でというようなお話でございますが、内容的には本議会で上程をさせていただいて、内容的には全く問題がないというふうに考えてございますので、今回の議会でお願いをさせていただいておるといところでございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第29号 嵐山町介護保険条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第30号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第11、議案第30号 嵐山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第30号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第30号は、嵐山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件でございます。

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、議案第30号の細部につきまして、ご説明させていただきます。

嵐山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例に関しまして、その参考となります国基準が改正されたことに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

なお、今回の国基準の改正につきましては、感染症や災害が発生した場合を含めて、利用者に必要な質の高いサービスが安定的、継続的に提供される体制の構築を図るために行われるものでございます。

次に、条例の一部改正の方向性でございしますが、今回の国基準の改正は、従うべき基準、標準、参酌すべき基準と3通りございしますが、全て国で定める内容と同一基準に町基準を改正するものでございます。

議案第30号参考資料を御覧ください。改正の主なものを申し上げますと、全サービス共通の改正につきましては、感染症対策の強化、業務継続に向けた取組の強化、ハラスメント対策の強化、会議や多職種連携におけるICTの活用、利用者への説明、同意等に係る見直し、記録の保存等に係る見直し、運営規定等の掲示に係る見直し、高齢者虐待防止の推進及び介護保険等関連情報の適切かつ有効な活用を図るものでございます。

各サービスの主な改正につきましては、併せて改正条例の新旧対照表を御覧ください。1ページの第6条から5ページの第40条の2の改正では、定期巡回・随時対応型訪問介護看護につきまして、全サービス共通の項目の改正となっております。

6ページの第47条から9ページの第59条の改正では、夜間対応型訪問介護について、オペレーターの配置基準等の緩和及びサービス付高齢者向け住宅等における適正なサービス提供の確保を図るものでございます。

第59条の12から12ページの第59条の38の改正では、地域密着型通所介護について、

地域と連携した災害への対応の強化及び認知症介護基礎研修受講の義務づけを図るものでございます。

13ページの第64条から15ページの第80条の改正では、認知症対応型通所介護について、管理者の配置基準の緩和等を図るものでございます。

第82条から18ページの第108条の改正では、小規模多機能型居宅介護について、人員配置基準の見直し及び過疎地域等におけるサービス提供の確保等を図るものでございます。

第110条から22ページの第128条の改正では、認知症対応型共同生活介護について夜間勤務体制の見直し、計画作成担当者の配置基準の緩和、地域の特性に応じた認知症グループホームの確保、外部評価に係る運営推進会議の活用及び認知症介護基礎研修の受講の義務づけを図るものでございます。

第138条から23ページの第149条の改正では、地域密着型特定施設入居者生活介護について、認知症介護基礎研修の受講の義務づけ等を図るものでございます。

24ページの第151条から30ページの第189条の改正では、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について、人員配置基準の見直し、栄養ケアマネジメントの充実、口腔衛生管理の強化、リスクマネジメントの強化、個室ユニット型施設の設備、勤務体制の見直し及び認知症介護基礎研修の受講の義務づけ等を図るものでございます。

31ページの第202条の改正では、看護小規模多機能居宅介護について、過疎地域等におけるサービス提供の確保等を準用するものでございます。

第10章雑則第203条につきましては、記録の保存、交付及びケアプラン等に係る利用者への説明、同意に係る電磁的な対応について、新たに規定するものでございます。

以上の各改正項目の詳細につきましては、参考資料の2ページ、3ページをご高覧いただきたいと思います。

なお、32ページの附則につきましては、施行期日を公布の日からとし、第2項から第11項において経過措置を規定するものでございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第30号 嵐山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第31号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第12、議案第31号 嵐山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第31号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第31号は、嵐山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件でございます。指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、議案第31号の細部につきましてご説明申し上げます。

嵐山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地

域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例に関しまして、その参考となります国基準が改正されたことに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

なお、今回の国基準の改正につきましては、先ほどの議案第30号と同様、感染症や災害が発生した場合を含めて利用者に必要な質の高いサービスが安定的、継続的に提供される体制の構築を図るために行われるものでございます。

次に、条例の一部改正の方向性でございますが、今回の国基準の改正は、従うべき基準、標準、参酌すべき基準と3通りございますが、全て国で定める内容と同一基準に町基準を改正するものでございます。

議案第31号参考資料を御覧ください。改正の主なものを申し上げますと、全サービス共通の改正につきましては、議案第30号と同様、感染症対策の強化及び業務継続に向けた取組の強化等9項目の改正でございます。

各サービスの主な改正につきましては、併せて改正条例の新旧対照表を御覧ください。1ページの第8条から6ページの第40条の改正では、介護予防認知症対応型通所介護について、管理者の配置基準の緩和、認知症介護基礎研修受講の義務づけ及び地域と連携した災害への対応の強化を図るものでございます。

第44条から10ページの第65条の改正では、介護予防小規模多機能型居宅介護について、人員配置基準の見直し及び過疎地域等におけるサービス提供の確保等を図るものでございます。

11ページの第71条から14ページの第87条の改正では、介護予防認知症対応型共同生活介護について、夜間職員体制の見直し、計画作成担当者の配置基準の緩和、地域の特性に応じた認知症グループホームの確保、認知症介護基礎研修の受講の義務づけ及び外部評価に係る運営推進会議の活用を図るものでございます。

15ページの第5章雑則第91条につきましては、記録の保存、交付及びケアプラン等に係る利用者への説明、同意に係る電磁的な対応について新たに規定するものでございます。

以上の各改正項目につきましては、先ほどの議案第30号参考資料の2ページ、3ページの内容と同様の措置となりますので、お手数ですが、ご高覧いただきたいと存じます。

なお、施行期日につきましては公布の日からとし、附則第2項から第5項において

経過措置を規定するものでございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第31号 嵐山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第13、議案第32号 嵐山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第32号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第32号は、嵐山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件でございます。指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、議案第32号の細部につきましてご説明申し上げます。

嵐山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例に関しまして、その参考となります国基準が改正されたことに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

なお、今回の国基準の改正につきましては、先ほどの議案第30号及び31号と同様、感染症や災害が発生した場合を含めて利用者に必要な質の高いサービスが安定的、継続的に提供される体制の構築を図るために行われるものでございます。

次に、条例の一部改正の方向性でございますが、今回の国基準の改正は、従うべき基準及び参酌すべき基準と2通りでございますが、国で定める内容と同一基準に町基準を改正するものでございます。

改正条例の新旧対照表を御覧ください。改正の主なものを申し上げますと、2ページの第21条第4項の改正は、介護予防支援事業者に対し、職場におけるハラスメント防止の措置を講じることを新たに求めるものでございます。

第21条の2の改正は、業務継続に向けた計画の策定、研修、訓練の実施等を新たに義務づけるものでございます。

第23条の2の改正は、感染症対策の強化を図るため、委員会の開催、指針の整備、研修、訓練の実施を新たに義務づけるものでございます。

3ページの第29条の2の改正は、虐待の発生または再発を防止するための委員会の開催、指針の整備等を新たに義務づけるものでございます。

4ページの第6章雑則第36条の改正は、記録の保持、交付等及び利用者への説明、同意等に係る電磁的な対応について新たに規定するものでございます。

なお、施行期日につきましては公布の日からとし、虐待防止、業務継続計画の策定等及び感染症の予防及び蔓延防止に係る規定について、令和6年3月31日までの経過措置を設けるものでございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第32号 嵐山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎議案第33号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第14、議案第33号 嵐山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第33号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第33号は、嵐山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件でございます。指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正を行うため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

近藤長寿生きがい課長。

○近藤久代長寿生きがい課長 それでは、議案第33号の細部につきましてご説明申し上げます。

嵐山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例に関しまして、その参考となります国基準が改正されたことに伴いまして、条例の一部を改正するものでございます。

なお、今回の国基準の改正につきましては、先ほどの3議案と同様、感染症や災害が発生した場合を含めて利用者に必要な質の高いサービスが安定的、継続的に提供される体制の構築を図るために行われるものでございます。

次に、条例の一部改正の方向でございますが、今回の国基準の改正は、従うべき基準及び参酌すべき基準と2通りございますが、国で定める内容と同一基準に町基準を改正するものでございます。

改正条例の新旧対照表を御覧ください。改正の主なものを申し上げますと、1ページの第7条の改正は、質の高いケアマネジメントの推進を図るものでございます。

2ページの第16条第20号の2の改正では、生活援助の訪問回数の多いケアプランを作成する事業者に対する点検、検証の仕組みを新たに導入するものでございます。

3ページの第22条の2の改正は、業務継続に向けた計画の策定、研修、訓練の実施等を新たに義務づけるものでございます。

4ページの第24条の2の改正は、感染症対策の強化を図るため、委員会の開催、指針の整備、研修、訓練の実施を新たに義務づけるものでございます。

第30条の2の改正は、虐待の発生または再発を防止するための委員会の開催、指針の整備等を新たに義務づけるものでございます。

5ページの第5章雑則第34条は、記録の保存、交付等及びケアプラン等利用者への説明、同意等に係る電磁的な対応について新たに規定するものでございます。

なお、施行期日につきましては公布の日からとし、第16条第20号の2の規定につきましては令和3年10月1日から、虐待防止及び業務継続計画の策定等に係る規定につきましては、施行の日から令和6年3月31日までと経過措置を設けるものでございます。

以上をもちまして細部説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第33号 嵐山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

ここで、おおむね1時間たちました。また、執行等のこの後、補正予算に入りますが、準備等もございますので、暫時休憩させていただきたいと思いを。

再開時間を2時35分といたします。

休 憩 午後 2時20分

再 開 午後 2時35分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第15、議案第34号 令和3年度嵐山町一般会計補正予算(第1号)議定についての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第34号につきまして、提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第34号は、令和3年度嵐山町一般会計補正予算(第1号)議定についての件でございます。歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億6,711万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を61億9,111万6,000円とするものであります。

このほか、債務負担行為の追加が1件であります。

なお、細部につきましては担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 それでは、議案第34号の細部につきましてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、補正予算書のまず6ページをお開きをいただきたいというふうに存じます。6ページは、第2表、債務負担行為補正でございまして、令和3年度に新たに設定をする債務負担行為1件でございまして、教員の事務効率の向上を図るため、統合型校務支援システムを導入するに要するシステム構築及び運用経費につきまして、債務負担行為を設定するものでございまして、期間につきましては、令和3年度から令和8年度まででございまして、限度額はシステム構築及び運用に要する額とさせていただきます。

次に、12ページ、13ページをお願いいたします。2の歳入でございまして、主なものにつきましてご説明を申し上げます。15款2項1目総務費国庫補助金中、地方創生臨時交付金8,481万円でございます。国における令和2年度第3次補正予算にて拡充されました新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、こちらにつきまして計上させていただきます。充当する事業につきましては、歳入概要のところに記載をさせていただきます。

同項2目民生費国庫補助金、2節児童福祉費補助金でございまして、国の施策として実施をされます子育て世帯生活支援特別給付金に係る事業費及び事務費が10分の10で交付されます。こちらにつきまして、それぞれ1,185万円、112万9,000円計上させていただきます。

次に、14ページ、15ページをお願いいたします。16款2項3目農林水産業費県補助金、農村地域防災減災事業補助金5,875万円を計上させていただきます。こちらにつきましては、防災重点ため池の劣化調査及び深淺測量、こちらの追加実施に伴いまして追加交付がなされるものでございまして。

21款4項3目雑入でございまして、集団健診受益者納付金につきましては、コロナ禍にありまして集団健診を中止することに伴いまして、納付金を全額減額をさせていただくというものでございまして。

次のタクシープール使用料につきましては、こちらにつきましてはコロナの臨交金を活用いたしまして、事業者支援の一環として武蔵嵐山駅タクシープールの使用料を

減免をするという形で全額を落とさせていただいてございます。

防火水槽移転補償費196万1,000円でございますが、県道深谷嵐山線の拡幅工事に伴いまして、県から移転補償費が納入されるというものでございます。

次に、16ページ、17ページをお願いいたします。3、歳出でございます。こちらにつきましても、主立ったものにつきましてご説明を申し上げます。

なお、全体にわたりまして、4月の人事異動に伴う職員の人件費及び会計年度任用職員の報酬、費用弁償につきまして補正を行っております。

また、歳入でも申し上げましたが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した感染拡大防止事業及び地域経済活性化事業、こちらにつきまして計上をさせていただいております。

まず、中ほど2款1項1目、22、新型コロナウイルス対策物品購入事業でございます。機械機器購入費139万7,000円を臨交金を活用して計上させていただいております。こちらにつきましては、サーモグラフィカメラ及び役場窓口における会話環境を向上させるための支援機器、こうしたものを購入をさせていただく経費でございます。

次、24ページ、25ページをお願いいたします。前ページからちょっと2ページにわたっておるのですが、3款2項1目児童福祉総務費の8、地域子育て支援拠点運営事業でございますが、工事請負費220万円を計上させていただいております。こちらにつきましては、地域子育て支援拠点施設、嵐丸ひろばでございますが、そちらの施設の天井照明の器具の交換を行うというものでございます。LED化を行うというものでございます。

次の10、子ども家庭支援センター運営事業でございますが、17、備品購入費で自動車購入費370万円を計上させていただいております。子ども家庭支援センターにおける対象児童の送迎用の車両の購入費ということでございまして、10分の10財団から交付がなされるというものでございます。

2目児童措置費、4、子育て世帯生活支援特別給付金事業でございますが、先ほど歳入でも申し上げました18節負担金補助及び交付金に子育て世帯生活支援特別給付金事業補助金、計上させていただいております。児童扶養手当受給者等を除く住民税非課税の子育て世帯に対して支援を行うというものでございまして、積算につきましては237人掛ける5万円ということで1,185万円を計上させていただいております。

続きまして、28ページ、29ページをお願いいたします。6款1項3目農業振興費、2、農業者支援事業でございまして、18節に農業者フォローアップ事業補助金（地域経済活性化分）といたしまして、453万2,000円を計上させていただいております。嵐山農産物生産組合に対する販売促進事業、イベント促進事業、こうしたものを臨時交付金を活用して行うというものでございます。

次に、30ページ、31ページをお願いをいたします。7款1項2目商工振興費でございまして、6、嵐山町小規模事業者等応援給付金事業、7、嵐山町販売促進支援金給付事業、いずれも臨時交付金を活用しての事業でございまして、小規模事業者等応援給付金につきましては、売上げが減少している事業者に対して支援を行うというものでございます。減少幅に応じた支援を行っていくというものでございます。販売促進支援金380万円につきましては、販売促進支援金と新規創業支援金と2つのメニューを設けまして、支援を行っていくというものでございます。

次に、32ページ、33ページをお願いをいたします。8款3項1目都市計画総務費の8、都市計画業務事業でございまして、7節報償費38万6,000円を計上させていただいております。新規事業でございまして、エリアリノベーション支援事業に要する経費ということでございます。内容でございますが、空き家、空き店舗、こうしたものの活用や流通を促進をしていくということを目的といたしまして、こうした事業を行う民間事業者の発掘あるいは育成、こうしたことを行うために講演会、実践型のワークショップを開催する経費といたしまして計上させていただいております。

5目公園費、6、公園等整備事業、14節工事請負費でございまして、1,650万円を計上してございます。こちらにつきましては、臨交金を活用いたしまして感染拡大防止のための公園等のトイレ改修工事ということでございまして、4か所分を計上させていただいております。

9款1項4目防災費、7、感染症対応災害対策事業でございまして、こちらも臨時交付金を活用いたしまして、備品購入費524万5,000円を計上させていただいております。こちらにつきましては、防災倉庫2棟分ということで計上してございます。

次に、34ページ、35ページをお願いをいたします。10款1項2目事務局費、15、学校教育IT推進事業でございまして、10節需用費に消耗品費94万2,000円を計上させていただいております。1人1台タブレットを配布をさせていただいておりますが、そちらの収納するケースの購入に要する経費ということでございまして

て、計上させていただいてございます。

また、20、嵐山町立小中学校再編等審議会運営事業でございまして、1節報酬及び8節旅費、委員報酬、費用弁償、それぞれ委員さんの数18人の会議8回分に要する経費を計上させていただいてございます。

36ページ、37ページをお願いいたします。13款1項1目予備費でございまして、財源調整のために予備費を2,671万3,000円を増額をさせていただいてございます。

なお、38ページ、給与費明細書以降につきましては、ご高覧をいただきたいというふうに住じます。

以上をもちまして、細部説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○森 一人議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 6ページの統合型校務支援システム構築、これは6次総合でも聞いたのですが、もう一度聞いてしっかり頭の中に入れてたいと思いますので、ご説明をお願いしたいと思います。

15ページ、タクシープールの件なのですが、全額と聞こえたのですけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。国から来る全というか、タクシー会社からいただく分を全額国から来ているということで、この金額になるということでしょうか、伺いたいと思います。

それから、17ページのサーモグラフィーは分かるのですけれども、ただどこに使うのか、ちょっと伺います。

それから、窓口での対話支援機器、これは具体的にどういうものなのか、ちょっと今の説明では想像できないので、詳しく伺いたいと思います。

それから、31ページの小規模事業者への支援の関係なのですが、条件はどんな条件で、売上げの金額になるのかな、1事業者への支払う金額を伺いたいと思います。

33ページのエリアリノベーション支援事業、空き家とか、今のご説明では店舗などを活用したものを使うのだと、リノベーションしてやるのだということなのでしょうか。講演会やワークショップだと、これ主体となる事業者はどんな事業者なのか、どこがやるのか伺いたいと思います。

その下の公園の関係ですが、4か所ということで、どこの公園になるのでしょうか。

さらにその下の消防施設の防火水槽の撤去です。これ場所どこになるのかを伺いたいと思います。

それと、さらにその下で、防災倉庫を2つ購入とおっしゃったのかな、どこの防災組織に購入するのかを伺いたいと思います。

35ページの小中再編審議会運営委員会なのですが、これは8回分ということなのですが、いつ頃から始める予定なのでしょうか。

それから、第7条で、会長が必要と認めるときには委員外の方に対して出席を求めて聞くのだということですが、その場合の出席者に対する費用がここには載っていないのですけれども、ただで来てもらうのだということでお考えになっているのでしょうか。

以上です。

○森 一人議長 それでは、順次答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、6ページの統合型校務支援システム構築及び運用業務につきましてご説明申し上げます。

こちらにつきましては、昨年度新規事業で上げさせていただいたものがございましたけれども、そちらにつきましては町村会が主導で行っていた事業でございまして、こちらにつきまして脱退する自治体が多くなったことから話が進まなくなりまして、いろいろ経緯があったのですけれども、去年、予算のほうを落とささせていただきました。今年度につきましては、来年度からどうしてもシステムを構築しなければいけないというところで、新たに県のクラウドのサーバーというものを使用したシステム、こちらを構築するというので、上里町が中心になって行っているということになります。

こちらにつきましては、上里町のほうで今年度中にプロポーザル等の業者を選定するという関係で、嵐山町もそちらに同意して事業を行っていくと、共同で構築していくということをしたという意向がありますので、今回補正予算で入れさせていただいたという内容になります。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、タクシープールの減免につきましてお答えさせていただきたいと思います。

駅前広場のタクシー利用料につきましては、毎年46万8,000円、3社の会社から東口、西口を含めていただいております。昨年度も大変苦しい状況なので、減免等をお願いしたいという要望が来ておまして、昨年度につきましてはちょっと内部で検討させていただいて、実利用の車両のみという形でお答えさせていただきました。今年になりまして、また新たにタクシー会社のほうから、やはり経営状況は大変厳しいという要望書が提出されました。隣の滑川町でも減免事業を行っておりますので、嵐山町でのこのタクシー事業につきましては、全部町外でございますので、小規模企業等の支援金もいただけないものでございますから、嵐山町としてタクシー業者、減免、全ての全額免除という形で交付金を利用して活用させていただいて、減免させていただきたいというものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 続いて、青木参事兼総務課長。

○青木 務参事兼総務課長 では、私からは16ページ、17ページの新型コロナウイルス対策物品購入事業の機械器具購入費につきましてお答えをさせていただきます。

まず、1点目のサーモグラフィーカメラの関係でございます。議員さんご案内のとおり、役場の庁舎及びふれあい交流センターには既にカメラ、機種は異なりますが、設置をさせていただいております。施設利用者が安心して施設を利用できると、こういう環境が整っておるところでございます。追加で図書館、健康増進センター、北部交流センター、こうした施設にも設置をしていきたいというふうに考えておるところでございます。

また、窓口の会話の支援機器でございますが、ご案内のとおり、特に1階の窓口には高齢の方であったり、難聴の方であったり、そうした方がお見えになっていると、現在、カウンターには全てアクリル板を設置をして、少し会話がしにくい状況も見られるかというふうに思います。そうした状況を改善するために、お客様側にはスピーカーというのですか、職員の声が大きく届くような形でスピーカー設置をして会話を補助するものと、あるいは障害福祉の担当には、例えば補聴器をお使いの方も見えになるかと思っております。そうしたところには補聴器でも対応ができるような、補聴器をお使いになっている方がしっかり音が拾えるような、そういった機器出ております

ので、そういったものを導入してまいりたいというふうに考えておるところでございます。

以上です。

○森 一人議長 続いて、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 私からは、30ページ、31ページの小規模事業者等応援給付金につきましてお答えさせていただきます。

こちらの給付金につきましては、昨年度も応援給付金という形で同じ名前のようなものをさせていただいたわけですが、基本的には同じような考え方でございます。ただ、昨年度と違うものにつきましては、今回の該当する事業者、これにつきましては、令和3年1月から、これから申請を出していただくわけですが、申請日の前月までの期間で、任意の連続する3か月間の平均売上が影響の出る前に当たる前年または前々年の同期間の平均と比較して、減少率に応じて給付金のほうを支給したいという内容になっております。減少率に応じた支給額の予定でございますけれども、売上げの減少率が20%以上50%未満の事業者につきましては10万円、減少率50%以上70%未満につきましては15万円、減少率が70%以上につきましては25万円を予定しております。

なお、こちらのほうにつきましては、国が実施します月次支援金、県が実施しております埼玉県感染防止対策協力金の申請をして支援をいただいている方は除外とさせていただくというものでございます。

また、申請件数、こちらにつきましても、どの程度の事業者が該当するかというのがあくまでも想定でしか出せませんものですから、この金額につきましては多少の増減する可能性はちょっと考えておるところでございます。

また、金額につきまして事業者数、この20%以上の減少、10万円の部分なのですが、予定しております、想定しております事業者数は160事業者、50%以上70%未満が70事業者、70%以上が50事業者、そういった形で今想定のほうをさせていただいております。

なお、この事業者数の想定というのは、昨年度からセーフティーネットの保証の4号、5号、または危機関連保証という無利子の貸付け制度、こちらのほうの申請に基づきまして、想定の実業数、事業者数のほうを出させていただいております。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、私のほうから32ページ、33ページのエリアリノベーション事業と公園トイレの関係につきまして、お答えさせていただきたいと思えます。

このエリアリノベーション事業につきましては、事業者等のご質問がございましたけれども、まずどういうことをやるかといいますと、エリアリノベーション事業そもそもにつきましては、今後、この次審議いただく都市マスにおいても、空き家、空き地、空き店舗の活用を図るという目標を掲げております。そのために基本的にほかの都市でもやっておるのですけれども、まず町が、具体的に言うとまちづくり整備課と企業支援課等と、あと商工会等を含めて講演会を開催して、その興味のある方を呼ばせていただきたいと、それを1回やらせていただきたいと。その後、秋から4回程度ワークショップ、またこれもワークショップの講師に来ていただいて、その中で実際に町を歩いて空き地、空き店舗、空き家を見つけていただいて、これをどういうふうのリノベーションしたらいいかという、そういう提案を話し合うということをまず今年やらせていただきたいと思えます。学生等も呼んでそういうワークショップを開催して、今後、その実践になったとき、来年以降になるかなとは思っておりますけれども、実践については、その方々のワークショップをやった方が自主的というか、もちろん町も支援しますけれども、の方がその空き家の持っている方等に話をしたり、そういうのをして自ら改修していくと、そういう流れをつくっていくという、そういう事業を今年度から開始させていただきたいというものでございます。

公園につきましては、4か所ということでございまして、主要な公園というのを町のほうで選定させていただきましたが、菅谷公園とフィットネス21パークのトイレ、あと花見台工業団地にある花見台第一公園、2か所トイレがありますので、こちらの4か所につきまして、男子トイレの自動洗浄や洗面器の自動洗浄化、あとは経過がたっておりますので、ちょっと大型な清掃をさせていただきたい。また、洋式化していないトイレもございまして、その辺については洋式化していきたいと、そういう工事をさせていただきたいというものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 次に、馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、防火水槽の場所なのですけれども、旧254の沿い

になります。駅方面から交流センター方面に向かう右側の部分を拡幅するというところで、この地内に入っております。

以上です。

○森 一人議長 防災倉庫、馬橋課長。どこの地区、どこ防災会に、エリアに防災倉庫を置くのかということです、2棟。

○馬橋 透地域支援課長 防災倉庫ですけれども、役場の敷地内に設置いたします。

以上です。

○森 一人議長 それでは、最後に、村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 それでは、35ページ、町立小中学校再編等審議会、まずいつ頃からかというご質問でございました。本日、議決をいただきまして、これから委員の選定等もかかります。また、公募につきましては7月広報に掲載するという形になりますので、どんなに早くても8月中から第1回が開ければと考えております。

また、7条の委員外の方をお呼びした場合ですけれども、今回の補正予算では、委員の報酬と費用弁償だけ計上させていただきました。7条に関する具体的な想定はまだしておりませんでしたので、審議会が始まりまして必要な委員外の方をお呼びするということが想定される中で、今後、報酬でなくて報償になりますか、そういった形で補正予算で対応させていただければと考えております。

以上です。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 6ページの統合型校務の関係なのですが、これ内容もちょっと伺えないでしょうか。

それから、これ債務負担行為、ほかは分かりました。クラウドの関係、なるほどそういうものなのか、上里が中心になっているということで、分かりました。債務負担行為にした理由というのは何かあるのですか。これが有利だと、ほかにも検討されているのではないかと思うのですけれども、これが一番よかったということなのでしょうか。あるいは、これが債務負担で簡単に借りられるからということで決めたのか、伺いたいと思います。

それだけでいい。

○森 一人議長 それだけ、校務のだけで、その2点でよろしいですね。

それでは、答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

- 村上伸二教育委員会事務局長 統合型校務支援システムの内容についてご説明させていただきます。

学校の様々な校務、現在ですとほとんど紙ベースで先生方作られております。学齢簿、指導要録、成績表、出欠、また旅費ですとか出張等々、こういったものが全てシステムという形で、データとして連携した形で記録、保存することができますので、初年度はそういった入力等で新たな業務が増えてしまいますが、2年度以降は全てそれがデータとして記録で積み重なっていきますので、先生方の負担というのは大きく軽減されるものというふうになっております。

以上です。

- 森 一人議長 続いて、青木参事兼総務課長。
○青木 務参事兼総務課長 では、6ページの債務負担行為につきまして、お答えをさせていただきます。

今後の事務については、関係する自治体と協定を結び、この事業を進めていくというふうになるというふうに思っています。この期間で、令和3年度から8年度までというふうに期間を設定をさせていただきました。この協定を結ぶことによって令和8年度までの一定の債務を町が負うということになりますので、こうした債務負担行為を設定をさせていただいて、将来の負担を行っていく、ここで確定をさせていくということでございます。

以上です。

- 森 一人議長 第10番、川口浩史議員。
○10番（川口浩史議員） 債務負担行為なのですが、そうするとほかとの協定の関係で債務負担行為にもうしようということで決まったわけなのですか。町独自に、ほかののではない、借金ではない、債務負担行為の借金のほうでやっていこうということで決めたのではないということなのですか。
○森 一人議長 答弁を求めます。

青木参事兼総務課長。

- 青木 務参事兼総務課長 お答えをさせていただきます。

今後、協定を結ぶに当たって、予算上の担保を取る必要があるというものでございまして、何もこうした担保なく、協定、契約です。こうしたものを行うことができます。

せんので、議決をいただきまして、その後、協定を行い、8年度までこうしたものを町として負担をしていきますということを行っていくというものでございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 今、川口さんがいろいろ聞いたので、その中でも不明な点があるものですから、ちょっとお聞きしたいのですけれども、最初に15ページに歳入で防火水槽の撤去の補償費が入っています。そして、33ページには撤去費用ということで、工事の請負費ということで入っているのですが、撤去するだけで新しくしなくても、そのエリアには必要ないということなのでしょうか。通常であれば、撤去したら少しバックしたところに設置をするとか、そういうふうなことが通例でありますけれども、その点ちょっと分からないものですから教えていただきたいと思います。

それと、給付金の関係なのですけれども、私も一般質問したときに、これが後で出てきたものですから、一般質問も細部にしなかったのですが、支援金、給付金がありますけれども、その際に商工会の補助ということで、サポート窓口の設置に係る経費ということで、以前なかなかこの申請する等が難しくて、サポートするところがないとということで、窓口を設置したり、商工会でやりましたが、今回もそのようなシステムで上の給付金、支援金についても対応なさるのかどうか、お聞きをしたいと思います。

それと、29ページの農業者のフォローアップの関係なのですけれども、生産者に対する補助といいますか、支援金だというふうに思うのですが、1つ気にかかるのが、イベントという今表現を説明の中でされたかなというふうに思うのですけれども、そのイベントとはどういうことが、生産者組合のほうから応援してくださいというあれがあったのかどうか、こちらで申し上げたことではないと思うのです。こういうことで支援をしていただきたいということだというふうに思うのですけれども、ちょっと内容をお聞きをしたいと思います。

以上、3点だけ。

○森 一人議長 3点につきまして答弁を求めます。

最初に、馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、防火水槽の件についてお答えいたします。

こちらにつきましては、近くにまず消火栓があること、それから駅前に大型の防火水槽を設置したというところで、そちらでエリア内を賄えるということがございますので、今回は撤去のみということになります。

以上です。

○森 一人議長 続いて、藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 私のほうからは、31ページの商工会補助金の関係につきましてお答えさせていただきます。

議員さんから質問ありましたように、昨年度にも同じような形でやらせていただきました。基本的には同じような形でやるという形でお考えいただければと思います。今回、新たに専門家の相談窓口というのも昨年度設けたわけですが、今回も一応3か月間、昨年度、社労士さんをお願いして窓口を設けましたけれども、今回もできましたら、その専門家ということで、できれば社労士さんのほうに3か月間お願いをして、相談窓口も含めて、そこでサポートしていければというところがございます。申請につきましては、先ほど言ったセーフティーネットの4号、5号ですとか、危機関連保証、この辺が結構複雑な部分もありまして、結構お手伝いというのでしょうか、なかなかやったことのない人だと厳しい面もありましたので、そういうサポートもしていたのですが、今回町のほうで支援するこの給付金なり、その下にあります販売促進支援金、この辺の申請というのはそんなに難しい内容、昨年度も同じですけれども、していないので、その辺はそんなにサポートは必要ないのかなというところはあるのですが、そういったところも含めながら支援者を置く。また、この辺でまた窓口のほう、商工会のほうにいろいろお世話になることがありますので、商工会の職員さん、通常の業務が昼間なかなかできなくなるというところもございまして、職員さんの時間外手当、その辺を支援をしていくという内容でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 最後に、杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 私のほうから、29ページの農業者フォローアップ事業につきましてお答えさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、二本立てで今予定をさせていただいてございまして、農産物直売所である一定の金額を買われた方につきましては、150円程度の農産物であったり、加工品であったり、そういったもののサービス品のほうを用意をさせていただ

きまして、販売促進につなげるというものを予定をさせていただいてございます。

もう一つの事業といたしまして、どうしても農産物直売所につきましては、朝型のお客様が集中をしてしまうという部分がございますので、イベント用のテントを屋外に張って、農産物をそちらのほうに展示をさせていただきまして、そちらでも販売をさせていただいて、直売所のお客様の密を避けるということから、イベント用のテントを3張り程度購入したいということで用意させていただいてございます。

以上です。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 防火水槽の件については分かりましたので、結構です。

今言った商工会というか、給付金の関係です。なかなか事務手続きが複雑で、したくてもできないという人が今までそういうお話も聞きました。そういう中で、前回の言った窓口を設置していただいてやっていただいたので、大いに助かったという話は聞いています。ですけれども、これに対する商工会のほうにこの補助金を出す、この金額はそうではないかなというふうに思うのですが、これを一般の経理士さん等に頼むとなると、相当の金額がかかるわけです。費用的に相談というか、その申請に対して商工会員だけではなくて、一般の会員さんについても受け付けるのだから、前回はあったというふうに思いますが、そこら辺の経費的なものというか、費用が商工会員になっていない方が経費がかかるのかどうか、申請費等はお支払いしなくてはならないのかどうか、そこら辺ちょっとお聞きをしておきたいなというふうに思います。

それと、フォローアップの関係については分かりました。イベントということは、そういうふうなことでイベントということで承りました。

期間的なものというのはいくつあるのでしょうか。例えばこの補正ですから、3か月間だとか4か月間とか、期間があるのだったら教えていただきたいと思います。ないのだったら構いませんけれども。

○森 一人議長 それでは、2点になります。

藤永企業支援課長。

○藤永政昭企業支援課長 それでは、商工会の補助金の関係につきましてお答えさせていただきます。

昨年度も同じなのですが、商工会の会員、もしくは非会員、関係なく相談のほうは受付をしております。有料とか、そういうことは全くございません。

また、通常でも商工会の職員のほうは、非会員の事業所も行った方面によって、そういうところもお声がけしながら、いろいろ相談等乗っていただいているのが現状でございます。

以上でございます。

○森 一人議長 続いて、杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 販売促進事業のほうの期間につきましては、お客様が比較的減る傾向であるということで、10月、11月であったり、1月、2月であったり、この4か月程度予定をさせていただいております。

イベント用のテントにつきましては、やはり農産物が大量に生産される時期、秋口であったり、そういった時期に利活用していくということで、期間的には予定をしてございません。使用につきましては、農産物生産組合のほうに一任をしているという状況でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 先ほどの統合型校務支援システムなのですが、いま一つ理解ができないのですけれども、上里町が主として行うというのは、書式などをつくって、それをみんなで共同利用して、その部分を県のクラウドサービスを使って共同で運営していくということなのですか。上里町は、何を主として行うのかよく分からないのですけれども。それで、そのために協定を行うために、この債務負担行為の補正があるということで、債務負担行為自体はそうすると、そんなには経費としてはかからないのかなと思うのですけれども、経費的にはどの程度の概算で5年間で考えているのか伺えればと思うのです。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えいたします。

上里町につきましては、先ほどちょっと申し上げたのですけれども、業者を選定していただくということで、プロポーザルを実施していただきます。そちらで業者を選定していただいて、そちらと契約するということで協定を結ばせていただいて、共同で運用していくという形になります。

経費につきましては、またこれから業者も決まりますし、計算できるところは、概

算の概算というところを出ているのですけれども、参考数字といたしましては、昨年度計上いたしました金額、およそ2,000万円程度計上させていただいているのですけれども、年間その程度で運用できるというふうに、構築できるというふうに考えております。

本年度につきましては、それに対する準備、令和4年度から完全にシステムを運用するために、3年度中に構築する費用が若干かかりますので、そちらを含めた形で債務負担行為ということで出させていただいております。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 上里町は、要するにプロポーザルで業者を選定すると、その業者に関しては全て任せると、そしてそれが年間2,000万円の運営費になるのか、5年間で2,000万円になるのかよく分からない。それが嵐山町の負担になって、このシステム自体は、嵐山町の校務システムは嵐山町だけでなく、どこら辺の市町村まで使えるのかよく分からないのですけれども、どのくらいの市町村がここに加わっていくのか、嵐山町独自のものをつくと経費がかかるということであるのか、その点ちょっと分からないのですけれども、伺います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 今、参考数字ということで年間2,000万円程度ということで言いましたけれども、こちらにつきましても当然これから業者が決まりますので、概算の概算というふうに考えていただければと思います。これは年間です。

このシステムなのですけれども、システムは以前計上させていただいた予算のときには、民間のデータセンターを使用して行うというものが町村会のほうから提案されて、それで多数の町村が参加して全部の町村でやっていくという形だったのです。それが費用の関係とかいろいろございまして、どんどん町村が脱退して行って、話がなくなったというような経緯がございまして、その間に県のほうのクラウドを使用する、データセンターを使用するやり方があるということで県のほうから提案がありまして、こちらにつきまして、嵐山町については当初からセキュリティーというところを重視しておりまして、学校の生徒さん等の情報ですので、町で使用している基幹系の情報と同等の機密情報とかを扱うということで、セキュリティーにつきましては重視

しております。そのセキュリティーが確保されているデータセンターを使用するということで、埼玉県クラウドですと、もう自治体しかアクセスできないというところで、非常にセキュリティーが高い状態になっています。そういったところで安価なパターンも当然あるのですけれども、そちらにつきましては民間のデータセンターですと、セキュリティーが確保できないというところで、セキュリティーが確保できるデータセンターを使いたいと、その中でも埼玉県クラウドというのは、今言ったとおり自治体しかアクセスできない状況ですので、すごく守られている。そういったところで、そこを使ったシステムをどうにか嵐山町で使いたいというところだったので、1町でやるとかなり高額なものになります。ですので、嵐山町が単体で当然やりたかったのですけれども、予算等の関係でなかなか実現できない状況だったのです。それを上里町のほうは、費用がかかってもやるというところで決定いたしました。そこで上里町のほうからお声がけいただいて、嵐山町もそういう同じ思考だったので、どうですかというところで、嵐山町はぜひ参加したいというところで、今確実なのは2町でやるということになっています。

ただし、これについては当然ほかの市町村もいいものというものはもう分かっていますので、後から参入したいという町村はたくさんあります。ですので、その辺につきましては、今後この5年間というものなのですけれども、途中でほかの町村が参入してきて使える団体が増えていくという想定はあります。ただし、今現在言えることは、上里町と嵐山町2町でスタートするというところです。

以上です。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 概算の概算の金額の2,000万円というのは、上里町と嵐山町の金額なのか、それとも嵐山町単体でやったぐらいの金額なのか、そのところが分からないのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 上里町と2町でやった分の嵐山町分ということです。ですので、もっと高額なものを嵐山町はこの部分だけを負担すればできるという状況になっております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 今のところの続きを聞きたいのですが、上里も2,000万、うちも2,000万で、4,000万のところを折半して2,000万なのか。今後、例えば自治体が増えてきた場合に、5町、6町となったときに、トータルが4,000万だか分かりませんが、その4,000万をその5町だとか6町だとかで負担していけばいいことになるのか、そこをちょっと確認したいと思います。

それともう一個、先ほど川口さんが聞いた33ページの防災倉庫の消耗品と備品と書いてあります。さっき課長が答弁したのが、役場の敷地内の防災倉庫ですと言ったのですけれども、新たに防災倉庫を造るわけではなくて、この中に備蓄するものを今回購入するという金額だと思うのですけれども、何を買うのか、そうではないのかな。

今回、6月広報紙の裏面のところに生理用品とおむつを配布しますよということで載せていただいておりますから、そういうものも今回排出してしまったから、そういうものもまた買い足すのか、その辺とか確認したいと思います、2点。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、校務支援システムのほうなのですけれども、こちらにつきましては案分、要するに構築して運用していくという経費の中で、案分の仕方がいろいろあるのです。例えば学校数ですとか、教員の数ですとか、そういったところをまだ決定はしていませんので、何とも言えないのですけれども、そういった案分があります。ですので、均等に2分の1ということではなくて、そういったところで案分して計算をしております。今の段階では、教員数というふうに聞いておりますけれども、これはまだ当然確定しておりませんので、これから協定を結ぶというところで、今回は要するに費用の負担を担保するということでおさせていただいておりますので、その案分の仕方についてもこれから検討するというところでございます。

それから、新たに参入してくる市町村、こちらの負担金につきましても、当然初期の構築費用というものが2町で負担しますので、そちらをどういった形で補っていただくかということもこれから検討して、新たに参入してくる町村には、ある程度負担していただくという方向で話を進めております。

以上です。

すみません、防災倉庫です。防災倉庫につきましては、今ある防災倉庫がかなりもういっぱいになってしましまして、置けない状態に今なっています。ですので、小さい10平米未満の簡易的な倉庫を2棟購入する予定です。それが一応備品という形になっているかと思えます。

消耗品のほうにつきましては、先ほど議員さんおっしゃったように、今回生理用品とかおむつのほうを出しておりますので、新たに新しいものを購入することはその中に入っております。

以上です。

○森 一人議長 第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） ぜひこのシステムのほうにはお声かけいただいて、どんどん町村を増やして、負担金を減らしていただきたいなと思えますけれども、その辺のお考えはどうかお伺いしたいと思います。

それとあと、消耗品のほうですけれども、倉庫のほうは分かりました、10平米のものを2棟建てるということで。備品のほうは、今言った2アイテムのほかにもどういったものを購入する予定なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 これから参加される町村につきましては、今議会のほうでも審議いただいておりますけれども、各町村も高額なことになりますので、当然予算が絡んでまいりますので、こちらのほうとしましては、ぜひ参加してくださいということは考えておりますけれども、各町村で決めていただくという範囲かなと考えております。

それから、消耗品につきましては、今現在、毛布が足りないということを聞いておりますので、毛布の購入も考えているというところでございます。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 1点だけちょっとお尋ねします。

29ページ、農業施設の測量設計の中で沼の劣化調査、深淺測量という項目がありまして、劣化調査については以前から大分されているのかなと思うのですが、深

浅測量というのはどのような形の調査をされるのでしょうか、お尋ねします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

こちらにつきましては、防災重点ため池のほうの調査ということで、耐震調査からいろいろさせていただいている状況がございます。そういった中で、今後改修工事が必要になった場合について、この深浅測量というものが現在のため池のヘドロといいますか、埋まっている部分、本来あるべき容量からどの程度もう減ってしまっているのか、そういったものを測量させていただきまして、改修工事と併せて必要なものについてはしゅんせつ工事を行っていく、その基礎データとなるものを測量で数値化をしていくという調査でございます。

以上です。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） そうしますと、もともとの今ある沼の最初の沼の深さというのは、町のほうには図面化したものとか、そんなものがあって、そこに対してヘドロがどれだけかさんでしまっているのだろうかという調査になるのだと思うのですが、沼には倒木がいっぱい入ってしまっていて、それが朽ちてしまったりして、そういった倒木や何かの調査も併せてやられるのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

杉田農政課長。

○杉田哲男農政課長 お答えさせていただきます。

基本的にため池の機能が担保できているかどうかというふうな測量でございますので、必要に応じてしゅんせつを行う作業の中で、工事に必要であればそういう倒木の処理というのも可能性は出てくると思いますけれども、そういったものがどの程度ため池の中にあるか、そういった調査は含まれてはございません。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第1番、小林智議員。

○1番（小林 智議員） すみません。先ほどから聞いていて、統合型校務支援システムの債務負担行為出るのですけれども、先ほど来から質疑を聞いていてちょっと疑問

に思った点とございますか、大事な点なので、お伺いしたいのですけれども、まず統合型校務支援システムの構築をされるわけなのですから、そもそも校務支援システム、要は教員とか学校の事務を合理化していくということだろうと思うのですけれども、これについてはパッケージソフトとか、あるいは県とか国から必要要件とか、そういうものが提示されていて、大きなベンダーさんといいますか、業者がそれに合うものを持っていて、それを今度プロポーザル方式で選定していくという作業を上里町にお願いすると、そういうことなのでしょう、そのことをちょっとお答えいただきたいのですけれども。

続いて、それではそのシステムの設計というのはどういう形で嵐山町が関われるのか、例えば細かいところの要件定義工程というのが多分システム設計の中にあると思うのですけれども、例えば出来上がりまで全部上里町と業者さんにお任せするとなると、出来上がったものを見たときに、こんなはずではなかったという場面が想定されます。そういうことのないように、途中途中で恐らく要件定義とか、そういうところに関与していくのだと思うのです。そういうことがちゃんと担保されているかをちょっとお伺いしたいと思います。

最後にもう一点、その出来上がったシステム、これは埼玉クラウドに入れるというお話だったのですけれども、それはあくまでクラウドというのは箱の問題です。セキュリティが確保された箱の問題であって、そこで出来上がった、カスタマイズされたソフトウェアというのは、著作権はどこにあるのでしょうか、それについてお聞きしています。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 システムでございますので、それぞれの会社で独自の開発をしております。当然そこに先ほど最初にお答えさせていただきました学齢簿ですとか指導要録ですとか、成績表、出欠表、また児童生徒の健康管理、旅費や出張、そういったものがパッケージになっております。基本パッケージでの金額がありますが、これをさらに個別にカスタマイズしたものを追加すると、これは非常に高額な金額になるのは小林議員もご存じだと思いますけれども、その関係で先ほど馬橋課長のほうで説明がございました、かつての町村会での共同参入の際には、各町村の教育委員会、また教員等がヌエックのほうに業者が数社参りまして、こういったものだと

うのを実際に見ていただいた中で、どの会社のどういうパッケージがいいか、その中でまずシステムとしての安価さと、今度は先ほど馬橋課長が言いましたセキュリティーです。これの確保のために係る費用等々で検討した上で、今回上里町と現在嵐山町、2町のほうでの構築になっておりますので、まるっきり中身のお任せでなく、その辺のところは当然2町ですり合わせて、これまでもしてまいりました。こうした形で運用を図るというシステムの中でのプロポーザルという形で、この後上里町で実施されるというものでございます。

以上です。

○森 一人議長 答弁漏れがありますか。

第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) すみません。それでは、ちょっとまだお答えいただけていない部分が、これパッケージソフトなので、カスタマイズは全くノーカスタマイズでいくということなのでしょうか。そうすると、今度つくるシステムというのは、それを埼玉クラウドに乗せるだけですよ。乗せて、それをつなげるというだけの設計なのではないかなと思うのです。そうすると、あくまでこれはパッケージソフトの利用料と、そのシステムの設計料が先ほどから言っている値段に入っているという理解ということになるのです。そういうことは、要件定義とか一切されませんので、既に事前調査の中でパッケージソフトの細かい点、例えば校務支援システムですから、先ほど来指導要領がどう変わっているとか、あるいは日々の業務がどういうふう記録されていくとか、そういったものの細部については、現場の方ももうその辺については十分これで満足だということは確認されているということだと思います。そういうことでしょうか、お答えいただけます。

○森 一人議長 答弁を求めます。

村上教育委員会事務局長。

○村上伸二教育委員会事務局長 今、ご指摘のあったように、実際各会社のそれぞれのもを見た中で、より使いやすいものというもので選定した上で、こういった会社のこういったパッケージをという形でこの後プロポーザル、こういった形のをプロポーザルでやっていただくという形になります。

以上です。

○森 一人議長 第1番、小林智議員。

○1番(小林 智議員) 内容は理解できましたので、安心させていただきました。

それで、ただプロポーザルを上里町でしたか、そちらのほうに委託しているということ、要はパッケージソフトの利用といたしますか、ベンダーさんの選定になるわけですよ。そのことを丸投げと言ったらおかしいですけども、お願いしてしまっているということなので、実はこっちのソフトのほうがよかったということはもう考えられない。どちらでもいいよという、要は上里町さんの判断にお任せしますよということなのですか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 お答えいたします。

上里町に全部全て任せるということではございません。まず、プロポーザルを実施するにも仕様書というものを細かく作成しますので、その段階では当然嵐山町の意見も集約させて作るという形になっておりますので、嵐山町の意見も当初から担当のほうで綿密に打合せ等を行いますので、そちらの中で嵐山町の意見も入れた中でのプロポーザルという形になろうかと思えます。

以上です。

○森 一人議長 まだほかにこの後質疑を予定されている方がいらっしゃれば挙手をしていたきたいのですけれども、お2人ですか、青柳議員も。

それでは、1時間ぐらいたちましたので、暫時休憩といたします。

再開時間を3時55分といたします。

休 憩 午後 3時40分

再 開 午後 3時55分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

それでは、質疑をどうぞ。

第9番、青柳賢治議員。

○9番(青柳賢治議員) 私からは2点です。今の6ページの債務負担行為補正の件なのですけれども、これからデジタル庁が国が発足をして、9月ごろから全国仕様な形で、非常に標準化したようなものができてくるというのが新聞報道ですけれども、あります。その中で上里町、嵐山ということで2町の中なのですけれども、そういった

部分と重複してくるような、せっかくなつくたけれどもというようなことにはならないだろうと私は思いますけれどもその辺のところをちょっと心配されるところなのですが、いかがでございましょうか。

それともう一点が、2点目は25ページなのですけれども、子ども家庭支援センターの運営事業についてなのですが、こちら1台自動車購入ということで、対象児童の送迎ということで購入をされるということでございます、諸収入をいただいて。それで、その後運転する人が必要になるかと思われるのですけれども、ここで会計年度任用職員の報酬が減額になっているのです。その辺のところのいわゆる運営的なものというのは、今までの課長からの話でもかなり無理をしているというか、大変だというようなことは聞いているのですけれども、いかがなものでしょうか。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

馬橋地域支援課長。

○馬橋 透地域支援課長 それでは、お答えします。

こちらのシステムにつきましては、先ほどから説明していますとおり、県のクラウドを使用するというので、むしろ最先端のシステムでございます。ですので、これからデジタル庁ができて、国のほうでデジタル化を推進していきますけれども、こちらに追従していけるというシステムになっております。

以上です。

○森 一人議長 次に、前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 私のほうから、子ども家庭支援センターの運営の状況、お答えしたいと思います。

今回車両の購入をさせていただきますのは、今現在の支援員は会計年度任用職員が2名、それと予算でお認めいただきました運営支援業務委託ということで2名、4人体制で運営しています。会計年度職員につきましては、1名が送迎の任務に入っただくということでございます。現在は、職員が軽自動車を使っています、そうすると人数に限られてしまう。2回往復したいということでございますので、今回B&Gさんのほうから10分の10の助成をいただくということで、7人乗りの乗用車を購入させていただきまして送迎していくということでございます。現在、会計年度職員につきましては2名ということで、ここで1名、年度末に急遽体調を崩されました。辞められるということで決定しております。ここで、できればもう一名、会計年

度職員については補充をさせていただきたいということで今募集をかけているということでございます。この乗用車の対策としては、新しく見つければ5名体制でということ考えております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

第11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） では、2点ほどになると思うのですけれども、まず23ページでございますけれども、こちらの学童保育の関係でコロナの感染に対する対策の経費の補助だということですが、300万円です。そういった金額が対策としては出てくるということですが、この内容はどのようなものなのかなというもの。

それから、もう一点同じようなことなのだと思いますけれども、次の25ページですけれども、特別保育の関係で、やはりこちらでも費用的には300万円、やっぱりコロナの関係で感染防止対策の経費だということですが、いろんなことは消耗品にも入るか分かりませんが、あるいは床というか、机というか、空気というか、いろんなものがこの補助金の中には入ってくるのでしょうか。内容を少し伺わせていただきます。

それと、一番上ですけれども、同じページです。先ほどの説明の中にもありましたけれども、子育て支援の指定管理者の関係ですか、そのところに工事請負費ということで、天井の照明ってちょっと聞こえたかなと思ったのですけれども、これは内容的にどのようなもので、照明はどんなふうな形で取替えなのか、こちら辺のところも少し詳しく教えていただければというふうに思います。

以上です。

○森 一人議長 それでは、3点になります。答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 それでは、23ページ、25ページの関係の答弁させていただきます。

学童保育のコロナの対策の経費ということでございますけれども、こちらにつきましては、職員が感染対策の徹底を図り、業務を継続的に実施するための必要な経費ということで、時間外ですとか人件費についても対象になります。また、事務用の消毒の用品ですとか、もしくはマスクですとか、そういったもののコロナ対策の経費に対する費用でございます。

保育所、25ページになりけれども、そちらのコロナ対策につきましても同じような

経費でございまして、職員の感染対策と業務を継続するためにコロナ対策としては、業務を継続するための時間外の職員の手当につきましての経費、また先ほど申しましたが、消毒の用品ですとか、マスクですとか、そういった消耗品の経費というのが多少なっております。

次に、23ページの地域子育て支援拠点の需用費でございますけれども、こちらにつきましては、今嵐丸ひろばがございましてけれども、嵐丸ひろばの照明器具、これが大分故障をしております、実はこの嵐丸ひろばの照明器具は、当初アイプラザをつくった、あの当時を基準にして、そのときから20年以上使っている器具でございまして、電球だけが交換というのはできません、器具自体も耐用期限がありますので、この金額になりまして、そういったもののLEDに交換させていただくという経費でございまして、プレイルームと相談室と全ての照明器具についてLED交換ということで計上させていただいております。

以上です。

○森 一人議長 11番、松本美子議員。

○11番（松本美子議員） 学童保育の関係、これは全部の学童保育室のところに対応しているという考え方ですか。私、床とか、そういうところも少し抗菌の関係もやるのかなと思って聞いたのですけれども、職員さんの関連手当ですか、あるいは先ほど答弁いただいた消毒の関係、そういったものだけで、ほかはないのですか。私が質問したような内容は今回には入っていないということですか、それを特別教育のほうも同じなのですか、お伺いします。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

前田福祉課長。

○前田宗利福祉課長 学童保育のコロナ対策につきましては、嵐山町の学童保育室は4か所あるのですけれども、支援単位が6単位、それから菅谷のひまわりクラブが2単位と、志賀のてんとう虫クラブの2単位ということで6単位について50万円ずつ費用が対象になります。それと、ひまわりクラブにつきましては、床の抗菌の工事をさせていただくということで、対象の経費として使わせていただくような考えでございまして。また、保育対策のほうですけれども、こちらにつきましても6施設、認可保育所が東昌保育園、東昌第二保育園、若草保育園、しらこぼと保育園、それと小規模のめぐみのそのと、たいよう保育所、この6施設につきまして50万円ということで300万

円の経費を計上させていただいております。

以上です。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第34号 令和3年度嵐山町一般会計補正予算（第1号）議定についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午後 4時03分

再 開 午後 4時04分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第35号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第16、議案第35号 第6次嵐山町総合振興計画を策定することについての件を議題といたします。

本件につきましては、さきに第6次総合振興計画審査特別委員会に付託してありましたので、委員長より審査経過及び結果の報告を求めます。

大野第6次総合振興計画審査特別委員長。

○大野敏行第6次総合振興計画審査特別委員長 それでは、付託議案審査報告書をお持ちまして、朗読をもって報告をさせていただきます。

1ページおめくりください。令和3年6月17日、嵐山町議会議長、森一人様。第6次総合振興計画審査特別委員長、大野敏行。

委員会審査報告書。

本委員会に付託の事件を審査の結果、下記のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告いたします。

記。事件の番号、議案第35号。件名、第6次嵐山町総合振興計画を策定することについて。審査の結果、可決すべきもの。少数意見の留保ありということでございます。

1 ページのほうに移ります。1、付託議案名。

議案第35号 第6次嵐山町総合振興計画を策定することについて。

2、審査経過及び結果について。

6月4日開会の本町議会第2回定例会において、本特別委員会に付託されました議案第35号 第6次嵐山町総合振興計画を策定することについての件を6月14、6月15日の2日にわたり審査いたしました。

(1) 6月14日の委員会について。

11名の委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席の下に、区分ごと審査することとした。主な質疑とその答弁は、次のとおりでした。

第1の区分では、「まちの将来像」の中に町民参加の記述がないのはなぜかという質疑に対し、「私たちのまち」という思いで積極的に行政に参加することと記述しているとの答弁でした。

「人口推計」で目標人口に掲げられている数字が、最近の出生率の動向を見ても厳しいものではとの質疑に対しては、厳しいけれども、国の長期ビジョンに基づき、これを目標にしてやっていきたいとの答弁でした。

「重点プロジェクト」の中では、記載されている事業の意味について質疑があり、記載されているのは現在行っている事業を羅列しており、他の事業やこれからやる事業と色分けしているわけではないとの答弁がありました。地域の伝統文化を次世代の子どもたちに伝えると記述してあるが、その中身はという質疑には、学校、地域を含めて広くやっていきたいとの答弁でした。

第2の区分では、「地域コミュニティ・ボランティア活動」の中で、行政区の適正化が課題とあるが、その内容はとの質疑に、人口の減少があり、現在区長会で検討し始める段階との答弁がありました。「協働」ではなく「協同」にしたのでは町民参加の意味が弱くなるのではないかと質疑に、町民参加を妨げる意図はないとの答弁がありました。ボランティアセンターの記述がないのはなぜかと質疑には、コーディネ

ネーターが不在であり、所管も含めて検討していくとの答弁でした。

「定住促進」の中で、「若者が転出してしまうケースがある」との記述があり、人口減少に直結していく状態の中、記載されている施策で十分なのかとの質疑に、大きな問題なので、トータル的に取り組んでいくとの答弁がありました。

「情報共有」の中で、情報格差の問題が記述されていないのはなぜかとの質疑に、状況が明確に把握できていないので、記述しないとの答弁がありました。

「子育て支援・保育サービス」の中で、「病児保育」がないのはなぜかとの質疑に、該当施設がないので記述していないが、今後ニーズに合わせて検討していくとの答弁がありました。

「確かな学力・豊かな心・健やかな体」の中では、不登校児童生徒の発症率の目指す指標が全国平均に比べて高いのはなぜかとの質疑に、町の状況を踏まえ、現実的な数字にしたとの答弁がありました。

「学校教育環境」の中では、「学校教育なら嵐山町」を目指すとあるが、不登校の子どもにとってどうなのかとの質疑に、学齢に達した全ての子どもに対する教育という趣旨であるとの答弁がありました。小中学校の規模や配置の在り方について、「再編等を図る」を追加したのは、学校統合を進めるという意味が込められているのかとの質疑に、あくまで条例で設置された審議会で議論した上で決めていただくことに変わりはないとの答弁がありました。コロナ禍での教育のことが記述されていないのはなぜかとの質疑に、コロナ感染の問題はまずは現在進行形であり、今後の社会変化の中で見直しをしていくことになるためとの答弁がありました。

第3の区分では、「生涯学習活動・文化・芸術活動」の中で、ふれあい交流センターに常駐職員がいなくなっても記述されているような事業ができるのかとの質疑に、常駐職員がいなくても円滑に進められるようにしていくとの答弁がありました。

「文化財」の中では、町内の文化財について町民によく知られていない現状がある。記述は漠然としているのではないかとの質疑に、町民に自覚と愛着を持っていただくよう取り組んでいくとの答弁がありました。杉山城跡の公有化100%の可能性についての質疑には、国の方針もあり、今後交渉していくとの答弁がありました。web博物誌の今後の発展についての質疑では、外部の専門家に調査研究を依頼して作成したもので、予算もあるので大きな更新はできないにしても調査研究は続けていきたいとの答弁がありました。

「健康づくり」の中では、やすらぎトレーニングルーム利用者数についての質疑に、ワクチン接種もあり、本年度中にはコロナが終息すれば利用者数の増加が期待できるとの答弁がありました。

第4の区分では、「地域福祉活動」の中で、包括的支援の内容についての質疑に、複合的に困難を抱える世帯を丸ごと支援していくとの答弁がありました。

「社会保障制度」の中で、国民健康保険について医療費の適正化等についての質疑があり、県内の統一化が行われるまでは納付金の状況を考慮しつつ、保険税の見直しは避けたいとの答弁がありました。

「高齢者の生きがいづくり」の中で、認知症サポーター養成講座参加者数について質疑があり、今年度から小中学生が授業の一環で受講していくとの答弁がありました。

(2) 6月15日の委員会について。

11名の委員及び委員外として議長、関係する執行部説明員の出席の下に、区分ごと審査することとした。主な質疑とその答弁は次のとおりでした。

第5の区分では、「里地・里山・河川の保全と活用」の中で、河川美化清掃が槻川流域だけと思われてしまう記述ではないかとの質疑に、「槻川をきれいにする会」が主体となるという意味であるとの答弁がありました。

「緑化活動の支援・公園の整備・管理」の中で、公園・子どもの遊び場の満足度を上げるための取組についての質疑で、財政状況を見ながら規模の大きな公園に大型遊具を設置していきたいとの答弁がありました。

「ごみの適正管理」の中で、廃棄物について3Rとの記述があるが、今の時代は4Rではないかとの質疑に、記述はされていないがリフューズは大切な考え方であり、町民に浸透するよう取り組んでいくとの答弁がありました。さらに、生ごみ処理機の設置についての質疑では、生ごみを減らす効果を上げるため、使い方を含め広報していくとの答弁がありました。

「公害防止対策」の中で、騒音・悪臭問題について、原因者の対策の状態についての質疑に、対策を進めていると認識しているとの答弁がありました。

第6の区分では、「生活排水処理施設」の中で、川島川の大腸菌問題の対策が記述されていないことへの質疑に、公共下水道に接続していない世帯が残っており、その生活排水が流入していることが原因と思われるので、清掃と合わせきれいな川を取り戻すため取り組んでいくとの答弁がありました。

「防犯対策・消費生活」の中で、防犯ボランティア登録者数についての質疑では、現在38の組織が結成されており、今後も粘り強く増やすための努力を続けていくとの答弁がありました。

「地域の個性あるまちづくり」の中で、武蔵嵐山駅の乗降客数の増加目標についての質疑に、今後の観光の取組による増加を見込んでいるとの答弁がありました。

「道路整備」の中で、自転車道についての記述がないが、その取組はとの質疑に、路面標示で対処していきたいとの答弁がありました。

第7の区分では、「農林業」の中で、集客力のある施設の誘致とあるがどのようなことかとの質疑に、現在は今ある農産物直売所を充実させていく考えであるとの答弁がありました。有機農業についての記述はないが、その取組はとの質疑には、生産者の顔の見える安全・安心な農産物の販売を支援していくという中で考えているとの答弁がありました。森林についての管理制度についての質疑では、土地の所有権を残しつつ山の保全を図るための方策として考えているとの答弁がありました。農地の担い手への集積についての質疑では、担い手への集積を第一に考え、同時に企業参入にも取り組んでいきたいと答弁がありました。

「商業」の中で、駅周辺の空き店舗等の利活用数についての質疑に、現状は厳しい状況ではあるが、駅前整備と合わせ調査・研究し取り組んでいきたいとの答弁がありました。

「観光」の中で、町の花と木であるツツジと梅の記述がないが、PRの取組はとの質疑に、町の観光案内や梅の紹介も行っているので、別の形でPRする必要があるとの答弁がありました。トイレの記述がないがとの質疑には、環境ではトイレは大きな問題であり、最重要課題として取り組んでいきたいとの答弁がありました。

「行政サービス」の中で、町の取り組んでいる事業が人口規模や職員の数に対し多過ぎているという認識の記述がないがとの質疑に、人材育成、効率的な事務執行及び行政機構の改革などにより対処しているとの答弁がありました。

「健全な財政基盤」の中で財政運営の基準についての質疑に、4つの軸を基本に予算編成及び財政運営をしていきたいとの答弁がありました。財政調整基金比率についての質疑では、令和7年度での14%を達成するためには約6億円の基金残高が必要であるとの答弁がありました。

執行機関に対する全ての質疑が終了した後、委員間の協議を行いました。主な意見

は、以下のとおりでした。

20ページ、土地利用構想の町の持続的な発展に資する一定規模の土地利用と認められるエリアでのエリアとはどの辺りか分からない。土地利用構想図を差し替える必要もあると思う。

一つ、このような案件は議案議決前の審議において、以下の視点が欠けていた。議会として検討する機会を望む。第5次の見直しが評価されていない。審議会の経過が明示されていない。振興計画の案はアンケート重視で、現状分析について疑義があり。外部委託しているコンサルタントの活用をどのようにされたのか。計画の構成が前例踏襲であり、分析がなされたが疑問。目標指数については、特に感じる。以上全体的な議論の場がなかった。

一つ、委員会でもっと審議する場をつくらなければいけなかった。今回の方法がよいとは感じない。

一つ、地方分権が入っていない。

一つ、53ページ、小中学校の再編等を図りますとあるが、今後審議会が立ち上がるので、図りますはおかしい。何も決定事項ではないので、検討に入る等が妥当と思う。

一つ、自治基本条例を記述すること。

一つ、自転車通行帯を設け、安全な道路整備の記述が欲しい。

一つ、今回の会期中の特別委員会では審議する時間があまりにも足りない。閉会中に特別委員会を設置したほうがよかった。修正案でもなければ単に賛成、反対のみになってしまう。

一つ、内容の認識が古い。コロナと付き合っていかなければならない時代を反映していない。

一つ、体制の方向が違っており、早い段階での修正を望む。

一つ、86ページ、ごみの適正管理の基本的方針で廃棄物の3Rではなく4Rとすべきと思う。SDGsの観点からも見直しを求める。

一つ、114ページ、観光の基本的な方針に梅の花、ツツジの花など嵐山町を代表する花の名前を具体的に入れたほうがよい。

委員間討議後、渋谷委員から提出された修正案（別紙）、皆さんにお配りしてあります、の説明を受け、質疑に入った。主な質疑は次のとおりでした。

問い、資料ページ2とあるのが修正案の資料の2ページのことでございます。ペー

ジ33、これは議案書の説明資料でございます。基本的な方針でまちづくりへの町民参加を例規に整えていきますとはどのようなことか。答え、まちづくり基本条例（仮称）に基づいた条例、規則により町民参加を保障し、町民が説明を受けたり、求めることができるようにする。

問い、資料ページ7、108ページ、現況と課題で有機農業者が困っている事例があるか。答え、農地や農機等を置ける空き家を探すのに困っている情報がある。

問い、資料6 ページ、ページ103、計画的なまちづくり現況と課題の基本的な方針で町の緑被率を現在より上げる土地利用を策定しますとは、保全と計画を合わせ全体としてどう考えるのか。答え、町全体の中で代替地を求め、緑を減らさない。

問い、資料ページ3、ページ49、基本的な方針に町立の幼児教育機関では国が示すとおり3歳児からの幼児教育を目指しますとあるが、町の方針とは全く異なる。答え、子どもの3歳児は重要な時期であり、人の輪に入り経験することが成長過程の中では絶対に必要です。

質疑の後、修正案に対する意見を求め、学校再編問題が白紙に戻され、ここまで第6次総合振興計画は遅れてしまった。異論のあったところだが、原案のとおり議決することが重要と思うとの意見があった。

そのほかに意見はなく、直ちに採決に入った。

初めに、修正案について採決を行い、挙手少数により否決となりました。

次に、原案について採決を行い、挙手多数により可決すべきものとするに決定いたしました。

なお、少数意見の留保が出され、これを承認した。

また、本件の見直しが中間年の5年に見直すことはもちろんの上、必要に応じた見直しも積極的に図ること及び議会としても積極的に関わるべきとする意見が賛同されたことを申し添えます。

以上、第6次嵐山町総合振興計画特別委員会委員長報告といたします。

○森 一人議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

次に、本件については、渋谷登美子議員外1名から会議規則第76条第2項の規定により、少数意見報告書が提出されております。少数意見の報告を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） では、文章になっていますので、朗読していきます。

少数意見報告書。

令和3年6月15日の第6次総合振興計画審査特別委員会において留保した少数意見を次のとおり、会議規則第76条第2項の規定により報告します。

記

1、議案第35号 第6次嵐山町総合振興計画を策定することについての件

2、意見の要旨

議案第35号は、今の現情勢を反映したものではありません。ウィズコロナ、アフターコロナ、そして、気候変動の時代をどのように持続可能な嵐山町として生き抜いていくかの視点が弱く、何よりも課題であることは、議会には、議案として賛成されれば基本構想が採択され、岩澤町政に続く佐久間町政においても、町民や議会とは関係なく事業を進めていくことが可能であるという姿勢が全面に出ていることです。

この課題に気づいたのは、学校再編に関わる一文が、パブリックコメントへの提出のものごとがらりと変更があること、パブリックコメント提出のものは、再編等について検討するであったものが、再編等を図ります。そのことが、議会運営委員会時のパブリックコメント後の変更についての質問で、副町長より、軽微の変更があったと聞いておりますと紹介されましたが、なぜこのような重大なことが軽微の変更として行われたのかという背景を考えます。パブリックコメントは1人の方の提出でした。その方は、2点指摘があり、1点は町立幼稚園の3年保育を実現しないこと、1点は七郷小の子ども数が少なく、統合を進めるべきだということでした。そのパブリックコメントを受けて基本構想審議会委員の会長が、これは自分たちの考えた、まさにそのことであるということで、答申には学校再編について答申として提出しました。しかしながら、学校再編については、議会報告会において町民の方から、全く知らないことだったという点が多くの方からの指摘でした。一旦立ち止まって考える、町民全体で議論するとした議会への町長意見は、ここには全く入っていません。第6次基本構想の答申を出した委員は果たして町の課題を理解しているのか疑問です。その背景を探っていくと、本基本構想には、地方分権、自治基本条例制定の文言が消えています。無償労働の提供の町民参加を期待されていますが、まちづくりへの政治参加は制度として保障されておらず、要綱で曖昧なものです。憲法の定める地方自治の本旨がここ

からすっぱり消えています。

さらに、行政の行うことに枠をはめられたくないという趣旨の曖昧な文言が基本構想に散見しています。特別委員会の質疑においては、様々な質疑とその質疑の後ろにある議員個人の意見は隠れていました。が、ある程度は確認できます。そのために一部は修正案に反映して提出しました。残念ですが、基本構想についての議会審議の在り方にも多くの課題があり、私は議員として反省しています。

町民の感じ方はアンケートという形式であり、アンケートはその質問のつくり方によって調査ができるものです。その上での政治的リーダーシップは町民全体のことを配慮したものとはなっていません。

以上、嵐山町町政は、まちづくり参加が町民に保障されていないこと、形式的なまちづくり参加が審議会委員への諮問という形で行われているにすぎず、課題が大きいことを指摘します。本構想では、学校再編という重大事項を1人の方のパブリックコメントを利用して、「検討する」から「図ります」に変えていること、問題の重要性を指摘します。

町の在り方を変える重要政策は町民全体で議論し、合意を得て検討することを再度要請します。地方分権の持つ意味、地方自治の制度、その制度を法令化して整備することを求めます。

以上です。

○森 一人議長 少数意見の報告が終わりましたので、質疑を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。討論を予定されている方はいらっしゃいますか。お一人ずつ確認させていただきます。第1番、小林智議員、どちらでしょうか。

○1番(小林 智議員) 原案の採択に賛成の立場で討論いたします。

○森 一人議長 次に、第8番、長島邦夫議員。

○8番(長島邦夫議員) 私も同じく賛成で討論させていただきます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番(青柳賢治議員) 私も原案賛成で討論します。

○森 一人議長 それでは、第1番、小林智議員、賛成討論どうぞ。

○1番(小林 智議員) 第1番、小林。原案の採択に賛成の立場で討論させていただきます。

きます。

ざっぱく意見になることもあるかと思いますが、ご容赦いただければと思います。

まず最初に今回この膨大な原案につきまして、策定作業に関わりました町職員の皆さん、それから審議会のほうの皆さんにこれだけの作業をされてきことに感謝申し上げます。内容につきましては、2日間の審議会、委員会、先ほどもご報告があったとおり、最後になって検討させていただきましたが、その検討の期間の中で、私が重点プロジェクト、第3者の重点プロジェクトを打ち立てたということは大きな評価であるのではないかと思います。これは一般に10年にわたる計画、民間企業で言えば長期経営計画というふうなものだと思うのですけれども、大概のものは10年間先で何を重点に取り組んでいるか、どうしているかという長い期間のものを端的に見る、そういう立場が一番大事なのだと思うのです。そういった中で、やはり個々の施策の中で重点プロジェクトという考え方をきちんと捉え、その中で、子どものびのび成長プロジェクト、みんなわくわく活躍プロジェクト、地域いきいき安心プロジェクト、こういう3つの大きな重点を上げて、それぞれの中で個々の施策を実現していく。そういう考え方は、これは将来10年にわたって活動していくに当たって重要な点ではないかというふうなことについては高く評価したいと思います。

ただ、第3章と1章を設けた重点プロジェクトですが、中身2ページのみになっているというのがちょっと残念なのですが、これについては今回の総合振興計画とか、実際の運用の場面にプラスされたものが入っているわけですから、運用場面の中で重点プロジェクトの研修であるとか、めり張りであるとか、そういったものをぜひ検討していただきたければいいのではないかなと思います。

続いて、基本施策でございませけれども、こちらの施策の体系化の各予備範囲、各課単位ではなくて、いわゆる町民のサービスとか、そういった面に立った章立て、節立てをしていただいています。第1節から第6節に分類して、協同のまちづくり、第2節がひとを育み、学び楽しむまちづくり、第3節健康で互いに支えあうまちづくり、第4節、自然とともに生きるまちづくり、第5節、安全・安心で活力あるまちづくり、第6節、推進方策。こういった形で、町民がサービスを受ける目線、それから将来町はどうなっていくかという目線で、分類立て施策の分類をされているということにも、これも大きな評価ではないかなと思います。この章立てに従って、節立てに従って、考慮したことをきちんと検討されている。この点についても私は評価いたします。

それから、個々の施策につきましても、基本的な問題提起をして、現況と課題として問題提起し、それに対する答えとして基本的な方針を立て、それぞれ目指す指標を立てて施策の内容を記述する。これは、こういうやり方は住民に分かりやすいのではないかなと思います。ただ目指す指標と施策の内容が、本来私は起承転結では、前後逆転、ちょっと逆でもいいのかなと思いますけれども。それから目指す指標につきましても、これはこの政策に携わった職員の皆さん、この方たちの努力でこういう形になったのだと思うのですけれども、私は策定プロセスに関わっておりませんけれども、恐らくこの政策に携わったのは、地域支援課の皆さんを中心にして各課の職員の中で、中堅、若手の職員の皆さんが実際に施策策定に携わっているのではないかなと感じていました。その中で、その皆さんが策定の過程で恐らくこれは想像ですけれども、目指す指標を立てて、この指標でいいのかな、どうなのかなという疑問を持ちながら、各課の担当の方の、そういった疑問を持ちながら作り上げていった、そういった経緯があるという、私は2日間、協議の間ずっとそのことを考えていました。ちょっとその辺については、いろいろと恐らくこの指標でいいかどうかという疑問もあったのだと思います。でも、全体を網羅するにはこういう形になる可能性を得なかったという事で、これはちょっとやむを得なかったかなと思います。

それから、また後ほどこの辺にも触れたいと思います。そういった形で、全体としても、本格的であり、向こう10年間の計画として大きな方向性を出しているという点については評価できるので、私は原案に賛成いたします。

最後に、今回職員が特に中堅、若手職員がこれに参加しているのではないかなと私想像しているのですけれども、そういった形が、私は非常に大事だなというふうに感じておりました。この策定は恐らく大変な時間をかけて策定されたのだと思うのですけれども、中堅、若手職員が参加することによって、恐らくこれは職員の教育効果もあるというふうに町政では恐らく考えて、そういった人たちに策定されていたのではないかなというふうに思います。なぜ大事かという、この計画は10年の長期のスパンの計画です。ということは、これに携わる中堅、若手の職員を中心にこれからこれを機能させていくと、そういう目線もあったのだらうなというふうに感じています。恐らくそういった形で、先ほど申し上げた、これどうなのかなと疑問に思いながらも恐らく担当の方が作り上げていったのではないかなと想像できますけれども、その方たちが、そういう疑問を持ちながら、問題提起をしていきながら、この10年間これ

を使っていくという意味では、全体が教育的効果を生み出す、職員を育てるという目線からも、こういった作業であったのではないかなと思います。

最後になるのですが、そういった人たちが向こうの10年間、嵐山町の将来を支えてつくり上げていくということを大きく期待して、私は賛成の討論にさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 続いて、第8番、長島邦夫議員、どうぞ。

○8番（長島邦夫議員） それでは、指名をいただきましたので、賛成の立場で討論させていただきます。

総合振興計画は町の上位計画であり、10年に及ぶ長期計画であります。当然のことではあります。国、県の状況変化により、左右されることも想定しつつ、着実なる町の発展を計画されたものと考えます。それには、財政的な豊かさを着実なものにし、住民福祉の向上を第一に、住民と手と手を携えた協働のまちづくりが重要と考えますが、現状は少子高齢化、人口減少、厳しい財政状況の真ただ中にあります。計画のそのものには難しいところがあるとすれば、いざ実行となれば、さらに厳しい運営が待ち受けていることと考えます。計画に沿って、着実に実行することができれば、結果住民が住み続けたいと思う、そのような町になると考えるところでございます。

では、評価する部分を申し上げます。重点プロジェクトの導入であります。まず、誰もが安心して子どもを産み育てる環境、女性が活躍する社会、子育てしやすい環境を目指す子どもびのび成長プロジェクト、地域の産業の支援また新たな地域活性化、安心した雇用を目指すみんなわくわくプロジェクト、地域を住民全体で支え合うコミュニティの推進事業、地域いきいき安心プロジェクトであります。計画を推進することにより、町と住民が共によりき町を目指すこととなり、すばらしい将来が築けるものと確信をし評価するものであります。

しかしながら、残念なのは長期計画であり、大胆な構想、大胆な計画も必要かなと考えます。事業結果に一喜一憂することも重要であります。この部分には、わくわくするような町の将来が見える、住民との協力の事業の先に新たな支え合う地域の姿が見えるとか、大きな構想が細部計画に推移し、実現可能になるような未来志向の夢の持てるわくわくするような部分が少ないように感じられます。そして今後、欠かすことはできないのが町全体の面とするICTの推進であります。現状町からの情報伝達が主であります。近年教育、住民参加に大きく取り入れられるようになり、変化

が見られます。今後はSNSの普及により、コミュニケーションツールとして即座に住民生活に生かせるツール、安心、安全な町に大きく推移するものと考えます。総合振興計画は、この10年間において進めなければならないものが明記されているわけで、計画倒れにならないよう着実に実行されることを期待し、賛成討論といたします。

○森 一人議長 最後に、第9番、青柳賢治議員、どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 町提案の総合振興計画に賛成の討論をさせていただきます。

第6次総合振興計画は、昭和49年に策定されました第1次総合振興計画に掲げた将来的ビジョン、自然と調和した文化的田園都市、それから5度にわたり、10年ごとに将来像の実現に向けて、先人がなし得た事業の記述、さらには営々と町民の幸福を一点に突き進んできた町の確かな歩みの下に策定されると序論において確認できる。今後も予想を超えるスピードで変化していく社会情勢において、住んでよかった、これからも住み続けたいと感じられるまちづくりを、町民との信頼関係を築きながら進めていく指針とするために第6次総合振興計画を策定するのであって、その計画は全ての町民と共有しなくてはなりません。計画は序論、町の将来像、重要プロジェクト、基本施策をもって構成されていて、簡明であり、嵐山町の概要に至っては、これからこの町が強みとすべき点がはっきりと明示されています。時代潮流の読みは的確で、感心します。2,000人の住民意識調査を基にした医療体制の充実や公共交通の整備については一朝にしてできることは少ないかもしれませんが、庁舎内のプロジェクトチームの研究成果に期待をします。

これから10年後の町の将来像の中にうたわれているように、まちづくりはそこに住む人のためであり、住む人が幸せに暮らすために行われる、このことこそが私は嵐山町の今までの総合振興計画や各種事業の中に脈々と流れてきている真髄とも言うべき精神であると。さらに人としてのありようすら教え、導いてくれているように思います。他者を思いやり、感激のできる人、嵐山町だからこそできる、自然とまちづくりの法則にもなっているように思うのは私だけではないのではないだろうか。自分を大切にすることは他人を大切にすることであり、このことによってみんなが笑顔になれる。

委員会の質疑の詳細につきましては、特別委員長の報告のとおりであります。全般的に各委員の質疑は町の提案した計画に異を唱える質疑であったり、さらには基本施策の考え方に関する質疑などで、町の答弁がごく当然なのかなと思える質疑もありま

した。ただ、これらの質疑は全て町民の声であることをしっかり執行部の皆さんには受け止めていただきたい。その上で、町民の幸せ、町民の思いを最優先した総合振興計画の推進を図っていただきたい。嵐山の針路である将来像、「未来へつなぐ ひと しぜん くらし とともに学び育むまち らんざん」は示されました。自信を持って臨んでほしい。

最後に、第6次総合振興計画に記された町民が幸せになるような基金の指標は総合振興計画を最上位とする分野別計画への改革を促進し、各課の仕事にイノベーションを起こし、幸せな町民を増やす施策になり得るはずであります。共に学び合うことで、自分も他者も高め合える町、小さな幸せをたくさん感じ、時には他人にその幸せを分けてあげることのできる人があふれる町、そんな10年後になることを希望し、期待をして、私の賛成討論といたします。

○森 一人議長 以上で討論を終結いたします。

これより議案第35号 第6次嵐山町総合振興計画を策定することについての件を採決いたします。

委員長報告が可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第17、議案第36号 第2次嵐山町都市計画マスタープランを策定することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議案第36号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第36号は、第2次嵐山町都市計画マスタープランを策定することについての件でございます。

第2次嵐山町都市計画マスタープランの策定について、嵐山町議会基本条例第11条第2号の規定により、議会の議決を求めるものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明させていただきます。

以上をもちまして、説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、議案第36号の細部につきましてご説明申し上げます。

議案第36号は、第2次嵐山町都市計画マスタープランの策定について、嵐山町議会基本条例第11条第2号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針を定めるものでございます。平成15年3月に策定された都市計画マスタープランが令和3年3月をもって終了したことに伴い、今回新たに第2次嵐山町都市計画マスタープランを策定したものでございます。

まず、本計画の策定の経緯についてご説明させていただきます。配付しております議案第36号参考資料ナンバー1、第2次嵐山町都市計画マスタープラン（案）資料編の6ページを御覧いただきたいと思っております。本計画の策定は、令和元年11月から関係各課から選抜いたしました庁内会議により検討、協議を行いました。メンバーは20年後におおむね管理職となる男性6名、女性5名、計11名とし、委員長、副委員長は女性とさせていただいたところでございます。本計画は図面の作成以外は職員手作りで進めているため、課題の整理、基本目標、将来都市像の設定、分野別構想や地域別構想など、庁内会議の職員の協力を得て策定したものでございます。令和元年12月からは役場内の11課局へのヒアリングを実施させていただきました。翌年2月からは農業団体、観光団体、商工団体へのヒアリングを実施させていただきました。令和2年4月からは、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、一時作業が中断いたしました。6月から改めて庁内会議を開催させていただきました。7月には都市計画審議会委員への意見書照会を行いました。9月に第1回都市計画審議会の開催をした後、9月26日に北部、中部、南部、3か所における地域懇談会を開催させていただきました。審議会委員様のご助言を受けて、より多くの意見をいただくため、10月にパネル展示による町民意見の収集を実施し、コロナ禍における暮らしのアンケートも実施させていただいたところでございます。

これらを踏まえ、修正等を行い、庁内会議における検討を経て、11月に都市計画審

議会にてご審議いただきました。12月にはパブリックコメントを実施させていただきました。参考資料ナンバー2を御覧いただきたいと思います。パブリックコメントは12月1日から21日まで実施させていただき、6名の方から53件のご意見をいただきました。素案を修正したもの15件、既に素案で対応しているもの13件、今後事業実施の参考とするもの5件、意見として伺ったもの15件、具体的な要望、質問等のもの10件でございました。パブリックコメントと同時にヒアリングを実施させていただいた各種団体様にも意見照会を行いました。その後、御存知のとおり1月に学校適正規模等推進事業について見直しを行うこととなり、第6次嵐山町総合振興計画の策定が一時延期され、修正することになりましたので、本計画は総合振興計画に即するものであるため、同様に延期することとさせていただきます。第6次嵐山町総合振興計画の修正が整ったことに伴い、本計画も該当部分の修正を行いました。4月23日に都市計画審議会の審議を受け、同日町長に答申していただきました。答申書は参考資料ナンバー1の9ページのとおりでございます。

それでは、別紙、第2次嵐山町都市計画マスタープラン（案）を御覧いただきたいと思います。表紙を開いていただき、目次でございます。本計画は第1章「総論」から第5章「計画の実現のために」まで5章で構成させていただいております。

第1章では、「1 計画策定の趣旨」として、都市計画マスタープランの説明や位置づけ、目的、期間を、「2 現状と課題」では基本課題の抽出を行いました。

第2章は、全体構想でございます。「1 将来都市像と基本目標」、「2 将来の嵐山町の姿」で、将来人口と将来都市構造、「3 将来の暮らしのイメージ」を表しました。

第3章は、分野別構想でございます。「1 土地利用」、「2 道路・交通体系」、「3 居住環境」、「4 水と緑の環境」、「5 まちなみ・景観」の各分野において基本的な考え方を示し、基本方針を定めております。

第4章は、地域別構想です。町を北部地域、中部地域、南部地域に分け、それぞれ地域の現状、地域の主な課題、基本的な考え方、地域の基本方針を定めておるところでございます。

第5章は、計画の実現のためとし、連携と協働による取組、計画の推進と見直しについて記述しております。

それでは、1ページを御覧ください。

◎会議時間の延長

○森 一人議長 すみません。おおむね1時間たちました。また、本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめ延長いたします。

○森 一人議長 1時間たちましたので、しっかりと休憩を取らせていただきたいと思います。開始時間を5時10分といたします。

休 憩 午後 4時55分

再 開 午後 5時08分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

引き続き伊藤まちづくり整備課長の細部説明をお願いいたします。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、引き続き説明させていただきます。

それでは、1ページを御覧いただきたいと思います。第1章、総論、1、計画策定の趣旨のうち、都市計画マスタープランについてでございます。本マスタープランの法的根拠につきまして、都市計画法の抜粋等により説明したものになります。

2ページを御覧ください。都市計画法及び都市計画運用指針により、本計画の位置づけを図化したものでございます。本計画は、嵐山町総合振興、ここでは第6次嵐山町総合振興計画及び東松山都市計画区域マスタープランに即したものとなります。

なお、各課局が策定した部門別計画については、連携や整合を図るというものでございます。法にあるとおり、本計画は基本的な方針を定めるものでございます。よって、具体的な事業等は記載しておらず、具体的な事業については、今後の実施事業において明らかにしていくというものでございます。

3ページを御覧ください。本計画策定の目的となります。本計画は町民、事業者、行政が持続可能な将来都市像を共有し、総合力を引き出すまちづくりの方針を定めるものでございます。本計画の期間につきましては、令和3年度を初年度とし、令和22年度までの20年間としております。20年間という期間につきましては、東松山都市計画区域マスタープランの目標年次がおおむね20年後としていること、また都市計画運用指針におきまして都市施設の整備水準の目標をおおむね20年としていることから、本計画におきましても20年とするものでございます。なお、社会情勢の変化や他計画の

変更等により見直しを行うものでございます。

5ページをお開きください。「現状と課題」のうち、「嵐山町の概況」です。町の位置、歴史、沿革などを示したものでございます。

7ページからは、「嵐山町の現状」です。「社会情勢の変化」、「嵐山町の特色」、「嵐山町の社会的構造」をデータ等により検証したものでございます。また、お配りしている参考資料ナンバー1、資料編の1ページから5ページまでの基礎資料も踏まえて、検証させていただきました。

13ページを御覧ください。「社会情勢の変化」、「嵐山町の特色」、「嵐山町の社会的構造」から「ひと」、「くらし」、「かつよう」の3つの視点により基本課題を整理させていただきました。「ひと」の視点による課題は、「まちの基礎である人口の減少」でございます。「くらし」の視点による課題は、「まちの持つ魅力の低下」でございます。「かつよう」の視点による課題は、「土地・建物や地域資源の未利用・未活用」でございます。

15ページからは、第2章、全体構想となります。まず「1 将来都市像と基本目標」のうち、「将来都市像」です。嵐山町は丘陵地であり、東京から約60キロ圏内に位置しております。また、杉山城跡、菅谷館跡、畠山重忠公、木曾義仲公など、豊かな歴史があります。自動車道、国道、県道、鉄道などの交通網も豊かです。歴史的にも交通の要所となっております。この恵まれた「みち」としての立地を生かすこと、さらに暮らしの中でも交わり、交流を大切にし、向上させるように、町民をはじめ様々な人々が「自ら主体」となり、土地利用を行い、それぞれが活躍する持続可能なまちづくりを目指すように将来都市像を定めました。将来都市像は、「自然と萌える路に暮らしが交わるまち」でございます。萌えるという言葉を使った理由としましては、持続的・発展的なまちづくりが20年間に芽生え、活性化することを意味しております。そして、交通の要所であることを象徴し、それらが交わることを表現したものでございます。

16ページを御覧ください。持続可能なまちの実現に向けた基本目標です。3つの基本課題に対し、この将来都市像の実現に向け、基本目標を3つ定めさせていただきました。一つが「ひと」の課題に対し「育つ 人材を育むまちづくり」、「くらし」の課題に対し「集まる ひとに選ばれ集まるまちづくり」、「かつよう」の課題に対し「継ぐ 誘導し継承するまちづくり」という目標を定めたものでございます。

19ページを御覧ください。「2 将来の嵐山町の姿」のうち、「将来人口の見通し」でございます。本計画は嵐山町総合振興計画と整合を図っており、令和22年の目標人口を1万4,620人としたものでございます。

21ページを御覧ください。「将来都市構造の基本的な考え方」でございます。将来都市構造は、目指すべき町の在り方のイメージを表したものでございます。南北に細長い嵐山町の特色や歴史的経過などを考慮し、「都市機能拠点」、「ゾーン」、「都市軸」の3つの要素により構成させていただきました。「都市機能拠点」では、「都市拠点、北部拠点、南部拠点、子育て拠点、産業結節拠点、観光拠点」を定めました。都市拠点は武蔵嵐山駅周辺を、北部拠点は北部交流センター周辺を、南部拠点はB & G海洋センター周辺を、子育て拠点は子育て世代包括支援センター、高齢者の嵐山町包括支援センターがある嵐山町役場周辺を、産業結節拠点は嵐山小川インターチェンジを、観光拠点は嵐山溪谷、都幾川周辺を位置づけさせていただきました。ゾーンにおいては「市街地ゾーン、田園ゾーン、自然保全ゾーン」の3つを定めました。都市軸として、周辺自治体との連携・交流をイメージする「広域連携軸」、町内の拠点の連携・交流をイメージする「拠点連携軸」を定めたものでございます。

23ページを御覧ください。「将来の暮らしのイメージ 20年後の嵐山町」です。こちらは、より分かりやすくするため、「武蔵嵐山駅周辺」、「まちなか」、「田園地域」、「ひと」において、20年後の将来の暮らしのイメージを表したものでございます。あくまでもイメージでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

25ページから、第3章、分野別構想になります。「土地利用」の「基本的な考え方」につきましては、これまで町では市街化区域、市街化調整区域という都市計画に基づく土地利用を図ってまいりました。しかし、人口減少が進み、新たな土地利用も行われにくくなっている背景を踏まえ、バランスの取れた土地利用を図っていくこととしたものでございます。そして、町を都市的地域、田園地域、自然保全地域、さらに市街化調整区域内に土地利用活性エリアの4つに分類し、基本方針を定めさせていただきました。都市的地域の土地利用では、住宅地、商業地、産業地に分け、基本方針を定めています。住宅地では低層低密度を基本とし、良好な居住環境を確保し、また地域の課題がある箇所につきましては、良好な居住空間とするために改善を図るとするものでございます。商業地におきましては、武蔵嵐山駅周辺では町の玄関口として、国道254号沿道では交通利便性を生かし、商業活動に資する土地利用を図るとするも

のでございます。「産業地」では、企業誘致を促進しつつ、住宅地と混在した箇所につきましても周辺環境と調和した土地利用を図るとするものです。田園地域の土地利用につきましても、農村集落、農村・農地に分け、それぞれ基本の方針を定めさせていただきます。森林地域の土地利用につきましても水源の涵養等のために保全しつつ、地域活性化のために資する場合、土地利用も図るとしたものでございます。

27ページの土地利用活性エリアにつきまして説明させていただきます。市街化調整区域内においても、持続的な発展に資する一定規模の土地利用につきまして検討していくエリアを定めさせていただきます。もちろん市街化調整区域でございますので、自然環境の保全を前提に無秩序な市街地拡散を防止しつつも、積極的な土地利用を図るエリアとして位置づけさせていただきます。無秩序な土地利用とならないために、土地利用活性エリアの中におきましても、それぞれの地域特性により誘導を図る方針とさせていただきます。

28ページは、土地利用方針図でございます。

29ページからは、道路・交通体系となります。基本的な考え方では、主要な道路ネットワークを維持しつつ、社会に適応した持続的な移動サービスの構築を図ることとしたものでございます。道路・交通体系においては、道路、公共交通、移動サービスの基本方針を定めています。道路においては、都市計画運用指針の導入を参考に、適切な維持管理や安全対策を推進するなどの基本方針を定めました。公共交通におきましては、鉄道、路線バスに分類し、基本方針を定めています。移動サービスにつきましては、大きな課題となっており、地域状況に応じた対策・検討を行っていくとさせていただきます。

31ページは道路・交通体系方針図となります。

33ページから、3、居住環境となります。基本的な考え方としましては、自然と調和する低層低密度を基本とし、それぞれの地域特性や課題に応じた居住環境の形成・維持を図ることとしております。土地利用の分類と合わせ、都市的地域の居住環境、田園・自然保全地域の居住環境及び上下水道施設、公共施設に加え、減災の推進、防災の向上について分類し、基本方針を定めております。

35ページは水害リスク情報図・土砂災害警戒区域位置図を、36ページには居住環境方針図とし、施設の位置等をお示ししているところでございます。

37ページから、水と緑の環境となります。基本的な考え方は、豊かな緑、美しい河

川など貴重な地域資源を次世代に継承しつつ、地域の活性化に寄与できる環境整備を図ることなどでございます。自然豊かな緑の保全、公園、水と緑のネットワーク、環境に配慮したまちづくりに分類し、基本方針を定めているところでございます。自然豊かな緑の保全の中でも都市的地域、田園地域、自然保全地域に分類し、基本方針を定めております。

39ページが水と緑の環境方針図となります。

41ページからは、まちなみ・景観となります。基本的な考え方につきましては、自然環境や史跡、文化財等の地域資源を次世代に継承するため、保全に努めつつ地域の活性化を図ることなどとしております。都市的地域の景観、田園地域の景観、自然保全地域の景観の分野において基本方針を定めております。都市的地域の景観におきましては、武蔵嵐山駅周辺、住宅地、産業地に分け、基本方針を定めております。

42ページがまちなみ・景観方針図となります。

43ページからは第4章、地域別構想となります。今回の計画におきましては、35行政区を基本とし、それを北部地域、中部地域、南部地域の3つの地域とさせていただきます。なお、全体構想、分野別構想により対応している方針につきましては、記載していないものもでございます。

地域別構想の構成でございしますが、各地域におきまして、地域の現状、地域の主な課題、基本的な考え方、地域の基本方針を示し、それに伴う各地域方針図を示しているところでございます。

45ページからは、北部地域の基本地域別構想でございします。地域の現状においては、歴史、地勢、建築物、文化財等、各地域の特徴的な現状を記しました。北部地域におきましては、旧七郷村であり、3本の県道が走り、花見台工業団地が整備され、嵐山小川インターチェンジなどと北部交流センター、嵐山町役場などを示させていただきます。

46ページが地域の主な課題です。北部地域では、農村集落や農村の維持をはじめとした9項目における課題を示させていただきました。

47ページが北部地域の基本的な考え方でございします。緑豊かな魅力ある田園風景に満ちた農村集落の維持、利便性に向向上する土地利用を図るなどとさせていただきます。地域の基本方針では、土地利用の方針、道路・交通体系の方針、居住環境の方針、水と緑の環境の方針、まちなみ・景観の方針という分野別構想の分類によって、

それぞれの方針を定めさせていただいたところでございます。

49ページが北部地域の方針図となります。上段に土地利用等方針を箇条書とし、状況が分かるよう、施設等の写真も掲載させていただきました。また、文化財の位置も示させていただいたところでございます。

51ページからが中部地域の地域別構想です。歴史では菅谷館跡、平沢寺があり、武蔵嵐山駅を中心とした市街地が形成され、むさし台をはじめとする土地区画整理事業等住宅地を配する地域であり、国道などネットワークも充実しているということを示させていただいております。地域の主な課題としましては、増加する市街地の空き家、空き店舗、空き地の活用や流通など9項目を示しました。武蔵嵐山駅を中心とした、にぎわいのある魅力的な空間の形成を図るなどの基本的な考え方を示させていただいたところでございます。

55ページは、中部地域の地域別構想となります。北部地域同様、上段に土地利用方針を箇条書とし、状況が分かるように施設の写真を掲載させていただきました。

57ページからは、南部地域の地域別構想です。地域の現状におきましては、大蔵館跡、鎌形八幡神社などの歴史を有し、県道が2本走り、都幾川沿いには優良農地が広がっていること、槻川、都幾川沿いには豊かな観光資源があることなどを示させていただきました。地域の主な課題では、農村集落や農村の維持、観光拠点をはじめとする観光資源の連携など9項目における課題を示させていただきました。次の基本的な考え方におきましては、歴史ある豊かな自然環境や農村集落を維持し、生活利便性に資する土地利用を図るということにさせていただいたものでございます。61ページは、南部地域方針図となります。これまで同様、上段に土地利用方針を箇条書し、状況が分かるように、写真等も掲載しております。

63ページからは、第5章「計画の実現のために」とし、本計画を実現するための取組方針等を示させたものでございます。「連携と協働による取り組み」の表題の「取り組み」につきましては、動的な意味を含むため、平仮名を含む「取り組み」とさせていただいております。

「連携・協働によるまちづくり」では、町民の役割、事業者の役割、行政の役割を示し、それぞれが自ら主体性に取り組む必要性を記載させていただきました。

「多様な主体のまちづくりへの促進」では、様々な主体の参画のために情報の発信に努めることとさせていただきました。

64ページは、「計画の推進と見直し」です。「計画の推進」では、本計画を推進するために都市計画に関する制度を有効に活用することを示させていただきました。

「立地適正化計画への取組」では、現在国が強力に進めています立地適正化計画につきましても策定を検討していくことを記載させていただきました。

「計画の進捗と見直し」でございます。今回、本計画を作成するに当たり、庁内会議を編成させていただきました。本会議におきましては、計画を策定するだけでなく、進捗管理も行うこととしており、検証を行っていきます。また、検証結果につきましては、都市計画審議会が開催された時期に合わせ報告、公表することとするものでございます。

なお、誠に申し訳ございませんが、誤字・誤植につきましては製本時に修正を行わせていただきたく、ご了承ください。

また、製本におきましては、本計画に写真や地域別懇談会における発言等のメモを掲載する予定となっております。

本計画は、都市計画法の規定に基づく、あくまでも基本的な方針を定めたものでございます。「自然と萌える路に暮らしが交わるまち」を将来都市像とし、嵐山町が、これからも持続性があり、より魅力的なまちとなるよう希望を込め、策定させていただきました。

以上、議案説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

◎延会の宣告

○森 一人議長 お諮りいたします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会いたしたいと思えます。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本日はこれにて延会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 5時25分)

令和3年第2回嵐山町議会定例会

議事日程（第6号）

6月18日（金）午前10時開議

- 日程第 1 議案第36号 第2次嵐山町都市計画マスタープランを策定することについて
- 日程第 2 議案第37号 町道路線を廃止することについて（公共用地払下申請）
- 日程第 3 請願第 1号 再生可能エネルギーの割合を高めるエネルギー基本計画の改定に関する請願
- 日程第 4 発委第 2号 エネルギー基本計画の改定に関する意見書の提出について
- 日程第 5 発委第 1号 嵐山町議会会議規則の一部を改正する規則の提出について
- 日程第 6 閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について
- 日程第 7 発議第 5号 県内農産物・地域経済・消費者の食を守る条例制定を求める意見書の提出について
- 日程第 8 発議第 6号 女子差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出について
- 日程第 9 発議第 7号 東京五輪の開催中止を求める意見書の提出について

○出席議員（12名）

1番	小林	智	議員	2番	山田	良秋	議員
3番	狩守	勝義	議員	4番	藤野	和美	議員
6番	大野	敏行	議員	7番	畠山	美幸	議員
8番	長島	邦夫	議員	9番	青柳	賢治	議員
10番	川口	浩史	議員	11番	松本	美子	議員
12番	渋谷	登美子	議員	13番	森	一人	議員

○欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	菅	原	浩	行
書	記	安	在	洋	子

○説明のための出席者

佐久間	孝光	町	長
高橋	兼次	副町	長
福嶋	啓太	技	監
青木	務	参事兼総務課	長
馬橋	透	地域支援課	長
村田	朗	税務課	長
高橋	喜代美	町民課	長
前田	宗利	福祉課	長
萩原	政則	健康いきいき課	長
近藤	久代	長寿生きがい課	長
藤原	実	環境課	長
杉田	哲男	農政課	長
藤永	政昭	企業支援課	長
伊藤	恵一郎	まちづくり整備課	長
清水	延昭	上下水道課	長

田	畑		修	会計管理者兼会計課長
奥	田	定	男	教 育 長
村	上	伸	二	教育委員会事務局長
杉	田	哲	男	農業委員会事務局長 農政課長兼務

◎開議の宣告

○森 一人議長 皆さん、おはようございます。第2回定例会にご参集いただきまして、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は全員であります。よって、令和3年第2回嵐山町議会定例会第15日は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

これより議事に入ります。

(午前 9時59分)

◎諸般の報告

○森 一人議長 ここで報告をいたします。

本日の議事日程は、お手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

◎議案第36号の質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第1、議案第36号 第2次嵐山町都市計画マスタープランを策定することについての件を議題といたします。

提案説明及び細部説明まで終わっておりますので、質疑から行います。どうぞ。

第2番、山田良秋議員。

○2番(山田良秋議員) それでは、1点だけ質問させていただきます。

嵐山町都市計画マスタープランは、都市計画法18条の2により策定が義務づけられたものです。義務規定です。昨日、課長さんから説明聞いたり、また家でもちょっと目を通したりしました。そこで、このマスタープランの方針は、町は住民の意向を反映しながら、独自に創意工夫を凝らし定めるものとあります。この嵐山町都市計画マスタープランの構成は、道路・交通、住居、環境、景観、地域別状況等々網羅されています。また、嵐山町にある独自の特徴、谷津田や杉山城の保全、それから嵐山溪谷についても触れられています。よいと思います。

そこで質問ですが、このマスタープランの中で独自に創意工夫を凝らした売り物、ポイントという質問です。主担当である課長さんに質問させていただきたいと思えます。特に売り物はどこにあるのかということです。マスタープラン全体ということで

も結構です。あるいは、この部分であるという項目のお示しでも結構です。よろしく
お願いします。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

都市計画マスタープランにつきましては、嵐山町の創意工夫もございますけれども、
先ほど申し上げました、こちらの法律にありますとおり、東松山都市計画区域マスタ
ープランに即すということが大前提になっておりますので、それに即したプランとな
っておりますので、大きな東松山都市計画区域マスタープラン、その嵐山町都市計画
マスタープランの上位です。東松山都市計画区域の中でつくっているマスタープラン
に即すということがございますので、その中のプランということで、それからかけ離
れた内容というのは書けないというふうになっておるところでございます。

ただ、嵐山町の特徴というのを書きながら作成させていただきましたが、地形的に
も南北に細長い地形であること、または将来都市像にもありましたとおり、交通の結
節点、要所があるという、その特徴を最大限に生かし土地利用を図っていきたい、こ
れが一番の特色かなというふうには思っているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 17ページ、デジタル化、この基本目標2というところでは
れども、多様な働き方と暮らしのワーク・ライフ・バランス、このコロナ禍であって
も、このコロナの後でも大変な重要な働き方といますか、求められておりまして、
よくこの中に入れ込んでくださったなと思います。

それで、これに関連して、それぞれの北部、中部、南部のところを見ますと、情報
通信とか、そういったようなものの例えば49ページでいきますと、深谷嵐山線沿道に
情報通信・研究・農業等の先端的な施設の誘導とあります。それから、さらに中部地
区に行きましても、菅谷寄居沿道、ここにも情報通信・研究・農業等の先端的な施設
の誘導と、南部のほうはこれに相当するものはちょっと見当たらなかったのですけれ
ども、この辺をしっかりと位置づけてつくっていくということが大事かなと思ってい

ますが、具体的にはどういったような、ある程度東松山計画の中にあるわけでしょうけれども、想定できるものなのでしょうか。

それと、もう一点あります。それと、あと嵐山の駅の周辺のことなのですが、これは41ページに都市的地域の景観という中に武蔵嵐山駅周辺のことがうたわれておりますけれども、一般的には建築確認的には低層低密度ということで制限があるわけですが、この辺のところについては、ある程度構想的、いわゆる多目的といいますか、多角的、密度の高いような利用ですか、そういったようなことも含まれているのかということについていかがなのかお聞きしたいと思います。

以上、2点です。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、順次説明させていただきたいと思います。

こちらの基本構想にありますデジタル化やテレワークやICT関連のまちづくりというのは、町の全体的な方向性です。先ほど基本課題にあった、ひとに選ばれるまちづくりをしていくためには、今後IT化に対応したまちづくりでないといけないのではないかと基本的な目標を定めてやっていくということを今回書かせていただきました。

こちらの土地利用につきましては、あくまでも基本的には全体的にやっていくということですので、市街化調整、市街化区域の中には、用途によってはそういうものを含めて立地ができます。また、この土地利用活性エリアにつきましては、市街化調整区域であって、基本的には地域抑制をする地域でございしますが、一定規模の都市開発の利用が認められるところについて定めているところでございしますので、それについて情報系の産業を誘致できればなど考え、具体的にどうというものではなくて、そういうのを先端的な産業を主に立地できるエリアというか、広さが可能ではないかということで選ばせてもらいましたので、これがどうということではありません。先ほどの基本目標については、町全体のことを言っておりますので、ここだけをやっていくというわけではなくて、全体的に基本的には市街化区域の中で用途に合わせた立地ができればなど考えているところでございます。

駅周辺につきましても、今現在は低層低密度というのは、基本的に一低層のところのことを指しております、嵐山町は一低層の面積が非常に広くて、市街化区域の中

でも多くを一低層が占めているというので、低層低密度を基本とするという考えをしております。駅周辺につきましては、商業地域という用途ができますので、用途の中で高さなど合えば、建蔽率、容積率もありますので、その中であればできるかなと思います。ただ、敷地の関係でなかなか難しいものについてはできないかなと思いますけれども、駅の基本的には南部というか、駅西のほうは商業地域という用途が張っておりますので、その辺の中で可能であるというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） よく分かりました。

この計画を20年後に嵐山町をしょって行くような人たちがつくられたと昨日課長の説明いただきまして、ちょっとわくわくするような計画になっているのかなと思います。

それで、駅前がこれから大きく変わっていくことは、もう誰にも明らかでございますので、やはりその辺のところを、意見になってしまって恐縮ですけれども、この町の一番活性化で発展だとかにつながるようなところに結びつけていていただきたいということでお願いいたします。

終わります。

○森 一人議長 ほかに。

しっかり手を挙げてください。畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） まず、ページ数が10ページのところのまず広野2区のところ黄色くなっていて住宅用地となっております。ちょっとこれ整合性が、28ページの地図を見ますと、こちらが農村集落となっております。そして、49ページ、こちら北部のほうの地図になっておりますけれども、既存住宅団地と記されているのですけれども、農村地というところが広野2区の中にあるのか、まずこれは確認なのですけれども、させていただきたいと思います。

それと、すみません、それだけ確認なのですけれども、17ページの「高齢者の買い物や通院等の交通需要や地域で見守る体制等、地域住民、NPOや企業と連携し、持続的な移動サービス等の支援体制の強化を目指します。」とございます。今は、高齢者の方々のタクシー券の配布とかがございまして、ある程度病院、買物とか、そんなに頻繁ではございませんが、行ける体制はつくられておりますが、ここに地域住民、

NPO、企業との連携という言葉が入ってきておりますので、この考え方。それと、先日の総振のときにお話が出ていた、これは将来20年先を見据えているわけですが、その頃には電気自動車というものも出てくるでしょうというお話も出ておりましたけれども、どういうところまで考えているというのか、そういうのを聞いていいのにかちょっと分からないのですけれども、確認しておきたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

まず、最初のご質問でございますけれども、10ページにつきましては、都市計画基礎調査で土地の利用形態を図っている図面でございますので、今土地がどれくらいの利用になっているかというのを色で表したものでございますので、住宅のあるところにつきましては住宅地ですと色がなされているかなというふうに思います。ですから、農地であっても住宅があれば黄色くなっている。もちろん広野2区さんにつきましては住宅が多いので、ずっと黄色くなっているところでございますので、これが平成27年度における土地利用の状態を表しているものでございます。

28ページにつきましては、町の土地利用更新図でございます、農村集落、既存集落の関係は、この色づけをして行っておりますので、以前から広野2区さんは既存集落団地という枠で都市計画というか、開発も行っておりますので、引き続きその位置づけをして、農村集落という中で、市街化調整区域にあっても農村集落の維持を図っていくということで色づけをしているところでございます。

49ページにおきましても、同じような感じで、この場所は基本的には28ページと変わっておらず、既存集落団地という、これまでと同様な開発許可制度を用いた開発を行っていくという色づけをしておりますので、その辺は28と49は同じような考え方をしているところでございます。ただ、10ページにつきましては、あくまでも都市計画基礎調査で行われた土地利用を表したものというふうになるものでございます。

続きまして、移動サービスの関係でございます、17ページの基本目標2のところには課題があって、これからはひとに選ばれるまちづくりにおいては、やはり移動サービスの状況が必要だなというふうに書かせていただいて、様々な可能性を含めて、ここでは書かせていただいたところでございます。移動サービスにつきましては、この次の道路交通体系のほうにも表していただいて、30ページのほうに移動サービスにつ

いては、NPO、企業の連携やICTの活用を踏まえ、地域状況に応じた対策を検討していきますということでございます。今後、自動運転も含めて検討していくという基本的な方針をここでは書かさせていただいているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 答弁漏れです。自動車も。

〔何事か言う人あり〕

○森 一人議長 入っていましたか。

それでは、第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） 自動車の関係は分かりました。

先ほどの農地の農村集落、もともとこの土地利用というのは、農村集落という位置づけのところにたまたま住宅ができたという考え方でいいのですか。ちょっとよく分からないのですけれども。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 町は、基本的に市街化区域と市街化調整区域という都市計画の区分を線引きをもって土地利用を図っているところでございます。基本的にその中でもこの土地利用方針図は、市街化区域に加えて市街化区域の周辺である調整区域も含めて、ここでいうと平沢2区も含めて市街化というふうに、住宅地としてここでは色づけさせていただいています。それ以外のところにつきましては、あくまでも市街化調整区域でございますので、農村の集落とか田園地域というふうに色づけをさせていただきました。その中でも一定規模の集落として、あるところについては農村集落という位置づけをさせていただいてやっていくということでございますので、個々の住宅を造るにつきましては、開発許可という制度があるのですけれども、この色づけについては、この嵐山町の土地を都市的土地利用と田園地域の土地利用というふうな、あとは自然地域の土地利用と、この3つに分けて、それぞれに市街化調整区域であっても一程度の規模、ある程度のまとまりのある集落については、農村集落というふうにまとめたという感じでございますので、そのまとめ方がこのような文言で書かせていただいたというものでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第4番、藤野和美議員。

○4番（藤野和美議員） 私は、23ページ、20年後の嵐山町の中で、田園地域の部分でございませう。20年後こういう形の姿が本当になってくれればいいなと思うのですけれども、その中で一番最後の3項目めですけれども、農家が耕作したり、企業が広大な優良農地で最新機材をとというふうに、そういう記述があるのですけれども、企業が広大な優良農地というのは、どういうちょっとイメージをしているのかなというふうに、お聞かせ願ひませう。

それから、41ページのところで、まちなみ・景観、それから都市的地域の景観の中で、武蔵嵐山駅周辺、ここ駅西口は、歴史・文化的風土を基調とした商業空間とあります。それから、東口のほうは、個性豊かな商業空間ということで、東口と西口のイメージをここでつくっている、別のイメージをここに記入しているわけなのですが、その辺のイメージ、要するに違いをつくった理由等、その辺についてお聞きいたしませう。

2点です。以上です。

○森 一人議長 それでは、答弁を求めませう。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきたいと思ひませう。

23ページにおきましては、暮らしのイメージということであくまでもイメージ、やはり皆さんが、この都市計画マスタープランというのはかなり法律に沿ったものでございませうし、あまりなじみがないのかなというのがありますので、イメージとして、写真のイメージと文言のイメージというふうにさせていただいたところではございませう。

企業が広大な優良農地というのは、基本的には今あるような、例えば例としては南部地域のほうに広大な中に企業さんが最新機械を使った耕作地をやったり、そういうことをイメージしておりますので、どこというわけではなくて、そういうまとまった土地で機械を使ったりした最先端な農業をやって、その農地の保全を図っていくという、そういうイメージを書いたものでございませう。

また、41ページにおきましては、武蔵嵐山駅周辺のイメージというか、基本的な方針ではございませうし、西口は歴史・文化的風土を基調とした商業地域の形成、東口は個性豊かなというふうにさせていただいております。西口につきましては、やっぱり南

側に菅谷館跡があったり、菅谷史跡があったり、歴史的な景観がある地域でございますので、基本的な方針として、そのようなことをやって景観をできたらいいなというので、基本的な方針を書かせていただきました。これは適正がどうのこうのではなくて、町としてはそのような歴史的な景観がございますので、それに基づいた景観ができればいいかなということでございます。

駅西口につきましては、駅東土地区画整理事業を行いまして、現在のむさし台で行っており、区画整理を行った土地で優良な土地区画の形成が行われているかなと思えますので、それにつきましては、駅前におきましても、自由なというか、個性豊かというか、一つ一つの店舗にしても個性豊かなものが並んでいくという、そういうすみ分けをさせた基本的な方針を書かさせていただいたということでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 大野さんのどんなあれか分からないけれども、全部私がチェックしているのをやっていいですか。

〔「どうぞ、どうぞ」と言う人あり〕

○12番（渋谷登美子議員） ごめんなさい。まず、41ページなのですが、最終行になると思うのですけれども、これはあらっと思ったものなのですが、自然保全地域の景観として、景観法の活用や景観条例等の制定を検討していきますとなっていますが、これはいつぐらいになっていくのか、景観条例というのはどこら辺の担当が行うのか、まちづくり整備課になってくるのか、環境課になってくるのか、ここのところをある程度知りたいなと思います。

その次に、47ページと49ページなのですが、47ページのほうに自然環境を保全しつつ、嵐山小川 I C の恵まれた広域的な交通ネットワークを活かした先端的な産業施設を誘導し、企業誘致を促進するというふうになっていて、49ページの地図があるわけですが、物流施設・工業施設の誘導となっています。これ具体的に、かなり広い面積がここでは出ているのですけれども、この図では、どの程度の面積を指しているのか伺いたいと思います。

次に、54ページですけれども、水と緑の環境方針の中ですけれども、「住宅地は、嵐山町の緑を豊かにする条例に基づき、緑を豊かにする取組を推進します」となって

います。これは、具体的な政策というのはどんな形になっていくのか伺いたいと思います。

今度、地区計画のほうで58ページになっていきますが、鎌形地区の産業地の土地利用として、「産業地として土地利用を推進する必要があります」となっています。この産業とは何を指しているのか伺いたいと思います。

61ページに鎌形地区の産業地というのが出ているのですが、この産業地は、あそこはすぐ分かるのですけれども、どこかというのは分かるのですけれども、具体的にはこれは新たな産業地とするということは、何か企業を誘致するとか、そういうふうな形でやっているのか伺いたいと思います。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきたいと思います。

41ページにある景観法の活用や景観条例の制定ということでございます。今、景観法、景観関係の部署というのは嵐山町に明確にはないのですけれども、県では田園都市づくり課というのが県で策定しておりまして、情報的にはまちづくり整備課が来ておりますので、今後景観法、ちょっとこれはあくまでも基本的な方針でございますので、いつやるとか、いつやるとか明確ではないのですけれども、景観関係のことをやる場合は、まちづくり整備課が所管になるというふうに考えているところでございます。

続きまして、47、49ページの土地利用方針図にもありますけれども、嵐山小川インターチェンジの面積でございまして、こちらについては面積は確定しておりません。あくまでもこの辺のゾーンということで、物流、工業系の誘致を図っていくと、これが全部というわけではなくて、この中のエリアを含んでやっていきたいと考えているところでございます。

続きまして、54ページの水と緑の環境の住宅地の関係だと思っております。こちらは、中部地区の方針の中の一部というふうに考えておりまして、緑を豊かにする条例につきましては、その制限というのが、宅地においては、宅地緑化率に制限がございまして、それを守ってやってください、やっていきますよという取組でございまして、あとは緑を豊かにする条例には、いろいろ緑を緑化するというふうな、そういうふう

な基本的な条例としての考え方がありますので、それを守って中部地域はやっていくということでございますので、それは条例のほうで補っていくという方針でございます。

また、58ページの鎌形地区、図面としましては61ページの地域でございます。鎌形地区の土地利用については、大野東松山線沿道と鎌形地区の沿道ということで書かせていただいて、これはちょっと戻ってもらうのですけれども、27ページ、28ページに土地利用活性エリアの考え方を示して、この沿道はどういう考えでありますよというのを書かせていただきました。あくまでもこちらは、何回も言うとおりの、市街化調整区域の中で一定規模の開発ができる候補地という形のエリアでございますので、これが全部そういうふうになっていくというわけではなくて、その中で適地があればこの中を活用していきたいというものでございます。

また、61ページの図面の左下、鎌形地区の産業地につきましては、もう既に長年嵐山町として産業地として色づけをしておるところでございます。引き続きこれにつきましても、第2次都市計画マスタープランにおいても、物流・工業・研究系の土地利用を図ると、そういう位置づけを行っているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 41ページの景観保全条例、既に埼玉県のほうで適地としてなっているのかもしれないのですけれども、嵐山町として景観条例を制定すると守られる保全区域であると思うのです。その部分というのは、ある程度把握されているのか、私はこれがないとやはり自然環境を守れないような状況になっているなというふうに思っているのですけれども、把握されているのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えします。

県内でも景観条例を定めて景観行政団体というのが数多くありまして、それは例えば例でいうと川越市のように蔵造りの町並みを保全していくとか、そういうふうな形で景観条例をつくって、その守るべき地区を指定してやっていくということもございます。もちろん町のほうで今後検討していく中で、こちらの景観を守っていくべきということにつきましては、景観条例をもって景観行政団体になって、こちらの景

観を守っていくというふうな方向性は立てられるかなと思います。ただ、今現在は、基本的な方針としては、そういう方向も考えられるのではないかということで書かせていただきましたけれども、今現在、ここはどう、ここはどうというのはなくて、あくまでも基本的な方針として、今後は町並みとしては景観条例をつくって保全していく方法でやっていきたいというふうなものを書かせていただいたところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第12番、渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 谷津田の保全とか、それから槻川河川のところ、そういったところはもう景観条例として、景観ある程度していくほうが守れるので、景観条例というのはやっぱり必要だなと思うので、私はこれは今の状況を見ると、早めに制定したほうがいいかなと思っているのですけれども、いかがでしょう。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 あくまでもこちらについては、基本的な方針として書かせていただきました。いつやるとかというのはなくて、ただ町としては議員ご指摘のとおり、場所を選定しながら景観条例というのを制定していく方向でいったらいいかということで、ここに書かせていただいたことございまして、議員のご意見も参考に、今後進められるべきところについては進めていきたいと考えているところでございます。

○森 一人議長 ほかに。

第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 1点だけちょっとお尋ねします。

25、26の分野別構想の土地利用の中で、26ページに自然保全地域の土地利用で森林というのがあります。「水源涵養、山地災害防止や動植物の多様な生態系の維持に必要な森林は保全を図ります」ということで、次の28ページに位置図がありまして、グリーンに塗られた森林地域というのがありまして、東武東上線の左側、国道254がバイパスと旧の254と分かれた辺りから平沢地区にかけて森林の保全地域となっております。

この辺がだんだん町外の人を持っている面積が大変多いのですけれども、どのよう

な形の中で、この保全を図っていく計画があるのかお尋ねしたいと思います。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

自然保全地域の土地利用の中で、この基本的な方針を書かせていただいて、図面の中でも議員ご指摘の場所については図っていくというところがございます。都市計画マスタープランは、そもそも基本的な方針を定めるものでございますので、町としてはこちらについては保全を図っていききたいという、そういうメッセージというか、方針を立てたものでございます。ただ、具体的に何ができるかというとなかなか難しいことございまして、町としては基本的な方針としてはこちらを保全していききたい。ただ、規制となってくると、また別の問題になっておりますので、今現在は、こちらの土地利用については、町の基本的な方針としては、こちらを保全地域として、水源涵養や動植物の多様な生態系の維持に必要な保全を図るという、そういう位置づけをしているのみということでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） たまたまここが山林なので、農業者でなくても買える場所ですから、外部で持っている地主さんが売ってしまいたいという、そこを開発か何かされた場合に、それを阻止できるような何か森林保全条例とか、そんなものを町ではつくって入れることは可能なのでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきます。

何回も言って申し訳ないのですがけれども、都市計画マスタープランは、都市計画の基本的な方針を定めているものでございますので、町としては保全を図っていききたいという方針をここで定めさせていただきました。具体的にここでこの土地をどう縛っていくかというのは、また別の条例とか規制が必要です。ただ、それができるかどうかにつきましては、またいろいろ調査をさせていただいて、やっていく必要があるかなと思います。ただ、森林の保全については、埼玉県内でも難しい問題があって、県のほうでも条例をつくったり、いろいろしていると思うのですがけれども、なかなか規

制できないというのが現状でございますので、ハードルはかなり高いかなというふう
に思っています。ただ、何回も言うとおりの、町としては、こちらのエリアについては、
基本的な方針として保全を図っていききたいと、そういう位置づけをさせていただいて
いるところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 ほかに。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 総合振興計画でも申し上げたのですけれども、やはりこれは
必要だと思えますので、また申し上げたいと思います。

29ページの補助幹線道路、このグレーの網かけの中の、ここに「国県道と連結する
主要道路と位置づけるとともに、歩行や自転車等の安全を図るため、適切な維持管理
や安全対策を推進します」と、こうあるのですけれども、総合振興計画のときにも申
し上げましたけれども、自転車と車が一緒に走らなければならないわけです。当然対
向車が来なければ十分な間隔を取って追越しができますけれども、対向車が来たって
追越しがあるわけです。そしたら、自転車の安全どうやって守るのか。基本的な方針
を決めるわけです。だから、基本的なところが、ここにどうして自転車通行帯を設置
しますというのを書けないのか伺いたいと思います。

それから、34ページに教育施設ということで、私はこの文言が引っかかっているの
です。上段の町立云々は結構なのですけれども、「また、社会情勢に合わせ、適正規
模・適正配置を検討していく」ということ書いてあるのですけれども、実際は社会情
勢で変わっていくのだと思うのです。ただ、やっぱり教育委員会が書く文章ではな
いのです。教育委員会は、昨日も審議会の設置条例がありましたけれども、教育環境を
整備し、充実した学校教育の実現に資するためということで審議会を設置するわけ
ですから、少なくとも社会情勢なんてところ変わってしまうわけです。それで、適正規
模・適正配置が変わってしまったら、これはまずいわけで、教育環境の整備を資する
必要が出てきたときに適正規模・適正配置を検討していくのだと、こうあるべきだ
と思うのです、基本として。実際は、社会情勢で変わってしまうことはあると思う
のですけれども、ここでは教育委員会の書き方としては、私は間違っていると思う
のですけれども、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

伊藤まちづくり整備課長。

○伊藤恵一郎まちづくり整備課長 それでは、お答えさせていただきたいと思います。

総合振興計画のときにもお話しさせていただきましたけれども、説明させていただきましたし、今回何度もお話しさせていただきますけれども、こちらについては基本的な方針ということで書かせていただきました。歩行者や自転車等の安全を図るといふふうに書かせて、総括的に安全を図ると。具体的に自転車通行道云々かんぬんというのは書いておりません。自転車通行帯につきましては、かなりハードルが高いかなと考えておりますので、総振におきましても路面標示等で対応していきたいと書かせていただいたところでございます。基本的な方針としては、安全を図るといふことでやっていきたいと思います。具体的については、総振でお答えさせていただいたとおり、路面標示等でやらざるを得ないのかなと考えているところでございます。

また、教育施設関係で、こちらに社会情勢等によりというふうに書かせていただきました。都市計画マスタープランはあくまでも都市計画マスタープランということで、上位計画では全くなくて、教育については教育振興基本計画等がありまして、それと連携を図りながらやっていくというものでございます。これについては、都市計画として社会情勢、教育環境も含めた様々な社会情勢を含めて、それによって適正規模を図っていくと、そのみを書かせていただいたところでございますので、教育関係の云々かんぬんにつきましては、別の計画があったり、別の施策があったりしますので、そのほうで補完していくということでございます。あくまでも都市計画マスタープラン上の基本的な方針ということでご理解願いたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○森 一人議長 第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） まず、自転車の関係なのですけれども、自転車の安全を当面は現状で安全対策していかなければならないです。20年の計画でしょう。20年先に至っても、自転車通行帯、自転車に乗っている方の安全を基本的に守る方針がないのようになってしまうわけです。簡単に設置できるなんて私も思っていないです。だけれども、方針としてはあっていいのではないですか。というか、なければいけないのではないのですか、町の方針として。課長もう駄目ですよ、また同じ答弁してしまいますので。これはちょっと町長、副町長、基本的な方針だということであるのですから、

20年先の中では方針として持っていこうと、そのぐらいの位置づけはしていくべきだ
と思うのですけれども、いかがでしょうか。

それから、教育の関係なのですけれども、確かにここはマスタープランのところだ
すから、そういうお考えになるのでしょうかけれども、そうすると整合性というのが大
事なわけです。先ほど申し上げましたように、この学校再編の関係では、教育環境を
整備しということで載っているわけです。こっちでは社会情勢だということで書いて
あると。整合性がこれで取れているのかということ考えると、やっぱり取れてはい
ないのではないかと疑問を持たざるを得ないのです。これもちょっと課長ではもう難
しいので、教育長のご判断でやっぱりこれはまずいなとご判断いただいて、昨日の書
き出しのようなことで書いていただけないでしょうか、いかがでしょうか。

○森 一人議長 答弁を求めます。

高橋副町長。

○高橋兼次副町長 それでは、自転車道の関係について、私のほうからお答え申し上げ
たいと思います。

自転車道については、道路構造令からいってかなり厳しい条件になっております。
したがって、今の嵐山の市街化区域等の情勢を考えていくと、構造令にのっとった自
転車道を設置するというのは非常に難しいのかなというふうには思っております。した
がって、今課長が答えましたように、ただ、そうはいつでもどうやって安全を守るか
という、やっぱり路面標示、これに集中していかざるを得ないのかなというふう
に思っております。それについても今後具体的にどこの道路についてはその路面標示
が可能なかの、特に通学道等を中心に、どうやったらその辺ができるのかというの
は、できるだけ早く考えていきたいなというふうには思っております。ただ理想的
には今言うようなこともあるわけですが、ただ現実的には非常に難しいという
ことで、当面はこの路面標示をどこに設置して、通行する人たちの安全を守っていく
ということに特化をしていきたいなというふうには思っております。

以上です。

○森 一人議長 答弁を求めます。

奥田教育長。

○奥田定男教育長 それでは、私のほうで34ページの件についてお答えを申し上げます。

都市計画マスタープランそのもの、私自身勉強不足で誠に申し訳ありませんが、い

ろいろお聞きするところによると、やはりあくまでも基本的な計画ということで、具体的な施策ということではないということでございますので、教育委員会としてすぐにこの記載について変更を求める考えはございません。

以上です。よろしくお願いいたします。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「はい、討論」と言う人あり〕

○森 一人議長 ほかにございますか。

それでは、第12番議員、渋谷登美子議員、反対討論をどうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） この都市計画マスタープランのパブリックコメントによって一定程度の変更があり、そのことについては感謝しています。ところが、一方、この計画では、気候変動による地球や日本の影響を抑止することが方向が出ていません。地方から気候変動を防いでいこうという政策が見えてこないのです。

日本の海水面は、30年前に比べて8.5センチ以上上昇しています。そして、この中間年の2030年には日本の海水面は7.5センチ上昇して、影響を受ける人は600万人から700万人と予測されています。この計画が終わる2040年のところは分からないのですが、本都市計画マスタープランでは気候変動を抑止することができず進めていきます。土地利用計画では、緑を増やす計画は僅かです。土地利用計画において利用できる場所は開発していこうという政策が見え隠れしています。

嵐山町の職員数は、類似団体と比較しても少ないことが分かっています。人間には手は2本しかないのですが、今でも手の4本分の仕事をせざるを得ない状況です。その上に都市計画マスタープランでは、さらにできるところは20年後までに開発を進めるといふ土地利用計画ですから、職員の手は5本くらい必要になってきます。職員数、財政規模を考えると、福祉、環境、教育等のバランスがますます悪くなってくるのが推測でき、本都市計画マスタープランには反対せざるを得ません。

以上です。

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより議案第36号 第2次嵐山町都市計画マスタープランを策定することについて

ての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手多数]

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第37号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第2、議案第37号 町道路線を廃止することについて（公共用地
払下申請）。

本件につきましては、さきに総務経済常任委員会に付託してありますので、委員長
より審査経過並びに審査結果の報告を求めます。

青柳総務経済常任委員長。

○青柳賢治総務経済常任委員長 議長の指名いただきましたので、報告をさせていただきます。

本議会におきまして、総務経済常任委員会に付託を受けました議案第37号 町道路
線を廃止することについて（公共用地払下申請）の審査経過及び結果をご報告申し上
げます。

本委員会は、6月8日午前10時から開会、当日は説明員として伊藤まちづくり整備
課長に出席を求め、説明を受けました。説明後、直ちに現地調査を行い、帰庁後、質
疑、採決という日程で審査を進めました。

審査経過についてでございます。議案第37号 町道路線を廃止することについて（公
共用地払下申請）の件は、町道鎌形110号線、延長138.00、幅員1.70から1.84メー
トル、町道鎌形112号線、延長90.76メートル、幅員1.72メートルから1.86メートル、町
道鎌形393号線、延長79.66メートル、幅員1.99メートルから2.03メートルの3路線で、
重複した路線も含めて廃止をするものでございます。

ときがわ町に在住いたします企業が、本道路を含めまして一体的に資材置場等とし
て利用する計画によります払下げ申請が令和3年4月に提出をされました。この道路
を接道といたします権利者がいなくなりますので、払下げを行うものであるというこ
とでございます。

帰庁後の質疑といたしましては、この中に水路があるのですが、その管理と付け替

え工事についてはどうなのだろうという質疑がありまして、事業者と農政課とが協議することになる。さらには、水路付け替え工事については、原因者負担となるということでございました。

以上、質疑の終了後、説明員にご退出いただきまして、採決に移りました。

採決の結果、全員賛成によりまして、議案第37号を原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、総務経済常任委員会からの付託議案審査報告を終わります。

○森 一人議長 委員長報告が終わりましたので、質疑を行います。

第10番、川口浩史議員。

○10番（川口浩史議員） 水路の関係ですけれども、原因者負担というのは、この企業が水路の変更をするということによろしいのでしょうか。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○青柳賢治総務経済常任委員長 そのこの一体的にときがわの在住する企業が購入することでございますので、そこにもう一切の権利の有する人がなくなります。したがって、そこを購入する企業の負担というような形で説明をいただきました。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより採決を行います。議案第37号 町道路線を廃止することについて（公共用地払下申請）の件を採決いたします。

委員長報告は可決すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手全員]

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎請願第1号、発委第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第3、請願第1号 再生可能エネルギーの割合を高めるエネルギー基本計画の改定に関する請願の件を議題といたします。

なお、日程第4、発委第2号 エネルギー基本計画の改定に関する意見書の提出については、本件と関連がございますので、一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、本件と併せて一括議題とすることに決しました。

本件につきましては、文教厚生常任委員会に付託しておりますので、委員長より審査経過並びに審査結果の報告及び発委第2号についての提案説明を求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

○畠山美幸文教厚生常任委員長 議長のご指名がございましたので、報告させていただきます。

6月8日午後1時30分より、請願第1号 再生可能エネルギーの割合を高めるエネルギー基本計画の改定に関する請願の件を審査いたしました。

請願提出者は、西山日輪子様外14名、紹介議員は藤野議員、説明員に江口様、野原様が出席されました。

請願の趣旨でございますけれども、請願の趣旨について説明を受け、その後、質疑応答を行いました。江口様から説明を受けました。原子力発電を使わないエネルギー政策を考えてほしいというのが趣旨です。

1986年のチェルノブイリの原発事故で、8,000キロ離れた場所で栽培していた茶葉、お茶っばです。が、セシウム汚染によって廃棄する事案があった。国では食品の放射能基準が370ベクレルであるが、生活クラブではその基準の10分の1の37ベクレルに基準を定めました。

その後、2011年に福島原発事故があり、放射能は食べ物だけでなく、エネルギーそのものを考え直さなければならぬと気づきました。

2013年に生活クラブではエネルギー施策に取り組み、現在62か所で太陽光、風力、バイオマスなど、2019年度で7,930万kWhを1万6,000軒が使用しています。生活クラブの中で実現目標が60%達成できているので、国もできると思い、請願を出しましたとのことです。

原発を20年稼働した場合、共生していく再稼働エネルギーをお願いしたいとの趣旨説明がありました。

藤野議員からは、自然環境を守って共生していかないと環境破壊につながっていく、再生エネルギーにおいて、国ではしっかりルールをつくっていくことが大事なので、こちらを出させていただくという説明がございました。

その後、質疑を行いました。質問、請願にあります2の2030年までに60%とあるが、これが気になりますと、日本の地形を考えると供給できるのでしょうかという質問がございました。

答え、国は原発中心で来ている。エネルギーの自給率はパネル以外も考えられる。また、パネルを工場の屋根や新築の家の屋根に設置したりしてリスクの分散も必要、発想の転換が大事だと思うという答えでした。

質問、コストが高くなるのではないですかという質問に対して、答えが、東電と同じできています。原発は見えないところで運搬費や地域への補助金が出ている。

質問、生活クラブの60%の実績値はすごい。どのようにしたのか。

答え、デリバリーセンターの屋根や広い休耕地にパネルを造ったり、風の強いところに風力発電を設置している。

質問、どの分野を増やせば60%の目標を目指せますか。

答え、地域分散が必要。その地域に合った発電を考えて補助金をもらうのがよいのではないかと考える。設置するための補助金です。

質問、費用対効果について。

答え、生活クラブとしては自前のエネルギーは成り立っている。原発はコストが安いと言われてきたが、実は賠償コストがかかっている。地元で使う電力は地元でつくるほうが送電コストを考えると安いというような質疑を行った後、説明員には退出していただき、議員同士の意見交換をしました。

説明を聞いて、安定供給はまだ先の話ですが、できるかと思いますので賛成します。安定供給については、比企管内であれば太陽光、バイオマスでできる。海岸線は風力と波力発電がある。安定的なものができると専門家は言っている。原発は廃炉にお金がかかる。安心して電気をつくる仕組みが必要と思うので賛成。国の政策で費用対効果の面からよく判断できないので賛成できません。日本の再生エネルギーは目標値の設定が低いために電力業界への参入が遅れている。地熱、地力、波動、風力発電に事

業者が参入してこない理由になっている。60%に近づけるには自分自身が説明できることが必要。環境大臣には、太陽光発電が有力視されるそのほかに地熱発電もあり、国立公園などに候補地が集中しており、今後法整備が必要であると言っているから賛成というようなご意見が出て、採決をして、その結果がこちらにあります採択すべきものという結果になりました。

以上、報告を申し上げます。

○森 一人議長 委員長、発委第2号の提案説明までお願いしたいと思います。

〔「意見書を」と言う人あり〕

○森 一人議長 意見書の提案説明までお願いしたいと思います。

○畠山美幸文教厚生常任委員長 意見書を読むのですか。

○森 一人議長 はい、形式どおりに。

○畠山美幸文教厚生常任委員長 はい、そうしましたら

発委第2号

令和3年6月17日

嵐山町議会議長 森 一人様

提出者 嵐山町議会文教厚生常任委員会

委員長 畠山 美幸

エネルギー基本計画の改定に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

提案理由

令和3年6月4日に本委員会に付託された、「再生可能エネルギーの割合を高めるエネルギー基本計画の改定に関する請願」について、令和3年6月8日に審査した結果、「採択すべきもの」と決定し、決定に基づき意見書を提出するものと決しました。

よって、本意見書を提出するものです。

エネルギー基本計画の改定に関する意見書（案）

未来を見据えたとき、子供たちのために、この地球環境を守っていかなければならない。

私たちが生み出す温室効果ガスが原因の気候変動が地球環境に影響し、人類の持続可能性までも危うくしていると言われている。温室効果ガスを大量に排出する石炭火力発電を温存する政策は、持続可能な脱炭素社会に逆行するものである。

また、2021年3月には東京電力福島第一原子力発電所事故から10年の節目を迎えた。廃炉の見通しもいまだ立たず、汚染水の処理もできないまま海洋放出が閣議決定された。暮らしを奪われたままの方もたくさんいる。原子力発電は大きなリスクを抱えるものであり、廃止すべきである。

温室効果ガスを減らす最も有効な手段は、まずは省エネ、そしてエネルギーの効率化と再生可能エネルギーの導入拡大である。地域の自然環境・生活環境や生態系への影響を配慮し、環境に負荷をできるだけ与えない発電システムを慎重に選択し導入することがとても大切だと考える。

基本計画における2030年のエネルギーミックスをどのように計画するのが、地球環境を守るための重要な鍵であると考えている。子供たちのため、この地球環境を守るため、下記のことを強く要望する。

記

1 脱炭素社会に向けて、環境負荷の少ない再生可能エネルギーを推進する政策への転換を早急にすすめること。

2 次期エネルギー基本計画で、2030年度の再生可能エネルギー電力目標を60%以上、2050年度は100%とすること。

3 リスクを抱える原子力発電は廃止し、石炭火力発電は段階的に2050年までに廃止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月17日

埼玉県比企郡嵐山町議会議長 森 一人

提出先は、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長、経済産業大臣、総務大臣、環境大臣。

以上です。

○森 一人議長 会議の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。

再開時間を11時15分と……

○畠山美幸文教厚生常任委員長 本当だ。17日になってしまった。日付が18日でした、本日。

〔「17日に出されているだけで」と言う人あり〕

○森 一人議長 うん。出した日が17日であれば結構でございます。

○畠山美幸文教厚生常任委員長 いいのだって。

○森 一人議長 それでは、15分まで休憩といたします。

休 憩 午前11時00分

再 開 午前11時15分

○森 一人議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

委員長の報告及び提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） まず、委員長の報告の中にありました、この賛成をするという方の方の意見の中に、将来できることだろうからいいだろうというような報告がありました。その辺のところは、言っている意味というのは反対、賛成ということよりも、むしろこの意見書が上がってきている趣旨、そういったことは理解できたよというようなことで捉えられないものなのですか。どういうふうにその辺は解釈されていたのですか。

それともう一点、この生協さんの出されているのは、私もよく意味は理解しますが、実際にその審議、それからその質疑の中で、今実際に日本の現状がどういふふうにあるのかというようなことについての説明なり、委員の中で質疑はされたのですか。

そして、今資源エネルギー庁がまさに2050年のカーボンニュートラルを見据えて審議をしているわけです。その中には何と何と何が入っているかということ委員会の中で出されたのですか。

3点お尋ねします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

○畠山美幸文教厚生常任委員長 まず、1点目のところが、安定供給ができるから賛成ですということかな。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸文教厚生常任委員長 将来できること、私どこに……

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸文教厚生常任委員長 どこに私将来って書いたっけ。将来とは書いていなく

て……

○森 一人議長 一度、改めてまた、その点につきましてもう一回質疑、その点を。

〔何事か言う人あり〕

○森 一人議長 青柳議員からもう一度、その点だけ質疑を重ねてください。

○9番（青柳賢治議員） ちょっと私もメモっていませんでしたけれども、委員長が賛成、反対の意見を述べられましたよね、委員会の中で。その中で、この先々可能といえますか、できることだから賛成をしますというような言葉があったような気がするのです。それがなければいい結構です。それについては、それで賛成と、意味が分かったという言葉と違うということでもいいのかどうかということです。

○森 一人議長 それでは、改めて答弁を求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

○畠山美幸文教厚生常任委員長 多分安定供給はまだ先の話ですが、できるかと思えますというところで、賛成ってなされた方がいるのですけれども、生活クラブの方々が説明したときに、自前では60%できているから、まだこれからの日本の仕組みもまだ先のことだけれども、こちらができていたのなら、こういうふうにまねしていけばできるだろうという思いで賛成されたと思うのです。

2点目のところが……

〔「日本の現状について質疑が」と言う人あり〕

○畠山美幸文教厚生常任委員長 日本の現状については、日本の現状は今、だから30%ぐらいが発電、原発を使っていて、あと……

〔「もっと少ない」と言う人あり〕

○畠山美幸文教厚生常任委員長 もっと少ないっけ、20%ぐらいだっけ。

〔何事か言う人あり〕

○畠山美幸文教厚生常任委員長 何かとにかく今は、日本は原発と石炭を中心にやっているという話は出ました。ヨーロッパでは、その部分がどんどん節電をする仕組みがヨーロッパのほうはあって、電力をなるべく使わないような体制をつくっていて、だから日本もまねをして、なるべく電力を使わない生活にしつつ、電力を考えていきたいと思いますというふうな話が出たと思います。

3番目は……

〔「カーボンニュートラル」と言う人あり〕

○畠山美幸文教厚生常任委員長　カーボンニュートラルは意見が出ましたけれども、何で2050年までに石炭をゼロにしなくてはいけないのだろうというところがちょっと心配だという意見が出て、そこは委員の中で、二酸化炭素を多く出してしまう石炭だから、そこはやっぱり温暖化につながることだからやめていきましょうよということだと思いますよという意見が出ました。

○森　一人議長　第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員）　CO₂の排出量というのはあると思うのですけれども、私もこの請願が出されたので、いろいろ調べてみたのです。そうすると、2030年度のエネルギー起源のCO₂の排出量というのは9.27億トンというのです。そして、恐らく生協さんが出されたこの案でいくと、どのくらいの日本が2030年、2050年に排出するかということ、これがまだはっきりしていないのです。その中でこういうふうな採択がされたということは、ちょっとどうなのかなとも思っているところなのですけれども、私が何を言いたいかといいますと、実際に今日本では原子力が、あぁいった3.11の事故が起きたことによって、非常に稼働している基数がもう数基だと思います、恐らく。比率的にも恐らく10%台ぐらいなのかもしれません。ただ、その下がっている部分を何で補っているかという石炭なのです。まさにこれをつないでいる。今、経済界もそれでやっと仕事ができているという現状なのです。その辺のところについては、全く委員会でも触れられなかったものですか。経済のその状況がどうなるかというのを含めて……

〔「自由討議でしていいですか」と言う人あり〕

○森　一人議長　自由討議はまだ実施しておりませんので。

それでは、答弁を求めます。

畠山文教厚生常任委員長。

○畠山美幸文教厚生常任委員長　そのような意見交換はなかったと思いましたが、なかったです。

○森　一人議長　ほかに。

〔発言する人なし〕

○森　一人議長　質疑を終結いたします。

討論を行います。

第9番、青柳賢治議員、賛成ですか。

○9番（青柳賢治議員） 反対。

○森 一人議長 反対。ほかにございますか。

○12番（渋谷登美子議員） 賛成します。

○森 一人議長 第12番議員、渋谷登美子議員が賛成。

それでは、第9番、青柳賢治議員の反対討論からどうぞ。

○9番（青柳賢治議員） この改定に関する請願、これは恐らく日本国民全てが持っている思いだと私も同感しているところがございます。ですけれども、今日本の現状は、どういう現状にあるかということが、この認識が少し欠けているのではないのかな。やはり現状は、再生エネルギーと言いつつも、それが過剰に出たことによって、九州電力や四国電力では送電も考えなくてはならなくなってしまふ。実際にできた電気を削ってそれに利用するというふうにもなっているように聞いております。

さらには、今実際に菅首相が2050年のカーボンニュートラルを発表したことによりまして、2030年度のエネルギー起源のCO₂の排出量が9.27億トン、これは既に46%減でございます。これをまださらに高めていかななくてはならない。そうしますと、今エネルギーのベストミックスということを考えますと、ここにはどうしても原子力が入り込まざるを得ないのです。そここのところの現状認識というのは、我々議会議員として大切なことかなと思うところがございます。そうしますと、今の現状の科学力では代替案がないのです。そういうふうなエネルギー庁の説明には載っておりました。

私、その中でそれぞれ諸外国の状況もちょっと見てみましたけれども、ドイツなどは非常にもう先進的に進めましたけれども、原発をゼロにすると進んでいるところがございますが、どうもその再生エネルギーがうまくかみ合っていないような状況になってきて、もう一度そっちへ戻らなくてはならないのではないのかなというような話合いも行われているようでございます。

私、述べるところはこんなところがございますけれども、さらに1点、議員必携に書いてありますことを引用させていただきたいと思います。「請願の採択に当たっては、議員同士の体面とか義理といったものにとらわれず、実現まで相当の期間を要し、困難と認められるものについては不採択と割り切り、総花式に採択することのないよう、慎重であることが最終的には住民の信頼を得ることになると理解すべきである」というふうな必携にうたわれております。

以上、私は今をもちまして、この述べましたところで賛成しかねます。そして、こ

の意見書が嵐山町の議会の意見として出ていくことについても、非常に私は名誉なことではないというふうにも判断させていただきます。

以上です。

○森 一人議長 それでは、第12番、渋谷登美子議員、賛成討論をどうぞ。

○12番（渋谷登美子議員） 私、このような反対討論が出てくるとは思っていなかったので、どのような形で賛成討論をしていくのかなとちょっと考えているのですけれども、まず基本的に気候変動を抑えるために何が必要かということです。気候変動を抑えるためには、今の火力発電をゼロにしないと気候変動が抑えられない。今、先ほども言いましたけれども、既に30年前から8.5%海上の海水面が上がっています。2030年度にもこの状況でいくと7.5センチ上がっていきます。そうすると、60万人から70万人とたしか話したと思うのですけれども、2050年にはもっと上がって、多分かなりの海水ぎりぎりのところにある島国たちは沈没していきます。そのくらい浸水するという形になっています。

なぜ原発が問題かということ、3.11のときのように、もう既に原発自体は破綻しているエネルギーであるにもかかわらず、日本国土全体を放射能汚染させ、そして1986年のチェルノブイリのときには、あそこから離れていても日本でも汚染され、そして目には見えない形ですけれども、女性では乳がんが非常に増えてきた。それが結果として出てきています。放射能汚染では、一番問題だったのは広島、原爆の問題があります。

そういった問題を抜きにして原発をこのまま進めていくことはできず、原発がどんなに安全だとして菅内閣が資源エネルギー庁をつくったとしても、その原発の安全性、それから原発の放射能をどうやって再処分するかということではできていない。それにもかかわらずその原発を進めていくということではできないことで、なぜ石炭火力発電が非常に問題かということ、石炭火力発電はさらに今の2.6倍CO₂を排出する。なので問題で、そうすると気候変動がどんどん進んでいきます。気候変動を進ませないためには、石炭火力、石油火力による発電をやめていくこと、それが一番大切であるので、この次期エネルギー基本計画で2030年度再生エネルギー化の目標を60%以上とする、当然のことです。それは、我が家ではそういうふうな再生可能エネルギーの66%ぐらいのエネルギーでやっていることは自分で分かっていますので、今生活クラブエナジーの電力を使っていますので、そういうふうに分かっています。ほかのところでもそ

ういった人たちが来ていますし、みんなの電力といって市民電力をやっているところは100%再生可能エネルギーです。

問題なのは、このような太陽光発電のパネルがあることで自然が破壊されていく。でも、それは森林破壊ではない。屋根の上とか、そういった形でやっていくと、恐らく東京都の屋根を全部太陽光発電のパネルにすると、その程度のものが得られるというふうになっています。そういうふうな形になっていって、オランダなんかもそうですけれども、そんな形になっていって、それで原発は少なく、なくなってきました。なので、この意見書を不採択して、そしてもし不採択にすること自体が嵐山町議会の常識、それを疑われるものであって、こんな恥ずかしいことはないとは私は考えます。

それぞれの議員の質疑を聞いていましたけれども、1人だけ、あれっと思う方がいらっしました。でも、この方は私はしっかり勉強していないなというふうに感じました。

〔何事か言う人あり〕

○12番（渋谷登美子議員） 悪いのですけれども、そう思いました。

それで、同じことです。青柳さんのおっしゃることと同じで、これを出すと恥ずかしいことだということと同じです。地方議会から、嵐山町議会からこの意見書を出すのが恥ずかしいということが、いかにいけないことかというふうにおっしゃいましたけれども、逆に言えばこの請願を出されて、それをしっかり審議して、それを出さないことのほうが問題があると思いますので、このエネルギー基本計画改定に関わる意見書を提出することに賛成します。

〔「個人攻撃はやめなさいよ」と言う人あり〕

○12番（渋谷登美子議員） だって、個人攻撃やっているではない。

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより請願第1号 再生可能エネルギーの割合を高めるエネルギー基本計画の改定に関する請願について採決いたします。

委員長報告は、採択すべきものであります。委員長報告のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

○12番（渋谷登美子議員） 委員長が反対しているのっておかしい。私、いつも委員長が……

○森 一人議長 少し待ってください。ちゃんと今書記が取っているのです。

○12番（渋谷登美子議員） しょうがないよ。あり得ない。

○森 一人議長 賛成の方の挙手をもう一度。

○12番（渋谷登美子議員） 委員長が反対することはあり得ない。

〔何事か言う人あり〕

○12番（渋谷登美子議員） 驚いた。

〔挙手多数〕

○森 一人議長 挙手多数。

よって、請願第1号は採択すべきものと決まりました。

○12番（渋谷登美子議員） 子宮頸がんのときだって、委員長だったから賛成したのだよ。

○森 一人議長 渋谷議員、静粛をお願いいたします。

次に、発委第2号 エネルギー基本計画の改定に関する意見書の提出についての討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発委第2号 エネルギー基本計画の改定に関する意見書の提出について採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○森 一人議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎発委第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第5、発委第1号 嵐山町議会会議規則の一部を改正する規則の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

川口議会運営委員長。

○川口浩史議会運営委員長 発委第1号について、提案説明を申し上げます。

発委第1号は、嵐山町議会会議規則の一部を改正することについての件です。

全国町村議会議長会が発行する標準町村議会会議規則の一部が改正されたことに伴

い、本規則の一部を改正するものであります。

改正理由及び内容は、議員活動と家庭生活との両立支援策をはじめ、男女の議員が活動しやすい環境整備の一環として、出産、育児、介護など議会への欠席事由を整備するとともに、出産については母性保護の観点から、出産に係る産前産後の欠席期間を規定するものであります。

また、請願手続の簡素化を図るため、議会への請願手続について請願者に一律に求めている押印の義務づけを見直し、署名または記名押印に改めるものであります。

裏面の新旧対照表を御覧ください。

嵐山町議会会議規則の一部を次のように改正するものであります。

第2条は、第1項中「事故」を「公務、傷病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出産補助その他のやむを得ない事由」に改め、第2項中「議員」を「前項の規定にかかわらず、議員」に、「日数を定めて」を「出産予定日の6週間（多児妊娠の場合にあっては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの範囲内において、その期間を明らかにして」に改めるものです。

第89条は、第1項中「、請願者の住所及び氏名」を「及び請願者の住所」に、「名称及び代表者の氏名」を「所在地」に、「押印しなければならない」を「請願者（法人の場合にはその名称を記載し、代表者）が署名又は記名押印にしなければならない」に改めるものであります。

以上で説明を終えさせていただきます。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発委第1号 嵐山町議会会議規則の一部を改正する規則の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手全員〕

○森 一人議長 挙手全員。

よって、本案は可決されました。

◎閉会中の継続調査（所管事務）の申し出について

○森 一人議長 日程第6、閉会中の継続調査の申し出についての件を議題といたします。

お諮りいたします。お手元に配付のとおり、特定事件として調査することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

なお、総務経済常任委員会の特定事件について、その内容から、委員会条例第2条第2項の規定に基づき、所管を超えて調査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○森 一人議長 ご異議なしと認めます。

よって、特定事件として調査することに決しました。

◎発議第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第7、発議第5号 県内農産物・地域経済・消費者の食を守る条例制定を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） それでは、県内農産物・地域経済・消費者の食を守る条例制定についての提案理由をお話しします。

種苗法の改正により、農家の種、苗の購入が高騰し、農業生産物が危機的な状況になっています。県内の農産物、地域経済、消費者の食を守るため、本意見書を提出します。

これなのですけれども、種子法廃止のときに埼玉県内では埼玉県種子条例を制定しました。そのときに、今種子条例を制定していたことで本当に助かっているということが言われています。これは、今日本国内でも種子条例の制定というのが始まっています。今度は種苗法が改定されて、それに代わるものとしてこのようなものを出して

いきます。

読み上げます。

県内農産物・地域経済・消費者の食を守る条例制定を求める意見書

本年4月1日、改定種苗法が施行され、来年4月1日には完結される。農家は埼玉県が開発した種子や苗木を安価に譲り受け、それを自己繁殖して育成し、販売してきた。しかし、農業競争力強化支援法第8条第4項にあるように、県が独自で開発した優良品種を民間企業が望めば譲渡しなければならない。譲渡されると農家は今までのように自己繁殖ができず、種や苗を毎年買わなければならない。価格は企業の言いなりになるおそれが多く、違反すれば10年の懲役、もしくは1,000万円以下の罰金（法人は3億円以下）となる。

農家や地域には代々の品種が受け継がれているが、それらを品種登録するには数百万円から数千万円かかると言われ、品種登録がない場合は権利を主張できず、似た品種が権利を主張すれば、毎年種子代金や苗代金を払う必要がある。地域には歴史があり、代々の農産物がある。県の農産物試験場により長年開発された種や苗の歴史もある。これらは大切な県民の財産である。

コロナ禍と異常気象、家畜ウイルスの蔓延で世界の農産物生産は不安定になっており、国内農産物生産物の価格も上昇しているなか、様々な食料品の値上げもある。埼玉県には農家からの直売所も多く、結果として農産物の値上げになれば、消費者の生活に大きな影響がある。

よって、下記を含む県条例の制定を求める。

記

1、県が開発に携わった種や苗などの育種治験を民間企業に譲渡する場合、県議会の承認を必要とすること

2、県独自で開発した品種に関しては、すでに農家に種苗を提供している場合は自家採種を認めること

3、県ジーンバンクにて県内の優良品種を維持・管理すること

以上、地方自治法99条の規定により意見書を提出する。

令和3年6月17日

提出先、埼玉県理事、埼玉県議会です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） ちょっと質疑をさせていただきます。

私もそんなに詳しいわけではないですけれども、ちょっとここは、しなければならぬという言葉が入っているものですから、確認をしたいと思うのですが、意見書の3段目から始まる「農業競争力強化支援法第8条第4項に当たるのに、県が独自で開発した優良品種を民間企業が望めば譲渡しなければならない」って書いてあるのですが、私はそこまではないというふうに思うのですけれども、本当にこの譲渡しなければならないという権利が発生するのですか。そこのところをちょっとお聞きをします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 農業競争力強化支援法によると、民間事業者が求めればそれを譲渡しなければならない形になっているそうです。

○森 一人議長 第8番、長島邦夫議員。

○8番（長島邦夫議員） 譲渡しなければならないという、そのプロセスというか、基準というのがいかにこの企業側がそういう権利を持っているような感じに読めるのですけれども、そこまでの種の品種を改良するまでのデータですとか、そういう基準のところを言うのではないかなというふうに思うのですけれども、これを見る限りだと、言われたらもうやらなくてはならないのだというふうな、そんな感じに受け取れるような感じがするのですけれども、ちょっとこのところは際どいかなと思うのですが、もう一度お聞きをいたします。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 農業競争力強化支援法ではそのようになっています。際どいとは、逆に言えばどこが際どいのか、どういうことをおっしゃっているのか私は理解できないのですけれども、改正種苗法についてというふうな形をずっと読んでいますと、そういうふうになっているのですけれども。

○森 一人議長 ほかに。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第5号 県内農産物・地域経済・消費者の食を守る条例制定を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第8、発議第6号 女子差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番(渋谷登美子議員) これは12月議会でも出しましたけれども、これについては、どうも皆さんの理解していただけないようですけれども、日本でなぜこんなにジェンダー度が低いかというと、女性の参政権が156か国中146位ですか、そのくらい低いということにあります。それはどうしてかということ、やはり女性のことに關しての理解が、女性差別されているという感覚というのか、センスが女性の中にも少ないし、男性の中にも、女性よりも自分のほうが上だという潜在的な意識が大きいからかなと思いますが、それで提案理由をお話しします。

我が国は、女子差別撤廃条約を批准しましたが、この条約の実効力の保障である選択議定書には批准していません。これは、法律をつくったが法律は守らないことを前提としていることになっています。ですから、建前では女性差別はしていませんよと言いながらも、実際には女性差別をしているというふうな形になっています。ですから、女性差別撤廃条約議定書の選択書の批准を求める本意見書を提出します。

女子差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書

あらゆる分野における女性差別撤廃をうたった「女子差別撤廃条約」(1979年の国連総会で採択、日本の批准は1985年)の実効性を高めるため、同条約の選択議定書が1999年の国連総会で採択された。2021年2月現在、締約国189カ国中114カ国が批准し

ているが、日本はまだ批准していない。政府が女性活躍を推進している一方で、各国における男女格差をはかる「ジェンダー・ギャップ指数2020」によると、日本は156カ国のうち120位である。

選択議定書が批准されれば、条約締約国の個人又は集団が、条約で保障された権利の侵害を女性差別撤廃委員会に直接申し立てをすることができ、委員会が内容を審議し通報者と当事国に「見解」、「勧告」を通知する制度を定めている。委員会の意見や勧告には法的拘束力はないが、国際的基準にたった判断は、日本の女性差別の解消に大きな力となる。

女性差別撤廃条約の締約国は、「女性に対する差別を撤廃する政策を全ての適当な手段により、かつ、遅滞なく追求することに合意」する。国連が定めた国際的な基準の適用を積極的に国内で進めることが、日本の役割りである。

2020年12月閣議決定の第5次男女共同参画基本計画は、「女子差別撤廃条約の積極的遵守等に努める」「女子差別撤廃条約の選択議定書の早期締結について真剣に検討を進める」としている。

よって、嵐山町議会は政府及び国会に対し、女子差別撤廃条約選択議定書の批准を強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するです。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、外務大臣です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第7番、畠山美幸議員。

○7番（畠山美幸議員） こちらに書いてございます選択議定書の法整備、日本での法整備はできているのでしょうか。

○森 一人議長 法整備ができていくということですが、答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 選択議定書は条約なので、日本での法整備とは関係ないです。

○森 一人議長 ほかに。

第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） 渋谷議員、何度か出されていまして、これはかなり政府も慎重に検討しているというようなことで私も聞いているのですけれども、やはりこの問

題になっているところというのは、私が思うなりに、これを批准することによって個人通報制度というものを受け入れなくてはならないというふうに聞いています。ただ、ほかのものの条約はそれがないわけですけれども、なぜその女子差別撤廃条約の議定書だけ、この批准を求めるということになっていくのでしょうか。その辺がちょっと分からないのです。

○12番（渋谷登美子議員） どういう、言っている意味が分からないのですけれども。質疑の意味が分からないです。

○森 一人議長 いま一度、青柳賢治議員、どうぞ。

○9番（青柳賢治議員） 要するに今の日本の政府だと、このほかにもいろいろあるわけでしょう、この個人通報制度を受け入れなくてはならないという条約が。やっぱりそれをある上で、これも女子差別撤廃条約議定書の批准もそういうことなのです。ほかの条約、いろんな批准するものについてはそのままであって、なぜこれだけ意見書を国に上げなくてはならないのかということをお聞きしたいのだよ。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 個人通報制度がほかの条約の中にどこにあるのか伺います、まず。それからではないと答えられません。

○森 一人議長 第9番、青柳賢治議員。

○9番（青柳賢治議員） これは、ちょっと私も調べたところですが、いろいろな拷問等の禁止条約だとか、そういった自由権規約、そういったような条約や規約の中で、この個人通報制度を受け入れることが求められているというふうにかかれてい

るのです、私が調べた中には、
ですから、ほかにもいろんな批准しなくてはならないものがあって、その中に個人通報制度というのがうたわれているわけです。ですから、この部分だけ、なぜ女性差別撤廃条約の議定書だけが意見書として上がってくるのかということがよく分からないのだということをおっしゃっているのです。

○森 一人議長 答弁を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 拷問に対する問題というのは、私はどういう条約があるのか分からないのですけれども、女子差別撤廃条約ではこの個人通報制度があって、選

択議定書の中にはそれが書かれていて、その個人通報制度があったらCEDAWというところが個人通報制度、その個人通報制度というのも最高裁判所を通して、なおかつそれが守られなかったという、差別が撤廃されなかったものに対して個人通報制度でCEDAWというところに持っていくのですけれども、そのCEDAWがやって、今度は国が日本に対して、この問題に対して調査しなさいというふうな形になってきます。

ですから、東京女子医大の差別、かき上げですか、男性の受験生にはかき上げをして、女性はそれよりも低く下げたというのは、今現在、裁判所で争われています。その裁判所で争われた結果、争われて多分それはオーケー、問題があるというふうな形で文部科学省なんかは補助金か何かを下げたり、いろいろなことをしたと思うのです。そういった形で差別の是正がされています。

ところが、そうでない問題というのがやっぱりあって、フィリピンの場合なんかだったら、レイプされてもそれがレイプと認められなかったとか、今回日本で問題になっているのは、13歳の女の子でも合意したらそれはレイプにはならないというふうな問題がありました。それは、別に13歳の子がレイプされていることではなくて、その発言だけだから被害にはならないわけで、裁判にはならないのですけれども、実際にはそういったことがあって、そしてそれが裁判所で争われて、それが結果として、申告してもそれが不当となったら、それを今度は個人通報制度で国連のCEDAWというところに行くのです。CEDAWが調べて、そしてそれをやっていく。そういった問題が日本にはまだいっぱい残っていて、例えば今話されているのは、都立高校は私学の女子校と男子校の定員枠から考えて、そうすると私立の女子校を援助するために子どもの入学定員数の男女差をつくっているわけです、数を。

そういったことが是正されないと、やっぱりそういうふうな形で被害を受けたと思う子どもはそここのところに通報できるとか、そういうふうな問題があって、このところは男女の差別賃金とかいろんな問題があります。それを実際にはできていないので、こういった形で個人通報制度を使って、そして日本の現実的に行われている男女差別を解決していこうとするために個人通報制度があって、特に日本ではそういった問題が大き過ぎて、表面に出てきても、それは男女差別というか、このような議会の中でも女性が12人のうち3人しかいない。そうすると、どうしたって男性の考えることが通っていく。そういうふうな現状があるから、日本では男女差別を是正するため

に個人通報制度を使っていこう、それに批准してほしい、そうすることによって、今の潜在的な男女差別、そういったものを解決していこうとするために、各地からこういった意見書が出てくるし、様々なところから、様々な女性団体からも、これをやってくださいというふうに言っているけれども、国会の中にそもそも男性が多過ぎる。女性は10%ぐらいしかいかないから、それで男女差別の、この日本の男女差別というか、女性差別撤廃条約はうまく機能していかない。だから、これを出していこうという運動があって、何回も何回も出てくるし、そのことが理解できないということ自体のほうが男女差別が進んでいるということの状況を表しているということです。

○森 一人議長 ほかに。

[発言する人なし]

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

[発言する人なし]

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第6号 女子差別撤廃条約選択議定書の批准を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

◎発議第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○森 一人議長 日程第9、発議第7号 東京五輪の開催中止を求める意見書の提出についての件を議題といたします。

提出者から提案説明を求めます。

渋谷登美子議員。

○12番（渋谷登美子議員） 東京五輪の開催中止を求める意見書の提出について、提案理由ですけれども、我が国は現在コロナ感染によって医療崩壊の危機を抱えています。ほとんど戦争状態ともいえる事態になっています。G7では国家主席たちは開催を支援していますが、参加国の国民、メディア、医療関係者は、開催以後のことも含め、

危惧を抱いています。オリンピック協賛スポンサーに読売新聞などのマスコミが含まれており、また、オリンピックテレビ放映権の獲得などもあり、公正な判断・報道が阻まれています。戦争状況時には、オリンピックを中止することが可能となっています。我が国の近未来のことを考え、本意見書を提出します。

では、読み上げます。

東京五輪の開催中止を求める意見書

国際オリンピック委員会（I O C）、国際パラリンピック委員会（I P C）、政府、東京都、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック委員会は、2021年7月23日開催を強行しようとしている。

周知のように東京都のみならず、国内各地、世界各国で新型コロナ感染拡大は止まっていない。昨年末から開始されたワクチン接種も現在でも欧米の一部地域で普及しているにすぎず、感染防止の決定打になっていない。

東京オリンピック・パラリンピックを7月に開催するためには大勢の医療従事者の方、医療施設、医療設備の貴重な資源、その他様々な資源を割く必要があるが、現在の日本にはその余裕がない。外国からの観客を制限したところで、五輪は大規模な人に移動と接触を引き起こし、感染状況が悪化することは予測できる。

ただでさえ、深刻な不足に直面している医療資源を五輪に回すことはコロナ禍で疲弊している医療従事者をさらに苦しめることになる。

すでに国内外での新聞等による世論調査では、五輪中止または延期を求める声が多いことが示されている。

政府や東京都、組織委員会がオリンピック中止の判断や要請をしていないことはあまりにも遅すぎる。東京オリンピック・パラリンピックの今夏開催中止を即刻決断し、I O C、I P C、公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック委員会と協議すること、五輪中止によって利用可能になる各資源を新型コロナ感染拡大を防ぐこと、人々の命と暮らしを守るために向けることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、内閣総理大臣、東京五輪・パラリンピック担当大臣、東京都知事です。

○森 一人議長 提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔発言する人なし〕

○森 一人議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

第6番、大野敏行議員。

○6番（大野敏行議員） 反対討論です。

○森 一人議長 ほかにいますか。

山田良秋議員、反対討論。

それでは、先に第6番、大野敏行議員の反対討論からどうぞ。

○6番（大野敏行議員） 7年前に東京オリンピックの開催が決定した。国民の多くは、おもてなし、おもてなしで大喜びした。まさかコロナウイルスによるパンデミックが全世界に及ぶなど思ってもみなかった。不安が強い国民性としては、中止、中止と叫びたくなる心境も分からなくはない。ただ、オリンピックの開催も中止も権利はI O Cにあり、開催都市の東京にも、J O Cにも、日本国にもないと聞く。

開催を決定するには条件を出したいとも、毎週月曜日の毎日新聞コラムに記事を掲載している山田孝男氏が次のように述べている。オリンピックファミリーと呼ばれる特権階級の人たちがいる。ファミリーの中核は、五輪貴族とその遊び仲間である国家元首、ヨーロッパの王族、各国の外交官、政府高官、スポンサー企業の重役などである。

開催都市契約で、組織委員はファミリーに5つ星または4つ星のホテルのスイートルームを含む1,400室を提供しなければならない。I O C予算上限は、1泊4万4,000円であるが、スイートルームは1泊10万円から数百万円まであり、差額は組織委員会が支払う。

パンデミックは大会の簡素化を促す中、言語、宗教、社会的地位、財産など、あらゆる差別を認めないオリンピック憲章の精神で開催すべきである。

尾身会長が、現状での五輪開催は普通はないと指摘しつつ、強行するなら何のためにやるのか、根拠を示せと投げかけた。感染症流行でも大会を開く意義は、行き過ぎた商業化を改め、オリンピックの原点に立ち返るところにある。この決意を内外へ示すため、オリンピックファミリーの特権を大胆に見直す。資本主義は現在、厳しい変革期にあり、放置すれば国と国、人と人との格差、不平等が広がる。溝を埋め、節度を示すオリンピックにしたい。

日本から国際世論に訴え、変化を促すことはできる。選手たちは、純粋に個人の持てる力を発揮し、メダルに全力投入する。その姿は涙を誘う。

この機会に安全な質素なオリンピックの開催を希望し、中止意見に反対する。

○森 一人議長 続いて、第2番、山田良秋議員、反対討論をどうぞ。

○2番(山田良秋議員) 現在、国を挙げ、オリンピックに向け準備を進めております。埼玉県も同様です。多くの国民、県民、町民、期待しております。心配の中でも期待しております。また、埼玉県内の聖火リレーの実施、6月29日、埼玉県知事が最終判断をします。6月29日でございます。

開催のオリンピックも、最大の注意を払い実施されると思います。やはり姿勢として、最後の最後までまだ諦めないことが私は重要だと思えます。したがって、今の段階でこのようなことは反対します。

以上です。

○森 一人議長 討論を終結いたします。

これより発議第7号 東京五輪の開催中止を求める意見書の提出についての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[挙手少数]

○森 一人議長 挙手少数。

よって、本案は否決されました。

暫時休憩といたします。執行が入ってきますので。

休 憩 午後 零時05分

再 開 午後 零時06分

○森 一人議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

◎町長挨拶

○森 一人議長 これにて本議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

佐久間町長。

○佐久間孝光町長 議長のお許しをいただきましたので、令和3年第2回定例会の閉会に当たりまして、一言御礼の挨拶を申し上げます。

今期定例会は、6月4日に開会され、6月18日の本日まで15日間にわたり極めてご

熱心なご審議を賜り、提出いたしました令和3年度一般会計補正予算をはじめとする諸議案を全て原案のとおり可決、ご承認を賜り、誠にありがとうございました。

また、監査委員の選任につきましても、ご同意を賜り、重ねて御礼申し上げます。

議案審議並びに一般質問等を通じましてご提言のありました諸問題につきましては、十分検討いたしまして対処する所存であります。

このたびの議会では、町の最上位計画である第6次嵐山町総合振興計画並びに都市計画によるまちづくりの基本方針を定める第2次嵐山町都市計画マスタープランという、町にとりまして極めて重要な計画につきまして議決をいただきました。執行部といたしましては、一段と身を引き締め、確実な将来像の実現に向け、一丸となって取り組んでまいりる決意でございます。

また、新型コロナウイルスワクチン接種につきましても、今後も関係各位のご協力の下、順次対象者を拡大し、適切かつ迅速に実施してまいります。

さて、14日には関東地方も梅雨入りしたとのことでございます。議員各位におかれましては、くれぐれも健康にご留意いただき、さらなるご活躍をいただきますようご祈念申し上げます。閉会に当たりましての御礼の挨拶といたします。

誠にありがとうございました。

◎議長挨拶

○森 一人議長 次に、本職からも令和3年第2回嵐山町議会定例会を閉会するに当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

去る6月4日に開会いたしました本定例会も、無事に会期を終えることができました。

新型コロナウイルス感染防止にご協力をいただきながら、第6次総合振興計画をはじめとする重要案件について、真摯に議論を尽くしてこられました議員の皆様のご労苦に衷心より敬意を表しますとともに厚くお礼を申し上げます。特に第6次総合振興計画審査特別委員会におきましては、大野委員長、藤野副委員長には、委員会の慎重なる審査にご尽力をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、佐久間町長をはじめとする執行部の皆様にも議会、委員会運営の際、特段のご理解、ご配慮を賜りましたことを厚くお礼を申し上げます。

結びに、嵐山町の限りない発展と一日も早い新型コロナウイルスの終息を願い、私

の挨拶といたします。

◎閉会の宣告

○森 一人議長 これをもちまして、令和3年第2回嵐山町議会定例会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午後 零時09分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員